

令和5年 第3回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和5年第3回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和5年9月6日(水曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和5年9月6日 午前10時00分

1. 散 会 令和5年9月6日 午後 2時43分

1. 応招議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 橋 本 弘 二 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 村 上 悦 郎 君
総 務 課 長 佐 藤 則 和 君	教 委 事 務 局 長 久 野 由 美 君
政 策 課 長 秋 吉 祥 志 君	産 業 課 長 穴 井 徹 君
情 報 課 長 中 島 高 宏 君	税 務 会 計 課 長 小 野 寿 宏 君
建 設 課 長 小 野 昌 伸 君	町 民 課 長 宮 崎 智 幸 君
建 設 課 審 議 員 長 田 茂 美 君	町 民 課 審 議 員 田 邊 国 昭 君
町 民 課 保 育 園 長 清 高 徳 子 君	代 表 監 査 委 員 古 賀 尚 年 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

4番 児玉智博君

6番 松崎俊一君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を9月6日から9月19日までの14日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 5. 9. 6)

議長（熊谷博行君） おはようございます。

残暑のほうも厳しいですが朝晩は過ごしやすい気候になってきたと思います。しかし昼との気温差が大きい時期でございます。議員の皆様もくれぐれも体調管理なされますようによろしくお願いいたします。私ごとなのですが今月29日で64歳になります。64歳日本の平均余命でいけばあと約20年生きれるか生きれないかは本人次第ですがということです。20年といえば日にちに直せば7千300日。時間に直せば17万5千時間ですが長いようで短いような。考え方には個人差があると思いますが私は決して長いとは思えません。私が以前勤めていた会社の社長の社長がこういうことをよく私たちに言うておりました。20代で汗を流さなければ40代で涙を流す。30代で知恵を出さなければ50代で部下がいなくなる。40代で人脈がなければ60代で仕事なくなる。50代で人望がなければ70代で孤独になる。60代で希望がなければ80代で後悔する。70代で夢があれば90代で歴史に残る。どうでしたか今のお言葉は。皆様90代まで長生きして歴史に名前を残していただきたいと思います。それでは本題に移ります。

令和5年第3回小国町議会定例会を開催する旨、御案内申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。本定例会は決算議会ということもございまして、十分なる審議方、お願い申し上げる次第でございます。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は令和5年第3回小国町議会定例会ということで御多用の中にもかかわりませず、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日から予備日を含めて19日まで長丁場になりますけれども議員の皆様方にはどうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。ただいま議長からお話ございましたけれどもお話を聞きながら私もまだまだだなというふうに感じたところでございます。しっかりこれからも精進させていただきたいと思います。

本日におきましては専決処分事項の承認を求めることについてが1件、税条例の一部を改正する条例についてが1件、公の管理者の指定について、それから本年度の補正予算そして9月議会でございますので決算認定について皆様方に御審議をしていただきたいというふうに思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和5年第3回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（熊谷博行君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

4番 児玉智博君

6番 松崎俊一君

をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る8月31日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日9月6日から9月19日までの14日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月6日から9月19日までの14日間と決定いたしました。

本会議は、本日と14日、15日に開くこととし、もし会期末を待たずに終了したときはそのときに閉会したいと思います。

議長（熊谷博行君） 日程第3、「承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：令和5年度小国町一般会計補正予算（第5号）について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、改めましてよろしくをお願いいたします。

議案集の1ページをお願いいたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年9月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の2ページをお願いいたします。

専決第3号 専決処分書

令和5年度小国町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年8月8日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは、令和5年度小国町一般会計補正予算（第5号）を説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ205万円を補正するものでございます。補正予算書の4ページをよろしく
お願いいたします。歳出としまして9教育費、項の6保健体育費、目1保健体育総務費でござい
ます。18の負担金補助及び交付金の205万円を追加補正させていただいております。これは
小国中学校のホッケー部が男女とも九州大会において優勝されまして岡山県で開催されました全
日本中学校ホッケー選手権大会に出場する経費に対する補助金として205万円を増額したも
のでございます。財源は全て繰越金を充当させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより承認第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：令和5年度小国町一般
会計補正予算（第5号）について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（熊谷博行君） 日程第4、「議案第38号 小国町税特別措置条例の一部を改正する条例に
ついて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集の3ページをお願いいたします。

議案第38号 小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税特別措置条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり提出する。

令和5年9月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い所要の改正を行います。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長が御説明を申し上げます。

議長（熊谷博行君） 傍聴の方で電話をマナーモードにしていない方がいらっしゃいますのでちょっとお時間ございますのでよろしいですか。

税務会計課長（小野寿宏君） おはようございます。

それでは私のほうから御説明させていただきます。関係資料としまして右肩に38と書かれた小国町税特別措置条例の一部を改正する条例及び税務会計課資料（1）の新旧対照表を配付させていただいておりますので御参照ください。それでは御説明させていただきます。

小国町税特別措置条例第3条に規定する固定資産税の課税免除に関して地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律いわゆる地域未来投資促進法と言われますが、第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が令和5年3月31日に改正され適用対象の期限が令和7年3月31日まで2年間延長する措置が講じられたことから小国町税特別措置条例についても所要の改正を行うものです。地域経済牽引事業の所管は政策課になりますので固定資産税の課税免除についてのみ御説明申し上げます。町と県が共同で作成した当該事業の基本計画に対して主務大臣の同意を得た日から令和7年3月31日までの期間内に同計画に適合しますと県知事によって認められた事業者が事業に供するために取得した家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地これには諸要件がございますがに対して課税される固定資産税を3年間課税免除するものであります。なお現時点では当該事情に関連した家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地の取得の予定はないというふう聞いております。なお本条例につきましては公布の日から施行し令和5年4月1日から適用します。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議方よろしく申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより議案第38号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第38号、小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第5、「議案第39号 小国町公の施設の管理者指定について（薬味野菜の里小国）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の4ページをお願いいたします。

議案第39号 小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第244条の2第6項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第9条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

令和5年9月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

1 指定管理の対象となる施設

薬味野菜の里小国

2 指定管理者の名称、代表者及び住所

名 称 社会福祉法人小国町社会福祉協議会

代表者 会長 佐藤 旨人

住 所 阿蘇郡小国町大字宮原1530番地2

3 指定管理の期間

令和5年10月1日から令和8年3月31日まで

提案理由といたしましては、公の施設の指定管理者を指定するためには、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、内容の説明をさせていただきます。

まず総務課資料（1）をお願いいたします。小国町の公の施設の指定管理者制度に係る運用指針を御覧いただけます。3ページをお願いいたします。1 指定管理施設としまして今回指定管理者制度により御審議いただく施設は薬味野菜の里小国でございます。2 指定期間は原則3年となっておりますが今回の指定期間は令和5年10月1日から令和8年3月31日までの2年6か月とさせていただきます。候補者の制定は公募となっております。公募による申請者は1社

で社会福祉法人小国町社会福祉協議会でございます。

以上で、私の説明を終了いたします。引き続き産業課長が説明を申し上げます。

産業課長（穴井 徹君） おはようございます。

それでは、薬味野菜の里の指定管理について説明させていただきます。指定管理者制度の趣旨としまして、公の施設の管理をより効率的・効果的に行うため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。指定期間は先ほど説明もありましたが2年6か月です。他の管理者指定施設と周期終わりを合わせるために令和5年10月1日から令和8年3月31日までとなっております。

以下は総務課資料（2）から抜粋で説明させていただきます。4ページを御覧ください。指定管理者の経営計画です。1計画の概要。薬味野菜の里小国は循環型農業の振興を図るため、地域資源循環型農業の推進拠点施設として農産物を販売する施設を整備しております。これにより農林業振興と生産者の所得向上を促すと共に生産者と消費者を繋ぐ交流施設として設置されております。この設置目的をもとに四つの重点施策が計画されております。

重点施策として、①地域資源循環型農業の推進として、農産物の確保、販路の拡充、精肉部門の創設、総菜部門の拡大が計画されております。②持続可能な店舗にするための黒字化推進策として、福祉サービスと連携していくことで職員人件費を確保する予定です。具体的には障害者の活動拠点就労支援センター陽なたぼっこ（就労継続支援A型事業）で事業化することにより雇用形態は変わりますが現在3名の会計年度任用職員の雇用が継続されます。そして農福連携と6次産業化により第1製品等の販売による手数料増額により就労支援センターで働く施設利用者の人件費等を確保し黒字化が計画されております。③薬味野菜の里小国出荷協議会との連携として、従来どおり生産物の出荷を継続していただくとともに薬味野菜の里小国出荷協議会には出荷規則等の決定等の役割を担っていただく計画になっております。委託販売手数料は現在の10%を維持します。出荷協議会の事務局は従来どおり産業課が行ってまいります。④観光業との連携として、ゆうステーション、けやき広場と隣接している立地条件を有効活用する計画となっております。

3集客力向上と販路拡充対策として、店舗集客力向上として現在17時までの営業となっておりますが令和6年度以降に19時まで延長時間を検討する計画になっております。卸売の販路拡充として小国町社会福祉協議会が行っております配食サービスや移動販売事業の配送機能とも連携して将来的には配達員等の設置も計画されております。

8ページが収支計画となっております。

以上説明しました計画を実施し令和7年度から黒字化の予定となっております。

以上簡単ですが、計画の概要説明を終わらせていただきます。

議長（熊谷博行君） これより議案第39号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

3番（高村祝次君） 3番、高村ですけれども。この薬味野菜の里を造った当時のいきさつというのがほとんど役場の職員の方はわかっているのかなという思いがしております。私がちょっと説明しますと当時製材所が杉の皮を剥いた物を燃やしていたのが燃やされなくなったということで「何かいい方法はないか」というようなことで「それを堆肥にしたらどうか」というようなことで「堆肥場を造ろう」という話で当初何年も掛けて議論されました。議会でもですね。当時は製材所の方も議員としておりましたので。それから「ただの堆肥を作っても駄目だ」ということで食品残渣を利用した堆肥を作ろうということでコンサルタントにお願いしながら堆肥場施設は小さいけれども後々今生ごみと普通のごみが一緒になって阿蘇広域のほうに送られておりますけれどもやはり効率からいったら生ごみと普通のごみは分別すべきだというようなことで当時上勝町とかいろいろ分別をしっかりとってきている町村も見学した経緯がございます。ですからやはりこの前の説明会においては堆肥場は別に町が運営するということでしたけれども、やはり今後町が運営する上においてはやはり当初の計画からこの施設を造った後にSDGsの選定を町が受けたわけですからそのときもいろんな議論をしまいたけれども、やはりもう随分薬味野菜の里の出荷者も高齢化になっております。これが別になりますとこの前も議員の方から質問が出ましたけれども本当に当時設立した意味合いがあるのかなというのは私もしておりますので、やはり社会福祉協会にやるなら全部をやってそして堆肥場も小国町の生ごみを全部集めてやるくらいの考えを持って私はやってもらいたいと思います。ここで収支計算書を見ますと当初令和5年度には210万円ぐらい社会福祉協議会から出すというようなことを書いてありますけれども2年目では150万円ですか。野菜も恐らくだんだん集まってこない。社会福祉協議会で野菜を生産して出荷するような状況になってくるのではないかなというふうに思っております。そこ辺りから当初から大分ずれてきたなというふうに思っております。しっかりそこ辺りの考えはあるのか堆肥舎とその堆肥を使って野菜を栽培するというのは大体基本でございましたのでそういう関連が私は本当にできるかなというふうに思っています。そこ辺りは社会福祉協議会と話ができてちゃんとその堆肥を使って野菜を栽培するようになっているのか答弁をお願いしたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） 先ほど現在社会福祉協議会が行っております配食サービスですが移動販売事業の説明もさせていただきましたが将来的には社会福祉協議会のほうとそういった配食サービスですとか移動販売事業のほうと抱き合わせるというかそういったかたちでまずはちょっと高齢者の方の出荷に対するサービスということで集配のほうも一部は将来的に話していくように考えております。併せて現在食品残渣を町内の事業所のほうから集配しておりますが既存の事業を拡充するかたちで社会福祉協議会と話していきながら食品残渣の収集等につなげてより生ごみのちょっと堆肥舎の施設の規模の問題もありますが将来的にはそういったかたちで今よりできるだけ多くの食品残渣を収集して循環型の堆肥又は農業につなげていきたいと思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 今、陽なたぼっこですか車で売って回っておりますけれどもやはりそういうことは車を利用して人が売れるか売れないか小国町を回る。安くは売れないわけです。高く売らないと採算が合いませんので高く売ります。そうすると果たしてそれが今限られた人が買っていると思いますけれどもそういうことも順調にいくのかなと。始めたばかりで口では立派なことを言いますがやはり今からますます高齢化が進んで福祉協議会も今経営がいいと言いますが私たちが戦後22年、3年、4年、5年の方々が多いわけです。その人たちが今は社協に入れて80歳代の人を見ている。だんだん逆にこの人たちが逆に見ようになると今度は見てやる人たちが果たしているのかなと。果たしてこういうことまで社協が手を出して運営ができるのかなということを私は疑問に思っております。社協になってしまうとそれは町の管轄ではありません。いろんな町民から苦情がきても「町は知りません」「社協になっています」「指定管理になっております」というのが現状ですからそこ辺りもやはりやる以上にはしっかり社協の会長さんも今度変わりましたけれどもやはり役員は変わってきます。職員も担当が変わっていけばそのときの受けた職員も変わってきます。ですから本当の経営者であったらちゃんと根に付いた経営をするわけです。しかし社協とかいうのは一時勤め人です。役場の職員も一緒です。下積みになって課長になって退職になっていけばそれと一緒になくなってしまえば終わったら「もう何も知りません」。個人の経営者ならばちゃんと親から子、孫と継いで経営やっていきますけれどもやはり私は本当に言えばこういうことは出荷協議会とか立ち上げて本当に町民の方が小国の農産物をそして高齢者のために町民のために頑張るぞという逆に言えば商売する方々に指定管理をお願いしたほうが私は将来的に伸びていくのではなからうかなという思いがしておりますけれども、希望者がいなかったというようなことで仕方ありませんけれどもしっかりそこ辺りは町と社会福祉協議会が話し合いをしながら今後をやっていく意思があるのかないのかをお尋ねいたします。

町長（渡邊誠次君） 私のほうから少し答弁させていただきたいと思えます。

私ももちろん社協の皆様とお話を担当も含めて話をさせていただいておりますけれども、一番大事なところは循環型農業の振興を図るために農林業の振興そして生産者の所得向上これをしっかりと考えていただくということを御理解いただいた上で指定管理者になっていただくというのが第1条件でございますので、その部分はしっかりと社協さんのほうに御理解をいただいているというふうに思っております。それから先ほどお話を伺いました堆肥舎の部分でございますけれども、こちらの部分ではなんらか今まで食物残渣を集める範囲も狭うございましたのでちょっと話をしながら少しでも広げられる要素があればまた社協さんにお手伝いをいただきながら町のほうでも率先して広げていって堆肥の部分も何とか収支の部分はなかなか難しいところはあると思いますけれども、それでもやはり生産者の皆さんの所得の向上だったり生きがいがづくりだったりということも前の町長の時代からしっかりと受け継いでおりますのでその部分は重

点的にこれからも社協と話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 今町長は堆肥工場のことを言いましたけれどもやはり当初は試験的にするということですね。本来肥料も高騰しておりますのでその堆肥工場で生産された堆肥を使ったら化学肥料は一切使っていませんというような文句を作りながらやっていくのが最初の私の思いでございます。ですから場所が非常に狭い。ですから作業能率も非常に落ちます。ですから用地は田原共有の土地ですから何十町くらいあそこに面積がありますので造ろうという思えばですね。堆肥工場で黒字を出しているというのはほとんどのところはないと思いますけれども、やはり全国を見て回りますと今堆肥工場では物すごく堆肥が足りないという堆肥工場もあります。ですからそういう食品残渣を利用した堆肥を使って薬味の直販所では野菜を栽培しているという文句をちゃんと作ってやっていただきたいという思いがしておりますので、当初からこのことについて私が携わっておりますのでしっかり今の執行部も町長が今答弁されたように一生懸命頑張ってもらいたいという思いがしております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 少しだけ答弁をさせていただきたいと思います。高村議員も当初からももちろんお話の中に加わっておられるので詳しいことと思いますけれども、SDGsの未来都市としてもこの循環型の農業ということは非常に大事な部分でございます。それに生産者の皆さんの所得向上、生きがい対策こういったところも含めまして出荷者協議会と社協そして町としっかり今後とも考えながらお話をしていきながら広げていきたいなというふうに思っております。なかなかやっぱり堆肥の部分に関しましては議員一番御存じだと思いますけれども採算ベースにはなかなか合わないというところはもう最初からわかっているところでございますけれども、それでもこの意義といいますかこれが非常に循環型農業の一番最初を支える根底にもなっておりますのでその部分でなくすというわけにはいかないというふうに私も思っております。その中でしっかりと町、社協、先ほど言いました出荷者協議会そして今度は住民の皆さんと連携もさせていただきながら何とか食物残渣を集めるそういったところも広げられないかということも含めて考えさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

9番（久野達也君） はい。9番、久野です。

今3番議員から質問等ありまして町長の答弁もお聞かせいただきました。やはり町が施設を保有する当初建設それには物語というかそれまでの歴史背景があつて、そしてそれによってその解決策として施設を整備するそういうような経緯の流れでいったかと思えます。ですから当然循環型農業であったり食物残渣の活用によってごみの減量化であったり様々な効果をあらわす施設と

してこの薬味野菜の里も発展してきましたし、生産者協議会のほうもそれを使うことによって有機農業ということを中心に打ち出し商品の付加価値も高めることができてきたかと思います。そういったようなときに今回このように社会福祉協議会に指定管理に出すわけなんですけれども、やはりその物語これまで設置してきた経緯あるいは現状等がきちっと整理されていくのか。例えば単純に雇用労働の賃金を例えば削減する抑えるあるいは経費の削減に当たって黒字を出していただくとかそういうことだけに着目してしまうと本来の意味合いがどんなかなと思います。ただ存続させるためにはやはり利益も上がらなければなりませんでしょうし、その施設を運営する社会福祉協議会も赤字を出すために指定管理を受けるわけではないでしょうから黒字の計画も立てていくかと思います。そうなってきたときにやはり行政が設置者ですので設置者と社会福祉協議会の点検作業あるいは意見の交換作業これらがこの施設については重要になってこようかと思います。ゆうステーションにたくさんのお客さんがみえます。道を渡ってあそこで野菜等を買っている。恐らく買っている方は小国特産の有機野菜だと思って買っている方あるいは小国の方々も買い求めに訪れているかと思います。それらを考えたときにこの指定管理によってどのような展開をするのか。そこもやはりポイントとして押さえておく必要があるかと思いますがどうか。

産業課長（穴井 徹君） まず協定上のお話からさせていただきますがほかの指定管理の施設と同じですが年間ですとかそういったかたちで事業報告はしていただくようになっております。先ほど説明いたしましたが出荷協議会の事務局として継続して産業課のほうが行っていきますのでそこで出荷協議会の方の意見と社会福祉協議会の意見をどういった意見が上がってくるかわかりませんが産業課のほうがつなぎの施設として意見交換をして調整していきたいと思っております。

以上です。

9番（久野達也君） やはり今回こうやって指定管理に出すということになればその指定管理後の例えば町から離れた単純にそれだけではなくして、その後の発展をどうしていくのかそこの青写真も重要になってくるかと思います。今産業課長のほうから御説明等ありましたように町の関わり。町が出すぎてもいけないとも思いますけれども関わりがなくなってしまうのもこれもいけないかと思います。是非これが有意義であったという施設あるいは長続きする施設として存続を願っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） もともとこの薬味野菜の里小国というのは最初はJAのATMがあるところを借りて始まっております。いろいろやっぱり出荷されている方が当初は野菜を持って来てまたそこで買いに来た方たちも混じってそういう交流の場にもなったりして非常によかったかと思うのですが、ここに指定管理者経営計画の計画の概要のところ平成30年9月12日に設置管理

に関する条例ができたというふうになっていますが、これは現在のところに新築をしたときに作った条例であります。5年前ですよ。5年しか経っていないのに指定管理に出すということで全然今まで関係のなかった小国町社会福祉協議会にたった5年で指定管理に出すぐらいなら、私はこの計画が出たときに賛成しなかったのになと今思っております。まず確認なのですがこれまでにこの薬味野菜の里小国に町が投じているお金がどれだけの予算を掛けてきているのか明らかにしてください。これを指定管理というかたちで出すんですけどもたった5年しか経っていない。ほぼ新築状態ですよ。指定管理に出せば指定管理者の経営が赤字であろうが黒字であろうが町の一般財源に入ってくるお金はありません。ですが賃貸で貸せば建物の使用料ということで町にお金が入ってくるわけです。指定管理ではなく貸すという発想はなかったのかお答えください。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからお答えをさせていただきます。貸すということはもちろん経営をされる方に関しましては負担が増えるということになります。その部分に関しましてはもちろん事業計画を出していただいておりますので事業計画に基づいてその部分が減っていくということにはなるのかもしれませんが、私が考えさせて指定管理というかたちをとりましたのは一番は先ほど3番議員にお答えしたように循環型の農業の振興というところと生産者の所得向上、生きがい対策この部分を理解していただいた上で指定管理というところに事業所さんに経営していただくというふうに思っております。この部分を省いていいのであればいろいろな方法もあるのかもしれませんが当初の計画どおり町といたしましてはSDGs未来都市としてもこの循環型農業それから生産者の所得向上、生きがい対策もちろん持続可能にしていかなければならないので販路を広げたりこれからこの計画では惣菜だったり6次産業化だったり図っていくというふうに書かれておりますけれどもそういったふうに町が行うよりも指定管理に出したほうがより広がりを見せるのではないかといったところと、もう一つ先ほど言いましたとおり循環型農業の堆肥舎の部分に関しましては非常に難しいところもございますがそれでも町として取り組んで裾野を広げていくということも必要ではないかなというふうに感じておりましたので、引き続きもちろんですけども社協さんと指定管理ということでももちろん出荷者協議会さん民間の方たちともお話をさせていただきながら社協さんには指定管理として頑張っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

産業課長（穴井 徹君） それでは御質問のありましたこれまでの費用について説明させていただきます。オープンはJAの施設を借りて平成25年にオープンしております。現在の場所に移転したのが平成30年になっております。現在の場所の施設の整備費がこれ補助事業の基本額ベースですが5千750万円になっております。累計はちょっと今手持ちがないのですが令和5年度今年の予算規模としましては堆肥製造費を含んでおりますが一般の管理費が約350万円、会計年度任用職員の方の給与が690万円です予算計上させていただいております。

以上です。

4 番（児玉智博君） 循環型農業とわかってくれる人に貸すというふうに言われましたけれども、だったらこの葉味野菜の里小国だけ指定管理に出して堆肥は直営で作るということは矛盾するわけです。そもそも今から話していくと言うけれどもこの指定管理に募集するときに何で堆肥舎と一緒に募集しないのですか。それはそういう発想がはなからなかったからしていないわけではないのですか。後づけですよそんな。それで社会福祉協議会とはいえこの間の議会論戦なんかでも社協に関することなんかを質問しましても民間のことですのでということでこの議会では何らのチェック機能も働かないわけです。そこはもう株式会社とかも100%民間と同じ状況だというふうに思います。そういう中で社会福祉協議会がどういうところかと言えば昔は宮崎町長とかの頃は会長が町長兼務ですから議会なんかでもまさに会長が議会に出席するわけで、いろいろ議会での質問も社協に関しても議事録を読み返すと行われているわけです。ところがいつの頃からか会長が役場OBになったり議員をした人が会長に座ったりしてその頃から全くこの議会でのチェック機能というのが働かなくなっているような状況です。今年からは生え抜きの人が事務局長をしていた人が会長になりましたので「では事務局長は誰になったのですか」と言ったら「いや会長兼務です」ということでしたので。だったらもう最初から事務局長が会長を兼務して元町会議員が会長をする必要があったのかななんていうのを考えたりしているわけですが。そういう状況ですよ。それで今のこの社会福祉協議会の状況がどういうふうになっているかと言えばサートセンター悠愛とかここに出てくる陽なたぼっことか農福連携レストランとかあるいは湯けむり茶屋の指定管理者のわいた温泉組合から委託を受けてそのレストランを経営したり。町内各地のグループホームを幾つも建てていったりして果たしてこれで本当に社会福祉協議会の手手が足りているかという問題もあると思います。御家族が社会福祉協議会で勤務されている方からお話を聞くと実労働時間は8時間なんだけれども間の休憩が普通1時間のところ2時間3時間の休憩時間になるから要は拘束時間が非常に長いと。休憩時間だから家に帰ったりしてもいいのかもしれないけれどたった2時間3時間の休憩時間で家に帰って寝るとか何かするとかいうのは難しいですよ。ですからやはり非常に拘束時間が長くなるのだろうと。それはもう人手不足それか人件費を抑えているのかわかりませんがそういう状況にあると思います。そこで今の社会福祉協議会がどれだけの事業を行いそして従業員が何人いて、ここに葉味野菜の里を請け負っても十分そういう従業員に無理なく経営ができるという判断をしているのか。具体的にお答えください。

議長（熊谷博行君） 暫時休憩いたします。11時から次の会議を始めます。

（午前10時50分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行いたいと思います。

（午前11時03分）

産業課長（穴井 徹君） すみません、お待たせしました。

社会福祉協議会の主な施設といたしましては事務所がある事務局機能ですとか福祉サービス事業も合わせまして大きい施設が7施設です。職員数ですが正職員が約200名、パート従業員の方が27名、委託の方が80名で合計の約310名になっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 7施設ってそんな7施設なわけではないではないですか。グループホームだけで幾つありますか。そんな7施設どころではない幾つもある施設の中310名というふうに言われたけれども従業員の方たち職員の方たちに負担なく回っているのかと。この薬味野菜の里を任せたとしてもそういう従業員の方たちが無理することなくきちんときちんとですよ運営できるという判断の下で行ったかということを知っています。

産業課長（穴井 徹君） グループホームの先ほどの7施設の中で福祉事業所ということで参入させていただいております。グループホーム自体は南小国町と合わせて現在24施設です。今後の経営に関してですが応募していただいて選考等をさせていただいてその後も社会福祉協議会のほうと内容等を詰めさせていただいて、当初の1年2年は社会福祉協議会のほうから負担していただくようになっておりますが費用的なものの負担ですが。あと職員についても1名派遣していただくようになっております。その派遣していただいた職員で運営していただけたらと思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

1番（江藤理一郎君） この薬味野菜の里もともとやっぱり出荷協議会があって趣旨というのが生産者の所得向上、生きがいくくりということですが、くしくもこの指定管理が始まる10月1日というのがインボイス制度も始まります。そのことについて出荷協議会の方々との説明とかそういったところの対応というのは社協さんとはどの程度されているのでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 当初指定管理の前は委託販売ですので消費税の申告事業者ではありませんでしたので協議会としてはインボイス申請はしない予定でした。今後10月1日以降はインボイスのほうは社会福祉協議会は申請していると聞いておりますので社会福祉協議会の税理士等々と協議していただいて取りあえず委託販売の媒介者交付特例で社会福祉協議会に対応していく方向で検討しております。出荷者自体は消費税の申告義務者は少数ですのでそこら辺りで社会福祉協議会の方向が決まった段階で協議させていただこうと思っております。

1番（江藤理一郎君） 今回1千万円以上売上げがある方に関してはインボイス制度の対応になるというところで激変緩和措置というのがとられていると思いますしその辺りは一時的な措置だと思いますので、今後その辺りも十分社協さんとも検討していきながらもともとある生産者の所得向上、生きがいくくりという数字を壊さないように是非努めていただきたいと思っております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番(児玉智博君) 私は、議案第39号、小国町公の施設の管理者指定について(薬味野菜の里小国)に反対の立場から討論を行います。

今の施設が新築された当初町は、将来的には出荷協議組合へ指定管理を出したいという意思を既に退職されておりますが当時の課長は述べておりました。ところが今回出てきたのは小国町社会福祉協議会という全く別の組織への管理指定であります。新築からわずか5年しか経っていないにも関わらず当初想定していたものと別の組織への管理指定ということ自体私は受け入れることができません。5千万円以上の公費を投じて建てた建物であります。町民の財産を特定の人に無料で貸し出すという大変重い判断でありますからしっかりとした検討が必要なはずであります。ところが私が多様な事業を展開する社会福祉協議会。既に随分従業員の方たちの負担というの大きいという情報も入ってきております。そういう方たちにまた新たな事業が必要になる。人員も配置しなければならなくなる薬味野菜の里小国の指定管理を任せても十分に職員の方たちに負担なくそしてしっかりと管理できるかという問いに対し、私が今の社会福祉協議会の状況はどうだったのかそういう部分もきちんと検討してきましたかという問いに対し休憩を取り答えるのに10分以上も掛かるという状況であります。十分検討を行ったと言いますがそうであればこういった基本的な質疑に対し直ちに答えられなければおかしいはずで。それはそういう検討を実際は行っていないことの証なのではないかと私は思います。こうした安易な議案上程に抗議を申し上げまして反対の討論といたします。

議長(熊谷博行君) ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第39号、小国町公の施設の管理者指定について(薬味野菜の里小国)、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第6、「議案第40号 令和5年度小国町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の5ページをお願いいたします。

議案第40号 令和5年度小国町一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度小国町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第6号）をお願いいたします。1ページでございます。

令和5年度小国町一般会計補正予算（第6号）

令和5年度小国町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億563万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4千661万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは、令和5年度小国町一般会計補正予算（第6号）についての説明を申し上げます。今回補正をお願いするのは歳入歳出それぞれ7億563万9千円を追加するものとなっております。補正予算書の9ページをお願いいたします。歳出の大きな額の補正について説明をさせていただきます。まず民生費の老人福祉費、負担金補助及び交付金の360万円は新型コロナウイルス感染症対策のため介護施設のゾーニング環境整備の一環として悠和の里とグリーンハートに家族面会室を設置するための補助金となっております。補助率は100%となっております。

次に農林水産業費です。農業費の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の負担金補助及び交付金で4千350万円を計上しております。内訳は資料価格高騰対策緊急支援事業交付金3千500円で畜産農家への飼料価格高騰分の30%相当額を交付させていただきます。上限は一戸当たり200万円です。次に肥料価格高騰対策緊急支援事業交付金1千300万円。これは水稻園芸農家への化学肥料価格高騰分の約70%相当額を交付させていただくものです。

次に林業費。新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の特用林産資材価格高騰対策緊急支援事業補助金200万円。これは原木シイタケ資材高騰分の交付金となっております。

次に商工費の観光費。需用費の修繕費495万円。これは鍋ヶ滝のライトアップ開園に向けた照明設備及び遊歩道等の修繕費となっております。

続きまして北里柴三郎博士顕彰費の負担金補助及び交付金の北里柴三郎記念館整備事業交付金400万円は既存施設内の展示品の充実化と書庫の書物のデジタル化を実施するための交付金となっております。

次に土木費でございます。土木総務費の負担金補助及び交付金の道路施設保全改築費1千500万円は鍋ヶ滝バイパス県代行事業の負担金となっております。

11ページをお願いいたします。同じく土木費の住宅管理費の需用費の修繕費600万円は町営住宅の室内改修約10戸分の経費となっております。

次に学校教育費でございます。学校管理費、需用費、修繕費80万円は小国小学校校舎の雨漏り修繕費となっております。

次に災害復旧費でございます。農地災害復旧費、工事請負費3千万円につきましては梅雨前線豪雨により被災しました11件の農地災害復旧費でございます。その他の旅費、需用費、委託費につきましては災害復旧事業に付随するものでございます。修繕費が各項目出てまいります崩土状況とか小さい土羽の復旧とか災害復旧に掛からないものに対応するための経費となっております。各項目で出てまいりますのでここで申し上げさせていただきます。

続いて農業用施設災害復旧費、工事請負費3千500万円につきましては9件の農業用施設災害復旧費でございます。その他の旅費、需用費、委託料につきましては災害復旧に付随するものでございます。

次に林業用施設災害復旧費3千万円につきましては林道1件の災害復旧費です。その他の旅費、需用費、委託料につきましては同じく事業に付随するものでございます。

次に土木施設災害復旧費4億円につきましては道路災害23件、河川災害26件、合わせて49件の災害復旧を実施するものでございます。その他、旅費、需用費、委託料につきましては事業に付随するものでございます。

以上で、歳出の説明を終了させていただきます。

次に歳入についての説明を行います。

予算書7ページをお願いいたします。普通交付税4千500万円につきましては補助金等の残額に一般財源を充当するための財源となっております。

次に分担金及び負担金の農林水産業費分担金の農業費分担金は農地災害復旧費分担金450万円と農業用施設災害復旧費分担金105万円は受益者の分担金となっております。

次に国庫支出金、災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費国庫負担金2億6千680

万円は土木施設災害復旧費の工事費の国費分となっております。

次に県支出金です。2の民生費県補助金、3の介護保険費補助金360万円については老人福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金に充当させていただきます。7の災害復旧費県補助金の1の平成28年熊本地震復興基金交付金225万円は観光費の修繕費に充当させていただきます。一つ下段の農林水産業施設災害復旧費補助金5千275万円は農地、農業用施設、林業用施設災害復旧費の県補助金として充当させていただきます。

8ページ中段の繰入金でございます。1ネットワーク事業基金繰入金の415万円は商工費の北里柴三郎記念館整備事業交付金等に充当いたします。

一番下段の町債でございます。5土木債の1千500万円は鍋ヶ滝バイパスの県代行の負担金に充当いたします。8災害復旧債。総額で2億7千20万円の増額は公共土木、農業土木等の災害復旧費に充当させていただきます。

以上で今回の一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第40号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 小国町のすぐれた自然環境の保全及び生活・生産環境の形成と秩序ある開発等を進め、安全で住みよい魅力ある郷土の実現を図り、もって住民の福祉に寄与することを目的としているみんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例は町の責務を定めた第3条の3では各種施設の施策の実施に当たっては町民の意見を反映させるよう努めなければならないとしています。道路施設保全改築費1千500万円は鍋ヶ滝公園へのバイパス道路約1千200メートルを新設する工事費の町負担金の一部であります。町によると10年前から検討を開始し2018年には概略設計を行っていると言います。ところが先月16日蓬萊小学校体育館で開かれた地元説明会では新設道路が町道蓬萊線と立体交差する黒瀨西の下組の出席者から「計画内容を初めて聞かされた」という声が複数上がり「測量や用地交渉の後に地元の説明するのは筋が違うのではないか」との指摘がありました。そこでまずこの10年間道路新設で最も影響を受ける地域の住民に全く説明もなく意見を聞かなかったのは町の不作為であり条例違反であると考えますが町の見解を示してください。この事業について西の下組は立体交差により組が二つに分けられてしまうことや騒音、振動、粉じん又は交通の安全面に対する不安から計画に反対されています。16日の説明会の後、西の下組への説明会が2度開かれました。しかし住民の皆さんの不安は全く拭かれていないと思います。そうした中10年越しにようやく町が地元に向き合い始めたばかり協議は始まったばかりなのに、その一方でこのように手続はまるで反対などないかのように着々と淡々と進めていく。これは余りに審議に反すると思いますが撤回すべきではありませんか。

町長（渡邊誠次君） 私からは10年来の経緯につきましては非常に説明するのが遅くなったとい

うことで申し訳ないなというふうに思っているところでございます。また本日は傍聴席に皆様方に多数御列席をいただいております。私のほうからは9月定例会を終了した後に地域にまた出向かせていただきまして公民館に行かせていただきましてバイパスの技術的な部分であったりもちろん地域の皆様方から御要望等々多数ございましたので、その部分も含めてまた足を運ばせていただいてお話をさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。また今回の1千500万円の上程の部分に関しましてはこの総延長が1.2キロでございます。それと期間も県の工事とはいえども5年以上掛かるというふうに言われております。ですのでできるだけその部分でも地域の西蓬萊の方たちは非常に迷惑だというお話も先日お伺いさせていただきましたけれども、違うところからは是非とも進めていただきたいという部分もございますので違う部分から農業集落排水事業の排水の施設側のほうから随時工事のほうは進めさせていただきたいという思いの部分がございますので今回上程をさせていただいたといったところでございます。地域にはもう間違いなくまた赴いていきましてお話のほうをさせていただきまして御理解いただきたいなというふうに思っております。補足があれば担当課長より御説明を願います。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。

度々蓬萊小学校始め西蓬萊の公民館で2回ほど児玉議員のほうも出席をしていただいてもう十分内容は今日御列席の方々御存じのとおり内容はわかっております。確におっしゃるとおり10年前から非常に鍋ヶ滝がブームになりまして一時期はもう何回も言いますけれども国道までかなりの渋滞があったと。それから発案されたのが地域内の交通渋滞を緩和する。そして何よりも地域の住民が1日100台50台の生活を送っていたところにどっと押し寄せて1千700台ぐらい来るように最低でもです。もう環境がごろっと変わる。この前西蓬萊さんの話も聞きましたけれど東蓬萊だけの進入ではなく西蓬萊からも今も入ってくるよと。間違えて車の誘導をしたこともあると。よそから来た人はあんな狭い道は離合もできないということで非常に地元者が逆に相手を敬って離合車を譲ってやると。やっぱそういう環境を作ったことに関しては非常に道路管理者として何かを打ち出さないとけないということで地元の発案もあって鍋ヶ滝のバイパスが駐車場の増設と鍋ヶ滝のバイパスの計画ということで始めました。一番ポイントとしてはおっしゃるとおりそのルートを決めるときに決定したときに西蓬萊のほうに話を聞いたことが一つもないということはもう参加者全員から聞いたところでございます。その辺のことも今この一般質問のほうでもされと思いますがちょっと資料のほうもそろえてどういう経緯でどういうふうに進んでいったかというのはもう明らかにしないとけないものですからそこはしっかりと対応していきたいと思っています。あとは立体交差。この立体交差も平面交差しますと今予約システムでかなりこの台数は時間的に余裕がありますがそれでも1分に1、2台は通るような感じであります。西蓬萊の人がバイパスに出るときに非常にやっぱり交通渋滞というか危険性があるということで立体交差を考えています。しかし立体交差のイメージ図もお見せしましたけれど非常に壁

ができる。騒音の問題。もしかすると上から交通もう物すごい事故が起きて車が降ってくるかもしれない。そういう本当に御意見は十分わかるし信号機も付けてくれという話もありました。この前の話2回ほど行ってやっぱり感じたことは「課長、一つ一つ潰していきましょう」という意見も出ましたのでたくさんの意見が出ていますんで一つ一つ宿題をクリアしながら、今町長がおっしゃったとおり何度も足を運びながらもう町長と私が同席が一緒にはかなわない時もあると思いますがしっかりと私が責任を持って何度も来てくれというかたち、うちから出向くこともありますのでしっかりと協議をしてまいりたいと思います。負担金の上程に関してはこれはあくまでも議員さん御存じのとおり県の事業であります。県の事業の砂防事業、急傾斜事業、県道改良、全て向こうが確定したらその負担金を用意してくださいというかたちでうちに通達ができます。通達できて負担金は予算計上させていただきます。実際今年の急傾斜で言えば関田、向鶴。道路で言えば北里宮原線。砂防で言えば小園川。まだどこも着工はいたしておりません。一応事業計画があるので負担金を用意してください。その中でも用地等々でトラブルが起きれば事業はまた減額したり増額したりとかやっていますのでもう本当申し訳ないですがこういう事情のときに不謹慎だということは十分もうわかっておりますが、負担金だけは用意させていただいて一番肝腎なのは地元の人と話していくというところなので。工事のほうもすぐは掛かれませんが。どんなに早くても来年の3月発注ができればいいかなと。もしかすると長期にかかれば未契約繰越しというかたちになってきますので、まずは皆さん方のお話を優先しながらもう説明会不足というのもありますのでしっかりとそこは対応していきたいと思っていますので皆さん方よろしく願いいたします。

4番（児玉智博君） 町長が地元の人からの裏のほう違うところから要は農業集落排水の処理場側から入ってほしいという要望があったからということ。なんて今言いましたかね。

町長（渡邊誠次君） 私がお伝えしたかったのはもちろん反対される皆さんもわかっておりますけれども賛成をされる皆さんもおられると。ただ今回のこの1千500万円の事業費においては延長分が1千200メートルありますのでもちろん今西蓬莱の部分に着手するつもりは毛頭ございませんけれども、ほかの部分のところから先ほど課長が言いましたように3月がめどになるというふうに話ではございますけれどもそれ以降のためにも今回上程をさせていただくということでございます。

4番（児玉智博君） 正確に答弁いただきました。それで1千700台通るというふうに言われました。その1千700台というのはいつの調査のことを言われているのかというふうに思います。今年のお盆期間中11日から15日まででしたが一番これ台数ではないです。来た人間の数が1千739人。13日の日であります。この1千739人というのは子供も含んでいるわけです。家族連れで来るわけです。これ単純に1組2人ずつが1千739人来たとすれば1千700台通るわけなんですけれどもそんなわけないんですよ。やっぱり家族連れが来るわけだから4人。も

っと大きい若者グループだったら6人とかワンボックスカーに乗ってくるわけですから。では正確に何台通っているのかというのを情報課に聞いてみました。車の台数を教えてもらえませんか。そしたら数えていないのでわかりませんと言うわけですよ。1日1千700台要は850台が往復するというのはそれいつの段階の調査の話がされているのですか。それで今答弁がありましたとおりは契約するのは3月の末だと。要はこれこの9月議会で予算を通しても3月にしか支払わないわけですよ。であればやはり地元の方たちとの協議の中でやっぱりいろんな項目地元の要求する項目を文書にして覚書で残してほしいという御意見も出ております。それから工事に入ってほしいというふうに言われているわけです。それは3月以降もしかしたら来年度工事に着手するかもしれないから予算を通すぐらいいいではないかというふうに思われるのかもしれないけどやはりそこは人と人ですよ。町長は非常に礼儀を重んじる方だと思います。このやっぱり話合いますよと言って始まったばかりの話合いの一方で淡々とやっぱり着工ではないけれど事務手続を進めるのはこれは私は礼儀を重んじる町長らしくないなと思いますがいかがですか。

町長（渡邊誠次君） 礼儀を重んじるとおっしゃられましたのでしっかりと礼儀は重んじたいというふうに思いますが、この部分に関しましてはもう県のほうでお示しがあっております。先ほど言われましたようにもちろん西蓬萊の地域から着手するようなこともございませんししっかりとお話し合いは進めさせていただきたい。御理解もいただけるように御説明を申し上げたいというふうに何度も私もお話をさせてもらっておりますけれども、その部分に関しましては真摯に礼儀正しくしっかりとお話をさせていただきたいというふうに思います。そのような中で県のほうが5年間という長いスパンを考えていただいて上程をさせていただきましたのでしっかりと町のほうも対応させていただいて、その部分では先ほど言いましたように期待されてる方たちもいらっしゃるのですその部分ではしっかりと対応を両方ともさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） 先ほど1千700台がずっと先走っているように感じますがおっしゃったとおり議員さんがお調べをしたときの1千700人。それを大体2人乗りが多かったよというかたちで割っただけの話で大変それを4で割ろうが3で割ろうがちょっと割り方の考えでですね。私が何を言おうかとしているのは一応道路構造で造るときに往復500台以上なったときは7メートルの今度の計画が使えますよ。三種4級の道路が使えますよ。500台以下であれば今そうですね下滴水学校の下の辺を改良したような5メートルの道路しかできませんよというのがありますので、それだけ交通量が多ければやっぱり2車線の道路で交互通行しないと危ないよというかたちで。将来の推移としては大型も通るでしょうし大型バスも通るでしょうしそういうのを加味しながら将来計画を入れながら道路の幅員というのは決定していくのでそこを皆さんにわかって欲しかったというのがあります。数字の誤差は本当に申し訳ありません。それからあと県のほ

うもこういう事情は2回説明会にも来ていますのでしっかりとそこは県のほうでももう事情はわかっていますのでしっかりと今おっしゃるとおりまずは解決をしてそれから着工できればというかたちでもう協議に入っていますのでしっかりとその辺は先ほど言った紳士的なルールは守るようにして頑張っていきたいと思っています。

以上です。

4番（児玉智博君）　今までこの10年前から当たり前のことをしてきた組織が言うのであればあれなんですけど、今までやって来てなかったわけではないですか。今回もちゃんとやってくれるのかなと思うのですよ。ちゃんとやりますよという姿勢を示すためにもここはやはり地元の合意ができるまでは手続も進めるべきではないと思いますがいかがでしょうか。信頼を得るためですよ町が。町のために私は言っています。

町長（渡邊誠次君）　公の場で私がしっかりと地元とお話をさせていただくという発言をさせていただきました。この部分が信用に値しないというのであれば非常に残念なことでありますが私は西蓬萊の方たちと真摯に向き合って御説明をさせていただきながら御理解をいただくということをこの場でお約束をさせていただきたいと思っておりますし、私は何も地域が少しでもよくなるようにと今の渋滞含めたところで先ほど1千700台ですかこの部分で話をしましたけれども今度バイパスができれば念願の大型バスが入る道路ができます。観光専門の道路ができます。そうなると地域の中にまずは車を入れない。地域の中に暮らす人たちの車はもちろん循環していきますけれども観光で来られる方たちの車を地域内に入れない。バイパスのみで完結させるといったこの構想の中で皆様方と今後も話をしていかなければならないというふうに思っておりますので私は精いっぱい努力をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

建設課長（小野昌伸君）　本当に今町長がおっしゃったように誠心誠意もって対応していきたいと思っております。児玉議員のほうも本当に2回ほど地元にもあしかせく出向いていただいておりますので今後とも必ず地元と交渉する際には地元からの連絡もあるでしょうし私のほうからも連絡いたしますので、しっかりと不備がないように対応していきたいと思っておりますのでまた御指導、御鞭撻のほうお願いしたいと思っております。

以上です。

3番（高村祝次君）　お尋ねしますけれども鍋ヶ滝の道路につきましては私は6月議会のときに道路を造ることによって山林の地主あるいはいろいろ迷惑かけている方は非常に道路を造ることによりありがたいと思っているから頑張ってくださいというような話をしましたけれども、やはり道路を造るときとかいろんな施設を造るときにはやはり一番大事なものは用地交渉ができていますのか。このことについては全線もう用地交渉はできておりますか。奥から手前の387号線に出るまでの用地交渉とか話ができておりますか。

建設課長（小野昌伸君） 御質問ありがとうございます。用地のほうはルートを入れるときにもちろん測量の立入りをお伺いしますのでその時点でもオッケーをいただいて今約25名ほど地権者がおられましたがほとんど承諾を得ております。あとは調印のみというのが3名ほど残っているという状況になっております。

以上です。

3番（高村祝次君） 承諾はするけれども補償次第では応じないという方もいるかと思いますがそういう方はいませんか。補償次第で判をつくとかつかないとかいう人がいるのですか。

建設課長（小野昌伸君） 金額の提示もやっております。金額の提示でそういう意見はございません。

以上です。

3番（高村祝次君） 計画を立てた以上はしっかり用地交渉あるいは地元の説明会をやはり10年前から話があったということを私も今回の議会に出て初めて聞きましたけれども。私がちょうど山角公民館を造るころですかね。あそこの道を拡張するとき「この道路を拡張するのではなくて山の向こうを通したほうがいいのではないか」ということで当時の課長に言いましたけれども「県がそれにはできません」という話でございましたけど、話を聞けばもう10年前だったり。10年は私は恐らく経っていないと思います。建設課長は前は企業誘致係だった。そのときにあそこを整備した経緯がありましたので私もそのときはいろいろ課長にアドバイスとかいろいろしたことがありますけれどもやはりそのときからもう既にあったというような話でございましてけれども、やはり地元で納得のいくようにしっかり課長が自ら頭を下げてもた町長も頭を下げたということですけども地元でしっかり説明をやってもらいたいと思います。

それでは別に質問しますけれども肥料価格高騰対策緊急支援事業についてお尋ねいたします。これは高騰分の70%を補助するということですがそれになりますと恐らく今の野菜小国の農家では農協を通してない農家がAコープあるいはいろいろ自分で個人的にやっている方。もう下巢農園とかは自分たちで肥料も購入しているのではないかなというふうに思います。やはりこういう厳しいときにはこの前も言いましたけれども満遍なくやっぱり補助金を出して現金を付けていただく。これが満額農家がもらったからためになる足しになったということではなく、ほんごく一部でございましてやはりそこ辺りは農協だけに出荷する人に「お金やりますよ」「ほかの方は知りませんよ」と。調査は非常に難しいと思いますけれどもやはりそこ辺りの気配りは使っておられるのかお尋ねします。

産業課長（穴井 徹君） 昨年も大体同じ要領で実施させていただいてダイコンの方とかは田んぼ、畑等で作付しておりませんで原野等を借りておられる方もいらっしゃいます。そういった方については地権者との貸借契約書の提示等で面積の確認をとらせていただいております。それ以外にも航空地図等で箇所を確認させていただいて今面積等もある程度地図のほうで取れるようになって

ておりますのでそういった地図で面積を確認させていただいて10アール当たりの単価で昨年も交付させていただいていただいております。今年度も同じ要領で交付していきたいと思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 昨年の話をしますと私が聞いたことですがけれどもやはり「あのくらいもらっても全然足しにもならない」「話にならない」という声も聞きましたのでしっかりそういう声が出ないように必ず町が出すという町民全体に行き渡るような政策でないとなかなか難しいと思っておりますけれどもやはりそこ辺りもしっかり調査してやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

産業課長（穴井 徹君） ありがとうございます。なかなか予算の関係上上限価格の話とあと皆さんの家庭菜園の方に行き渡るとするのは難しくて下限として10アール以上の耕作また農業の販売額が15万円以上ですとかそういう設定はせざるを得ませんが、今お話しのとおりできるだけ幅広く面積等の確認ができれば多くの方に交付できるように努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 本案に対して、4番、児玉智博君からお手元に配付しました修正動議が提出されております。従いまして、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

4番（児玉智博君） 令和5年9月6日。

小国町議会議長 熊谷博行様

発議者 小国町議会議員 児玉智博

議案第40号 令和5年度小国町一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

議案第40号 令和5年度小国町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案

議案第40号 令和5年度小国町一般会計補正予算（第6号）の一部を次のように修正する。

第1条1項中「7億563万9千円」を「6億9千63万9千円」に、「64億4千661万8千円」を「64億3千161万8千円」に改める。

というものであります。

その詳細は修正案を御覧ください。

以下、提案理由を説明させていただきます。道路施設保全改築費市町村道過疎代行は黒淵の国道387号線から鍋ヶ滝公園へのバイパス道路約1千200メートルの新設工事負担金の一部を支出するもので財源は全額町債、町の借金を充てるというものであります。原案に対する質疑で

も述べましたが新設道路が町道蓬莱線と立体交差させることになる黒瀨西の下組はバイパス道路新設が計画された10年前から先月まで町からの相談や説明は一切なされていないということがあります。先月16日に開かれた地元説明会で計画の全容を知り集落の中に擁壁が築かれ組が二分されてしまうことや騒音や振動、粉じん、交通の安全の問題などに対する不安を抱えていらっしゃると思います。16日の説明会に参加された組内の方からは計画への反対とともに10年にも渡り地元への情報提供や相談を一切怠ってきた町への不信感が表明されました。まさに条例違反。町の不作為であります。このため先月24日と今月1日には西の下組への個別の説明、協議の場が設けられました。しかしこれらの会では2015年に開かれ本村川以北の約800メートルのルートが決まった説明会に西の下組に声すらかけていなかったことが明らかになるなど組内の方々の心配や町への不信感は拭われるどころかより一層深まっているのではないかと思います。1日の説明会で渡邊町長は地元との協議を継続していくことを約束しました。平穏な生活がバイパスにより脅かされることを懸念している皆さんの御理解、御納得をうるためには説明と協議を尽くしていくことは不可欠であり当然の約束だと思います。ところが今再び町から地元へ知らされないまま関連予算が提案されています。ようやく10年越しに地元と向かい合い始めたところで地元が不安をいなく計画のまま手続を進めるべきではありません。今回予算が成立しても実際に執行されるのは3月末以後であります。地元の理解が得られてから予算計上しても遅くありません。またよくよく考えてほしいことはバイパス道路ができることで念願の大型バスが入ることができるというふうに言われます。しかし大型バスを呼ぶのは地元の方ではありません。地元の方たちは何も大型バスに来てほしいと思われている方は少なくとも西の下組の方にはいらっしゃらないのですよね。ですからあくまでこれは町の都合です。町の都合で地元の方たちに影響が出ることを皆さん心配されているわけですからやはりその方たちと今から協議を進めていくというようやうく始まる以上やっぱりこの同時並行で手続を進めるものは反対であるということからこの修正案を提出するものであります。

議長（熊谷博行君） ただいまの4番、児玉智博君の説明に対し質疑はございませんか。

6番（松崎俊一君） 6番、松崎です。

修正案の提出者に対しまして質問を行いたいと思います。修正案の提出者のほうはこの予算措置につきましてこれまでの議論の中で12月でもいいのではないかとか3月でもいいのではないかとというふうにおっしゃっておりました。事業そのものには賛成なんだなというふうに感じております。提出の時期や地元の合意などが適切ではないとして12月以降に先送りをする又は撤回をするという修正案です。地元の西蓬莱のほとんどの方々がバイパス案に対しまして反対しているのでしょうか。先日の全員協議会での執行部の説明や建設課長の答弁辺りを聞いたときに地元の交差点の平面交差これを渋滞解消のために立体交差にするとか。それから従前からバイパスを考えていることは地元の方も御存じであること。熊本県も県議会を通じて予算を可決しているこ

などを何よりも熊本県も国や国交省などとの交渉を経て予算化をされているものというふうに思っております。なのに今回の修正案を出されたのかお伺いしたいと思います。

4番（児玉智博君） まず言います。今回はバイパス道路をそもそも造ることに賛成反対以前の問題としてやはり地元の方たちが強く反対を述べられている中で出すのは少なくともおかしいだろうということです。もう私はこれ一貫しておりますがやはりコロナになってから予約制が始まりました。予約制をするならバイパスは要らないのではないかと考えています。バイパスを造るのであれば予約制をやめるべきだというふうに思うわけですがこれはもうバイパスと予約制はもう両輪でいくということが明らかになっておりますので私個人の立場からすればもうこれそのものに反対でありますというのは述べておきますが、ただそれ以前の問題としてやはり地元への礼儀としてこんなことはやっぱり地元合意を得る前にはするべきではないということでの提案であります。それで組の方たち全員が反対かということではありますがこの間西の下組の地元の集会所、公民館で開かれたところに私も2回参加しておりますが、これは組が共通認識としてやはり現状の計画立体交差部分であります特にここに不安を抱かれ反対しているというふうに私は認識しております。なぜこの時期に県が予算を出しているときに修正案を出すのかと言いますがそれはもう答えは簡単です。要は財政は単年度主義でありますから年度内であればいつでも町が計上するのはいいではないかということでもあります。

以上であります。

6番（松崎俊一君） 答弁ありがとうございました。それでは次に全協での執行部からの説明それから先ほど申しました県議会での予算が決まったとかいうことは4番議員は多分早くから御存じだったというふうに思っております。4番議員が正確に地元の方々にしっかりとそういった聞いたことを情報として伝えたのかどうかをお聞きしたいと思います。

4番（児玉智博君） いやそれは私が伝えるまでもなく説明会で行政が伝えておりませんので重ねて私からそれを言ったことはありません。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 暫時休憩といたします。次の会議は1時から行いたいと思います。

（午後0時00分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 休憩前の4番、児玉智博君の修正動議についての質疑がございましたらお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。なお、討論がある場合

は討論の順序は、執行部原案賛成者、2番、執行部原案及び修正案反対者、3番、執行部原案賛成者修正案賛成者、この順番で行いますので討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 次の2番の討論はございませんか。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号、令和5年度小国町一般会計補正予算(第6号)について、採決に入ります。

まず、本件に対する4番、児玉智博君から提出された修正案について、挙手によって採決します。本修正案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

議長(熊谷博行君) 挙手少数です。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、挙手によって採決します。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、議案第40号、令和5年度小国町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第7、「認定第1号 令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第8から日程第13、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号までの6件は、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計の決算認定になっておりますので、一括して議題といたします。

なお、本日は小国町代表監査委員であります古賀代表監査委員の御出席をいただいております。後ほど意見書の説明をお願いしたいと思います。

それでは執行部より一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定、水道事業会計決算認定の説明をお願いします。

なお、始めに町長より議案集の朗読をお願いします。その後に各課長から説明をお願いいたします。

町長(渡邊誠次君) それでは、認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号、令和4年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでを、

一括して提案させていただきまして、その後に担当課長から概要説明をいたさせます。

では早速、議案集の6ページをお願いいたします。

認定第1号 令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、認定第2号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集7ページをお願いいたします。

認定第3号 令和4年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、認定第4号 令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に8ページをお願いいたします。

認定第5号 令和4年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、認定第6号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

最後に9ページをお願いいたします。

認定第7号 令和4年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度小国町水道事業会計利益の処分及び
決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

各決算の概要を担当課長から御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは、令和4年度一般会計歳入歳出決算についての概要説明をさせ
ていただきます。

令和4年度一般会計歳入歳出決算書をお開き願います。

1ページ、2ページです。総括表としまして歳入歳出それぞれの款ごとの決算金額を記載させ
ていただいております。歳入総額85億5千378万9千173円。歳出総額71億8千318
万8千319円でございます。

11ページをお願いいたします。今申し上げました歳入総額から歳出総額の差引きといたしま
して13億7千60万854円が残額として出ております。この処分として全額翌年度への繰越
しとなっております。令和5年9月6日提出、渡邊誠次と明示されてございます。

また13ページ以降には歳入歳出決算の事項別明細がございますが、これにつきましては後日
担当課から概要の説明をさせていただきます。委員会の場になると思いますがよろしくお願
いいたします。

それでは総務課資料で一般会計の決算についての概要を説明させていただきます。使います資
料は総務課資料（4）令和4年度決算主要施策（事業）成果報告書それから総務課資料（5）と
書いてあります令和4年度決算に係る財政資料。この二つの資料が一般会計決算書の資料と
なります。よろしいでしょうか。それと今朝ほど資料（7）を追加させていただいておりますの
で後ほどまた説明させていただきます。

それでは、まず総務課資料（4）令和4年度決算主要施策（事業）成果報告書をお開きいた

きます。1枚めくっていただきますと目次がございます。目次では各所管課ごとの主要施策成果調査のページを表記させていただいております。以下、事業内容、成果の説明及び決算額とそれに係る財源の内訳を表記させていただいております。決算確認のときに参考にしていただきたいと存じます。

次に総務課資料（5）令和4年度決算に係る財政資料で今回の決算に伴う説明をさせていただきます。1ページをお開き願います。一般会計決算の状況です。平成29年度から数値で推移の経過等が比較できるように表記させていただいております。今回は令和4年度の決算ということで1ページの一番右端が主な内容です。令和4年度の標準財政規模が35億6千619万7千円で財政力指数は0.24でございます。小国町の場合ここ数年は財政力指数が0.22から0.25の間を推移している状況で大部分は交付税に頼っているという財政状況がわかると思います。歳入の内訳としまして歳入総額85億5千378万9千円に対し一番主なものは地方交付税。これは特別交付税、普通交付税の合計額です。29億3千905万5千円ということでかなりの額を地方交付税に頼っていることとなります。それから町債。町の借入金ですが5億2千946万4千円となっております。それ以外の歳入としましては1国庫支出金、2町税、3県支出金が主なものとなります。

次に歳出総額は71億8千318万8千円です。その他の経費としまして歳出額が大きいのは補助費等で13億1千699万5千円です。これは負担金や負担金補助及び交付金となります。一部事務組合への負担金もこれに含まれます。補助費につきましては4千904万5千円の増額となっております。増額の理由としましては社会福祉協議会補助金や飼料価格等高騰対策緊急支援事業交付金等に対応したことによるものです。次に物件費等で需用費、役務費、委託料ですが総額で9億909万7千円です。前年度から6千460万2千円の減となっております。主な理由としましては地籍調査業務委託料の縮減によるものです。次に投資的経費。普通建設事業費と災害復旧事業費を合わせた額が投資的経費となります。総額で20億3千257万6千円となります。災害復旧費は12億7千191万2千円です。これは農林水産業施設災害復旧費と公共土木災害復旧費です。主に令和2年7月豪雨災害で令和3年度からの繰越しによるものです。普通建設事業費につきましては7億6千66万4千円で前年度から1億3千480万4千円の減となっております。投資的経費全体としましては前年度から4億4千950万9千円の増となっております。歳入総額から歳出総額の差引きが形式収支となります。13億7千60万1千円これに翌年度に繰り越すべき財源5億9千418万4千円を差し引いた額が実質収支となります。実質収支は令和5年度へ繰越しして使える予算ということで7億7千641万7千円を繰越ししてその2分の1以上を積み立てるという根拠になる数字となっております。それから単年度収支は4億5千126万3千円となっております。この下の実質単年度収支につきましては単年度収支に前年度財政調整基金の繰入れ額と地方債の繰上げ償還額を加えた額から財政調整基金繰入金額を

差し引いた額になります。この実質単年度収支というのは預貯金をどう利用したかを計る数字になります。簡単に言えば基金の繰入れが少なくて積立てが多い場合はプラスの数字となります。令和4年の場合は5億4千328万1千円増えたという決算の状況です。

2ページは歳入歳出ごとのグラフで表示させていただいております。

次に3ページをお願いいたします。令和4年における借入れの状況です。一般会計で5億2千946万4千円の借入れを行っております。表には起債の種類、借入先、事業名、交付税算入率を表示させていただいております。また参考としまして農業集落排水事業特別会計と水道事業会計についても記載の部分を書かせていただいております。

4ページにつきましてはこの借入れた起債別の年間の推移です。令和2年度末高がありまして次に令和3年度中に借り入れたもの。そして令和3年度中に返した分。令和3年度末高と続き令和4年度も同様に借り入れた分、返した分、末高とまとめてございます。令和4年度の一般会計の現在高は61億6千195万5千円になります。

5ページは借入先別に表にしてあります。借入先としましては国の財政融資資金いわゆる財務省からの借入れが大部分です。

6ページをお願いいたします。6ページは基金の年度末額状況ということで平成30年度末から令和4年度末までの現在町が持っております基金の流れを表にしております。令和4年度末で基金の総額は15億5千3万2千円となっております。

7ページをお願いいたします。7ページはネットワーク事業基金の用途状況です。この基金は寄附金に伴う積立金です。その用途等につきましては令和4年度、産業関係で6項目、子育て関係で4項目、福祉関係で4項目、観光関係で2項目、合計16項目に対しまして基金の中から9千199万5千円を運用させていただいております。寄附の目的を寄附者が指定したものを踏まえた上での充当になります。

最後に地方消費税の増収分につきましてはその用途を明確化し社会保障施策に要する経費に充てることとされており、充当状況は決算書の163ページに付けてありますので御覧いただきたいと存じます。ちなみに地方消費税の増収分の交付金は8千994万5千円となっております。これに対しましてこの交付金が充てられる社会保障施策に要する経費といたしまして表のとおり社会福祉、社会保険、保健衛生関係に充当しております。

以上が一般会計の総括的な説明になります。

続いて本日追加配付させていただきました資料(7)について説明をさせていただきます。先ほど説明させていただきましたが令和4年度におきましては歳入と歳出の差、形式収支が13億7千60万円ございます。かなり大きな額の歳入歳出のずれが生じておりますがこのうち5億9千418万4千円は令和5年度に繰越した財源となっております。既に約6億円は繰越しをさせていただいておりますその差額が先ほど申しました実質収支としまして7億7千641万7千

円でございます。実質収支が増えた要因としましては令和2年度災害復旧事業費の補助金が年度を越えまして約1億円入ってきたものが一番大きいものとなっております。あとは公営住宅建設事業補助金等の調整によりこれも年度を越えて2千500万円入ってきております。特別交付税が2千万円以上増えております。そのほか税収も増えてございます。その他鍋ヶ滝公園の入園料も増えております。町有林の立木売払料これも増えておりまして森林環境譲与税も増えております。もろもろのそういう歳入の増加が積み重なりまして令和3年度より4億5千126万3千円増加したことによるものです。この4億5千126万3千円の数字は先ほど資料(5)の1ページ目にも明示されておりますので御覧いただきたいと思っております。この資料(7)の説明にあります実質収支額で7億7千641万7千円の約半額の3億9千万円は財政調整基金に積立てをさせていただくことにしております。この残額としまして右のほうに約3億8千600万円でございます。既に令和5年の予算に5千万円と471万2千円、205万円とありまして約5千700万円は既に充当させていただいております。例年でいきますとこれからまだあと半年以上年度がございますけれどもこれまでの経緯を見ますとあと1億円ほど一般会計のほうで歳入として充当しまして1億円ほどこれまでの過去の経緯を見ますと使わせていただいておりますのでその合計が1億5千676万2千円。この額を大体5年度で使わせていただくことになるのではないかとこれはあくまでも推測でございます。その残額が2億2千965万4千850円で端下はそこまで正確な数字になるかどうかわかりませんが出てございます。約2億3千万円です。この額についても余裕が今年度はあるということでございますけれども令和6年から令和8年に向けまして地方債の償還額がピークを迎えます。例年5億円ほどの償還額ですが6億円を越える償還額の山が3年間やってきますのでそれに対応するために減債基金への積立てを検討してございます。それと地方債のほうも先ほど累計で61億円ほどあると申し上げましたけれどもその中で国県と協議しまして繰り上げ償還に対応できるものがあれば少しでも金利を払わなくていいということでそういうことでこの財政に少し余裕があった年度でございますけれどもこれまで積み重なった債権等の返還あるいは債権等の変化に備えるための基金積立等に充てさせていただきたいなところ今考えているところでございます。

以上ちょっと長くなりましたけれども一般会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

町民課長(宮崎智幸君) 町民課のほうから所管の特別会計について説明をさせていただきます。

小国町特別会計歳入歳出決算書を御用意ください。

まず国民健康保険特別会計決算についてでございます。

特別会計決算書の1ページからが国民健康保険特別会計でございます。まず決算書のほうには記載はございませんが国保の加入状況としまして令和4年度末今年の3月末日ですが被保険者数が1千910人、世帯数が1千198世帯となっております。対前年度比で被保険者数96人、

世帯数では28世帯の減少となっております。

決算状況について2ページ3ページの総括表にて御説明申し上げます。前年度決算との比較また変更点を中心に説明させていただきます。2ページの歳入の主なものとしまして、1国民健康保険税1億7千599万2千398円でございます。歳入決算は全体の16.4%となっております。4県支出金でございますがこの中に保険給付費の大部分を支払うための保険給付費交付金の普通交付金や保険者努力支援分等の特別交付金が含まれておりまして総額で7億8千551万6千395円全体の73.1%となっております。続いて款の6繰入金でございますがこの中には低所得者に対する保険料相当額を公費で補填する保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金等が含まれておりまして総額7千126万5千426円となっております。7繰越金につきましては令和3年度からの繰越し分3千837万1千836円でございます。歳入の合計は10億7千418万8千311円となります。対前年度比で5千431万6千93円4.8%の減少でございます。歳入減に関しましては特別調整交付金の直診勘定繰出金及び先進患者の割合減によるもの及び賦課方式変更に係る急変緩和措置分の一般会計繰入金の減額によるものなどがございます。

3ページにあります歳出の主なものとしましては、款の2保険給付費で7億6千906万7千317円。歳出全体の73%を占めております。3国民健康保険事業納付金は県への納付金となりまして2億6千448万7千486円の支出済み額でございます。この納付金が保険税相当分ということになりますけれどもその財源としましては歳入の保険税また税の軽減補填分である繰入金の中に保険基盤安定繰入金等で賄うかたちとなります。次に6保健事業費1千77万1千518円ですが人間ドックであるとか特定健診、保健指導等に係る費用の決算でございます。歳出合計は10億5千348万5千761円となります。対前年度比で3千664万6千807円3.4%の減少でございます。歳出減に関しましては小国公立病院による事業費分である直営診療施設勘定繰出金や賦課方式変更に係る急変緩和措置分の基金積立金の減額によるものです。

10ページをお開きいただきたいと思っております。歳入総額から歳出総額を差引きました2千70万2千550円の全額につきまして翌年度に繰越しさせていただくものでございます。

以上で令和4年度国民健康保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計決算について説明させていただきます。

決算書の31ページをお開きください。こちらに記載のほうはございませんが介護保険の加入状況としまして令和4年度末今年の3月末日での被保険者数2千874人对前年度比で55人の減少となっております。そのうち要介護認定者は435人、要支援認定者は85人、合計で520人でございます。こちらは対前年度比で22人の減少となっております。また認定率におきましては18.1%でございます。前年度比で0.4%の減少となっております。

決算状況について32ページ33ページの総括表で説明させていただきます。

32ページの歳入に関しましては、主なものとしまして1保険料2億339万373円、3国庫支出金2億9千913万841円、4支払基金交付金2億7千160万2千849円、5県支出金1億4千728万3千313円、7繰入金につきましては1億5千573万7千6円、8繰越金9千273万2千770円などとなっております。歳入合計につきましては11億7千327万5千11円となります。対前年度比で363万6千505円。0.3%の増加でございます。

33ページの歳出に関しましては、主なものとしまして2保険給付費9億6千743万9千931円、3地域支援事業費4千214万2千882円、4諸支出金は国庫県の負担金交付金の過年度精算に係る返還金等でございます。572万3千823円、5基金積立金は基金に積立てを300万円させていただいております。以上、歳出合計10億3千12万5千683円となります。対前年度比で4千678万53円。4.3%の減少でございます。歳出額の減少の主な要因としましては、保険給付費負担金等過年度精算額基金積立金の減などによるものでございます。

38ページをお開きください。歳入総額から歳出総額を差引きました1億4千314万9千328円につきましては翌年度に繰越しさせていただくものでございます。

以上で、令和4年度介護保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算について説明させていただきます。

決算書の61ページからが後期高齢者医療特別会計でございます。後期高齢者医療につきましては熊本県広域連合が保険者となります。加入状況としましては令和4年度末で被保険者数が1千541人対前年度比で8人の増加となっております。

決算状況については62ページ63ページの総括表で説明させていただきます。

62ページの歳入に関しましては、主なものとしまして1保険料8千727万2千50円、3一般会計からの繰入金3千728万600円、5諸収入は健康保持増進事業の助成収入等でございますが432万3千696円となっております。歳入合計は1億2千962万6千697円となります。対前年度比で1千407万1千950円。12.2%の増でございます。歳入額の増加の主な要因としましては、保険料率の改定や保険基盤安定繰入金の増加となっております。

63ページの歳出に関しましては、主なものとしまして2広域連合納付金1億2千278万4千850円、3保健事業費は健康診査や人間ドック等に係る経費でございますが493万7千704円などとなっております。歳出合計は1億2千915万3千116円となります。対前年度比1千434万1千420円12.5%の増でございます。歳出額の増加の主な要因としましては、広域連合への納付金である保険料負担金、基盤安定負担金の増加となっております。

68ページをお開きください。歳入総額から歳出総額を差引きました47万3千581円の全額につきましては翌年度に繰越しをさせていただくものでございます。

以上で、令和4年度後期高齢者医療特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

以上、町民課のほうで所管しております三つの特別会計の説明をさせていただきました。
建設課長（小野昌伸君） それでは最後に建設課所管の特別会計及び水道事業会計の決算について概要説明をさせていただきます。

まずは小国町簡易水道特別会計から説明させていただきます。施設としましては杖立水道、小藪水道、市井野水道の3施設の合計になります。

80ページをお開きください。総括表に歳入の記載がございます。使用料及び手数料といたしまして水道使用料689万9千40円と前年度繰越金54万円がございます。歳入決算額は743万9千40円です。対前年度比8.8%の増となっております。

次の81ページが歳出でございます。総務費といたしまして711万4千40円でございます。対前年度比13%の増となっております。

86ページをお開きください。歳入から歳出を差し引いた残りの32万5千円を繰越しさせていただきます。

続きまして89ページを御覧ください。歳入の明細でございます。今年3月末での給水戸数は杖立水道が132戸、小藪水道が22戸、市井野水道が11戸。昨年度に対しまして杖立水道が2戸の増、小藪水道は2戸の減、市井野水道は1戸減となっております。

それから、次のページの90ページからが歳出の明細でございます。水道組合ごとの一般管理費でございます。91ページの間ほどに12委託料といたしまして維持管理委託料583万9千782円とございますが、この金額は収支として残った金額を水道組合の維持管理費として支出しているものでございます。ほかの2組合水道につきましても実質的な維持管理費は各水道組合で実施している関係で各地区水道に同様に支出しております。

以上、簡易水道は終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号、小国町農業集落排水事業特別会計について説明をさせていただきます。

ページは96ページをお開きください。まず分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、町債の合計が2億195万9千820円で対前年度比は26.7%の増となります。

次の97ページが歳出でございます。総務費と公債費の合計1億9千140万3千748円で対前年度比23.4%の増となります。

102ページをお開きください。歳入から歳出を差引きました1千55万6千72円を繰り越させていただきます。

次に104ページをお開きください。このページからが歳入の明細となっております。農業集落排水事業分担金といたしまして30万円が納入されています。これは新規加入3件、一般住宅3件、黒淵の3件の加入金でございまして、今年3月末までの加入状況は田原地区につきまして

39世帯、西里地区につきまして141世帯、黒淵地区につきましては303世帯でございます。3地区合わせて483世帯、接続率は86.5%になっております。

分担金の次に各地区の使用料がございます。

続きまして県支出金が農業集落排水施設整備事業補助として2千185万円、農業集落排水施設整備後年交付金として100万7千円。

一般会計繰入金8千272万7千円。

町債として資本費平準化債2千780万円、公営企業会計適用債490万円、農業集落排水施設更新事業で3千200万円がございます。

次に108ページを御覧ください。ここからが歳出の明細でございます。このページは施設の維持管理費に関する一般管理費でございます。歳出計9千350万5千43円になります。

次の公債費でございます。元金、利子合わせまして9千789万8千705円となっております。

以上、農業集落排水事業は終わらせていただきます。

最後に、小国町水道事業会計について説明をいたします。

決算書をお開きください。よろしいでしょうか。水道事業会計は収支的収支と資本的収支として区分されております。

収益的収入及び支出につきまして18、19ページを御覧ください。収入であります事業収益は1億2千310万8千143円で前年度に比しまして117万7千959円。率にして0.9%の減となっております。そのうち給水収益は水道使用料は1億911万3千888円で前年度に比しまして28万7千739円。率にして0.3%の減となっております。支出であります事業費の主な内容は、減価償却費6千431万4千395円、委託料1千967万400円、企業債支払利息757万8千328円など合計1億2千751万7千321円となっております。前年度に比しまして734万9千904円。率にして6.1%の増となっております。収益的収入から支出を差し引いた純利益はマイナス440万9千178円となり前年度に比較して852万7千863円の減収となっております。

次に4ページ5ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。資本的収入といたしまして、企業債2千万円、一般会計出資金1千87万8千400円等、合計3千137万4千500円となっております。

資本的支出は、建設改良費8千88万3千8円、企業債償還金3千798万6千962円で合計1億1千886万9千970円となっております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8千749万5千470円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額686万402円、減債積立金3千900万円、建設改良積立金1千万円及び過年度分損益勘定留保資金3千163万5千68円で補填いたしました。

次に8ページ、9ページを御覧ください。当年度末処分利益剰余金2億7千404万1千511円につきましては、4千万円を減債積立金として残金を翌年度へ繰越しをいたしました。

次に16ページを御覧ください。改良工事の概況でございます。令和4年度には神ノ原、古屋地区並びに国道387号線の歩道設置に伴う布設替工事等々で8件の工事を行いました。

17ページは業務量でございます。給水戸数が令和4年度におきましては2千448戸。前年度に対しまして6戸の増となっております。有収水量は70万9千529立米で前年度に対しまして2万6千549立米の増でございます。有収率につきましては76.3%で0.2%の増となっております。

20ページから以降は7件の工事並びに6件の委託料。

21ページは企業債及び一時借入金の概況を掲載しております。

最後に22ページにはキャッシュ・フロー計算書。

24ページからは収益費用、固定資産及び企業債の明細を送付しております。

以上簡単でございますが、水道会計の概略説明を終わらせていただきます。

以上です。

議長（熊谷博行君） ただいま執行部より認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号、令和4年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの説明をいただきました。

議長（熊谷博行君） それでは、認定第1号から認定第7号の中でただ今の執行部からの説明に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

去る8月31日に議会運営委員会を開催し、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定、水道事業会計決算認定については、各常任委員会に付託して審議することを決定いたしました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託して審議することに決定いたしました。

なお、認定第2号から認定第4号までは文教厚生常任委員会へ、認定第5号から認定第7号までは産業常任委員会に付託をいたしたいと思っております。

議長（熊谷博行君） それでは暫時休憩といたします。14時から次の会議を始めます。

（午後1時48分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 0 0 分）

議長（熊谷博行君） それでは、ここで古賀代表監査委員より令和 4 年度各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書並びに財政健全化等審査意見書の説明をお願いいたしたいと思います。着座のままで結構でございます。御説明をお願いいたします。

代表監査委員（古賀尚年君） こんにちは。監査委員の古賀でございます。よろしく申し上げます。

それでは、令和 4 年度各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書について報告いたします。

それでは表紙をお開きいただきますと令和 5 年 8 月 2 9 日議選の久野議員と各審査の合議を経て町長のほうに提出いたしました際の意見書の写しを添付してあります。

それでは目次を経て 1 ページをお願いいたします。令和 4 年度小国町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書であります。対象は令和 4 年度小国町一般会計歳入歳出決算及び特別会計 5 項目について審査いたしました。審査の期間といたしまして、令和 5 年 6 月 2 0 日から令和 5 年 7 月 1 0 日までです。審査の結果であります。審査に付された令和 4 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び付属書類は、関係法令に準拠して調整され、かつこれらの計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であることを認めました。また予算は概ね適正に執行されていることを認めました。その内容並びにこれらに対する決算の概要及び意見は以下のとおりであります。

2 ページをお開きください。ここから報告に入りますけれども先ほど執行部のほうが内容について金額的なものも含めて報告がありましたので私のほうは要点だけを絞って報告いたします。それでは決算の概要であります。決算規模といたしまして、一般会計と特別会計の総決算額は歳入決算額 1 1 1 億 4 千 2 7 万 8 千 5 2 円、歳出決算額 9 5 億 9 千 4 4 7 万 6 6 7 円で、予算現額 1 2 6 億 8 千 4 1 万 6 千円に対する執行率は、歳入で 8 7 . 9 %、歳出で 7 5 . 7 %であります。なお予算現額 1 2 6 億 8 千 4 1 万 6 千円から翌年度への繰越額 2 1 億 8 千 2 3 4 万 1 千円を除いた予算額 1 0 4 億 9 千 8 0 7 万 5 千円に対する歳出決算額 9 5 億 9 千 4 4 7 万 6 6 7 円の当該年度の実質的な執行率は 9 1 . 4 %でありました。また前年度決算額と比較すると歳入において 2 億 7 千 5 4 8 万 8 千 2 7 円の減少です。歳出においてはマイナス 8 億 3 千 5 9 9 万 8 千 8 8 7 円の減少となっています。

引き続き 6 ページをお願いいたします。決算収支であります。歳入歳出差引額（形式収支額）であります 1 5 億 4 千 5 8 0 万 7 千 3 8 5 円の黒字で実質収支額も 9 億 5 千 1 5 2 万 3 千 3 8 5 円黒字となっています。内訳は一般会計で 7 億 7 千 6 4 1 万 6 千 8 5 4 円、特別会計で 1 億 7 千 5 1 0 万 6 千 5 3 1 円であります。単年度収支額は 4 億 8 千 9 6 2 万 6 0 円となっています。内訳は、一般会計で 4 億 5 千 1 2 6 万 3 千 2 4 0 円、特別会計で 3 千 8 3 5 万 6 千 8 2 0 円であ

ります。

次ページ、町債の状況であります。町債の状況は、8ページ、9ページに掲載してあります。一般会計と特別会計を合わせた年度末未償還元金の合計は68億8千767万4千325円で、前年度よりマイナス5千906万5千395円減少しております。

次に10ページをお願いいたします。財務分析であります。図表1-5-1のとおりであります。実質収支比率であります。3%から5%程度が望ましいとされています。本年度は21.8%で前年度より12.9ポイント上回っています。経常収支比率であります。70%程度に収まるのが妥当な数値とされています。75%を超える場合は弾力性を失いつつあるとされています。本年度は81.1%で前年度から0.6ポイント悪化しています。依然75%を超えており今後経常収支比率は悪化する要素が多くさらに財政硬直化が継続していくことを自覚する必要があります。財政力指数であります。地方公共団体の財政上の能力を示す指数を言いこの指数が1に近いほど財政力が強いと見ることができます。本年度は0.241で前年度と同様のポイントでございます。依然として財政力が低い状況が続いております。実質公債費比率であります。この比率は過去3か年度の平均が18%以上になると地方債の発行が制限されるものでありこの指数も財政構造の健全性を示し、本年度は7.9%であり前年度を0.2ポイント上回っています。

14ページをお願いします。一般会計であります。14ページから50ページまで掲載しております。決算の概要といたしまして歳入歳出差引額13億7千60万854円を翌年度へ繰り越していますが、翌年度へ事業を繰り越すものの財源に充当すべき5億9千418万4千円が含まれているので、これを差し引いた実質収支は7億7千641万6千854円の黒字となっております。なお、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は4億5千126万3千240円の黒字となっております。また単年度収支に財政調整基金の積立金を加え、取り崩し額を差し引いた実質単年度収支は5億2千328万295円の黒字となっております。財政状況において厳しい状況であるため今後も歳入の確保、歳出項目の精査並びに歳出金額の削減に努められたいと思います。

17ページをお願いします。財源別決算状況であります。歳入決算額を自主財源及び依存財源別に見ると、自主財源は22億3千297万5千円で前年度と比較すると1億2千673万9千円の増となっております。一方、依存財源は63億2千81万4千円。前年度と比較するとマイナス3億9千542万6千円の減となっております。財源別の構成比率は、自主財源26.1%、依存財源73.9%となっており前年度と比較して自主財源が2.2ポイント増加しています。この主な要因は、自主財源である諸収入と財産収入が増加したことによるものであります。

次に20ページをお開きください。町税についてであります。町税の収入済額は7億673万3千円でこの主なものは固定資産税3億4千759万3千円、町民税2億5千413万6千円で全体の85.2%を占めています。課税収入率を年度別に見ると現年度課税分は99.4%、滞納

繰越分は24.9%で前年度と比較して、現年度課税分は0.2ポイント増で、滞納繰越分ではマイナス6.5ポイント減となっています。今後も口座振替の推進を図るとともに未収金の時効管理に努められたいと思います。

次に28ページをお願いいたします。収入未済額でございます。収入未済額4千192万6千円の内訳は、使用料及び手数料が2千8万円と約5割を占めています。収入未済額を前年度と比較するとマイナス1億8千249万9千円減少しています。今後とも負債の公平性と適正な債務管理の見地からも、その解消に向けてさらなる効率的な努力をされるよう要望いたします。

39ページをお願いいたします。ここからが歳出に入ります。款別決算状況。予算現額99億7千243万4千円に対し、本年度の歳出総額は71億8千318万8千円で前年度と比較してマイナス7億9千74万円減少しております。翌年度への繰越額21億4千404万1千円を差し引いた6億4千520万5千円が不用額となっています。執行率は72%で翌年度へ繰越額を差し引いた実質執行率は91.8%となっています。

次に48ページをお願いいたします。その不用額でございますが不用額は6億4千520万5千円で、予算現額に対する割合6.5%であり前年度と比較してマイナス1億5千132万9千円減少しております。構成比率で最も高いものは災害復旧費の56.2%であり、以下総務費の12.1%、民生費の11.2%、諸支出金の5.2%などとなっています。

次50ページをお願いいたします。予算の流用でございます。本年度の項・目間の流用件数は5件で、前年度と比較してマイナス7件減少しています。流用は財務手続き上認められた行為ではありますが、議会の議決を要しない執行であるためその制度趣旨に鑑み今後とも流用については十分慎重を期されるよう要望いたします。

次から特別会計でございますが、特別会計については6ページの図表1-3-1、単年度収支状況表をもとに報告したいと思います。6ページにお戻りください。6ページに図表1-3-1であります単年度収支状況表というのがありますがこれの一番右に単年度収支額がありますので各国民健康保険から農業集落排水事業までを読み上げたいと思います。国民健康保険単年度収支額でありますマイナス1千766万9千286円、介護保険料5千41万6千558円、後期高齢者医療マイナス26万9千470円、簡易水道マイナス21万5千円、農業集落排水事業609万4千18円。特別会計におきましてはこれだけ読み上げて報告いたします。

それでは94ページをお願いいたします。一般会計・特別会計のむすびでございます。1行目から11行目までは国内外の情勢を記載していますので本日は読み上げを割愛させていただき、12行目の「このような中、」という部分から読み上げたいと思います。このような中、小国町の令和4年度一般会計決算を見ると、歳出は71億8千300万円で前年度に比較し7億9千100万円、約9.9%の減少となっており、減少した要因は災害復旧費では1億8千800万円の減少。土木費では8千700万円の減少で町営住宅改修工事や町道改良工事などの実施額が減

少しています。民生費では9千200万円の減少で臨時特別給付金等の減少が含まれます。商工費では9千400万円の増加で北里柴三郎記念館シアターホール建設の実施額の増加が含まれ、経済対策商品券事業給付金の増加が主なものとなっている。歳入は85億5千400万円で前年度に比較して2億6千900万円、約3.0%の減少であります。減少した要因は、依存財源である国庫支出金や県支出金などが災害復旧事業の完了などによる3億7千300万円の減少や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等によるものが1億4千万円の減少などが主であります。

歳入から歳出の差引額である形式収支は13億7千万円の黒字で、単年度収支は4億5千100万円の黒字となっています。これは新型コロナウイルス感染症も落ち着き観光客や鍋ヶ滝入園料の増加によるものや災害復旧事業費の減少で実質収支が増加したことが要因となっています。実質単年度収支については、単年度収支に財政調整基金の積立金を加え取り崩し額を差し引いた5億2千300万円の黒字となっています。その要因が地方交付税と国県支出金等の依存財源であることは厳しい財政状況を表しています。

特別会計の決算状況は各会計で記述したとおりであります。各特別会計においても運営に応じた必要経費を精査し歳出削減に努められていると思いますが、今後も一般会計からの繰入金を最小限にとどめるため将来像を見据えながら一層の努力を求めます。

終わりに、前述したとおり今後も新型コロナウイルス感染症に加え新たにウクライナでの情勢による様々な影響にも対応することが必要であることには変わりありません。国や県から何らかの政策が打ち出されてきた際に迅速な対応が可能となるよう情報収集等に努め施策等の検討準備を整えておくことが求められます。令和2年豪雨の復旧も終盤を迎え現年災の復旧等も同時進行となり厳しい状況の中ではありますが、新しい生活様式を模索する中でのデジタルトランスフォーメーションの推進や北里柴三郎博士の新紙幣肖像採用が町への追い風となることなどが期待されています。現状では財政状況が急激に好転することは想像できませんが、その中にあっても難局を乗り越えようとする不断の努力を今後も継続して町政へ注ぎ、様々な施策が町の振興に寄与することを期待し令和4年度決算審査の結びといたします。

続きまして、96ページをお願いいたします。令和4年度小国町基金運用状況審査意見書であります。審査の対象といたしまして、小国町国民健康保険高額療養費資金貸付基金及び小国町生活保護生活資金貸付基金となっております。審査の期間であります。令和5年6月20日から令和5年7月10日までとなっております。審査の結果といたしまして、本年度各基金の運用状況報告の計数は正確であり運用状況も適正なものと認めました。審査の概要であります。本年度の各基金の運用状況は97ページ、98ページに記載してあります。

続きまして、99ページをお願いします。小国町水道事業会計決算審査意見書であります。審査の対象は、令和4年度小国町水道事業会計決算であります。期間といたしまして、令和5年6

月20日から令和5年7月10日までとなっております。審査の結果であります。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は関係法令に準拠して作成されており、当事業の本年度の経営成績及び本年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認めました。また運営状況についても、経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

次に110ページをお願いします。110ページは水道料金に係る未収金についてであります。水道料金の未収状況は表8のとおりであります。本年度末の未収額は262万1千360円で前年度と比較して7万6千170円の増となった。未収額が増加し徴収率の低下が見られます。水道料金は収入の根幹をなすものであり今後も加入者の不公平感をなくすためにも未収金の回収に引き続き努力されるよう要望いたします。

次に114ページをお願いいたします。水道事業会計のむすびでございます。令和4年度水道事業会計の決算概況は、損益決算書を見ると当年度は純損失の「マイナス440万9千178円」となっています。前年度と比較して事業収支の主なものは、収益面では長期前受金戻入がマイナス78万6千円の減、給水収益がマイナス28万8千円の減となっています。費用面では、前年度比735万円増加しています。その主な内容は総係費819万4千円の増、配水及び給水費158万8千円の増となっています。今年度の純利益は、昨年度より大幅に減少し純損失となっています。給水人口減少の中、収益面でも減少が見られ、費用面においては総係費の中の委託料の経費、配水及び給水費の中の修繕費による費用の増加が見られます。今後も費用面での増加が見込まれるため事業計画の改善、経営効率化に一層の努力を求めます。

以上で、令和4年度決算に係る監査委員の意見ということで報告いたしました。

引き続き、小国町財政健全化等審査意見書の別冊がありますのでそちらに入らせていただきます。令和4年度小国町財政健全化等審査意見書であります。表紙をお開きいただきますと令和5年8月29日に町長に提出したときの鏡の写しがここに添付されております。

1ページをお開きください。令和4年度小国町財政健全化判断比率審査意見書であります。審査の対象といたしまして、令和4年度決算に基づく健全化判断比率4項目及び健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類でございます。審査の期間といたしまして令和5年7月20日に行いました。審査の結果であります。審査に付された令和4年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次、2ページをお願いいたします。令和4年度小国町公営企業の資金不足比率審査意見書であります。審査の対象といたしまして、令和4年度決算に基づく公営企業の資金不足比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類となります。審査の期間といたしまして令和5年7月20日に行いました。審査の結果であります。審査に付された令和4

年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以上で、小国町財政健全化等審査意見書の報告を終了いたします。

これをもちまして本年度の意見書の報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） どうもありがとうございました。

ここで、古賀代表監査委員に対して御質問等ございましたらお願いします。

4番（児玉智博君） 長期にわたる監査大変お疲れさまでございました。

国の会計検査では特に会計検査院の検査の所見が報告書に示されるわけですが、その中でも特に不適切な事項として指摘事項というのが記述されるわけですが、その指摘事項の中でも特に重いものが不当事項ということで例えば令和3年の検査報告書を見てみますと、1府9省それから六つの独立行政法人等で83件合計で不当事項というのがあったということです。いわゆるその指摘事項というのは自治体監査でもあります。特に重い順番から同じく指摘事項とあと注意事項それから検討事項、口頭指導事項ということで四つに分けられます。それが意見書に記載されるかどうかというのはそれぞれの監査委員の判断ということになってきて小国町ではずっとこの間記載はされていないわけですが、しかしきちんとそういう指摘事項から口頭指導事項まで執行部、町長のほうには提出をしていると思います。今回の指摘事項から注意事項、検討事項、口頭指導事項がそれぞれ何件あったのでしょうか。

代表監査委員（古賀尚年君） 指摘事項については、まず決算審査指摘事項というもので各課及び補助団体とかいう部分で指導というか指摘事項は出しております。件数にしては各団体関係は2点ほど出しております。それと各課についても2点ほど出しております。

4番（児玉智博君） 執行部におかれましてはその指摘事項を真摯に受け止めまして改善をいただくとともに、各団体を所管される課についてもしっかりと指導をしていただきたいということをお述べまして終わります。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） それでは、古賀代表監査委員におかれましては、長時間大変御苦労さまでした。また特に、決算審査におかれましては、限られた時間の中で審査業務に精励されましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

どうぞ御退席をお願いいたします。

（古賀代表監査委員 退席）

議長（熊谷博行君） 日程第14、「報告第5号 令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の10ページをお願いいたします。

報告第5号 令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり監査意見書を付して報告する。

令和5年9月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは、令和4年度の決算に基づく財政健全化判断等の報告ということで報告をさせていただきます。先ほど代表監査のほうも報告されましたけれども重複をした部分でありますけれども御了承いただきたいと思います。

記といたしまして、健全化判断比率の表を御覧いただきたいと思います。実質赤字比率、下の備考に書いてありますように、実質赤字額又は連結赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」として表記をしております。実質赤字比率とは、一般会計等に対する実質赤字額を標準財政規模で割った比率でございます。これは、赤字が出ていないということで「－」となっております。危ない状態であると判断される基準は15.00%でございます。

連結実質赤字比率とは、一般会計と特別会計を対象にした会計の実質赤字または資金不足の標準財政規模に対する比率でございます。これも赤字が出ていないということで「－」となっております。危ない状態であると判断される基準は20.00%でございます。

次に、実質公債費比率を御覧ください。これは、公債費や公債費に準じた額を標準財政規模を基本とした額で割ったものの3年間の平均値になります。令和4年度決算では7.9%という数字となっております。昨年より0.2ポイント増加してございます。危ないという数字は25.0%です。増加の主な原因は、普通交付税の減額による標準財政規模の減少と標準財政規模に占める元利償還金の額が増えたことにより実質公債比率が増加したこととでございます。

表の一番右にあります将来負担比率です。これは、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのがこの比率になります。この決算では1.3%となっており昨年度に比べて3.4ポイント改善しております。危ないとされる数字は350.0%となっております。改善の主な要因は、地方債の償還による地方債残高の減少により町が将来負担すべき額が減少したことと充当可能基金の増加したことに将来負担比率が減少しております。

次に、下の表を御覧いただきたいと思います。資金不足比率です。6つの企業会計とも資金の不足額はないため、資金不足比率は算定されないで「－」で表示されております。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより報告第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

議長（熊谷博行君） 日程第15、「報告第6号 放棄した私債権の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 議案集の11ページをお願いいたします。

報告第6号 放棄した私債権の報告について

小国町債権管理条例第10条第1項の規定により、町の私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、議案集11ページについて説明をさせていただきます。

小国町債権管理条例に基づきまして放棄する私債権の一覧表でございます。今回は公営住宅1件で5万4千400円、下水道1件で2万5千200円、上水道1件で4万2千960円、光ファイバーは4件で5万5千950円の合計で7件、17万8千510円の私債権を令和5年3月31日をもって放棄したものでございます。私債権の放棄につきましては私債権放棄一覧表の下に記述してございますが、小国町債権管理条例第10条第1項の規定により第1号から第6号までに該当する場合私債権を放棄することができることになっております。その下の表に放棄した事由を債権ごとに記述してございます。公営住宅につきましては6号の本人死亡1件、下水道につきましては6号の本人消息不明1件、上水道につきましても6号の本人消息不明が1件、光ファイバー使用料につきましては6号の本人消息不明と本人死亡が合計で4件ありますが、本人消息不明が2件と死亡が2件の合わせて4件となっております。

以上で放棄した私債権についての報告を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより報告第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 令和元年度中に調定された公営住宅使用料が本人が死亡して相続人が放棄したということで債権が放棄されるということです。結局これもう放棄するのはもう回収不能であるという判断で放棄して構わないと思うのですが、連帯保証人についてはもう結局本人が亡くな

ったら連帯保証人にも請求しないのであれば連帯保証人自体とる必要がないのではないですか。

建設課長（小野昌伸君） この倉原ここに関しては倉原住宅に入居していた方で本人がちょっとした事故死というか事故死で亡くなった方皆さんも御存じかと思いますが、連帯保証人の件におきましてはこの方は生活保護を受けていましたので当初からとっておりません。当初からというかもう相続放棄。息子さんが1人いたのですが相続放棄ということで生活保護世帯というかたちであったので連帯保証人はとっておりませんでした。

以上です。

4番（児玉智博君） 生活保護世帯であれば連帯保証人は当然それは保護費から住宅扶助がありますので住宅だけであればそれですけど、何か今まで質疑で聞いた中ではいろいろそのほかにも連帯保証人が必要な理由等述べられておりましたが保護世帯であればもう一律連帯保証人というのはもう求めているということなのですね。わかりました。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第16、「議員派遣報告について」を議題とします。

この件につきましては、別紙お手元に配付のとおり小国町議会会議規則第129条の規定により、6月議会以降本日まで研修会等に各議員を派遣いたしましたので御報告いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第17、「行政報告」。

執行部より報告事項等ありましたらお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まずは今日は行政報告につきまして4点御報告をさせていただきます。

まずシネマバード開催についてです。シネマバード、これ木魂館で行われますけれども9月の23日午後3時から木魂館のグラウンドで開催されますのでお知らせをいたしたいと思います。この企画におきましては、俳優の斎藤工さん発案のもと同じ空間で感動を共有するという事で劇場体験を届けることを目的に始動いたしました。移動式の映画館というふうになっております。木魂館のグラウンドで移動式のスクリーンをグラウンドに立てまして皆さんに見ていただくということでございます。町内の子供たちをはじめ県内の医療従事者など約1千人が来場をするという予定でございます。

続きまして、ふるさとの秋まつりについてです。ふるさとの秋まつりを10月15日日曜日に開催をいたします。今回はマルシェ方式によるバザー出展及びステージ開催をメインとして役場駐車場で実施したいというふうに思っております。関係イベントとして13日金曜日には小国町商工会青年部によるちんどんや。そして18日水曜日には小国両神社の神興行列と小国相撲協会による奉納相撲大会を予定しております。

続きまして教育委員会でございます。教育委員会の事務に係る点検評価報告について。法律に基づきまして令和4年度教育委員会の所管事務事業の評価を行い、評価者の意見を付した教育委員会の事務に係る点検評価報告書を配付させていただいておりますので皆様方には御覧いただきたいというふうに思います。

それから子供議会の開催についてです。本年度も子供議会の開催を予定してございます。日程は11月の24日金曜日の午後2時からでございます。小国町議会議員の皆様にも御案内を申し上げますので御参加のほうよろしくお願いたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（熊谷博行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後2時43分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（6番）

第 2 日

令和5年第3回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和5年9月14日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和5年9月14日 午前10時00分

1. 散 会 令和5年9月14日 午後 2時22分

1. 応招議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 橋本弘二君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教育長 村上悦郎君
総務課長 佐藤則和君	教委事務局長 久野由美君
政策課長 秋吉祥志君	産業課長 穴井徹君
情報課長 中島高宏君	税務会計課長 小野寿宏君
建設課長 小野昌伸君	町民課長 宮崎智幸君
建設課審議員 長田茂美君	町民課審議員 田邊国昭君
町民課保育園長 清高德子君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 5. 9. 14)

議長（熊谷博行君） おはようございます。

本日は、9月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 日程第1、認定第1号から日程第7、認定第7号までは令和4年度一般会計決算認定及び特別会計ほか各決算認定でございますので、一括して議題といたします。

本案は、去る9月6日の本会議において、各々の所管に従い、各常任委員会に付託されておりますので、小国町議会会議規則第41条の規定により、まず総務常任委員会の委員長報告を求めます。

6番（松崎俊一君） はい、6番です。

令和5年9月7日木曜日午前10時から当町民センターで令和5年9月6日本会議にて総務常任委員会に付託されました「認定第1号 令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」総務常任の委員全員並びに議長、町長、担当の課長、局長それから室長、課長補佐、係長の出席をいただき審議を行いました。各担当課長からの総括説明を受けた後、審議に入りました。審議の経過、結果について御報告したいと思います。

議長（熊谷博行君） お諮りいたします。

委員長の報告が長くなりますので、着座のままでよろしいか伺います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長（熊谷博行君） 着座をお願いします。

6番（松崎俊一君） ありがとうございます。着座にて御報告いたします。

まず歳出につきまして、13ページ、入湯税についての質問。

それから歳入につきまして、52ページ、企画費、負担金、補助及び交付金、大字まちづくり協議会活動助成金についての活動は、それから同じく52ページ、大字への助成金の会議の内容について。同じく52ページ、企画費、18の負担金、補助及び交付金、地域おこし協力隊起業支援補助金の内容について。同じく52ページ、18負担金、補助及び交付金の中で金額の面それからほかの支援について。それから62ページ、SDGs推進費、12委託料、旧西里小学校活用する理由について。同じく62ページ、サテライトオフィスのコワーキングスペース・ESD教育の必要性。それから同じく62ページのSDGs推進費、委託料、収入支出の計画の資料を。それから64ページ、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の備品購入費、セルフレジの利用状況について。64ページ、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費のセルフレジの設

置場所の周知徹底、使い方について。65ページ、賦課徴収費、QRコード対応帳票作成・設定業務委託料の利用率について。次飛びまして120ページ、非常備消防費の消防団員の報酬について。それから122ページ、災害対策費、防災トランシーバーとはどういったものかについて。122ページ、災害対策費、指定避難所看板設置工事について。122ページ、災害対策費、隣地安全対策立木等撤去事業補助金について。同じく隣地安全対策立木等撤去事業補助金の申請件数について。同じく災害対策の隣地安全対策立木等撤去事業補助金について町で申請を行うべきではというような質問がそれぞれ行われました。各質問等の答弁につきましては、お手元の質疑応答集を御覧いただきたいと思います。質疑終了後、討論はございませんでした。その後採決を行いました。認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、全員が賛成すべきとの結果でした。

以上、総務常任委員会からの報告とさせていただきます。

議長（熊谷博行君） 続きまして、文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

5番（穴見まち子君） ただいま議題となりました、「認定第1号 令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」、「認定第2号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第3号 令和4年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第4号 令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」文教厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る9月11日、委員の出席と執行部より渡邊町長を始め、所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました決算認定について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶いただきまして各担当課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。11日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成いたしましたので、皆様には事前に配付いたしております。

議長（熊谷博行君） 穴見議員、着座をお願いします。

5番（穴見まち子君） はい。それでは、まず質疑応答から報告してまいります。質疑応答については配付した資料が全てになります。担当課ごとにまとめておりますので多少ページが前後する場合もあるかと思いますが御了承ください。

まず、認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定の歳出でございます。

町民課、歳出の質疑28件、教育委員会事務局の質疑19件。

以上で、歳出を終わりました。

歳入に入りました。では続きまして歳入の報告です。町民課、歳入の質疑3件、教育委員会3件。

以上で、認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、全ての質疑を終

結し討論に入りました。討論におきましては、まず老人福祉費の社会福祉協議会補助金、養護老人ホーム分について、人権政策費の部落解放同盟小国支部の補助金についてなどの理由で反対討論がありました。なお賛成討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会の認定第1号の審査内容については、御報告を終わります。

本案は去る9月6日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、賛成少数で不認定と議決いたしました。

続きまして、令和4年度特別会計決算認定について、各課の課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。なお、質疑については特別会計別に、歳入歳出を一括して行いました。

まず、認定第2号、令和4年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。質疑といたしましては、歳入の質疑が1件、歳出についての質疑はありませんでした。続きまして、認定第3号、令和4年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。質疑といたしましては、歳出の質疑が1件、歳入についての質疑はありませんでした。続きまして、認定第4号、令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。質疑といたしまして、歳出の質疑が1件、歳入の質疑についてはありませんでした。

以上、当常任委員会の令和4年度特別会計決算認定について全ての質疑を終結し、それぞれ討論に入りました。討論では、認定第2号、認定第3号、認定第4号については、国民健康保険税を引き下げるべきである、介護保険制度自体に問題がある、後期高齢者医療制度自体に問題があるなどの理由で、反対の立場の討論がございました。

以上で、当常任委員会の認定第2号、認定第3号、認定第4号の審査内容についての御報告を終わります。

本案は去る9月6日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第2号については不認定。認定第3号、認定第4号については、賛成多数で認定すべきと議決いたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（熊谷博行君） 続きまして、産業常任委員会の委員長報告を求めます。

3番（高村祝次君） 産業委員会に付託されました審議の結果を報告いたします。

「認定第1号 令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」、「認定第5号 令和4年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第6号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第7号 令和4年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」産業常任委員会における審査の結果及び経過を報告申し

上げます。

去る9月12日、委員の出席と執行部より渡邊町長始め、各所管の課長ほか担当者の出席をいただき、当委員会に付託された決算認定について審査いたしました。また、議長にも御出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきまして各担当課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。審議の内容についてはお手元に配付してあるとおりです。

まずは、歳出から審議に入り、最後に歳入に入りました。歳入を終わりにして質疑を終結し、討論に入りました。討論におきましては、小国材使用建築物支援事業補助金の小国材の定義に疑問、北里柴三郎博士顕彰全般で特に建築当初から反対であったというな討論でございました。という理由でありましたけれども賛成討論はありませんでした。

以上で、当委員会の認定第1号の審議について報告いたしました。

採決の結果、挙手多数で原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

続きまして、令和4年度特別会計決算について審議に入りました。所管からの追加説明はございませんでしたので、直ちに審議に入りました。認定第5号、認定第6号について歳入歳出質疑を1件ずつ、認定7号については質疑はございませんでした。

以上で、当常任委員会所管の令和4年度特別会計歳入歳出全ての質疑を終了し、それぞれ討論に入りました。認定第5号、認定第6号、認定第7号について討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会での認定第5号、認定第6号、認知第7号の審査内容についての報告を終わります。

本案は去る9月6日、当委員会に付託され報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第5号、認定第6号、認定第7号について、全員挙手で原案のとおり認定すべきと決しました。

以上で、当委員会での結果を申し上げ、報告を終わります。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

各常任委員長からの報告が終わりましたので、これより、認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。なお、委員長におかれましては自席より御答弁いただきたいと思っております。

質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症が7月から秋にかけて再び猛威を振るい第7波と言われました。またロシアのウクライナ侵略や円安の影響などによるエネルギー価格の上昇、食料品の値上げなどが主な要因となり平均の消費者物価指数は生鮮食品を除いた指数が前の年度より3.0%上昇しました。3.0%の上昇率は第2次オイルショックの影響が続いていた1981年度以来41年ぶりの水準であります。このため政府は子育て世帯や住民税非課税世帯に対する給付金事業を行いました。町も飼料肥料高騰分の一部に対する独自給付を行っています。しかしそれ以外の世帯には国からも町からも全く支援がなされませんでした。コロナ対策としてコロナ交付金で非接触型の税料金の支払い端末機が導入されました。私も導入直後に使ってみましたが納付書は1枚ずつしか投入できないし処理速度が遅く時間が掛かって仕方ありませんでした。以来それまでどおりに窓口を利用しています。端末は毎年保守点検で金を食い続けることになると思いますが、コンビニ払いや支払い端末と町税に金を掛け過ぎです。非接触と言いながら窓口受付を継続せざるを得ないのであればきっぱりと撤去して、口座振替の呼びかけを続けていったほうが合理的ではないでしょうか。

西里小学校跡の活用運營業務委託料は校舎跡をサテライトオフィスコワーキングスペース、カフェなどとして利用するとしています。しかし西里小跡は立地が悪く寄り付きにくい場所にあり、屋根自体がアバンギャルドなかたちをしていて見るからに雨漏りしやすい構造になっています。事実平成3年に竣工した校舎は平成5年には雨漏りが発生。屋根にコーティングを施工工事を行ったということです。しかし雨漏りは繰り返し発生したために平成8年には屋根の改修工事をせざるを得なくなったことがわかっています。この校舎を活用しようとすれば金食い虫になるであろうことは想像に難くありません。計画変更するべきであります。

小国町社会福祉協議会の養護老人ホーム旧悠和の里の解体費を町は新たに起債してまで全額補助しています。予算提出時から渡邊町長は北里前町長と社協との間に交わされた覚書が補助の根拠だとしています。しかし何度覚書の議会への提出を求めても応じていただけていません。これでは幾ら渡邊町長が覚書の存在を主張しても本当にそんなものがあるのか存在自体がうそではないかとすら思えてしまいます。大体社協の経営上の都合で自分の建物を壊すのに町の借金を当てること自体が誤りです。しかもその後は町有地を自らの事業のためにただで占有し続けるなど都合のよすぎる話であります。これ以外にも社会福祉協議会優遇の町政を改めるよう求めます。

人権政策費406万円の3割以上は部落解放同盟小国支部への補助金と人権カレンダーの制作費であります。人権カレンダーとは組入している世帯には年1回部長、組長により配付されますが、組入していない方には届けられておらず町が非常に町民を差別的に取り扱っているカレンダーであります。欲しい人は貰ったらうれしいでしょうが使わない人にしてみたらごみが一方的に送りつけられるだけですから、貰うほうと貰わないほうのどちらが不利益な取扱いと言えるかは個人によると思います。しかしガス屋や自動車整備工場、保険屋さん、農協など年末にはあ

りとあらゆる業種の人たちがお客さんに対しカレンダーを配布しています。この人権カレンダーがなければ今日が何日なのかわからなくて困るといふ町民はいないと思いますので、こういった予算の使い方をするよりももうちょっと人権啓発政策に役に立つことに使ったほうがいいのではないのでしょうか。部落問題は戦後日本国憲法に基本的人権の保障が明記され、部落解放運動など民主主義の発展を目指す国民的な運動が前進してきました。部落の住環境や生活実態についてはかつてのような格差は是正され差別を許さない国民の意識も大きく前進してきております。基本的には社会問題としての部落差別は解決し政府も2002年に「これ以上の特別対策は問題の解決に有効とは言えない」として同和対策事業を終結させたというのが歴史の到達点であります。現に2002年以降町では結婚差別や就職差別といった差別は確認されていないということであり、昨年ユージュバーが小国町を訪れて同和地区と思われるところの町並みを写したということですが、しかし本当にその写された町並みが部落地区なのかというのは確認のしようがないと思います。結局同和事業を存続させるために部落差別は残っていると根強く残っているというそれに都合のいい人たちだけが言っているだけなのが実態ではないかと思ひます。

小国町の給食費。これは年間小学校で4万4千円、中学校では5万6千円。1人小学生や中学生がいれば家計負担が発生しています。しかし小国町教育委員会は「学校給食は教育活動の一環である」ということを明示しております。そうであれば義務教育はこれを無償とするという日本国憲法の精神のもと国がしないのであればまずは町が無償化に踏み出すべきなのではないでしょうか。教育長は予算の問題を理由に「恒久的に一般財源からの支出は困難である」と言っ後る向きの姿勢を見せました。しかし同じ教育費の中で小国高校支援補助金として180万円がこれは一般財源から恒久的に支出されています。その使い道を確認してみますと高校生の教科書購入費の補助であったりあるいは検定受講に対する検定料を補助しているということであり、小国高校に通っている町民に対してはそういう補助があるのに、それ以外の高校に通う高校生に対してはそういう補助を町はしていないわけであり、これは不公平な取扱いなのではないでしょうか。こうした予算をしっかりと見直していけば小学生で4万4千円、中学生5万6千円という予算は十分につくり出すことができると思ひます。

真に民主的な小国町の予算組みを来年度行うことを求めまして討論を終わります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。

令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

歳入歳出総額から歳出総額を差し引いた形式収支は13億7千万円の黒字となっており、各指標も国の示す基準内にあるなどある程度健全財政の範囲内にはあると言えます。令和4年度において新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻に起因する物価上昇により町民が多大な影響を受ける中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策

事業を実施するなど町民や町内の主要産業において価格転嫁が難しい事業に対しての対応策を行い評価できる決算となっているのではないかと考えられますし、町の貯蓄である財政調整基金等一般会計に属する基金の合計はこれまでの4年間で5億円以上増加しておりふるさと納税や毎年度の決算収支の黒字を少しずつ積み上げてきた結果であると評価できます。また令和2年7月豪雨による災害復旧事業に関しても、令和7年度から予算を繰越しながらではありますが土木業者が少なくなっている中事業が進行し完了に向かっていくものと思われまふ。新型コロナウイルス感染症については5類に移行後人々の行き来や活動がコロナ前に戻っていますが、物価上昇による影響はいまだ町民生活に暗い影を落としています。今後も引き続き災害や物価上昇への対応と町民の安心安全な生活を守るため町の実情に応じた事業の実施により、よりよい小国町となるよう期待をいたしまして賛成の討論といたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、総務・産業常任委員会からは原案のとおり認定すべきである。また、文教厚生常任委員会からは、不認定とすべきであるとの報告を受けました。したがって、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、本案は執行部原案のとおり認定されました。

議長（熊谷博行君） 続いて、認定第2号から認定第7号までの各特別会計及び水道事業会計決算認定の委員会報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、認定第2号、令和4年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第3号、令和4年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の各決算について反対いたします。あとの決算については賛成いたします。

令和4年度から保険税の算定方式が4方式から3方式へと変更されました。資産割が廃止されその分所得割、平等割、均等割が増やされたわけでありまふ。均等割が上げられたことで被保

険者の世帯人員が増えるほどに負担は重くなることになりました。これはつまり子供の数が増えれば生まれたそのときから国保税が増税となるということでもあります。少子高齢化が大変な問題となる小国町においてその少子化を加速させるものとも言えるものであります。また課税限度額も3万円引上げられております。このため1人当たりの保険税額は10万2千752円となり前年度と比較し3千832円、4%近い増加となっているわけであります。先ほどから申しているとおり新型コロナ禍、物価高騰の中でただでさえ町民の暮らしが苦しい状況になっているのに町がそれに対し追い打ちをかけているという見方もできるのではないのでしょうか。

後期高齢者医療保険につきましては、昨年度から自己負担割合に2割負担が導入されております。これにより7%の被保険者の窓口負担が小国町においても被保険者の7%近い人が一気に窓口負担が2倍になるという大変冷酷な自助政策となっているわけであります。国保も介護も後期高齢者医療制度も本来住民の命とそして健康を守るための制度であるはずであります。ところが今のこの制度はそうした命を守るどころか一方で暮らしを追い詰め住民を苦しめているという事態が発生しているわけです。次年度の予算編成策定におかれましてはこうした問題を少しでも解決するよう保険税や保険料そして自己負担を少しでも軽くするための政策を祈念いたしまして反対の討論といたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対します各常任委員会の報告は、認定第2号は不認定とすべきである。また、認定第3号から認定第7号は、認定すべきであるとの報告を受けました。1件ごとに採決いたします。

認定第2号、令和4年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、本案は執行部原案のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、令和4年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、認定第3号は認定されました。

続いて、認定第4号、令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、認定第4号は認定されました。

続いて、認定第5号、令和4年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、認定第5号は認定されました。

続いて、認定第6号、令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、認定第6号は認定されました。

続いて、認定第7号、令和4年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、認定第7号は認定されました。

議長(熊谷博行君) 日程第8、「議案第41号 令和5年度小国町一般会計補正予算(第7号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、よろしく願いいたします。議案集をお願いいたします。

議案第41号 令和5年度小国町一般会計補正予算(第7号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度小国町一般会計補正予算(第7号)を別紙のとおり提出する。

令和5年9月14日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書(第7号)をお願いいたします。1ページでございます。

令和5年度小国町一般会計補正予算(第7号)

令和5年度小国町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を増額し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ64億4千741万8千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月14日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは、令和5年度小国町一般会計補正予算（第7号）についての説明をさせていただきます。今回補正をお願いしますのは先ほど説明ありましたとおり歳入歳出それぞれ80万円の増額をお願いするものでございます。

補正予算書の4ページをお願いいたします。

まず下段の歳出から説明を申し上げます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬で弁護士報酬30万円の補正につきましては、小国町内の個人の方が町の加工施設悠工房において農産物を加工生産されたものが福岡市のある商店で販売されました。その農産物加工品を購入された方が購入後家に持ち帰り瓶を開けたところビンが破裂しけがをされたということで、1としまして販売店、2としまして生産者、3としまして小国町に対して調停の申立てをされております。小国町に対する申立て内容は、1としまして治療費と慰謝料の支払いを求める。2としまして保健所等から製造に対して指摘を受けた内容とその改善措置について開示を求める。3、謝罪を求めるという内容の調停の申立てがあったということで、福岡簡易裁判所から出頭要請が去る8月29日に小国町に届きました。その調停に顧問弁護士に代理人として出席していただくための弁護士報酬ということでございます。

次に、款の5農林水産業費でございます。項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金の小国町有害鳥獣防除柵設置事業補助金50万円につきましては、害虫対策の電気柵等購入設置補助金でございます。当初予算で100万円予算化しておりましたが8月末までに約20件の申請がありまして予算をほぼ支出しております。これからの申請に対応するため約10件分の50万円の増額補正をお願いしたいというものでございます。

次に、歳入についての説明に入ります。

4ページの上段をお願いいたします。今回の財源につきましては前年度繰越金を充当させていただきたいと考えております。

以上で、今回の一般会計補正予算の説明を終了いたします。よろしく御審議お願いいたします。
議長（熊谷博行君） これより議案第41号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君）　これが何でもまず追加提案になったのか。実際初日にほかの第6号補正の中に組み込んで入れることができなかった理由を説明いただきたいのと、それから追加提案になったとしても補正予算書を今日まで出さなかった理由は何ですか。議会運営委員会が開かれた後に直ちに配付してもよかったのではないかと思います、今日の今日まで何か温めてきた理由は何なのかを説明していただきたいのと、まずこの弁護士報酬です。小国町にはどういった理屈で相手側は訴えてきているのかがよくわからないんです。その手づくりの館は町の施設なのかもしれませんが、そこで作られる製品一つ一つに対し小国町はどういう責任を負っているのですか。

総務課長（佐藤則和君）　まず補正予算の追加ということで第6号に入れればよかったのではないかと御指摘でございますけれども、6号予算につきましては既に議会への提案時期としまして8月31日が議運でありましたのでその10日前ぐらいには予算書を取りまとめて議案としてまとめておまして、その取りまとめが終わった後にもうほとんどもう議運の2日前ぐらいに届いておりますので調整するいとまがなかったということでございます。御了承いただきたいと思っております。

それと予算書の配付につきましては、議運のほうでお諮りいただきまして執行部のほうとしてはそれから提出していいよということでそれから正式な作成といいますかに入りまして、そこに時間をいただいたということで本日の配付ということになったということでございます。

責任等については産業課長のほうから御説明をいただきたいと思っております。

産業課長（穴井 徹君）　商品を製造した場所が悠工房であったということで、当時これ3年ほど前のことでして事象の日が。当時の記録ですとかやり取り又、現在その申立て書の内容を事実確認、精査した結果、申立ての内容としましては悠工房でその商品を製造することが不備また不適切であったのではないかと申立人は申立てをされておりますが、その当時商品の製造については製造者が責任を請け負っておりますしこの商品につきましては当時は製造販売の許可等は必要でないものでありました。そういった事実と状況を確認した結果、町としましては申立人の主張は認められないものと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君）　要は向こうが主張するのは自由なので要はそれを裁判所がどう判断するかということですね。そうであれば今回町としては調停が不調に終わってももう裁判になって訴えの棄却を求めていくということですね。

総務課長（佐藤則和君）　あくまでもまだ調停でございますので調停に出席したところで話合いが整えば町の主張は十分させていただいて、先ほど産業課長が申し上げたとおり顧問弁護士のほうも町のほうのそういう責任はないと判断しているということでそれで話合いに臨みたいと考えております。その結果もし不調に終わってこれ訴訟を起こす起こさないは相手方の判断になりますので、相手方の判断に委ねざるを得ない部分はあるかと思っております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

この話は今初めて聞きました。弁護士費用も30万円ということで相手側も相当お怒りだと思えます。3年間の間に和解という話はできなかったのか。そして小国町とこのジャムを作った方がどのくらいの話合いをされたのかをお聞きしたいと思えます。

情報課長（中島高宏君） 事故の経緯について説明させていただきます。今から3年前の令和2年のこととなります。小国町それから南小国町両町の観光協会などの組織体である小国郷観光会議が福岡市のほうで両町の特産品の販売事業を実施しております。その販売店で小国町の商品を購入した方が商品の瓶の開封時に手と指の怪我をしたということになっております。当初は商品の製造者が食品関連の保険で対応するというので話が進んでおりましたが、保険会社が調査したところ瓶が2回目で開栓した際に瓶が割れて怪我をしたということで保険が下りなかったということです。その後翌年の令和3年7月になりまして阿蘇保健所のほうに怪我をした方が商品を製造していた場所が町の直営施設の悠工房であったということで管理責任が町にあるということで相談されております。保健所としては衛生管理の運営を指導する立場で怪我に介入する立場ではないということで伝えているとのことでした。また町の責任についても先ほど申し上げたとおり当時令和3年に顧問弁護士に相談しまして製造者ではないので責任はないという回答をいただいて、その後怪我をされた方にその旨をお伝えをしまして町との交渉は終わっております。今回令和5年8月になりまして裁判所に申立てをされまして今回調停呼び出し状が小国町に届いているというかたちになっております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第41号、令和5年度小国町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩といたします。11時5分から次の会議を行います。

（午前10時53分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

議長（熊谷博行君） 日程第9、「一般質問」。

ここからは、一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、熊谷和昭議員、久野達也議員、杉本いよ議員となっております。

それでは、8番、熊谷和昭議員、御登壇を願います。

8番（熊谷和昭君） それでは、ちょっと喉の調子が悪いですのでできるだけ短めにいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは始めに、通告書どおり台湾士林区との友好都市調印式参加の経緯についてちょっとお聞きしたいことがございますので質問させていただきます。町内では文書やうわさ等でいろいろ間違ったうわさ等が流れておりますけれども、今まで私が聞いた内容とそのうわさの内容は余りにもかけ離れておりますので詳しい経緯等をもう1回ちゃんとお聞かせいただきたいと思って質問させていただきます。これは町長よろしくお願いたしたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） それでは、答弁をさせていただきます。台湾の台北市にあります士林区という区との友好交流ということの経緯でございますけれども、まずは大前提として小国町は1988年でございます。以来35年以上にわたって士林区にあります中国文化大学と小国町にございます小国国際交流会。この交流が35年以上にわたってしっかりとつながれてきたといったところが大前提にあるところを皆さんに御承知いただきたいというふうに思います。今からお話しする部分では先日の勉強会でお話をした内容とも重なりますので少しお聞きいただきたいというふうに思います。まずはもちろん先ほどの35年間の歴史があったのですけれども、その中にはやはり行政同士の友好関係というのは実はなくて民間同士の交流が進んでいたというふうにお聞きしております。その中で令和4年の2月でございますけれども台北駐福岡経済文化弁事処、領事館でございますけれども総領事の陳総領事が小国町に来られました。そのときに私のほうが御案内をさせていただきますしてそのときに「実は小国町は35年の歴史が中国文化大学と交流をしているのですよ」というお話を実はさせていただきました。そのときにもうすかさず陳総領事のほうから口頭だけではありますけれどもその中で「台北市の士林区と小国町は友好交流をなさってはいかがですか」という御提案をいただきましたので私といたしましては願ってもないことではございましたので私のほうから「その35年の歴史を踏まえてまたお付き合いを行政同士でもさせていただきます」というお話をさせていただいたというのが最初になります。その後当時李さんという領事館の渉外課長さんよりメールで事務的なやりとりがなされまして、その台北市の

士林区というところ、それから皆様方お聞きになっていないと思いますけれど新竹県というところにチクトウチンという場所があります。「この2か所と友好をしてはいかがですか」といったお話がありましたけれども、「まずは35年の歴史がある士林区のほうと小国町は友好関係を結びたい」という旨を領事館とやりとりをさせていただいたといったところがあります。その後令和2年の9月に私のほうが領事館に直接行かせていただきましてそのときは領事館の公邸のほうに私も泊まらせていただきましたけれども、しっかり向こうの陳総領事とお話をさせていただいて「どのような感じで進めたらいいのか」また初めてでございますので南阿蘇村がその時交流を台湾のほかの地域と進めておりましたのでその部分で南阿蘇さんにお話を聞きながら南阿蘇村の吉良村長にも私も直接お話を聞きながら「どういった感じで進めていけばいいのか」お話を伺ったところでした。それからなかなか話が進まずにそれは台湾からのお客様訪日台湾人の方たちが非常にその当時9月ぐらいから増えてきたといったところもありまして、少し時間が掛かってしまったということが内容でございます。令和5年の1月にまた政策課のほうで台北駐福岡経済文化弁事処つまり領事館のほうに訪問させていただきまして、スケジュール調整等々をさせていただきました。そしてその3月の15日には陳総領事に小国町にまた来ていただいて小国高校で台湾セミナーをしていただいたといったところもあります。そのときにも私もお会いしていろいろとお話をさせていただきました。その後5月に領事館の取り計らいにもよって台北市の士林区とオンラインでの会議を進めたところでございます。5月の15日に小国町と士林区の江区长それから林さん、朱さんといった台北市にあります市民協会。民間団体でございますけれども民間団体の理事長さんを中心に「どういったかたちで友好の締結をしましょうか」というお話をさせていただいております。その後臨時議会。皆様方にお示ししたと思いますけれども臨時議会を7月の28日に開いていただきまして予算を決めていただきました。またその後8月の23日から24日、25日に合わせて台北市のほうに私と教育長と担当の政策課長谷部課長補佐と3人で行かせていただきまして。また町民課のお一人の職員も同行して台湾の言葉ができますので4人で対応させていただいて台北を訪問したといったところでございます。今の段階で士林区との交流に係る経緯に関してはお話したとおりでございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） はい。今までの経緯というのは大体わかりました。町民が言っているのは「ただの観光旅行にならないように」予算を付ける上でそういう注意はいただいておりますのでその辺はそうならないように議員全員身を引締めてこの辺は出席していくべきだとは思いますが、小国町と台湾士林区が友好都市として締結する上で小国町それと士林区に対してどういってお互いメリットがあるかというのは具体的に何か示せるものがございませうでしょうか。

町長（渡邊誠次君） もちろん先日私も8月に行かせていただいたときも観光というところはなかなかもちろんしてきたわけではないんですけど、この3日間で向こうに行ってきた場所とい

いますのが先ほど私のほうから説明させていただきました中国文化大学に1日目行かせていただきまして2日目に士林国民小学校。そして士林区の区庁舎。そして芝山巖という場所がありますけれどもそこで物すごい熱烈な歓迎を受けました。それから最終日に肥後銀行の台北の支店のほうに訪問させていただいたといった経緯がありますので、町のために私たちも行ってお話をさせていただきますので遊びで台湾のほうに行っているわけではないということだけはしっかりお伝えをさせていただきたいというふうに思います。またメリットに関しましては士林区含めて台湾というところは非常にグローバルな地域でございます。それがもう如実に私たちの周りよりもっともっとグローバルな世界が伝わってきておりますが次世代を担う子供たちの視野を広げる。これをずっとつなげていくことが台北の士林区にとってももちろん台湾全体でありますけれども交流の最大の目的といったところを士林区の方々は言っているところでございます。小国町においてももちろんそうでございますけれども一つ大きな要素としては、この小国町という地域がTSMC、JASMCも含めたところで今台湾の企業が進出してきておりますが車で1時間の範囲にこの小国町があるということ。町は通勤圏内にその中にあるということが非常に大きいかなというふうに思っておりますが、そのTSMC関連の企業はそこを中心に南北にぐっと伸びるような関係事業所が増加するというふうにまずは見られております。その波及は多分非常に広がってくると思いますが経済効果がこの前熊日にも出ておりましたけれども、肥後銀行の地元銀行の見立てでは10兆円というようなお話もしていただいております。非常に町からすると天文学的な数字ではありますが私ももちろん先ほど言った通勤圏内また近隣の一番近くの観光地としての関わり合いが最初はあるのかもしれませんが、より様々にしっかりとつながりを持っておくことが大事というふうに考えておりますのでその後のメリットにどんどんつながっていくのではないかなというふうに思います。特に先ほどお話しいたしましたけれども中国文化大学この35年の歴史は本当に大切なところで、この歴史がなければこういった士林区との友好のお話はもうもともとなかったものというふうに思っております。特に先ほど中国文化大学のお話ししましたがこれから小国から小国高校から台湾の大学に進学をする。本人の努力にも当然よるのですが台湾の大学に進学をいたしますと中国語、英語が話せるといったところもありますし、近くの先ほど言いましたTSMC関連の事業所に就職等とも直結するというような私は考えも持っております。また学業面それから生活の面、その台湾の政策にもよりますが日本の大学の約半分の費用で大学を卒業することができます。よりつながりをしっかりと維持しながら話を進めていって是非ともそういったところも町民の皆さんに御提案できればなというふうにも考えております。また勉強会でもお話をさせていただきましたようにこのつながりをしっかりとつないでいながら物流、貿易等々の部分にまでつながれるようにというふうに考えているところです。まずはこれまでやってきた民間の交流それから教育、観光、文化、芸術の幅広い分野での交流からスタートさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

教育長（村上悦郎君） 私も意見を述べさせていただきます。視察に行かせていただきました。私は教育長というところで小国の子供たち児童生徒に今言われましたようにこの姉妹提携、条約等を結ぶことによってどんなメリットがあるように、子供たちがどんなことがプラスになるのかと、どんなことをお互いにできるのかというところの視点で大学にも小学校にも見せていただきました。先ほど町長も言うておりましたが、やはり小学生中学生の視野を広げる。そして直接今オンライン等ありますので子供たち同士が話すとかやっぱり英会話で又は日本語でもいいですから、自分たちの歴史文化とかそうすると活性化。いろいろなことで交流することによって子供たちのこれだけ言えるのは学びの意欲というのが具体的にどんな力をとか主体的に子供たちが今度はこういう交流するときにはできるのではないかということで交流をすることによって子供たちの学びの意欲。では自分はどんなことを主体的にというような方向で子供たちと子供たち小学校中学校高校もですが台湾との交流、士林区との交流を持って行って子供たちの学習意欲そんなところが高まるように精いっぱい支援できたらなと感じてきたところではあります。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 熊本県自体がT SMCの進出により台湾とはもう日本でも一番近い県になったのではないかと考えておりますけれども、今町長、教育長のお話を聞きますといい面というのがたくさん伺えることができたと思いますけれども、できれば小国町のほうにも何らかの投資が企業からいただければその分はまた町の税収となりますので、できるだけそういうふうにしていけるように頑張りたいと思います。ただ台湾総統選挙が多分来年確かあったと思います。この総統選挙後にもしなった場合大きく変わるようなことはないですか。お聞きしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 大きく変わるようなことにはならないというふうに領事館の方々も言うておりますが、実は2月予定では早めて友好できるだけ早い段階で友好の締結をしたほうがいいのではないのでしょうかという領事館からの御提案もありましたので実は7月の議会に早急にかけていただいて議員の皆様費用まで含めたところでかけさせていただきましたけれども、どうもニュアンスとして先ほどの総統選の後という段階が強まりまして日程としては2月の19日から大体22日までの間で友好の締結、覚書の締結をしたほうがいいのではないかとのお話も伺っております。ですので少し私のほうも当日臨時議会のときにお示しをいたしましたけれども議会議員の皆様全員の訪問はもちろん議員の皆様に行っていただきたいところありますけれども、議員の皆様には選択肢もございましてそれぞれに御判断をいただきたいというふうに思いますができるだけたくさん多くの議員の皆様と一緒にいただきたいという考えは変わりません。ただ住民の皆様代表としてやっぱり議員の皆様おられますので是非ともお考えをお酌み取りいただきまして御一緒に台湾のほうに行っていただきたいという思いは伝えさせていただきますけれども、

また民間の方々と特に小国国際交流会の皆様とお話ができおりませんのでその国際交流会の方だったり商工会の代表者また農業関連の代表者様々に台湾のこの前歓迎を受けましたときにおられましたので、その部分ではいろんな方に少しお話をいただいでどのような訪問団ができるか私のほうも考えさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。なかなか先ほど熊谷議員が言われたように2月に行くというのが正式にある程度日程が決まっておりますので前倒しで10月とか11月に急に覚書の締結をするということは可能性はなくなりましたのでその部分では少し時間がありますので、私のほうもお話を民間の方々とさせていただいてまた皆様方にも台湾の行く時のお話を御提案をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） それではこの問題、問題というか問題ではないのですけれどもお互い町区にとっていい結果がもたらされるように今の執行部の方々には頑張ってくださいと思います。

それでは次の質問に参りたいと思います。町内の産業と町民の生活をどう今後維持させるか。小国町の現状を見ても全ての産業の衰退化が見えつつあると思います。もともになるのがもう皆さんわかっているとおり人口の減、燃料の高騰、後継者不足、問題はいろいろ多岐にわたって抱えておりますけれども、この問題今農家の人、商売してる方、個人個人でそれぞれ頑張ってどう継続させるかやっているところだとは思いますが、問題がもうこれ国レベルの問題になってきますのでなかなか克服していくのは難しいと思います。私もこの問題を考えた上でやっぱり一番危惧するのが食の問題だと思っているのです。今小国町に食品関係の小売店あると思えますけれども数的に過去の数字と考えましてどのくらいの推移で減ってきていると思うのですけれどもなっているかよろしくお願ひします。

情報課長（中島高宏君） お答えします。

商業統計調査それから経済センサスの数値から報告させていただきます。約20年前からの調査がありますので一番古いデータで平成16年度の調査で小売業とそれから卸売業の合計の事業者数が169事業所、平成16年ありました。その後最新の調査の令和3年度の数値ですが事業者数が98事業所となっております。20年前と比較すると事業者数で71事業所減少している状況にあります。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 数字的なものはまだ80ちょっと残っているということなんですけれども、小国町の中で皆さん想像していただければわかると思いますけれども、生鮮食料品を扱っているスーパーとなってくると事は変わってくると思うのです。残念なことに小国町で生鮮食料品を売っているスーパーというのはほとんどが他県の中堅企業と言ったらいいですかねが小国町の食をほとんど預かっている状況で、コロナ対策の金券を配られても9割近くがそこで使われると

いう状況になっておりますけれども、ここら辺は採算がとれている間は進出する。これが撤退することはまずないと思います。ただ今後人口が減り続けて撤退となったときには今いるスーパー全て引く可能性も十分考えられると思うのですけれども、すぐどうのこうのという問題はないと思います。ただ考えておかないと食の部分、若い人がいる家族というのはよそに買いに行けばどうにかなると思いますけれども、今陽なたぼっこ号とか回って販売されている社協さんの施設もございましてけれども、小国町全部の食を預かる町としてはここら辺も対策的なものを少しは考えておいたほうが良いと思うのですけれどもいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 非常に難しい御質問でございます。対策自体は現時点で持ち合わせてはおりません。しかしながら熊谷議員が分析されていた内容的なものも私どもも理解はしているつもりでございます。大分県の業者でございますけれども小国町熊本県ですがなぜ大分県かといったところで考えるとやっぱりインフラの整備、道路の整備がなされている。もちろん商圈の問題いろんなところがあって熊本から来やすい進出しやすいところであれば多分来たのだらうといったところも考えられますけれども、なかなかそういった部分も含めて企業の考え方、町の考え方そこが今ちょうどつながっているのでおられるといったところがあります。もちろん需要と供給のバランスが一番大きなところかもしれません。しかしながら今かたちの的にも生鮮はなかなか難しいのかもしれませんがインターネットを使って発注したり何したりというのが非常に増えてきておりますし、技術の革新がどこまでこのコロナの時期の4、5年だけでも相当変わってきておりますけれどもここあと4、5年でどういうふうに変っていくのか。そういった推移も見極めないといけないかなというふうに思っております。ただ人口は約1万人。小国町と南小国町近隣含めて商圈が1万人というところ。それから観光地でもございますのでその観光地に来られる方たちの観光客の推移もありますが、それを合わせて今事業所もバランスがとれているといったところで考えておられると思います。できるだけこの規模を維持していくことも大事というふうに思いますが、先ほど言いましたように技術の革新の兼ね合いと非常に今そういったところも大事というふうに思っております。この問題につきましては今後とも熊谷議員始め議員の皆様とも話していきながらどうにか打開策というのは難しいかもしれませんが、対応をしていけるような部分を少しでも作っていければなというふうに思っておりますのでまた御指導をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

8番（熊谷和昭君） まず先にすぐ4、5年後これが起きるとは私も考えておりませんが、先々では多分こういう状況日本中のへき地で起こってくる可能性が十分考えられますので人口が減るとことは配達員も減る。今のような流通がまかり通るかどうかというのはドローンとかいろいろ新技術が出ておりますけれどもその辺がどのくらいカバーできるかという現時点では法的問題もありますし難しいところが大分あると思いますので、できるだけ町民みんなで現小国町が維持できるように少しでも町に居ていただくようにこれ執行部だけがとか議員が努力したから

どうにもなる問題ではなくて町民みんなで考えるべき問題ではございますのでその辺はそういうふうな導きをしていただきたいと思います。

スーパーとかもそうですけれども最近町なかを夜ちょっと用事があつて飲んで飲み会があつて出て回ることが結構多くなりましたけれども。昔の夜小国町まちなか宮原の活気と今とを比べてみますともう何か今すごく寂しくて何でこんなになったのかなと考えると一因はやっぱりタクシーの問題だと思うのです。夜タクシーを呼ぼうと思つてもなかなかおられない。町なかに住んでいる方は行つても歩いて帰れますからよろしいですけれども私のような西里の奥深くから出てくる者はタクシーがないと本当に酒を飲む方はおいおい飲みにも行けないという状況だと思うのです。公共交通機関とかタクシーあればいいんですけれどもできればライドシェアとかウーバーのようなサービスが小国町で活用できれば少しは役に立つのではないかと。一応法的拘束はいろいろあると思いますけれども、その辺を町として先進的に行政特区とか何かとつて取り組んでいくような考え方がございませんでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 御提案ありがとうございます。現状といたしましては今御存じのように町内の運送事業者様のほうに御努力いただいております。確かに夜のタクシーがもうほぼない状態になっているというのがやはり事業者様からすると運転手を待機させるに当たって需要がない。要するに夜中にタクシーの出動が少ないというようなそういう経緯からもう夜の運行を断念せざるを得ないというような結果になっているようです。今後もうこれは卵が先か鶏が先かみたいな話になってしまうわけなのですけれども町民の方たちの移動手段というのをこれから先もしっかり確保していくことは大事とは思っておりますが、議員おっしゃられるように人口が減少していく中で公共交通の運営をどうしていくかというのは非常に先が見えない状態ではあります。ただ今のところ町内の事業者様が一生懸命頑張って運行のほう支援していただいておりますので行政としましてもまずは事業者様と連携をとりながら町内のそういう交通網の充実を図るとともに、どうしても先々そういう運行が行き詰まるというか不可能になってくるということになれば御提案のようなウーバーであつたりとか集落での運送を始めたりとかあるいは町営でそういう運送事業を始めるとかそういったことも取り組んでいかななくてはならないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） はい。わかりました。法的問題がこれ大きいので町でどうのこうのできるような問題ではないと思いますけれども、積極的にこれは取り入れるべきではないかと私は思っております。一つは今の若い子たち出会いの場というのがほとんどもうなくて職場でちょっとつながれる人とかそういう子たちは知り合う機会はあるかもしれませんが、昔はやっぱり夜酒を飲み交わす隣の組の女の子たちとかと話しながら仲よくなって小国町で暮らしていく若者たちが次

の世代を担ってきた推移が少しはあると思うのです。そこら辺を考えましてもこれ大事なことではないかと思しますので積極的な取組をよろしく願いたいと思います。

それではあと農業問題とかいろいろありますけれども議会中にやっぱりいつも出てくるのが農業問題の中では鳥獣被害をどうするかとかジャージー牛乳の処理場をどうするかとかいうことが一般質問でも議会の中でも結構いろいろ出てきますけれども、私全く農業には関係ない仕事をしておりますので農家さんのことははっきりわかりませんが、小国町全体をみただけで鳥獣被害を食い止めようってこれもうはっきり言って私無理だと思います。山つながっていますので小国町がどんなに積極的予算を使ってそこを食い止めようと思ってやっても、そこにいたイノシシ、シカたちがいなくなれば餌は広がりますのでまたよそからやってくる。たちごっこに多分なりますので。やるなら町から県のほう国のほうに要望をこれ九州全部の市町村から上げるようなかたちをとれば、その中でもう一斉駆除で徹底的に個体数を適性数まで減らすような取組をしないと柵をしようがわなを使おうが多分たちごっこで予算は次から次へと投入せざるを得ない状況だと思うのですけれども、そういう働きかけというのは国のほうにしてありますか。それとも国のほうはどのくらい理解しているのか。東京付近でイノシシが1匹出ただけで大きなニュースになってきますけれども小国町を見たときは毎日出ますよね。この現状というのはもう生活環境は一緒です。国のほうにも積極的に働きかけ。九州のほうでも九州の市長首長全部集まったところで話をして解決策を町だけではなくて地域全部で推し進めていっていただくのが一番早いと思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 小国町ではなくて熊本県の中の町村会の中でも鳥獣被害につきましてはいろいろともちろん話がたくさん出ております。特に市内のほうではなくてやっぱ山間部に近くなればなるほどその首長さんたちは全員頭を悩ませているような状況でございます。南小国町の町長とはしょっちゅう話をしておりますけれどもそういった働きかけを国のほうに県のほうに積極的にこれからも働きかけていきたいというふうに思っております。ただこれがやっぱり全員で駆除してそれで成り立つのかどうかを含めたところで今駆除と防除両方でずっとやっているわけでございますが、どこの地域も画期的にこれをやったから減りましたという実例が実はないです。ですので今の現時点では小国町が進めている鳥獣被害の各施策を進めていきながらもっと効率がいいようなかたちでまたお話が出たときに本当にいろんなヒトデだったりオオカミの尿だったりいろんな話がありますがなかなか難しいといったところも出ておりますので、当然私としても周りの町村長ももちろん県のほうにもお話をしていきたいというふうに思いますが、先ほどもちょっと別の話ですが技術の革新も含めてもっと効率のいい方法があったらもうそこに一斉に資金をしっかりと投入していくようなそんな方法をとっていかないとやっぱり今の現時点でもこれだけ膨らんでしまうと難しいかなというような現状でございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 予算に限りある。今打つ対策というのは限られている。それは十分わかっておりますけれどもそれを超える対策をもう思い切った対策しかないと思います。そこら辺は法令に多分係わってきますのでその辺はちゃんと田舎の現実として上のほうに述べていただきたいと思います。動物の愛護関係から「これがかawaiiそう」とか「そういう卑劣なことをしてはいけない」というそれはもう十分私も理解はしておりますけれども、多分そこに住んでいる人たちからすればそういうことを言っている算段ではない。多分シカとかイノシシがにくいわけではないですけれども自分たちが作った作物を荒らされたりとか庭先まで入って来られるような状況になってきたときにはこれは多分もう尋常ではない被害になってきていますので、その辺は市長首長というのは大きい都市に住んでおりますので理解はできないかもしれませんが、その辺はできるだけ理解をしていただくような努力はしていただきたいと思います。

あとジャージー牛乳。処理工場が今パックに詰めるのが何か工場の機械の不具合で止まっているみたいですが、いろいろ皆さん考え方はあると思いますけれども私が商売人として考えるとパックで売る必要。パックにする必要。熱処理ができれば売ることができますのでせっかく鍋ヶ滝に年間20万人ものお客さんが来られているという現実がございますので、そこで面白いかたちで量り売りではないですけれども違う紙コップか普通のちょっとしゃれたカップに入れて売って小国町のジャージー牛乳がこんなにおいしいんだという付加価値を上げて、そしてその飲んでいただいた方たちが自分の福岡とか都市部に帰ってジャージー牛乳を見たときに「この牛乳おいしいよね。確かに高いけどおいしいよね。」という付加価値を今いかに植付けられるかになってくると思いますので、そこら辺も行政がどのくらい関わられるかというのはわかりませんが鍋ヶ滝に関しては行政がある程度関わっておりますのでそういう売り方もすべきだとは思っているのですが、あとはもう品質の保持が一番大事になってくると思いますので良い品物というのは少々高くても売れます。ただ良い品物を作らなければそれは無理ですのでジャージー牛乳に関してはそういう売り方をしてはどうかと自分では考えておりますけれども、この辺農家の方それぞれ考え方が私とは全然変わってくるとは思いますので一議員の私ではございますけれどもその辺農家の方各部会があると聞いておりますのでそれぞれの部会の方からともう参加される議員だけで結構です。何かこう一緒に話ができるような機会を作ることができないかなあと自分では考えているのですが、そういうことができる機会を行政のほうで作っていただくことはできないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 話を持って行く分には私のほうが率先して持っていきたいというふうに思っております。議員の皆さんが参加できるような体制とかそういったところを少し皆さんで話し合っていて、そういった御提案があれば私のほうも積極的に動きたいというふうにも思っております。また前も農業委員会の皆さんたちとは何回か議員の皆様とも懇談をされたというふうに思いますので、お互い議員の皆様も諸問題について毎日毎日頭を悩ませているというふうに思

いますが生活されている皆様方農家の方々だけではないと思います。いろんな方々も悩みも非常に多いと思います。また将来の部分に限っては不安も非常に多いと思いますので是非ともそういった機会を設けるチャンスがあれば私どもも積極的に動かさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

8番（熊谷和昭君） 議員全部が出席するかわかりませんが私はこういった直接聞いてみたいという気持ちがございますので機会がありましたら参加してみたいとは思いますが、私も農家の知り合いの方結構いますのでそれ話すのは一部の方なのです。それに携わるみんなの話を聞いて発言しているわけではございませんので。全部の問題がどうなっているかというのを把握するのはやっぱり部会に行ってみみんなの話を聞かなければわからないと思いますので、その問題と現状の小国町の諸問題を掛け合わせながら打開策を探っていくのは良いことではないかと思っておりますのでできたらよろしく願いいたします。

私も議員に選出されて5か月が経とうとしております。今まで執行部、議会、小国町の予算議決や執行を5か月間見てきましたけれども、やり方として多分昔のやり方をずっと推奨しているのだと思うのですがけれども二元代表制の上で執行部を議会が監視するようなかたちをとっているのだとは理解はしておりますけれども、これだけ町自体疲弊してきて人口も減ってきて疲弊してきている中でもっと議会のほうも執行部のほうも議会だけではなくてそれぞれ話す機会がもうちょっとあってもいいのではないかというふうにちょっと考えておりますけれども、ただこれは私の考え方ですのでこれをどうのこうのというふうには言える立場でもございませんので考え方として聞いていただければと思います。時間的にももう迫ってきてまいりましたのでここで私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩に入ります。午後の会議は1時から行いたいと思います。

（午前11時50分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 9番、久野達也議員、御登壇を願います。

9番（久野達也君） はい。9番、久野です。本日2人目の一般質問ということで進めさせていただきます。

今、小国の現状を見たとき、あるいはもうこれは小国だけに限らず日本中どこもそうでしょうけれども少子高齢化、あるいは地方においては人口減少という大きな社会問題の中で動いております。それは当然行政の運営にも直接的な影響があり私たち議員活動もそんな中でいかに解決策を考えていくか、これが求められているものだと思います。そういったような中で実は先だって4月の議員選挙で改選を受け信任を受け議員となったのですがけれども、5月のときに実は熊日新聞紙上で見てちょっと思ったのですがけれどもなかなか整理がつかずに今回9月の議会で質問させ

ていただきます。と申しますのは熊本県において公表されました広域化推進プラン。これに基づいて令和5年度内に県内の水道事業の集約に向けた課題整備を進めていくといったようなこれ1面に載っております。5月の新聞記事の。ずっと見させていただきますとそんな中で水道事業会計を要は広域化しよう。これにはいろんなメリットが生じてくる。例えば資材の共同調達あるいは経営統合によって経費削減項目の例えばシステムの一体化それらがあると県はスケールメリットで5億5千万円程度が出るといったような新聞記事でしたけれども、とはいったもののやはり小国の立地条件を考えますとどうしても阿蘇の北外輪にあり小国町南小国町は幾らかスケールメリットを出せるのかもしれませんが、水は高いほうには流れませんのでやはり水道事業というものもなかなかそんなにうまくいくものではないと思います。ただこういったような県の動きがあるということは中には一部事務組合で水道事業をやっているところもあります。町村単位でやっているところもあります。こういったような議論が出てくるというのは水道事業の中にやっぱり経営的に厳しい部分あるいは今後を見通すと行政として水道事業をこのまま継続していいのか。住民の方々に負担を願わなければならない部分が生じてくるかもしれない。そういったような部分を加味した上でのこの広域化への課題整理かと思えます。こういったような考えの中で例えば小国町でもそうです。施設更新、水道管の付け替え、老朽化していきますのでしていきます。皆さんの命の生命線である水の確保これはやはりきちっとしていく。ただそこには経費が掛かる。このような中から生じてこようかと思えますけれども、この水道施設の統合これらることについて今町として県が公表しました広域化推進プラン。これをどのように整理しお考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） 皆さん、こんにちは。お世話になります。

大変長きにわたり水道行政に関して企業会計においてしっかりとした御支援の応援をありがとうございます。今まず一つ検討されている課題として先ほど議員がおっしゃられたとおりこの広域化プランというのはできるだけ各市町村人口減少に伴う収益の減少によって管のほうは耐用年数が必ずくるので更新していかないといけない。そういうかたちで将来的には人口減少に伴うこれは全てにおいてですが先ほども議論があったとおり赤字を出していくと。それを何とか自治体が共同してできるものからやっていこうということで第1回目が昨年にも行われていますが、なかなか今おっしゃったとおり阿蘇ブロックと熊本都市圏ブロック、芦北ブロック、球磨ブロックと有明ブロックとそういうかたちで6ブロックに分けていますけれどもなかなかこれは確かに平坦な地であれば菊陽、大津水道企業団が一緒になるとかいろんな話もあるし人口が増えているところは十分できるかと思えますが、やはりこの前の会議では確かに水源地も違う。南阿蘇まで含めてしまっても何ができるのだろうかというところで考えていくとやっぱり今のところは災害協定ですね。どこかの水が足らなくなったときは応援に行くとかそういう協定でみんなで支援していこうではないかというところで話はまとまっております。経営的には非常にやっぱり阿蘇ブロックで

西原まで遠くありますので本当に水道として一括ができるか。遠隔操作等々でそういう維持管理とか委託業務はできていくかもしれません。コスト的には下がるかもしれませんがやはり自分の自治体でやっぱり運営していかないとけないというところで考えております。それから料金改定だけにはこだわらない何かできればということで今県のほうとも話しながら、まず阿蘇ブロックでできることから考えていこうという検討会を今後も開いていこうということで終わっております。今のところ立ち位置はそうでございます。

9番（久野達也君） 今建設課長から答弁もありましたようにやっぱり阿蘇でできる部分で考えていこう。それはそうだろうと思います。料金改定だけに依存しない持続可能な水道事業ということで言われておりますけれども何が持続可能な水道事業になっていくのか。水道事業はやはり安全性それから安定供給。いろんな課題の積み重ねだろうと思います。俗に言われますように例えば人口が減少していきますと建設課長御存じのように有収水量これも比例して減少してこようかと思えます。ただ水道事業としてはランニングコスト要は湧き水を確保し配水池へ送り配水池から流していく。このいわゆるランニングコストというのは人口とは関係なく施設の中で動いていこうかと思えます。これらを総合的に考えましたときに人口減少というのがここに表れてくるのではないかなと思っている部分もあります。

昨今の中コロナ禍の後、例えば物流関係においても燃料を伴う物流コストの上昇あるいはいろんな資材調達に対する上昇。水道においても給配水池への電気ポンプアップこれの経費の上昇。いろんなものが上昇して行って当然住民生活の中にもその影響は及んできております。そんな中で一番のライフラインである水の料金というのが必ずしも安定的に供給できないとなるとこれまた住民の負担を強いてしまう。私は決して料金を改定することによって解決するのではなくして将来的に見通したときにそれらをどういうふうに整合性をとって安定的な供給そして支払いやすい環境整備が求められるかこれに尽きるかと思えます。例えば単に水道料金を上げれば水道を節約しよう。あるいはいろんなもう今みんな生活経費を節約しようとなっております。水道を例にとって言えば水道を節約しようですれば当然有収量は下がります。有収量が下がればミリが下がる。そうすればランニングコストは変わりませんので経営にも悪影響を及ぼす。そういうようなことも懸念されるかと思えます。何かこの5月の新聞記事を見ながら例えば広域化推進プランというプランだけではなくして小国町の水道事業を見たときに今までずっと安定供給であって蛇口をひねれば水が出るとそういったのが少しずつちよっと水の在り方を考えなければならない時期にきているのではないかなと思えます。人口がピークのときには1万5千人いました。昭和31年ぐらいですかね。それからずっと水道事業の普及によって進めてまいりました。普及活動をする頃には人口は1万人以上ですので1万人以上を対応しようということで水道事業もしてきたかと思えます。今年の8月1日現在の小国町住基人口は6千490人です。半分くらいに下がっております。でも施設整備はきちっとできており水道の普及率もある一定の成果も収めているかと

思います。こうなってきたときにやはり今一度料金改定だけに依存しない持続可能な水道事業という在り方を少し過去を振り返りながら、あるいは今後の将来見通しを立てながら検討をしているのかどうか、今の状況をお知らせいただけたらと思います。

建設課長（小野昌伸君）　ありがとうございます。

実を言いますと令和元年から経営戦略というかたちで今議員がおっしゃられたとおり収支と支出のバランスを考えていこうではないかというかたちでずっと計画をしております。もうおっしゃるとおりランニングコストは必ず必要になってきますので今現在、水道管、送水管、配水管特に配水管のほうですが大体延長が140キロあります。そのうちの70キロが遠い昔から先輩たちが更新をしてきていただいて今管の耐用年数が大体VP管で40年。それが約12キロほど残っています。40年以上がですね。でも70キロが終わっていますので残り70キロもいずれ40年を超えてきますので今毎年そういうランニング戦略計画の中で毎年どれだけ水道の事業をやっていけば安定的に収支と支出のバランスがとれるかということで大体8千万円から1億円程度で推移をしております。しかしながら急な漏水とか急な国道改良とか国道の関係の負担が強いられているところもありますのでバランス的には少し崩れたところがありまして、過去5年を振り返りますと平成29年約1千900万円の純利益がありました。徐々に下がってきまして次の年が1千100万円。次が900万円。令和2年ちょっと災害があったので人件費等も絡みまして500万円。令和3年度が400万円。今年はまだこの前の水道会計でも私が説明したとおり400万円近い赤字が出ているというところで、これをどう改善していくかというところで有収率は上がっているのですけれども基本料金だけで考えますと高齢者世帯が基本料金だけで終わっている部分が41%あります。額にして収支の収益の16%を占めております。今後高齢化が進んでいきます。生活体系は先ほどおっしゃったとおりなるべく節水なるべく電気も使わずというかたちで、特に一人住まいは余り煮炊きとかしませんから使用量も減ってくると思います。かなり将来的にはあと何年か先にはこういう基本料金で終わる家庭が増えてくるのではないかと考えております。特に人口減少とともに。そういうのも管理しながら今料金改定プランというのを今度は経営戦略の中に盛り込みながら考えております。これは国の事業で将来的に令和8年までにはそういうプランを作りなさいよということがあっているのもう先陣を切っています。今のところ予想では非常に申し訳ないところもあるのですが、令和4年から赤字に転落して令和13年度には資金のほうも底をつくだらうというシミュレーションはできております。確かに先ほど言ったように料金改定に依存しないものやっというところで県は各市町村に連絡はしていますが、あくまでも料金改定をするなという指示ではありませんものですからいろんなシミュレーションした結果はなかなか料金改定やむを得ずと。平成10年に1回料金改定やっています。それから先は消費税改定があったとき以外はやっていません。もうそろそろその時期がきたかなというところで今後またもう一度審議をしながら執行部でもしっかり議論をしながらまた議

員さんたちと勉強会もしながら、料金改定も少し視野に入れていただきながら今後を考えていきたいと思っております。

以上です。

9番（久野達也君） 私自身ですね料金改定が視野に入るか入らないかを問うものでもありません。要は今の状況がどれだけ持続できるのか。先ほど建設課長が言いましたように公営企業会計ですのでキャッシュフローを見ていきますとキャッシュフローで現金残高は減少しております。これ要は水道事業という企業の中の現金が減っているということです。これはどこかで抑えなければプールが底をついては何にもなりませんので。それから料金改定についても町長の諮問機関であります上下水道審議会。ここの答申を受けて町は動くでしょうから諮問するときには資産等いろいろ出すでしょうからそこには言及しません。そこに委ねるのが諮問機関としての立つ位置かなとも思います。ただこういったような状況の中で先ほど説明のありましたようにあと半分ほど水道管の更新事業も行わなければならない。もう水道事業何か先ほどと重複しますけれどもひねったら水が出るから当たり前なのですけれども、本当はよくよく考えると当たり前ではないようなところに少しずつ入っていつているのではないかな。これを考えるところです。いろんな意味で検証もしていただきたいし住民生活に不安を煽らないかたちで。ただ不安は煽らないかたちでどうやっていくのかここ一番難しいところでしょうけれども、そこは十分に知恵を出していただいて。それから来年から変わりますよとこういういきなりは私はいけないと思います。少しずつやはり行政も情報を出しながら住民生活の中にどういったような影響が生じてくるのか。このような動きもとっていく必要があるかと思えます。今後今一度どのようにお考えなのか建設課長も町長も含めてお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） まず私から御答弁したいと思います。暗い話だけではなくてもう議員さんたちも御存じかと思いますが、今水道関係は環境面は環境省あとは厚労省の事業になっております。これが来年から九州地方整備局のほうでは水道部局も立ち上がっているというところで準備をしております。頻発する大災害によりまして水道管というのが橋に添架していたり大地震のときは地盤が揺れている災害のとき水道管が破裂したりします。そういうかたちでやはり厚労省よりも国交省のほうでそういう技術的な復旧は長けているという意味でそういう災害の支援法の法律の観点から、水道事業の災害を受けた場合は今まで厚労省の査定を受けていましたがそれが国交省所管に移る。それともう一つ社会資本整備事業です。今道路改良を町がかなり使っていますがその事業で水道管の布設替えもできるというところで、ざっくりとした話ですが小国町の水道管布設が毎年1億円掛けてやっているものが社交金で推移した場合半分補助としてきますのでかなりこの出費のほうも変わってくると思いますのでその辺は今から先の国の動向を見ながらもう間違いなく全国で手を挙げてくるでしょうから。では簡易水道までそれが付属するのかというところもあったりして今後の国の動向を見ながら、もしこれが現実になれば1億円の半分の

50パーセントは補助金で返ってくるのかそうなればかなり支出が抑えられるので収支のバランスもまた変わってくると思います。今後の見通しですが少しは明るいものが出てきたかなというところで私からは以上でございます。

町長（渡邊誠次君） 今建設課長が言ったところで非常に今時代変わってきていて環境省と国交省の案も出てきたと。私が1期目に町長を務めさせていただいてずっと水道のもちろん負担の問題等々を考えてまいりましたけれども先行き難しいなと言った正直1期目もずっと考えておりましたけれども、去年ぐらいから少しその情報がありましたので今少し推移を見守っているといえますか情報を収集させていただいてそれを組み入れていかなければなかなかやっぱり難しいところも出てまいりますので、しっかり協議をしながら内部でも協議をしながらですが情報も収集しながらよりよい方向で上下水道ともまた話をしていきたいなというふうに思っております。

また料金改定をするときにはどうしても時間があれですができるだけ早めに周知をしながらこういった理由でといった面もはっきりと御提示しながら町民の皆さんに御理解をいただきながらということも考えております。ただ今の段階でははっきり料金を改定しますということではありませんので、まだその部分につきましては審議会のほうにもお願いするところではありますがしっかりとお話を煮詰めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

9番（久野達也君） 今、町長、建設課長のほうから答弁いただきましたように厚労省と建設省の関係、あるいは補助金の活用等々による経営改善の方向性それらもじっくり検討していただきたいと思います。災害が起きると一番先に影響を受ける水道管。地中に埋まっておりますので水道管が影響を受けます。そして冒頭建設課長の説明でもありましたように広域化ということで隣接する町村間で水道を補い合うと。これは今もできている話です。小国町も今のところは潤沢な湧水があるかと思えます。これらも大切にいただきあるいは料金問題だけに限らずこのライフラインというところで検討いただけたらと思います。一部令和4年度の決算で赤字ということですがけれども財政健全化で言うところの資金不足比率の資金不足ではありませんので、そこを何とかこの令和4年の一過性で過ぎることを願っている部分もあります。経費的に例えば光熱費、動力関係の経費が急に増えたから少し赤字が出たというので済むのか。そこら辺りの経費の見極めも是非お願いしてもう5年10年というシミュレーションを是非先行させていただいて、この水道事業がずっと続くことを願うばかりです。

それから次の質問に入らせていただきます。この水道事業で質問の例に挙げさせていただきました人口減少というところでこの2問目の質問にも関連するのですがけれども、要は少子高齢化、人口減少、そして令和2年からのコロナ禍ということで私今回は地域活動について少し質問させていただきたいと思います。このコロナ禍も相まって地域活動が停滞してきた部分があるかと思えます。もうこんなに蔓延しているからちょっと行事を控えようとか人の集まりを控えようとか。これが2年3年と続いてくるとなかなか復活が難しい。そういったような実例もありま

すしお話もお聞きします。ただ地域社会の維持活動というのは、それぞれが補い合い支え合って成立しているかと思います。ずっと以前、町ではコミュニティの推進担当職員を設けて各大字に担当地域を配置しその地域のまちづくり協議会等と連携をとりながら町からも情報も流すし地域からも情報を教えていただく。あるいは要望を教えていただくというその関連性の状況があったかと思います。このような作業工程というのは今はどのようなようになっているでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） お答えいたします。小国町ではこの地域まちづくりの活動というものに関しましては古くは大字協議会というものがございます。それが平成3年当時の宮崎町長のときに土地利用計画チームというものを組織しようということで各大字ごとに組織をしていただいたという経緯がございます。その時から役場担当のほうが各大字ごとに立ち上げた地域づくり団体について支援体制をとっておりましてそれは現在まで続いております。今現在はどのようなふうになっているかと言いますと小国町地域コミュニティ活動支援職員として満40歳以下の若手職員を団体ごとに4名から10名程度を配置させていただいてそういう取組に支援をするという体制をとっております。

以上です。

9番（久野達也君） その今おっしゃっていただいた職員この方々の存在というのは地域には浸透しているというふうにお考えでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） コロナがございましたので先ほど議員もおっしゃったように今現在なかなか活動が停滞しているというような状況でございますが、基本活動に関しましてはその団体とこちらのほうの役場職員の支援職員は連携をとりながら活動のほうは行っておりますので、活動される団体におかれましては役場の支援職員というものは認知されているというふうに思っております。

9番（久野達也君） 今報告のありましたように職員を配置して地域と連携をとって地域の活性化あるいは活動を支援していくというその取組は大いに評価したいと思いますし、その成果が表れるような目に見えるというかその活動が見えるといいかなとも思います。最近いろんな活動が活発化してきているかと思えます。ただ少し思うのはやる気のある方が大いに活動し頑張って行動を起こしていく。そのときに行政というところでどのような関わりを持ってどのような支援がしていけるのかというのが何か申し訳ないのですが僕個人的には少し見えないのです。裏で例えば催物の事前に打合せをしているとかいうことは恐らくあろうかと思えますけれども、やはりその当日あるいはイベント等にも職員の方々の顔が見えると何か地域と行政とが一体になっているというのがかたちとして表れるのではないのかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） コロナが始まるというかコロナが蔓延する前は基本大字単位か若しくは地域づくり単位で活動するというのが主な活動になっていました。それがコロナになって活動が自粛される中で「それでも何とか小国町の魅力を発信したい」とか「何とか自分たちの活動を認

めてもらいたい」とかそういうことを個人で考えて取り組む方たちがコロナ禍で非常に増えてまいりました。そういった中で今小国町の中で活動が活発に行われているのは町内で個人ごとに活動される方たちがお互いにネットワークを作って、その中で一つの例えばイベントを催したいということになるとイベントを主催する方たちに共鳴した方たちが集まって新しい一つの団体としてそのイベントを作り上げると。当然その中に関係する行政の部署のところには相談にも来ますし、その中で当然行政のほうからお手伝いできる部分に関しましては人的な部分、費用的な部分もありますけれどもお手伝いさせていただいているというのが現状でして、コロナ以前の活動からするとちょっと今はまた違う活動の形態になってきたのかなというふうには感じているところでございます。

以上です。

9番（久野達也君） 今ありましたようにいろんなかたちで個人の活動それが輪となって広がっていきいろんな輪がまた積み重なって次の催し事、あるいは活動につながっているというのも理解できます。見ていてもそうなのかなとも思う部分も多分にあります。いろんなイベントに参加させていただいてもう主催者実施している方々生き生きした顔で活動しております。そして私たちもそれによって勇気付けられるという部分も多分にありますので町もやはりその部分で活動もしていただけたらと思います。実は以前読んだ報告書の中にもありました。地方制度調査会ですね。ここが出しております「顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方に関する答申」ということでこれは令和2年に出されているのですがけれども、その中で実は少し私も見てみましたけれどもわかりづらい部分がありましたのでお知らせいただきたい部分も含めての質問なのですがけれども、公共私の連携ということが書いてありました。要は公共です。公共とわたくしの私です。公共私の連携。これで連携を強調としたコミュニティ自治の在り方が主要なテーマとしてクローズアップされているということなのなのですがけれども、この公共私の連携の考え方もしおわかりなら説明いただけると。お願いします。

政策課長（秋吉祥志君） この公共私と表現してある内容についてですが、この内容はわかりやすく言いますと行政が非常にサービスが多様化した中でなかなかその住民サービスが行き届かないと言ったような事例も見受けられる。そういった中で住民の組織にそういった一部福祉サービス事業みたいなものを作ってもらえるようにできないかというような考えが述べられているようでございます。簡単に言いますと小国町ではもちろん行政が役場でございますし例えば先ほど言いましたような各大字ごとのまちづくり団体というのがありますので、そのまちづくり団体にある意味法人化的な役割を持たせてそこにお金も入るような仕組みも作ってそこにある程度行政サービスの機能も持たせることによって行政と地域住民との連携を図っていったほうがこれから先の行政体としてはいいのではないかとこの中身ではされているようでございます。

以上です。

9番（久野達也君） 公共私。何かわかるようでわかりづらい部分もあるのですが、ただ人口減少していくとやはり地域活動が衰退していく。衰退していくというか活動ができなくなる。後継者がいないあるいはそのことを支援する体制が整っていない。そんなときにいかに行政が援助できるかあるいは今度は行政ができない部分を地域が自主活動としてどのように取り組んでいくのか。これらが問われてくるのかなとも思います。この公共私と必ずしも一体化しているのかどうかはわかりませんが、いろんな自治体で自治条例というかたちで条例が制定されております。要は自治会、町内会これと行政をいかに連携させ地域活動を活性化していくか。住民の方々の意見がいかに行政に反映できるようなかたちをとっていくのか。これらを定めているかと思えます。これらの整備というものもやはり今後は求められてくるでしょう。私たち議員の活動自体もその中の一員だと思います。調べれば調べるほど議員活動がいかに地域に根差していけるのか。これも問われているのだなと地方制度調査会を見ながら思いました。私たちも住民の方々の意見を聞き行政に反映できるように発言もするし、あるいは行政の発言を地域の方々にお伝えする。これも使命の一環でもあります。やはりこうして見ますと4年間を振り返ってあるいは今後の4年間を私先ほど建設課長に水道事業のこれまでとこれからと言いましたので自分自身もこれまでとこれからを問い直さなければなりません。いかに足元を地元におけるか住民と一緒にいけるか。それと併せて行政との連携をどう整理していくのか。ある意味質問をしながら自分の課題も明らかにしながら今回質問させていただきました。水道事業それから持続可能な地域コミュニティということで社会問題でもあります何度も言いますが少子高齢化、人口減少、これに小国町がどう抗い生活をしていくのか。このことを今一度確認する必要があるかと思ひ質問を終わります。

町長（渡邊誠次君） 御質問をいただきましてありがとうございます。久野議員言われるようにまだまだ小国町の大きさこの人口6千人ぐらいのところではフェイストゥフェイスのお付き合いができるというふうに思いますので、議員の皆様がより一層必要にまた重要になってくるのではないかなというふうに思っております。やっぱりコロナ禍もあったのかもしれませんが地域の総合力と言いますかなかなか民間の力。昔は民間主導ですごく地域が動いていた。もう皆さん方も10年前を思ってくださいとわかりますけど地域地域がそれぞれで非常に民間の力で動いていた時代がありますがやっぱり人口が減ってきてその力が少し少なくなってきた。だからこそ行政の力がやっぱり少しずつ必要になってくる。やっぱりそういった構図が非常に今顕著になってきていると思います。また当時私も議員をする前その前に地域づくりをやっておりましたけれどもそのときにいつも思っていたのが、地域づくりの団体それぞれたくさんあるのですが事務局的な機能これ事務局的な機能が非常にどこの団体も弱いなというふうに考えておりました。それは何でかという事務局的な機能がないとその団体それぞれが次につながるというところのときに一生懸命される方が会長さんのときはいいのですけれども、その次の会長がもう事務局機能がな

いところではやっぱり差がどんどん出てくるようなところがあります。役場の職員は事務局的な機能が得意な人が私は多いのではないかなというふうに思っておりますので、今後いろいろな働き動きがあるときに役割分担もあるかと思えますけれどもやっぱり行動をする中で活動する中で事務局的な機能それを少し先ほどのコミュニティを応援する職員たちと話していきながら部署を担ってもらうとか、逆に言ったらお金をその職員に持たせるようなことは基本的にはさせたいいけないというふうに思っておりますので公務的な問題で。そういったところではやっぱりこう考えていけないといけない部分もありますが民間と行政ともう一緒になって地域をつくっていくことこれは地域課題を解決するのにも地域の魅力を発信するのにも非常に大事でございますのでその部分ではしっかりと行政側も考えていきたいなというふうに思います。

それから先ほど一般質問を聞いていて一つだけ思ったのですが、コミュニティの部分で役場の職員が地域でお祭りのお手伝いをしたりしますがその役場の職員が地域の出身だったりすると何となくもう紛れて見えにくいという部分もあったりするし、逆に浸透してしまっているからなかなか役場の職員っぽく見えないといった部分も各お祭りでも見受けられましたのでそれだけ役場の職員も一緒になって動いているという証拠もあるのではないかなというふうにも思っております。今議員が言われるように一番大事なところは地域の総合力だったりもう民間もなかなか厳しい時代を迎えております。小国町が民間主導とはっきり言っていた時代はやっぱり昔のような気がしますその部分では総合力というかたちでしっかりとサポートもさせていただきたいと思えますし、行政主導をしなければいけない部分があればしっかりと行政主導のかたちで民間をサポートするかたちであればサポートするかたちでしっかりとつなげていきたいと思えますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思えます。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩といたします。次の開始時刻は1時55分といたします。

（午後1時44分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時55分）

議長（熊谷博行君） 2番、杉本議員、登壇を願ひます。

2番（杉本いよ君） 2番、杉本です。

朝夕がめっきり涼しくなってきました。実りの秋を迎えて農家の皆さんは忙しい時期に入りました。収穫の大詰めということでますます頑張っておられるようですが、同時に鳥獣被害の声も聞こえてまいります。私といたしましては前回に引き続き有害鳥獣被害対策を始めあと2項目、学校給食、移動販売について質問をさせていただきます。

まずは毎日増え続けている鳥獣に対して有害鳥獣被害対策についてお尋ねをいたします。始めに被害状況、被害地を見ていただいたとは思いますが、その後の具体的な考えがあればお願ひしたいのと次に3点ほどお願ひします。あと次に、猟師の免許取得の助成金の見直しについてもど

う考えておられるか。銃やわなの猟の猟師が増すことで被害を減少すると思います。被害を抑えることもあるかと思いますがその点について。それからもう1点、捕獲後の対策について。イノシシやシカは大きいのであれば200キロを超えてまいります。埋めるのにもかなりの労力が必要です。高齢化も進みその埋めることは非常にネックになっているとは思いますが、その辺りの対策を3点ほどお聞きいたします。産業課長よろしくお願いたします。

産業課長（穴井 徹君） それでは、被害地の状況を含めて被害地のほうは議員のほうにお話いただいて確認させていただきました。なかなかずっと同じところで近場で1回出ると継続的に出るというかたちもありますので。あとは農家の方の意欲をそぐということもありまして1回被害に遭ったところはなかなか耕作していくのが難しいという現状があるかと思えます。

それでは対策についてということでお話しさせていただいて、私たちもこれといった一番どれがいいのかというようななかなかわかりませんし決定的な対応策はありません。ゴールはなかなか見えておりませんが町の方策として、今後も守るということで防除と捕るということで駆除の両面で有害鳥獣対策を継続的に取り組んでいきたいと思っております。

それでは現在の取組を概要ですが説明させていただきます。

まず守るということで、中山間地域支払制度を利用して協定集落において防除対策をとっていただいております。えづけSTOP!ということで県の事業になります今年度は4地区、田原地区、西里2部地区、上滴水地区、宮原の棕子原地区が集落あと耕作者等が主体となって鳥獣対策に対する学習と実践を行っていただいております。あと有害鳥獣防除柵設置事業補助金ということで現在は事業費の2分の1若しくは5万円を上限として電気ソーラーの牧柵の購入費の助成を行っております。これはちょっと来年度に向けてもう少し柔軟と言いますか項目等を増やしたりしてもう少し柔軟に多くの方に申請していただけるように見直しを行っているところです。

捕るということで、猟期並びに駆除許可によって駆除許可期間中に捕獲した個体に対しての助成を行っております。野生生物適正管理事業ということでこれは猟期に捕獲したイノシシに対して1個体1頭5千円、シカが8千円。鳥獣被害防止総合対策事業有害鳥獣駆除許可によって捕獲した個体に対してイノシシ1頭1万2千円、シカ1頭1万5千円。実績ですが平成30年度は猟期と駆除期を合わせて約600トンになっております。令和4年度は猟期、駆除を合わせて1千300頭の実績でここ約5年間で捕獲頭数は倍増しております。先ほども少しお話がありましたが鳥獣免許取得費の補助ということで現制度は新規取得者を対象としております。猟友会の主催する講習会と受験の申請手数料ということで2分の1を補助しております。この事業の設置当初は農業者に限るという条件を付けておりましたが、近年撤廃してどなたでも取得していただければ申請ができるように対応を変えております。

続いて免許の助成についてお話しさせていただきます。まずその前に個体数を減らすためには

まず取っていただく方が増えないと個体数は増えないということで、現在の狩猟免許の所有者人数をお知らせいたします。第1種銃器が23名、わなが74名、計の98名となっております。これは両方持っておられる方もいますので実数としましては81名の方が免許を取得されております。駆除隊の隊員として活動していただいている方は、第1種銃器の方が18名、わなの方が37名、計の55名ですが、実数としましては45名となっております。免許の取得者の平均年齢が55.7歳となっております。こちらの狩猟免許の補助金に対しましても先ほど御説明しましたが新規取得者で2分の1の補助になっておりますが、こちらのほうも免許を取得していただく方が増えていただくという方向でまた見直しのほうでできるだけ受験者の負担が少ないように今検討しております。あとは捕獲した有害鳥獣の処理についてですが、捕獲後の処理については有害鳥獣駆除の場合は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律というのと熊本県がまた別に被害防止の目的での捕獲許可事務等取扱要領というのが熊本県が定めております。その中に捕獲物又は採取後の処理の中で処理については原則として持ち帰ることとしやむを得ない場合は埋設することになっております。現在小国町のほうは有害鳥獣捕獲の許可証を発行した者に対しては埋設ということで許可をしております。

各々の方の処理に入ります前にまずちょっとジビエの件に触れさせていただきたいと思います。今年の5月に上田の方でジビエ工房を開所された方がおります。その方は年間300頭の受入れ予定になっております。5月から現在までで50頭超えて受入れしていただいております。この方のところ受入れすると約1頭に対して2千円ということで有償で買取りをしていただいております。こういったかたちでジビエ等に利用できれば町からの捕獲補助金以外にも収入につながりますので一つの手段ではないかと思っております。そのほかにも昨年の10月から上津江の解体処理施設が指定管理のもとに新しくスタートしました。こちらのほうもキロ100円で買取りしていただいております。小国町の捕獲者の方も受入れていただいております。また先ほどの上田の方と上津江の解体所の方が連携をして骨など通常廃棄物として出される部位についても引き取っていただくようなかたちになっております。今県のほうが事務局を行っておりますがくまもとジビエコンソーシアムというのがあります。そちらに上田の方も当然そうですが小国町のほうも入会いたしました。そういったジビエの販路について県等と一緒に支援また可能性を模索していけたらと思っております。今町内の飲食店のほうも飲食店旅館等がジビエを使ってちょっとメニューのほうも創作して考えていただいております。あと町としてそういった方の十分応援をしていきたいと思っております。

埋設作業とかについてですが、町として現在のところ設置場所を設定する予定のほうはありません。数多く集まってしまうと色々な問題が起きてしまう可能性もありますので町は当然ですが各々の捕獲していただいた方にも有害鳥獣対策の一環であるということを町民皆さんに理解していただきながら埋設場所の確保また作業に当たっていただけたらと思っております。

以上です。

2番（杉本いよ君） 今説明がありましたけれどもなかなかいろんなかたちでやっても減るものではないので非常に困っているような状態なのですが、やはり町ではなくて県とか国も大問題だと思っているのです。だからやっぱり町全体の皆さんの御理解があるのが一番だと思っております。どうぞ協力体制を絶やすことなくいろんなかたちからでもやっていただきたいと思えます。

続きまして、学校給食に小国ジャージー牛乳をとということでお伺いします。以前もう1年ほどになります。200ミリのパックのジャージー牛乳の製造ができなくなってからほかの乳業メーカーの牛乳を学生、子供さんたちに飲んでもらっているようなわけなのですが「どうしても小国のジャージー牛乳を飲みたい」という子供さんの声が上がってきております。「ほかの牛乳は飲めない」と残す子供もいるそうです。ところで牛乳を含め給食の残渣が1日どのくらいありますか。教育委員会事務局長をお願いします。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えします。

令和4年度の食物残渣は小中学校、支援学校、3校で年間2千954キログラム。1日当たり15キログラムとなっております。堆肥用に収集していただいております。

2番（杉本いよ君） 1日15キロということですので多量とは思いませんけれども、子供が残すということはやっぱり残さないような食べ方をしなくてはいけないだろうとは思えます。私が申し上げたいのは牛乳を小国のジャージー牛乳をコップで飲ませることはできないのか。パック入りでなければ駄目なのかということをお聞きしたいわけですが。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えします。

1リットルのパック牛乳をつぎ分けて学校給食で飲むということについても検討いたしました。12月その当時、カップ、かご洗浄機、乾燥機そういったものを取りそろえてした場合が150万円という試算もっております。ですが三つの理由で断念をいたしました。1点目は、衛生面、安全面の懸念です。牛乳については専用の保冷庫などにより適切な温度管理をして衛生管理を行っています。手をきれいにしても開けて行う取扱いが難しいというものです。2点目は、つぎ分けることは給食の準備が煩雑になり限られた時間内で準備から片付けまでを行うことに無理があるというものです。そして3点目は、今先生方いろいろな業務をお持ちで働き方改革を進めているところです。給食の準備、指導、片付け、これに加えこれ以上の負担をかけたくないというものです。検討を重ねましたがやむなく飲用の提供を中止することとしました。

2番（杉本いよ君） 私たちが考えているような考え方ではないということがわかりました。衛生面とか安全面とか普通の生活で考えますとさきも簡単に考えますので、そういう実態があるということはきちんと子供に周知していきたいと思えます。

まずは子供の頃からの食に対しての強い意識を持たせることが本当に大切なことだろうと思えます。牛乳にしてもそうですが。そして毎日の食事が心と体、心身を作りそして大人になってい

くの本当に大切な栄養素の一つではないかと思います。それがまず成長を促して成人病の予防につながったりとか高齢者の健康維持につながったりとかするのがもう今子供の一番の食育の結果なのです。だからしっかり食育には取り組んでほしいと思います。

では、陽なたぼっこ号の現状について産業課長のほうにお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 杉本議員、質問ですので質問をしていただければ担当の課長が手を挙げますので。私がまた当てますので。

2番（杉本いよ君） わかりました。はい。

陽なたぼっこ号の現状について。移動販売陽なたぼっこ号は高齢者及び買物弱者には安心した生活ができるので大いに助かっていると思います。利用されている方から品物の価格が少々高いという声も聞かれます。物価高騰の中でいろいろあるとは思いますが利用者の方に現状をお伝えできる御説明をお願いいたします。

産業課長（穴井 徹君） 陽なたぼっこ号については、移動販売運営協議会というのがありまして私がそのメンバーになっておりますので産業課のほうからお答えさせていただきます。

まず陽なたぼっこ号を導入した概要から説明させていただきます。運営は小国町社会福祉協議会です。昨年テレビ局のチャリティーの番組のほうから贈呈を受けたことで移動販売車を利用しております。試行の運用を経て昨年の10月から本格稼働しております。販売品目については食料品から日用品までできるだけ購買される方のニーズに対応するように努めていただいております。運行は毎週平日の月曜から金曜日になっております。運行日と経路は月曜日が大字黒淵、火曜日が大字下城、水曜日は大字北里、木曜日が大字西里、金曜日が大字上田、あと各日宮原の一部を毎日回るように先ほど説明した大字にプラスして宮原の一部を回っております。

現状というか売上げですとか利用者数についてお話しさせていただきます。売上げは今集計ができて直近のを伺いましたので7月の分でお話しさせていただきます。7月が21日間稼働して収入が約80万円です。1日当たりの平均利用者は25名前後。ひと月の延べ人数では500名超ということになります。単純に利用者数と金額のほうで割って1購買者の平均価格は1千500円ということになっています。あと仕入れは野菜類を薬味野菜の里小国ですとかあと豆腐類を小国町社会福祉協議会が運営している小国の夢そのほかにJA阿蘇ですとか日用品等は町内のスーパー等で仕入れをされているそうです。

収支の状況としましては、先ほど言いました売上げと社会福祉事業の一環で行っておりますので就労施設利用者の就労継続支援費ということの金額をいただいております。支出のほうは職員の人件費、就労施設を利用されている方の給料、仕入れ費、ガソリン代等が支出になっております。現在のところ収入支出がほぼ同額で運営されているようです。あとは就労施設利用者及び日々の買物が難しい方の福祉事業ということで実施しております。販売している商品が価格のこともちょっと先ほど言われましたが実質商品によっては店舗で購入するより少し割高になってい

る物もあるかと思えます。

しかし収支の状況を見ますと利益優先での事業でないということと思われまますので、この移動販売を行っているということの趣旨を御理解の上お買物をしていただきまた近所の方が集まっていろいろお話しされる場として利用していただけたらと思っております。

以上です。

2番（杉本いよ君） 御報告を聞いておりますと今からは本当に価格も安くなったりとか高齢者には優遇されるような状態になるようなお答えをいただきました。高齢者には本当に安心安全な生活ができるよう見守り続けてほしいと思えます。

以上をもちまして、私の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） 予定していた3名の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

明日15日は、4名、高村祝次議員、穴見まち子議員、児玉智博議員、松崎俊一議員の一般質問となっております。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午後2時22分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（6番）

第 3 日

令和5年第3回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和5年9月15日(金曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和5年9月15日 午前10時00分

1. 閉 会 令和5年9月15日 午後 2時50分

1. 応招議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 橋 本 弘 二 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 村 上 悦 郎 君
総 務 課 長 佐 藤 則 和 君	教 委 事 務 局 長 久 野 由 美 君
政 策 課 長 秋 吉 祥 志 君	産 業 課 長 穴 井 徹 君
情 報 課 長 中 島 高 宏 君	税 務 会 計 課 長 小 野 寿 宏 君
建 設 課 長 小 野 昌 伸 君	町 民 課 長 宮 崎 智 幸 君
建 設 課 審 議 員 長 田 茂 美 君	町 民 課 審 議 員 田 邊 国 昭 君
町 民 課 保 育 園 長 清 高 徳 子 君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 5. 9. 15)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例本議会3日目でございます。

ただいま出席議員は10名であります。定足数に達してしますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、昨日に引き続き一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の一般質問は登壇順に、高村祝次議員、穴見まち子議員、児玉智博議員、松崎俊一議員となっております。

それでは、3番、高村祝次議員、御登壇を願います。

3番（高村祝次君） 3番、高村です。おはようございます。

一般質問はもう私は30数年いろんな人の一般質問を聞いてまいりました。やはりそれぞれの特徴があって特に役場職員のOBの方の一般質問は非常に私はすばらしいというふうに思っております。やはり一般質問で幾つかの議案は予算に組み込まれてまいりましたけれども、やはり長い間の予算の中で削除するところは削除していくというのが予算ではないかなと思っております。今回私も75歳になりましたけれども、私が出馬することによって一人暮らしの方々が「あんたが出てくれてよかった」と「しっかり頼むよ」と。また当選したら会うたびに「しっかりやってくれ」と。「あんたなら言い切れるからしっかりやってくれ」というようなことを言われてまいりました。今回は特に今までは高齢者福祉とかいうのは私はあんまり一般質問したことはございませんが今回は2点についてしてまいります。

今、物価高で非常に農家あるいは建設業も同じですけれどもみんな燃料高騰ということで苦労されております。やっぱり燃料がないと機械が動きませんので。また高齢者の方々は年金生活の中でやはり今から寒くなります。寒くなると電気料、灯油とかいろんな光熱費にお金が掛かっていくということで大変というのが皆様御承知のとおりでございます。熊本県も9月議会において燃料高騰対策ということで住民税非課税のところに支援をするというようなニュースでありましたけれども、小国町はどう考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきありがとうございます。先ほど高村議員のほうから燃料高騰のことについてまず御質問をいただきましたので少し去年からの経緯も含めて御答弁をさせていただきますというふうに思います。

まず燃料価格の推移でございますけれども、小国町役場に示させている燃料店の数値でありますけれども昨年の10月と今年の8月を比較しますとガソリンで4.6%、灯油で7%価格が上

昇をしてございます。政府は10月から燃料に補助金を投入しガソリンの小売価格を175円程度に抑えると表明しておりますので、年末に向けて現状よりも少し値下がりすることが予想されております。また岸田新内閣になりましてから来月をめどにまた物価高騰対策、経済対策を行うということでございますので、そちらも町のほうではしっかりと推移を見守りたいというふうに思っているところでございます。昨年度につきましては燃料の価格高騰対策といたしましては新型コロナウイルス感染症対策として非課税世帯に16万円と小国町商品券として全住民に対しまして2万円分の商品券を交付させていただきました。本年度もプロパンガスの高騰対策として各戸に6千円の助成事業に県とともに取り組んでおります。燃料高騰対策につきましては先ほど言いましたけれども今後国から新たな対策が表明されれば取組をしたいというふうに思っておりますが、町の一般財源のみでは効率が非常に悪いというところもありますし町の財源を使っての高騰対策は本当に負担のもう本当の一部の軽減にしかありませんので、今のところ町単体での一般財源では取り込むという考えは持っておりません。燃料高騰対策につきましては特に国が責任を持って取り組むべきというふうに考えておりますので、町も同様に国と動かさせていただきたいと思っております。どうぞ御理解をいただきたいと思えます。

3番（高村祝次君） 国県それぞれ燃料高騰対策は行われておりますけれども、私が期待するところはやはり町自らもそれにプラスアルファを付けていただきたいという思いがしております。是非国県の予算が執行されましたら必ず町もある程度の1千円でも2千円でも上乗せできるような政策をやってもらいたいという思いがしております。

続きまして、今高齢者がたくさん増えておりますけれども今現状の65歳以上の人数とまた75歳以上が何人おられるのか。また一人暮らしあるいは高齢者の方の二人暮らしという方がたくさんあると思います。そこら辺の数字の把握ができていたら報告をお願いいたします。

町民課長（宮崎智幸君） おはようございます。お答えさせていただきます。

今言われました質問の小国町の人口の推移とそれから高齢者の人数。それから高齢化率等について御説明申し上げます。

まず人口ですが住民基本台帳をもとに推測をしております。今年の4月1日現在で総人口が6千516人となっております。それから65歳以上の人数につきましては2千855人。これ率にして43.82%です。それから75歳以上の人口につきましては1千552人。率にしますと23.82%となっております。

それから人口の今後の予想ですが、毎年約120人ほど減少していくというふうに推測されます。予想では5年後令和10年に約5千900人。それから10年後の令和15年には5千300人にまで減少するというふうに推測されております。

高齢化率につきましては先ほど申し上げましたように率にして43.82%という数字になっております。この高齢化率につきましても平成15年に30%台。それから平成25年に36.

1%。それから平成30年が40.4%と数字がどんどん上がっているような状況になっております。今後は高齢者の人口については5年以内にピークを迎えるというふうに予想しております。しかしながら高齢化率については今後ももう少し上がり続けていくというような推測をしております。

それから次に高齢者世帯の数ですが、この高齢者世帯の数については75歳以上でちょっと数値を出してみました。75歳以上の高齢者の単身世帯これ世帯数が437世帯。率にしまして14.6%。続いて、75歳以上の夫婦のみの世帯が177世帯でこれ率にしますと5.9%です。それからその他高齢者がいる世帯ということで610世帯。率で20.3%となっております。この今説明しました三つのパターンの合計でいきますと高齢者75歳以上がいる世帯の合計が1千224世帯。率にしますと40.8%というふうになっております。数字的なものにつきましては以上でございます。

3番（高村祝次君） 人口の数字もネットで見ますと6千484人で結局4月1日から32人減になっております。町民の方が心配するのはやはりこの高齢者が増えてもう1人になったと。息子は熊本にいますからもう家はそのままして出て行こうかと。しかし生活資金がないからどうしようかと迷っている方がいる。小国の家屋敷を担保にしても評価額は安いから足しにならない。また空き家になれば周りの方荒れて大変になるから迷惑をかける。「町は何を考えているのだろう」ということで電話を受けました。「しっかり町の考えを正してください」と。「本当に小国町は先はどうなるだろうか」という高齢者の方から電話をいただきました。「そうですね」と。「大変な問題ですよ」と。今町村道の道の草切りにしても高齢者の方が出て切っている集落があります。しかしもう午前中仕事したらできないから全部切りきれなかったと。うちら辺の部落にしては若い者がいて中山間で機械を購入して機械で切ってほとんど全部切っておりますけれども、機械を持っていない集落においてはそういうような状況が続いているということです。町の今後の町道維持とかあるいは高齢者に対する空き家対策。空き家バンクがあつて話しによればうちの家は空き家バンクに登録したという話も聞きますけれども、そんなに空き家に入って来る人は私はいないと。いてもある程度年になってくるとまた空き家になるというのが現状ではないかなというふうに思っております。町としてこの高齢者対策で空き家になったと。解体するには個人では解体しきれない。「どういうふうに町は考えているのかお尋ねください」ということですから、町長はどういう考えで。率直にできないならできないで構いません。やるならやるでどういうふうにするということを答弁をお願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 全般的に高齢者の対策といいますか限定的に少しお答えをさせていただきますと、空き家の対策におきましては今ずっと小国町でも進めておりますが移住定住の対策と同様のかたちで町それから学びやの里そしてゆうステーション。そちらのほうで窓口業務を行いながら先ほど高村議員が言われたように空き家バンクを作っていきながら移住者の方たちに入ってい

ただくというような施策を町の中では中心としておりますが、やはり一番大事なところは管理の部分では高齢になられても御家族の方がいらっしゃいますので御家族の方とお話をされてやっぱりどういった方向で自分の持ち家をどういうふうにしていくのか。そちらのほうは家族の中でまず話をしていただきたいというふうに私は思っております。小国町が公的な部分において「あなたの家はどうですか」「あなたの家はちょっと空き家になりましたので古くなったのでどうしましょうか」というお話は率先してお話をするわけにはいきませんので、高齢者住んでおられる方がそういうふうに御不安に思っておられるのであればまずは御家族に相談をしていただいて、その後にかたちで空き家になりそうだけれども町としてはどういった対策があるのかというようなお話をしていただいたりという方向はあると思います。ただし先ほども繰り返しくなりましても公的な財産ではなくて私的な財産でございますのでその部分では責任もその家を持っている方にあるというふうに私は思います。ですのでその部分ではしっかり御判断いただいて町のほうにも御相談をいただきたいというふうに思います。

以上です。

3番（高村祝次君） 非常に難しい問題でありますけれども、やはり高齢者の方が身寄りもないあるいは相談する方もいないというようなときに、ただ単に空き家バンクだけで対応していいのかという思いがしております。各集落それぞれ空き家が点々とあるのではないかなというふうに思います。しっかりそこ辺りは高齢者の方に寄り添った政策あるいは担当の職員の方々がたまにはそういう方に訪問しながら、いろんな話をしていく中で解決策を見い出していくという方法は一つ私はあると思います。全く私的財産ですから何も町が言えないとかいうことではなくて、ふだんからそういう高齢者の方々に訪問しながら健康管理あるいは将来の考え、今の生活の程度、生活状況それを非常に町が把握していかないと高齢者、障害者になった。なら老人ホームに行ってもらおうとかいう簡単な問題ではなくて、やはりあとは残ったその私有地でありながら集落においてもなかなか手を付けられない。では誰が手を付けるのか。本人は壊したい。壊したいけれどもお金が掛かる。だからそのままになって荒れ放題。町は空き家バンクに入れておけばいいか。空き家バンクに登録したらいいか。恐らく空き家バンクに登録してよその方が移住定住しても1人で来ても恐らく年がいけばまたそこが空き家になる。いたちごっこでございます。しっかりそこ辺りはもう公営住宅でもそうですけれどもやはりそこら辺の試験段階で一遍にはできませんので費用の掛からない方法で対応していく必要があるのではないかなという私は思いがしております。そうすることにおいてやはり集落の景観もよくなるし近くの人が空き家から火が出たとかいうのが非常に最近耳にしますけれども、そういうことも起きないということを考えますとやはり行政がしっかり把握していく必要があるというふうに私は思っております。そこ辺りのお考えはございませんか。

町長（渡邊誠次君） 補足があれば町民課長のほうからまたお話をしていただきたいと思いますが、

見守りの部分はもちろん町民課、福祉課の部分で対応して一人暮らしの老人の方たちのところの訪問、包括支援センターそれから社協、公立病院含めていろんな方たちが携わりながら暮らしの部分もちろん健康の部分が中心ですけれどもその部分でしっかりと対応をしている状況でございます。ただその部分とその後の財産の部分の空き家の部分に関しては私は別物というふうに考えておりますので、その部分に関しましては先ほどお話をしたとおりでございます。また家が古くても新しくても持ち主がおられなくなれば相続という問題も発生してまいります。やはりこの部分は家族の中でまず話し合われるのが一番先だというふうに思っております。

以上です。

政策課長（秋吉祥志君） おはようございます。

空き家バンクということでしたので担当が政策課のほうになりますので私のほうから少し答弁をさせていただきたいと思っております。実は国のほうから今年の6月に空き家対策の推進に係る特別措置法というものが法案化されました。この法案が今年度の12月から施行されるようになります。施行されることによってどういうふうになるかと申し上げますと、一つは所有者による管理をしっかりとやらないといけないというのが一つの条件となってまいります。しっかりと管理をやらないことに対して行政が指導が行われるという話です。議員の皆さん御存じと思いますが熊本市のほうでもございましたけれども管理ができていない空き家が非常に危険な状態になって周辺の住宅又は道路そういった通行される方たちに危険を及ぼすということで行政代執行が施行されたというニュースというのも御覧になられたかと思いますが、そういった意味でこれはもう日本全国空き家に対する取扱いをどうしていくのかというような声のもとに施行された法律となっております。実は今年の6月に行政部長会がありましてそのときにちょっと御説明させていただいたのですが、町内の空き家の調査をさせていただきました。結果といたしまして今現在部長組長を經由して報告をいただいている町内の空き家件数が今151件ということになっております。今後この法律が12月から施行されることによって各所有者の方たちの管理責任というものがかなり強くなってくるのではないかと。それから先ほど申しましたように防災の面であるとか活用の面とかそういったものに関してはやはり行政として今後どういうふうに取り扱っていくのかというものを考えていかななくてはならないというふうになってまいりますので、議員御指摘のように行政として今後空き家の活用についてどうしていくのかというのはまた協議を進めていながら固めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

町民課長（宮崎智幸君） 私のほうから高齢者の見守りの部分について少し説明をさせていただきます。町民課のほうにおきましては高齢者の見守りの部分としましては社会福祉協議会とか民生委員、児童委員さんたちと連携をしましていろんな場面に応じて高齢者の支援を行っているところでございます。特に一人暮らしとかそういうふうになってくるといろんな高齢者の方困り感と

いうのが出てきます。そうすると必ず社会福祉協議会や役場のほうに連絡が入ります。例えばで言いますと「ごみ出しがちょっと難しくなった」であるとか「買物ができなくなった」とかそういったのはもう毎日のように役場のほうにも連絡があるということで、そういった場合はすぐに社会福祉協議会のほうと連携をしましてまずはそのお宅のほうに訪問します。そして現状の内容について分析をしてその方にどういったサービスであったり地域の方々の見守りとかボランティアとかそういったものが必要かという部分をしっかり把握した上で、特に制度の話でいきますと介護保険の中でそういう介護度の低い要支援者レベルの方たちに対するサービスであったりもちろん介護度が高くなれば制度をしっかりと利用したサービス辺りを使っていただくとかいうかたちでいろいろと見守り方法がたくさんあります。例えば65歳以上の一人暮らしで料理が作れないとかそういった方には配食のサービス等もあります。それは1食200円で町が300円ほど負担をして配食サービスをする。配食サービスすることでその方の安否確認ができたりとかそういったことにもつながっております。

うちの中の地域包括支援センターというのはもう高齢者の相談事全てを引受けて対応するというような業務を担っておりますのでその中では今さっき言われたようないろんな本当に相談があります。そういったときに町民課の業務でないことについてもしっかりと関係機関のほうにつないでいくとかそういうかたちで対応させていただいております。地域包括支援センター職員4名おりましてほぼ毎日のように高齢者宅に行って対話をして困り事を解消していくというような仕事をメインで行っておりますので、しっかりそこら辺りの周知も毎月広報辺りで地域包括支援センターとはというようなことで載せさせていただいておりますし、そういった困り感のある方がおられましたらどんどん言っていただければ職員のほうを訪問させて対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 話を聞けば立派な話をしますけれどもやはり町民の方に高齢者に寄り添った町の担当の職員であってほしいということを私願っております。

それでは、産業の推移と今後の課題ということで質問させていただきます。今から60年70年前、昭和32年にジャージー導入が行われ46年には小国のダイコンが5回もできてピークを出したのが46年からでございます。シイタケにおいてはもう戦後からずっとシイタケ栽培。その後ハウレンソウ、キュウリも部会ができて立ち上がりました。ジャージーも導入された当時は100軒ぐらい農家がありダイコン農家も100軒ぐらいありました。今は後継者不足。何で後継者不足なったのかというのは儲からないから。やはりダイコンを作っている農家は岳の湯のほうでは旅館を始めたり。あるいは家族温泉をやったり。ほとんどのダイコン農家はいろんな事業に携わってやっております。町のほうではその間グリーンツーリズムとか農家民宿とかそういうことをやりながら岳の湯温泉ではミカン栽培もやった経緯がございます。これも失敗した。そし

て若者に夢をとということでコミュニティプランという計画を大字ごとに立てた経緯もございます。大字下城は杖立の上にダムを造ろうというような青写真を作りましたが当時の宮崎町長が「うちの家を沈めるとな」ということでそのコミュニティプランは止めたということで、西里ではぼぶら祭りとか黒淵やほっぼ蓬莱祭り。それぞれやってまいりました。私は祭りをやって町が活性化できるのならこれは一番いいことだということを書いてまいりました。実際私が言ったように祭りをやっても町は全くよくなりません。花火を杖立で打ち上げておりましたけれども大体500万円いるのがお客が来るのはどこ。500万円花火で落ちるのか。議会で議論したこともあります。それから杖立の花火大会は中止。その前は老人高齢者の方々を杖立1泊旅行。これももう普通の家の住宅住まいが下水道も整備されて「高齢者が杖立の温泉に行って泊まるのは階段の上り下りが大変でやめたほうがいい」と老人会から言われて中止になった。やはりこの間小国で一番脚光を浴びたのが家族温泉であります。家族温泉を造り始めたのが27、8年前だったと思います。しかしその許可を取るのが1年半ぐらい掛かった。それから家族温泉ブームは全国に広がった。黒川温泉も個室の露天風呂付きの旅館がどんどんできるようになった。もう家族温泉もピーク。全国どこに行っても家族温泉があるというような時代になりました。私が思うのはやはり第一次産業である小国町の農林業が活性化しないと私は観光も何もないというのが基本でございます。観光業者は観光のことだけ考えるかもしれませんが、やはり産業は一次産業があり二次産業があり三次産業があつて初めて産業でございます。1がなくて2、3があるはずがありません。数字は1、2、3と続いております。だからやはり基本は一次産業は基本ということが私の根本的な考えでございます。ですから先ほどから言った祭りをやっても小国の者だけで太鼓を叩いてもよその者が来ないなら何もならない。全国で有名な温泉は南小国にあります。1泊10万円。予約で満杯。あるいは熊本市内でもあります。兄弟2人でやっている店がありますけれども半年先まで予約でいっぱい。食べ物がおいしいと言ったら金額ではないわけです。黒川温泉のほうで1泊10万円というところは10万円。それなら杖立温泉で4千円5千円で泊まる人が満杯になるか。なりません。やはり観光は食べ物ですよ。おいしい食べ物を作れば「あそこに行ってみよう」「あそこに行って食べてみようか」。ですからどんなに田舎の人が祭り祭りと言って太鼓叩いても都会の人は来ません。小国で花火を打ち上げても琵琶湖のあるいは諏訪湖の花火大会とそこの前の方々は諏訪湖に行くとその花火大会、祭りに一生をかけるというくらいお金を掛けておりますので半端ではありません。やはりお金を掛けるのはそのくらいお金を掛けないと人は集まらないというのが祭りの基本ではないかなと。青森のねぶた祭にしても作り物が偉大です。高さはこの天井以上あります。そういうところは人が集まってくる。やっぱり祭りはよそがやってないような祭りをしないと人は集まらない観光にはならないという私は考えてございます。しっかりそこ辺りも町長わかっていると思いますけれどもやはり私は今西里小学校あれを活用したいろんな計画があると思いますけれども恐らくこれも長続きはしない。鍋ヶ滝にしてもし

かり。道路が出来上がったときには観光客がいないというのも、九重町の吊り橋ができた当時は人ばかりでした。今はがらんとしている。そこに何かおいしい食べ物「食べたい」「あそこに行ってあれだけ」「あそこだけしかない」という食べ物があるところは内牧を見てください。赤牛井。あそこの周辺は町が活気があります。私も高校時代に内牧に1回バス停のそばに下りてそれから宮地のほうにバスに乗って乗り継いで行っていました。その頃は本当にさびれた町だなと。温泉である。その頃は逆に杖立温泉は貸切りバスが月曜日の朝になるとテーブルを自動車から散らしながら帰国していたというのが当時の杖立温泉ではなかったかなと。スタンドの前広場、貸切りバスが何台もとまってテーブルを散らしながら次の目的地に向かっていた当時のことを思い出しますけれども。そういうような時代が変われば時が変わっていくのと一緒に観光地も変わっていくということで、恐らく私は鍋ヶ滝に道路ができたときは「こんな道路何で造ったろうか」と。しかしその沿線の林家の方は材木を出すにも「ああ、よかった」と。そのせいでファームロード、グリーンロードできましたけれどもファームロードができたときは周りの土地は農振地にいれて開発する。山の涌蓋山の裾野に農用地整備公団で道路を造る。あるいはグリーンロードを造るときには「もうそんな道路は要らない」と言う人もおりましたけれども宮崎町長はそれをやりました。当時ファームロードの返済金も産業課で1億円ありました。平成30年ぐらいには償還してしまったと思いますけれどもやっぱり道路はやはりあって産業がある。今涌蓋山麓では地熱開発が盛んに行われておりますけれどもこれが農地整備公団で道路やら造っていなかったら恐らく山の上に道路がなかった。今になってみれば「農振地を外してくれ」としきりに言われます。「もう利用しないところを農振地から外して有効に利用したほうがいいですよ」と。全く基本的なことがわかっていない。自分がよければいいというような考えの方ばかりでございます。しかしその事業を利用して一生懸命にやったのがジャージー農家であります。みんなダイコンを作りシイタケを作りそして小国のブランドを作ったわけです。このブランドを作るのはやはり行政であったり農協であったり生産者もう生産者が必死になってやったわけです。当時は私たちが54年小国町はナイター設備を各小学校に付けました。300歳ソフトボール。もう私たちは事業を展開しているからそんな300歳ソフトボールにも参加できない。もうとにかく返済で一生懸命でございます。ほとんどの農家が酪農家です。その人が今、二代、三代となっていていっているわけでございます。そのときに私たちの事業に協力してくれたのが役場の職員であった。特に今いるのは産業課長。もう非常に私はまあ頭が上がらないことはないが非常に当時は感謝しました。しかし今になって物価高騰、飼料高騰で非常に酪農家、畜産農家は苦勞しております。そこに追い打ちをかけるように農協は処理場を撤退するという話も舞い上がってまいりました。私は絶対に小国の特産品を残さないといけない。酪農家だけの問題ではない。学校給食あるいは加工品をやっている方々あるいは今牛乳の余ったのを岡山のオハヨー牛乳に送っております。オハヨー牛乳はその牛乳で全国展開しています。コンビニに行くと「阿蘇ジャージー牛乳使用」ということを書い

てあります。プリン、アイスクリーム、いろいろございますけれども。それだけの特産品を農協はやめる。やめるのは簡単でございます。今まで生産者は「農協、農協」。餌買うのも「農協」。何でも「農協」。私がちょうど事業を始めた頃は28歳か29歳の頃。農協職員も40歳。アメリカから帰って来たばかりの人がその人の指導は、土づくり、草づくり、人づくり。今農協の職員あるいは役場の職員でそんな方おりますか。私はいないと断言しております。農協の職員に当たっては指導どころではなくもうはるかに農協の職員も農家のほうがレベルが上です。その当時役場の職員は担当ではない。町も国の補助金と半分は生産者負担ということでやって田原のほうに4軒の団地ができてそれからいろいろな町内の酪農家が規模拡大をやったという経緯がございますけれども、やはりそういうことを踏まえて私は絶対小国町に農協が撤退するなら撤退してもいいと。その代わり自分たちでやろうと意気込んでおりますけれども。町長いろいろ難しいこともあるかと思っておりますけれども今の町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 高村議員の情報収集の高さそれからずっと議員を続けてこられて長年にわたってたくさんの知識がえられることはもう重々私も承知しております。また特にジャージーを作られる生産農家でもありますし当然お詳しいとは思いますが。もう正直申しますと今の小国町の状態でその選択肢を小国町が選択をするという方法では今はないと思っております。やっぱり前に置かれた状況、それから時代の流れ、ニーズ、いろいろなものを含めたところで総合的に判断していかないとはいけません。確かに生産をされる農家の方たちの御意見もあります。これまで農協と連携した部分もあると思っております。そのような中で今JAがどのような状態に動いているのか。またJAがどういうふうには本当はどうしたいのか。生産農家の方たちは高村議員はそうおっしゃいますけれどもまとめた御意見としてどうやって今からやっていくのか。その部分で小国町もしっかりとその一端を担っていくというような判断がそこで判断ができるというふうに思いますのでその部分ではこの議会の場ではなくて、また膝を突き合わせてお話をしていけないといけない部分もあるのかなというふうに思います。また高村議員の見解としては時代の流れいろいろあるかもしれませんがジャージーが約70年間これまでの歴史が積み重なってあると思っております。しかしながらその70年前導入したときの経緯またその70年前からさらに前の部分では、その土地が持つ役割それぞれ変わっていたのではないかなというふうに思います。ジャージー牛乳を導入する前は畑があったのか草場があったのか山があったのか。それは私はわかりませんがそのもっと前にはここは一大の馬の放牧地というのは歴史の書物にも残っているところがございます。今涌蓋山の麓でダイコンをされていた方がというお話を高村議員がされましたけれどもそれがだんだんと厳しくなってお風呂の家族風呂をするところであったりまた旅館をしたりというこの経営の判断もそれぞれの判断でそういうふうにしていったと思っておりますが、私はそこに住み続けるという部分であればその土地を利用してしっかりと継続してその地域に住み続けていただければ助かりますというか住み続けていくことが大事ではないかなというふうに思いま

す。なかなか時代の流れで今難しい時代もあります。旅館業、サービス業、農業、林業、それから商工業を含めまして、いろんな産業で選択肢が迫られている中でやっぱりそれぞれがまず判断をされて事業を変える、事業を変えない、そのまま続けていく、この判断はやはりそこでまずは自分たちで話をされて判断をするそれが非常に大事だと思います。その上でその地域の方たちそして町。私はその順番が大事だというふうに思っておりますので是非ともその部分は御理解いただきたいというふうに思います。高村議員の御質問であります地元でジャージー牛乳を残したい。その考えは私も当然同じように思っておりますけれども、その方法としてどうあるべきかというのとはここでは私は判断はできません。

以上です。

3番（高村祝次君） 非常に難しい判断であります。確かに町も判断は難しいかもしれませんがけれども生産者の若い人たちも非常に難しいというふうに私は感じ取っておりますから慎重に進めていかなければなりませんけれども、取りあえずやはり小国町の消費を伸ばすためにも学校給食に是非使ってもらいたいという思いがあって1月の12日でしたかJA阿蘇の組合長と職員を交えながら話しました。そのときにパックの機械が1億円ぐらい掛かると。それならボトルでやったらどうかと。ボトルでやったときにはボトル代が40円ぐらい掛かるという話でございまして、とにかくボトルの充填機の見積りを取ってみようと。そしてその見積りが出た段階で話をしましょうということで今日まで何も連絡が。見積りはできていると思いますけれども話がまいておりません。話し合いをしましょうということで申し込んでありますからいつか話す機会があると思います。やはり学校給食には是非子供に飲ませたいということで昨日も一般質問で質問がありましたけれども、私なりのざっとした考えでは冷蔵庫の立派な給食センターを造ってあそこで生徒は給食をさせるというふうに話を聞きましたけれども、今の現状の学校給食の状況をお尋ねいたします。

教育長（村上悦郎君） おはようございます。お答えいたします。

ジャージー牛乳をということで立ち位置ですね。私たちが何とかジャージー牛乳を子供たちに飲んでもらいたいということで注ぎ分けの方法とかJAさんといろいろ学校もできるところはないかということで相談もしましたし機械をとかいろいろなところに僕たちの教育委員会や給食センターとしてできるところでは見てみました。でも結果的にはやっぱり200ミリリットルでパックでというところが供給されなければというところに行き着きました。その理由としまして昨日、衛生面が一つです。安全面。そうすると注ぎ分けることの準備が煩雑。先生方の働き方改革。その三つが重なるのですが是非現状を見ていただきたい。先生方にもアンケートを取りました。注ぎ分けでという案が出ているけれどどうだろうか。具体的に自分たちの学級で考えてみてということですね。先生方はやれというならやると思います。でも安全面の保障。それと衛生面。今コロナが落ちつきつつ5類ということですが現状をお話ししますと給食時間45分です。小学

校はですね。給食の時間始まりました。先生と子供たちが一緒に給食のところに取りに行きます。持って帰ります。注ぎ分けをします子供たち。先生が主にします。1回配ります。そうすると今度は今「減らしてください」という子供が来ますまず。「はい、これぐらいね」。是非見ていただきたいのですけれどももうほんのちょっとしか食べないとか、そこの辺のところも時間が掛かったりとかします。強く言うとまた子供はおうちに帰って「先生が」とかいうようなことで一つ一つ丁寧にやらなければなりません。はい、減らしました。そしたら今度は増やしてほしい子が来ます。増やします。ということでもう20分ぐらい必ず過ぎてしまいます。それにまた牛乳が入ってくる。今度は牛乳をコップに入れる。それも注いで「増やしてください」、「減らしてください」またあると。ですから僕は絶対というか僕は頼めないです。現場を見に行ったら先生方その後10分ぐらいで食べます。そしてまた遅い子、残している子の指導するわけですから是非議員さん方もこの現場での注ぎ分けのところは「そういうことなのか」と。昨日説明が足りなかったのかしれませんが給食時間は45分です。その後先生方の一応45分と休憩時間があるのですけれども実質それはもうありません。低学年になればなるほど先生方はそうやって子供たちのということになりますので、是非その給食時間この注ぎ分けの面のところだけでは見てください。いろいろ小学生ジャージーのところダイコン農家のところに行ってお勉強をして農家さんの苦労とかそれで自分たちがその牛乳の農家さんに行ってから帰ってくると子供たちは牛乳をしっかり飲むようになります。必ずそういうことなのですがやっぱりそんなつながりも大事にしたいのですが、現状としてはやはり僕たちは衛生面、安全面とかいうところであれば200ミリリットルのパックでというところで。そのほかのどういった方法でというのは教育委員会が意見を言う立場にはないのかなと思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 教育長の話もわかりますけど、一度是非現場を見せていただきたいと思いません。よろしくをお願いします。

それから今有害鳥獣、耕作放棄地、いろんな農家が悩んでいるところがあります。昨日も有害鳥獣に対してはきりがいいのではないかとという一般質問ございましたけれども、きりはなくてもこれやらなくては増えるばかりでございます。絶対来年度に向かっては電気牧柵もいいのですけれどもやはりできるところから家庭菜園なんかはもう既にメッシュを並べているところもでございます。町の予算としてできる限りの予算を組んで狭い面積のところからでもメッシュを張ってやったりやってもらいたいという思いがしております。これは農家だけの問題ではありません。以前はシカはヒノキだけかじるということでしたけれどももうヒノキとか木は関係ありません。スギの頭のほうをシカが来てかじる。ですから森林組合も植えたところにはネットを張っております。ですからもうこの一次産業が有害駆除対策をしっかりやらないと後継者も儲からない上にこの有害駆除これをしっかりやらないと儲かる農業はできない。しっかり儲からなく

てもいろんな知恵を絞って儲かっている農家もいます。ですから有害駆除対策それから耕作放棄地これは先ほど空き家バンクとかいろんな新規就農者の受入れ体制をしっかりと考えていって、町の新たな政策として耕作放棄地解消につなげていってほしいと思います。時間もございませんのでもう町長が答弁があれば答弁してほしいのですけれども、しっかりとですねもう農家だけではない林家も大変と。今後の小国杉も傷が入った製品になりますのでしっかりと有害駆除対策をやってほしいと思います。

これで私の一般質問を終わります。今後しっかりと役場の職員も町民の目線に立って頑張ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

町長（渡邊誠次君） 最後に少しだけ答弁をさせていただきたいと思います。

役場職員は町民の目線で仕事はさせていただいております。また私も町民の目線でいろんなところを見て回りながらまたいろんなお話をしていきながら対策を町政を担っていきたくておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。また鳥獣対策におきましてはこれまでずっとお話をさせてもらっておりますが、防除と駆除両方の面からしっかりとこれまで通り対応していきまひす。また連携をしている部分ではなかなか話は進みませんけれども近隣の市町村の方、町長さん、村長さん方を中心にしっかりと国にも声を上げていきたくてというふうにも思っておりますし、また連携をしてなんらか手立てがあるように何か効率のいい対策があればそれに対してはお金をしっかりとつぎ込んでいくということもできますので、その部分ではしっかりとまた分析をしながら対応をしていきたくて思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩いたします。次の会議は11時10分から行いたいと思ひます。

（午前10時58分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（熊谷博行君） 5番、穴見まち子議員、御登壇を願ひます。

5番（穴見まち子君） 5番、穴見です。

私は、基本的に農家をしていますのでメイン的には農家の話が出るかもしれません。よろしくお願ひいたします。題として上げているのが、薬味野菜の里農家への支援、2番目に住民健診、2023年6月30日から1日にかけての線状降水帯による被害と題を上げております。

最初は、薬味野菜の里についてなのですが、10年ほど前に最初町長と産業課長と当時いろんな方の最初の立ち上げに苦労したところと、最初のいろいろなところに住民として関わってきたのでやっぱり大変だったなというのを経験しています。そしてその中でやはり農家の方の協力がないとできない。ここで作る残渣を使った堆肥ですのでやはりSDGsにつながる。そうい

うところで私ももうここ10年間ずっと使っていますけど野菜を作る上ではやっぱり一番いいかなど。それからやっぱりそれに対しての使う量ですかね。基本的には薬味野菜の堆肥は私が思うにはSDGsにつながってはいるのですが値段的にはやっぱり会員の方は普通は400円、会員の方は300円ですけど300円でも高いかなと思うのです。協力していただけることに対しては阿蘇町にもありますけどやっぱり量が多かったりいろいろ使って広域の議員をしていますので帰りに買ってきたりとかして使っています。使ってみてやはり野菜は上手に作ればできます。しかし近年にあるのは私も去年の夏から秋にかけて作った野菜がほとんど全部すっかり食べられて今年は作るのをやめていました。しかしやっぱり今頃になってキュウリの苗が実家から届きましたので議会の途中ですけれども忙しいけど作ってみてちょっと余るので出したりとかして自分なりに作っているところです。薬味野菜の里は9月の議会で管理者募集により社会福祉協議会が管理していくこととなりますが今までと違ってこの社会福祉協議会がするというので私もメリット的にはあるし、社会福祉協議会は今一番しているのはいろんなものの材料を作ってお店に出したり野菜を作っているというところと一番はお弁当とか店内には社協の弁当はないのですけれども小国郷だけでなく阿蘇まで弁当を作っているのは聞いているし知っている方も取っているのがあります。これからやっぱり一番先に考えるのはどのようなかたちで引継ぎ、今現在おられる職員の方はそのままおられますけど新しく違ったかたちの雇用もあるのかなと思っていますので説明をお願いしたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） それでは説明させていただきます。

先日の本会議で指定管理者のほうが決しまして、小国町社会福祉協議会のほうが指定管理者ということで10月から管理していただくようになっております。管理者は町から変わりますが指定管理後も施設の設置の目的は変わりません。当然ですね。今後も指定管理者に小国町社会福祉協議会と連携しながら循環型農業の振興を図るための拠点施設として、また農産物を販売、農林業振興と生産者の所得向上、そして生産者と消費者をつなぐ場交流の施設ということで行っていきたいと思っております。先日もお話ししましたが町産業課は薬味野菜の里出荷協議会の事務局としてこれまでどおり業務に携わっていきますので、いろんな御意見をいただきながらよりよい施設となっていきますように生産者そして薬味野菜の里小国との協力体制を図っていきたく思っております。

あとは職員というか現在の会計年度任用職員の方は形態は変わりますが、小国町社会福祉協議会の職員となってまた毎年で社会福祉協議会のほうが雇用形態が変わりまして委託を受けるというかたちで雇用される方もおります。そういったかたちで雇用を継続しながら今まで培っていただいたノウハウを継続して管理者に変わったから悪い方向に行くのではなくて、よりよい方向に運営を行っていきたく思っております。

以上です。

5番（穴見まち子君） 社会福祉協議会が入るということで雇用というのは新しく社協のほうから来られる方がおられるので、その方たちの支援もあるのでこの経営的なものが赤字的なものではなくてよくなると思うのです。そこら辺を説明していただきたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） 現在の指定管理の計画でいきますと小国町社会福祉協議会のほうから専属の職員が1名です。先ほど言いました現在の会計年度任用職員の方が形態が変わりますが3名が引き続き業務に当たっていただきます。それから社会福祉事業ということで就労支援型の施設利用者の方が3名就労される予定になっております。あとそのほかに責任者というかたちで常駐はしませんが社協の方に責任者ということで管理を行っていただくようになっております。

以上です。

5番（穴見まち子君） 形態が変わることでやっぱりしっかりした収益も得られるしメリットとしてはよくなるのではないかと考えております。その中で今現在この野菜とかいろんなものを出しておられる方は私も一緒に年齢的なものが大きいし、これから先を考えたときにやはり多くの方も野菜の集荷だったり大変なところになると思うのです。今までは持って来ていただいていたけど持っていけなくてやっぱり取りに来て集荷をしてほしいという方もおられるかもしれないし、その場合の人員的なものと先ほど言われた方の中でやっぱりこの集荷とかもするだろうと思うし、現在薬味野菜の里は小国町で保育園とかいろんなかたちで注文とかあると思うのですが、一番何件か大きいところではどのような形態で皆さん保育園にお願いしているところでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 大きい購入先としては学校給食センターのほうに納めております。今までは経営形態が変わっておりませんので卸ということで社会福祉協議会の悠愛施設ですとかに納めておりました。先ほど野菜の集荷のほうのお話もありましたが今現在社会福祉協議会が行っております配食サービスとか移動販売事業のほうとの連携ができないかということで今後模索して調整していきたいと思います。ちょっとすぐ出荷が難しくなった方の集配というのはできないかと思いますが、そのサービスを利用して帰りに集配するシステムを作るですとかそういったかたちで今後継続しながら協議していきたいと考えております。

以上です。

5番（穴見まち子君） やはりせっかく野菜ができたけれども持って行く人がいないというのはこれから先は十分あり得ますのでそういうところとやっぱり肥料とかそういうところも薬味野菜の里は今まで普通にしていたけど社協が入ることによって今までと変わるのだったら私はやっぱり無理かなと作る側もおられるかもしれないんですね。それからそういうときのサービスとしてやはりその堆肥を買って出してくれるその方たちのポイントとかいろんなかたちで出しやすい形態というのが一番してほしいし、よそから来られる観光客もずっと今多いんですね。従業員の方も知った方がおられて多くの品物を買っていただいております。やはり販売するための勉強会とか野菜を作って出すための講習会と多くの面でやっぱり講習会とかをしてもらおうとやっぱりい

いかなと思いますけど、薬味野菜の里と同じように社協になってもそういう形態をつなげてほしいと思っていますけれどもどう思っておられるでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 販売者としての薬味野菜の里小国という立場で社会福祉協議会と連携させていただきたいと思います。それから生産者の組織ということで薬味野菜の里出荷協議会があります。先ほども説明させていただきましたように出荷協議会の事務局は産業課が継続して行っています。出荷協議会は今後は野菜の出荷のルール決めですかそういった組織に変わっていく予定ですので、出荷協議会とも連携して勉強会等を開催できたらと思っています。

以上です。

5番（穴見まち子君） 一番大事なことで堆肥を作るときの残渣の出し方ですね。そういうところもいろんなかたちがあるのでどういうふうに残渣を拾っていくとか。出される方の先ほど言いましたポイント化とか。それを出したことによってその肥料をいかに安く買えるかということも必要かなと思っていますが、そういう考えはどうでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうから少しだけ答弁をさせていただきます。今からの方向性でございますけれどももちろん社協さんにお任せするところが大きいかもしれませんが、食物残渣の回収をして堆肥を作る。それから堆肥を堆肥工場から薬味野菜の里で販売する。その工程はある一定の期間は町のほうでまだつないでいくというところで話は進んでおりますので私のほうからお話をさせていただきたいのですが、今でも収支のバランスはその部分に関しては悪いです。正直申しますと多いときで400万円少ないときで300万円ほど経費が堆肥工場の部分は掛かります。それで去年の部分におきましては堆肥の売上げが年間で30万程度というところですので大きなマイナスでございます。ですのでその部分に関してはさすがにいろいろとお話をさせていただきましたけれども厳しい条件がそろっているのも町のほうは今からやっていくようなことになっておりますが、ただしこの薬味野菜の里はその食物残渣を使っての堆肥を使って農産物を作ってそれを販売して皆さんに安心安全を食べていただくということが大前提でございますのでこの根底を揺るがすようなことはできません。ですので町のほう担っていくという判断をしたわけですが、これからは限定的に食物残渣を集めているような状況で大きなところから効率の問題を考えてだんだんと大きい給食センターとかもちろん社協さんとかいろんなところから集めておりますけれども効率を非常に考えておりましたけれども、今後できるならば少し広げるような穴見議員が言われたようなかたちで少し裾野を広げるようなかたちで皆さんに周知していただいたりある程度どこかに持って来ていただくとかそういったところであったり、サポーターといいますかそれを会員制と言ったほうが早いかもしれないですね。そういったかたちで少し広められるような話ができればまた社協さんとお話をしてどういったその裾野を広げる活動ができるのか。その部分でも大きくSDGsにつながっていくというふうには私は思いますので、その部分では少し今含みを持たせるようなかたちでお話をしています。いろんなところにまだお話を

している段階ではありませんけれども学識経験者の方たちも小国町に入られて「この部分ができるともっとよりよくなりますね」という見解もいただいておりますのでその部分では町としてもやっぱりその部分に少し注力をしていかないといけないのではないかなというふうに今私は思っているところでございます。

以上です。

5番（穴見まち子君） SDGsにつながる部分では残渣を使った堆肥というのは絶対必要なところで、小国町から阿蘇の広域にごみというか残菜も一緒にいっていますのでそれを減らす意味ではやはり絶対してほしいとは私は思っております。それは収益があるないに関わらず皆さんに協力いただいてSDGsをどんどん進めていただく。儲けることではなくやっぱり住民に優しいところでやっていただきたいと思っております。今後ともそういうところでよろしく願いしたいと思えます。

それでは次に農家への支援ということですが、今年から肥料が高くなりまして去年作っていた農家の方も田を作ることをやめた方もおられると周りを見たらすぐにわかることですが、やはり作らないというところでいろんなWCSだったり有畜農家の方へのそれを使っていたりする分はいいんですけど、そのまま荒地になっているとイノシシ、シカの被害に遭うところがやめている人はいいんですけど周りで田んぼを作っているとやはり被害が多いです。私たちは5月に田植えをしますけれども最初に起こして代を掻いた時点で最初からシカは入ります。その次に苗を植えてから今一番柔いときに入って食べてしまうわけです。それがあってそれが固くなるとシカも入らなくなる。一安心していると今年のような被害もあったのですがやはり次にイノシシが来る。そして穂ができるころになるとやはりシカという。そういうずっとこうなっていますので大変だったし今年は雨が多くてずっと秋まで収穫になるとやっぱり日照不足がなるかなあというのは私も小国町に来て40何年になりますけど、穂の色とか茎の色を見たらこれは最終的にいつ頃に収穫がなるかなと思いながらいつも毎日畑の上から田んぼを見ているんですけどもう本当大変だなと思っています。そしてやはり今年は天気のところではトマト農家、キュウリ、それからハウレンソウ、シイタケもですけども春は不作だったと思っております。そういうところで農家の支援が9月の議会でも上がりましたが、その説明をお願いしたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） それでは今回9月の定例会において補正予算で計上していただき可決していただいた農家の方々に対する支援策の説明をさせていただきます。

まず肥料です。肥料の高騰による対策としまして予算額は1千300万円です。価格高騰分の一部を作付作物ごとに10アール当たりの単価により交付を予定しております。上限額は一戸当たり1経営体当たり50万円です。対象戸数は水稻、園芸農家と一部重複している方もおられますが約550戸。

次、飼料代についてです。予算額3千50万円です。配合飼料の価格高騰分の一部を家畜1頭当たりの単価により交付させていただきます。交付上限額は200万円です。対象戸数は約40戸。

特用林産事業について予算額は200万円です。資材高騰の分の一部を種駒代で換算して補助を予定しております。上限は30万個まで。対象戸数は約50戸です。

それぞれの交付要件等も詳細がありますので受付を始める前にいろんなかたちで周知をさせていただきます。その段階で詳細等はまたお知らせさせていただきたいと思います。あと申請の時期ですが飼料高騰対策が今月の末最後の週から。あと肥料が10月の中旬、特用林産事業は種駒の購入が年明けからになりますので2月頃を予定しております。現在順次受付ができるように資料等そろえて準備をしているところです。

以上です。

5番（穴見まち子君） やはり物価が高騰している。野菜はできない。そういうところでは農家の方も今年はシイタケもダイコンも米もと言われたときに少しでも助かると思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の住民健診についてですけれども、コロナ禍に住民健診が毎年行われていますけれどもコロナのときそれからコロナを明けてからというところで住民健診の状況をお知らせしていただきたいと思います。

町民課長（宮崎智幸君） 現在の住民健診の内容それから近年の実績について説明させていただきます。

まず小国町が行う住民健診の種類としましては、生活習慣病発見を目的としたまず一つ目にふるさと総合健診。これ任意ドックと言われるものです。それから二つ目に特定健診、三つ目が後期高齢者健診、この三つが大きなものになります。次に5大がん検診を含む、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんの検診があります。そのほかに腹部超音波検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検査があります。この中で特定健診は内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための検診となっております。40歳から74歳までの医療保険加入者を対象としており小国町では国民健康保険の方を対象に実施をしております。また小国町の単独の取組として国民健康保険の方については19歳から39歳の方を対象に特定健診と同様の健診を実施しております。それから国民健康保険以外の40歳未満の若い方はまず保険者ごとに事業所で定期健康診断。これは労働安全衛生法で義務づけられている検診ですがそれが実施されているような状況です。先ほどの5大がん検診につきましては国のがん検診実施の指針に基づいて実施をしています。

それから実績ですが、まず特定健診受診の実績につきましては、これ受診率です令和2年が49.8%、令和3年で53.1%、令和4年で51%と大体50%前後で推移をしております。ち

なみにこの特定健診受診率の目標値は60%ということで町のほうでは設定しております。それから5大がん検診の実績です。令和4年度肺がん検診。これ40歳以上の男女が対象者ですが受診者数493人、受診率にしまして33.2%。胃がん検診。受診者数237人、16%。大腸がん検診これも40歳以上の男女ですが402名の受診で27.1%。子宮がんこれは20歳以上の女性ですが225人、率にしまして28.1%。乳がん検診。これは30歳以上の女性です。受診者数221名、率にしまして30.6%となっております。今申し上げました数字につきましては国民健康保険加入者ということになります。これは正確に数字を把握できるのが国民健康保険加入者ということになります。それから少し繰り返しになる部分もありますが町のほうで40歳未満の若い方向けにも健診の取組としては、先ほど申しましたように特定健診と同様の健診を19歳から39歳の国民健康保険の対象者の方に実施しております。それから総合健診ミニドックにつきましては30歳代から国民健康保険の方を対象に実施をしているような状況となっております。

内容と実績については以上となります。

もう一つ、コロナ禍とコロナ後ということではありますが数字的にはほぼ変わってはおられません。やっぱり健診関係につきましては自分の体のことということでコロナ中であろうがなかろうが、やっぱりしっかり受けられる方は受けているというような状況だというふうに思っております。

以上です。

5番（穴見まち子君） 若い方から高齢者の方まで健診を受けることで安心をしますけれども、その受けた以降何か言うてくるのではないかととても心配して受けられない人も多分いると思うのです。この小国町で健診を受けていない方というのはいますか。全然受けたことのない方というのを聞きたいのですけれどもいいでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 先ほど申し上げましたようにやっぱり自分の健康とか体のことが気になる方は毎年のように健診を受けられる。それからやっぱりどうしてもそういったことがおっくうになる方であるとかはやっぱり受けられていない方がたくさんおられます。ということで町のほうでは受診率を少しでも上げたいということでいろいろと試行錯誤しながら取組を行っているところでございます。内容で申しますと現在健診の申込みをまずしてもらいます。それから申込みをされても未受診の方とかも当然いらっしゃいます。そういう方々申込みをして健診を受けてない方そもそも申込みをされていない方には受診勧奨の案内を再度行うようにしております。その場合もホームページそれから窓口のほうで電子申請ができるように今しております。QRコードを読み取って電子申請というかたちで極力申込みについての手間回りも掛からないように省力化できるようにというような取組も行っております。それから先ほど受けられない受けられていない方がいますかという部分につきましては40歳の年には無料で健診が受けられるようにという

ような取組も行っております。そういった取組が後の健診の受診のきっかけになればというふう
に考えているところです。それからそのほかには例えば乳児健診であったりとかそういったほか
の健診のときにも保護者さんのほうに「健診を受けましたか」とかいうことでお声かけをしたり
というような取組もしているところです。

実施時期につきましても夏それから秋ということで2シーズンに分けて極力農繁期を避けたか
たちで多くの方に受診していただけるようにというふうにも考えております。それから基本的
にはこの町民センターで行う集団健診が主になりますけどそれ以外にも先ほども申し上げましたけ
ど、病院のほうで個別健診ということでいつでも同様の健診が受けられる体制も整えておりま
すので年中病院に行けば同じような健診が受けられるというような体制も整えているところござ
います。今いろんな取組の話をしましたけどこれだけで十分とは当然思っておりませんので、毎
年新たにできるところ少しでも受診率が上がるように今後もしっかり対策の部分については検討
していきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（穴見まち子君） やはり健診を受けて再度の健診が来たときに「やはり健診を受けてやっぱ
りよかった」という住民の方の声が上がったことはありますか。

町民課長（宮崎智幸君） 委員会のときにも話したように健診で何もなかったのがやっぱり一番よ
かったと思える部分ではないかと思えます。健診を受けたことで体に異常がなかったということ
でほっとされるというのが一番理想であるというふうに思えます。しかしながらがん検診辺り
であれば精密検査を受けられる方さらには精密検査を受けてがんが見つかったとかいう方もおられ
ます。ただし毎年健診を受けることでがんであれば早期の治療で治る病気になってきておりま
すので、やっぱり毎年そういうことで健診を受け続けていただくということが一番大事であろ
うかなというふうには思っております。まずは健診を毎年受けていただいて自分の体の管理をし
かりしていただく。そういう意識を町民の皆さんに持っていただきたいというふうに思ってお
ります。

以上です。

5番（穴見まち子君） やはり年に1回だけれども皆さん忙しいときでも空腹で健診を受けるので
やっぱり大変なときもあるのですよね。それでもやっぱり健診を受けてほっとするときと見つ
かって早期段階でよかったと思うときは絶対いいと思うので皆さん健診を受けてほしいと思っ
ております。

それから今朝のテレビで言われていたのですけれど子供を出産されますよね。それで国からと
県からと今は50万円の補助があるけれど、その出産費用が一番安いところがちょうど熊本県と
出ていたのです。朝6時のニュースだったと思います。私も孫が検定を受けによそに行くので朝
5時前から起きていたのでやはり多くの子供さんができてやはり町からの支援をいただく。やは

り支援をいただくときに普通分娩ならそうでもないけれどやはり出産するときにお金が別のほうで掛かったりするとお金は大変要りますけれども、後からの町からの支援というのは子供を産んでからも国からの支援が今度できるようになりましたけれどもそういうところはしっかりとサポートできる体制。やっぱり産んでからのほうが大変ですよ。あとでずっと支援をいただくようになっておりますので住民の皆様の声を聞いて特に出産された方とか周りの方、子育て世代の声を聞いて町もしっかり対応していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、次に2023年6月30日と7月1日。小国町は大分に近いせいか私たちのところやっぱり田原と西里地区が近いのです。そのときにやっぱり線状降水帯による被害を受けました。2017年にも受けて今年の5月にはしっかりと河川のところも田の補修をしていただいていたので安心して田を作ったところですけども、この6月30日と7月1日のときに河川の災害を再度受けてイノシシ、シカ対策で金網とかいろいろしていたのですが金網も流され電牧も町の支援をいただいてしていたんですけど流されました。もう1回修繕をしていただいているので一応届出は出したんですけどやはりその補修の仕方、嵩上げですね。そういうところとやはりせきのところもあったんですけど、小国町の被害は今年の災害はどのような災害があったでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） こんにちは。お世話になります。

被害の件数でよろしいでしょうか。

5番（穴見まち子君） はい。

建設課長（小野昌伸君） まず9月の議会本議会で何日か前に補正が通りましたとおり、農災、林災、合わせて20件、公共災50件、合わせて6億円の被害が出ております。先ほど言った河川に関しては県も合わせて結構小国管内は3件ぐらいしかないのですが、阿蘇管内でいえば全部で160件、約28億円の被害が出ております。熊本県内で一番ひどかったのはもうニュースとかで御存じかと思いますが木山川。益城関係です。西原から流れてきている川で上益城が一番多ございます。山都町が町村の中では一番多いと聞いています。公共災だけでも上益城だけで大体600件、180億円。公共災、県内合わせまして約1千件、230億円。昨日ちょっとテレビでも見ましたが県のほうが120億円の補正をしているというところで非常に令和2年からまだ近うございますが非常に線状降水帯。今議員さんがおっしゃったとおりもう今いつ起きてもおかしくない状況です。これはもう梅雨前線豪雨、梅雨時期の雨でしたがもう2、3日前も長崎、佐賀でそういうかたちで出ているということで嵩上げの話も出ましたが、もう本当に今の河川でははげきれないほどの大雨が降って氾濫するということで国交省主体になって今は大体河川の穴見議員がおっしゃられるところに関してはもともとあった河川ですが今からそれを整備していく上では大体小河川、普通河川で言えば30年に1度の雨を想定した断面を決定して造っていく。でももうテレビニュースとかでわかるように80歳の高齢者が私たちが今まで経験したことのない

大雨と。ということはもう80年経っているということで今はもうやっぱり大河川になると100年確率になります。ハザードで言えば100年、200年で避難の指示を出すハザードですが今もう1千年に1回の雨を想定して造りなさいというところまで来ていますので今から先そうやって国道を守っていく強靱化の加速化計画をしていますが、もう本当100年に1度の雨を想定するとほとんどの河川が全国改修をしなくてはならないような状況になります。あくまでも災害復旧はもともとあったところが崩れたところを保護する。土堤であればそこにブロック積みを作る。護岸が崩ればまた復旧するというで断面の拡幅とか嵩上げに関しては災害では認められない状況になっております。そこは業者の御努力とかいろんなことがあって嵩上げ等々も行ったと思いますが基本的に災害復旧は原形復旧というところで、今はそれが非常に球磨川の氾濫とかその辺も合わせながら稼働を広くしていく。改良計画と災害を合わせてやっていくという事業も考えておりますので今から先の災害復旧はまた様子が変わってくると思います。今からはもともと崩れたところを復旧してもまた再度被害を受けると。それでは何もならないだろうということで今からはそういう雨を想定しながらの災害復旧に変化していくのではないかとにらんでおります。

以上です。

5番（穴見まち子君） 2017年の災害のときには私たちも5年前で60代で若かったのです。その災害があった次の日というのはしっかり私と息子と一緒にいてそのときも杉の木が田の中に流れて一本なり入っていました。チェーンソーとか担げて行ってそれを処理しました。そのころから比べるとやっぱり5、6年して70代になると自分の体のほうが中にある大木だったり大きなものをするというのはとてもできない。その災害がいつ起こるかわからないのに対してやはり先ほど言われたようにいろんな仕方があるのですけれどもその災害と一緒に次に今一番収穫を前に感じているのは先ほど何度もほかの方も言われましたけれどもイノシシとシカというのほうちも最初の段階で金網をして両方もしていました。最初その災害で流された。次にきれいにして外に電牧も張ったらやはりイノシシってすごいなと思ったのは河川から上がって来てもうコンクリートもあるのですよね。その電気のところを押し切ってこの金網を上げるというのも何箇所か出てきているのです。だから町としてもやはり電牧だったり電柵いろいろありますけれどもその助成というのを先ほど言われましたけれど、これから先は農家の支援としてまだまだ中山間地の費用もありますけれども中山間地でしっかりとその金網を張ったところは私も把握していますけれども、それ以上に皆さんで知恵を絞ってこの前委員長の研修でオンラインでの東京農大の先生の講習を受けました。やっぱりイノシシ、シカ対策にしっかりと向かっていくのは自分たちしかないのです。ほかの人を頼っても仕方ない職員の人も必要ですけれどもやっぱり自分たちですね。そのためには町の助成をしっかりとお願いしたいと思っているところですが、そういうところで町長またちょっと先ほども言われましたけれども助成をしっかりとお願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 今回鳥獣被害の一般質問を受けるのは4人目ということでございます。町の姿勢はもう一貫して変わらないところではありますけれども、もう農家の方々が鳥獣被害を受けられているという部分は私もしっかり耳にしておりますし先日農業委員の皆さんとお話をしたときももちろん鳥獣被害の話も聞いております。そのような中で町がやはりこの状態でどんどんお金を出すということはもう本当に効率が悪うございます。駆除、防除、両方をしていく中で小国町が率先してどんだけお金を入れても周りの近隣の町村そこの協力がなければ効果は少ないというふうに思います。穴見議員一番自分で農家をされているのでよくおわかりかもしれませんが、これまでも鳥獣被害対策として様々なお話があったというふうに思います。先ほどホタテの貝殻だったですかねヒトデもありました。オオカミの尿の話もありました。しかしながらショウガを植えたらいとかミョウガを植えたらいとかいうお話も相当随分前から聞いておりますけれどもなかなか効果の上がる方法がないということでございます。町といたしましては一環として防除、駆除、両方進めていながらこれまでどおりの施策は進めさせていただきますが、やはり大事なところは駆除の部分どれだけ個体数を減らしていくかこの部分が大事なところというふうに思いますのでその部分では先ほど何回もお示ししたとおり近隣の町村長たちとしっかり話をしていきたいと思っておりますし県や国にもお話を上げていきます。また効果のいい方法があれば議員の皆様方からもどしどし町のほうにお伝えいただきたいというふうに思っておりますし、もし効率のいい方法が見つければその部分には一遍に皆さんと近隣の町村と協力してお金を入れていくという方法もありますのでその部分では少しお待ちいただきたいというお願いもしたいと思っておりますし、また効率のいい方法を是非教えていただければというふうに思っております。

以上です。

5番（穴見まち子君） なかなかですね一生懸命しているのだけどやはりイノシシ、シカのほう为上をいっているような感じは見えているのです。やはり皆さんの努力と町と一緒になってます。やっぱり知恵を出しながらしっかり頑張っていきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩いたします。次の会議は1時から行います。

（午前11時57分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 4番、児玉智博議員、御登壇を願います。

4番（児玉智博君） 通告に従い、まず町道鍋ヶ滝線のバイパス工事について質問します。小国町は鍋ヶ滝公園へのバイパス新設を行おうとしております。既に測量設計を終了し現在用地購入が

進められています。今年度の末から来年度に工事を発注し2028年度に竣工をする予定で現在進んでいるということでもあります。

まず鍋ヶ滝公園の沿革を振り返ってみますと2012年度に公園がオープンしております。当初は入園料を徴収しておらず入園者数も数えておりませんでした。入園料を徴収し始め入園者数がかかるようになったのは2015年度からであります。配付資料で15年度以降の入園者数と公園の収支状況を示した資料を配付しておりますので御覧いただければと思います。2015年度は22万4千565人が来園をし、その後コロナ前の2019年までは増加傾向が続いております。24万5千603人が過去最大の入園者となっております。売上げも最初の年は4千381万6千800円で収支差引きで3千100万円の利益が出ていましたが、2018年に大人2000円を3000円に値上げしたことで売上げ額も6千800万円。最高7千126万円にまでなりました。コロナ禍の2020年、21年は連休期間を中心に休園が続いたことで8万9千人、7万4千人と低迷しておりました。しかし21年度11月から予約制が導入され22年度は休園措置が解消されましたので16万3千人が訪れ4千583万円の収入と2千886万円の利益が出ております。売上げ利益で言えば入園料値上げ前の2017年度を上回ったこととなります。ハード面の整備は公園本体の整備が12年度ですが入園者が増えるごとに道路の渋滞や混雑が深刻になり料金徴収を始めた2015年には第3駐車場を整備しています。そして同時に公園に続く町道下滴水線の拡幅改良を複数年度にわたり行っております。またコロナ禍の21年には予約システムとライトアップを整備しました。これらのハード整備には公園や駐車場の整備それからライトアップ、予約システムなどで2億2千803万2千円。また道路改良には2億2千400万円掛かっております。それで今計画されているバイパス。先月16日に開かれた地元説明会では町は10年ほど前から検討を始めたとしているのです。一方で既に改良が終わっている下滴水線。これ事業着手は2009年であります。私もまだ議員になっておりません。しかしこれまた10年掛かっておりますので私が議員になってからも議案で予算が出てきたりしているのですが、そのときに議会からは「小学校の先から改良しても美術館前から小学校までが狭いままだと意味がない」「別にバイパスを通したほうがいいのではないか」という意見が複数ありました。私もそのような指摘をした覚えがあります。でも執行部は「それはできない」と言って改良を行ったわけです。公共事業というのは一度始めてしまえばなかなか止められないということなのかもしれませんが、今はバイパスを検討し始めた当時10年前と違い予約制があるわけです。入園者数もそれなりにコントロールが効いていて渋滞も現状起きていないわけですからそれでもこの計画は止められないものなのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 児玉議員がこうやって資料を作っていただいて非常にわかりやすい資料を作っていただいたというふうに思っております。ありがとうございます。これを見るとまさに今おっしゃったとおり予約システムを導入してから入園者数が16万人を超えたとしても渋滞が起き

ていないといったところでございます。ただこの2018年ですかね23万6千人。それから2019年度24万5千人。25万人を超えろと言いますか25万人にならずとも渋滞は予約システムを入れないと起きるということでございますので、これすなわち逆に言えばこの16万3千人から24万5千人の中で人間の数を制御といいますか限っていかないとなかなか交通渋滞は起きるということでございます。このキャパを広げるためにこの24万5千人以上を広げるためにもバイパス工事は必要でございますのでこの部分では入園者数を制限することなく、ただ時間的には制限をすることがあっても入園者数、数をもっと伸ばすためにもバイパスは必要でございますし、根本的に言いますと16万人から24万人にこれから数が伸びるかもしれませんがそのときには交通渋滞は起きなくても観光客の方の車の数はあの集落の中に入っていきますのでその部分では御迷惑をかける可能性もあります。町といたしましては観光客の方たちの車それと集落の地域に住んでいる方たちの車、これを混在させないようにバイパスを造りたいというふうに考えております。

以上です。

4番（児玉智博君） この計画されている鍋ヶ滝バイパスです。国道387号線。現在鍋ヶ滝公園の入口となっておりますのがちょっと切れているのですがここです。銚納社という黒淵の神社の前の交差点です。ここよりもやや西。ちょっとこれ東西南北がこっちのほうは北になっていますけれどもこっちの西のほうに国道を進みますと町道西蓬萊線というのがあります。ここの交差点付近を起点に鍋ヶ滝公園までをつなぐ延長約1千200メートルの2車線道路で計画をされております。このパネルは先月の16日に地元説明会が開かれましたのでそのときに使われた資料がありますが、説明会では町の進め方に対する不満といいますか批判が上がりました。今回計画でバイパスが造られれば一番影響がある西の下組という地域の方々からです。「図面が出来上がって用地交渉も始めてからこれで納得してくださいと言われてもそんなことはできない」と。「順番が逆で地元と話をするのが先ではなかったか」とおっしゃられるわけです。そのとおりだと思います。先ほど言及したように16日の説明会では10年前から検討していて第3駐車場を整備した2015年頃には本村川がここに流れているのですが本村川よりもこの北側のルート。およそ800メートルあるわけですがけれどもこのルートが地元説明会を経て「この道でいきましょう」ということで決定したということでもあります。でも西の下組の皆さんは誰もそんな説明会があったことすら御存じがない。案内はなかったと皆さんおっしゃられているわけです。どうして一番影響がある集落の皆さんが先月の説明会まで無視されることになったのでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） こんにちは。お世話になります。

今児玉議員がおっしゃったとおり経緯的にはそのとおりでございます。5年前6年前ぐらいから概略設計が始まりまして当初の概略設計のほうではもう皆さんにも御説明をしましたが、当初起点を西蓬萊下組からスタートして山を越えてうちの処理場まで行く。町道から町道をタッチさ

せる案とその中で右回り左回りで3案ほど考えて決定したのが平成30年でございます。本当に説明会ということで私もちょうと過去のデータを調べてみますと毎年鍋ヶ滝に行く道が混雑しておりまして5月のゴールデンウィーク前にはシャトルバスとか運行をどうしていこうとかいう会議をいつも4月の後半にやっています。そのときに毎年あったゴールデンウィークのシャトルバスの運行計画。蓬萊小学校の駐車場をどう使うか。そういうのの中に今度のバイパス計画を議題の中に入れていたと。当時の担当に聞きますとやはり一応「組回覧でいろんなところに回した」というところですが、結果的にはもう皆さんがおっしゃるとおり「聞いてなかった」「初めて見る」ということですので周知の仕方がどうだったかというのはもうちょっとわかりませんが、聞いてなかったということを受容してこれから皆さんの意見を聞きながらしっかりとこの前も補正予算のときも言ったとおり今度は聞いてから初めてこんな凶面を見られてではどう今から対応していくかというところまでできる限りのハード面とかいろんな意見も出ましたので、その中で何度か交渉をしながらまた時間もまだまだありますのでしっかりとその辺は検討していきたいと思っています。もちろんこの前も言ったとおりまた何度も何度も足を運んで皆さんの御意見を聞きながらやっています。過去の経緯というのはやはりもうそういうかたちで30年にもゴールデンウィーク前にやりました。31年にもやりました。それから元年からコロナ経験が入ってきますのでそういうかたちで2度ほどやった案件は残っております。発送した通知も残っております。ただそれが皆さんに達していなかったという理由がもう今回全てなので、今後今から皆さんとともに考えていきたいと思っています。

以上です。

4番（児玉智博君） シャトルバスの運行とかの会議の中で説明をしたからということでしたが、そのシャトルバスというのは蓬萊小学校の運動場にお客さんが車をとめて校舎裏から乗り込んで公園まで行くというものなのですけれども、要は大體その進入させるのは坂本善三美術館がある銚納社から進入をさせてそっちから出させると結局離合できなくて詰まるからまさに西の下組を通してバイパスに出てくださいというふうに案内しているのです。シャトルバスで東蓬萊に通った数と同じ台数が西の組にも通るわけですのでそのときにやっぱりその集落を無視したというのは本当に何でなのかわからないのかもしれないけれども何か本当とんでもない話だなというふうな気がしています。組回覧ということでは言われましたのでちょっと川の向こうとこっち側で2部と3部で部も分かれるのでだから最初からこの3部のことを町が頭に入れていなかったのではないかなというふうな気がして聞いておりました。そんなことがないように本当に徹底していただきたいというふうに思うのですが。集落の影響が今度バイパスができればどういうふうになるかという新設道路が集落内でこのようなかたちで立体交差します。これ学校側から奥山のほうに向かって蓬萊線を見たところなのですがちょうどこのトンネルの向こうが本村から下ってきたところとの交差点というふうになります。この町道蓬萊線の道路部分だけトンネルのようになって集落を

南北に擁壁が立つような状態になります。このため組内の皆さんからは「組が二分されてしまう」との声が上がりました。また車が実際はこれよりも高くなるのではないかなと思うのですが二階建て住宅ぐらいの高さのところを走行するようになります。ある程度その直線的な道路でありますから速度もかなり上がるのではないかというふうにも思います。振動や騒音、粉じん、落下物を心配する意見もこの間出されております。説明会后西の下組の方々の求めでこれまでに2回、町と組との協議の場が設けられています。今私が述べたような不安や懸念により組内の皆さんは反対の意見で一致していると思います。本定例会では工事関係の補正予算が町から提出され成立しました。西の下組の皆さんからは必死の反対の意見を町長御自身もお聞きになられて当然御存じのはずです。にも関わらず道路建設のための手続は反対などないかのように着々と進められているわけです。平穏な生活がバイパスで壊されるかもしれないと心配し反対している人たちがいてもやはりこの予定どおり着工されるのですか。

町長（渡邊誠次君） 私が先日の定例会のときの補正予算でもお話ししたとおりでございます。西の下組のほうにも私もできるだけ足のほうを運ばせていただいて御説明それから御提案をさせていただきたいというふうにも思っておりますし、いかんせん先ほど御説明いただいたとおり1.2キロの延長がございます。そのような中で約1.2キロを5年間で県のほうも工事をしていただくというはずになっておりますのでその部分では違う場所から工事をしていきながら何とかこの工事を成功させたい。またこのままの計画がないままの道路ですとこれ以上集落の交通がよくなると思えません。ですので今後ももっともっとインバウンドも増えてきてこの状態でお客様が増えていくことのほうを懸念材料としております。何とか御理解をいただいて御説明も当然していきますけれども御理解をいただきたいなというふうにも思っておりますし、工事のほうは反対側からでもできるところからでも少しずつ進めさせていただきたいなというふうに思っております。

建設課長（小野昌伸君） 私のほうから技術的な面からちょっとお話をさせていただきます。本日の2時から皆様にも一度御説明しましたがけれど交差点協議。後ほどの質問にも出てくると思いますが国道からのタッチの部分。そしてこの立体交差の部分において県警本部でうちの職員と熊本県合わせて協議をするようになっております。まずこの立体交差にした理由はもう何度も述べているとおり平面交差にしますと非常にやっぱりスピードも出しますしもう交通渋滞どころではない、一番この道路の目的は安心安全の道路ということで西の下組の人がそのバイパスに出るときに非常に5差路の交差点になって危ないというところで交通安全を考えて上空を抜くということでまず考えました。そのときに川がなければ御存じのとおり下をアンダーで通して今のまんまの状態です。逆に下を通す。下は下を通しますともう川に出ますのでとてもそれはできない。ではバイパスのほうを上を通そうということで当初は3案ほど考えました。非常にそういう今画で見るとボックスカルバートになると確かに皆さんがおっしゃるとおり圧迫感があります。圧迫感が

あるのもう橋りょうのほう2径間で飛ばそうと。橋長が40メートルぐらいになります。真ん中にピアが建っただけですから今のような9メートルの壁はできません。ボックスから川までの間ですね。非常にそこを懸念されていたところもあるのでそういう今回の会議。初めての交差点における会議ですのでそういうのも含めた意見が出たということでもうそれも取り上げながら今回協議をしていただくようになっております。まずボックスに決まったのがうちとしてもその案を最初持って行ったのですが非常に国交省県合わせて児玉議員もおっしゃられたとおり経費は幾ら掛かってもいいではないかというところもありますけど、やはり道路を造っていくときには経済的な比較をしなくてははいけません。そのときにやっぱり2径間で飛ばすと今の案よりか2億円ぐらい工事費が増します。実際的にそれが可能かどうかというところも合わせながら経済的にも合わせながら「上を飛ばすことはいいよ、ただ構造上どう考えていくか。橋の延長はなるべく小さめに。よかったら視距も取れるようなボックスカルバートで抜いたらどうか」という提案もありましたので今に収まっている状況であります。うちの3案のうち今回またどこが採用されるかわかりませんが先ほど言ったように何回も皆さんとこの前イメージ図も見せました。「これだったら視距もいいな」というふうになればその辺もまた検討の課題として先ほど言ったように粉じん、騒音も合わせながらそういうところも考えていきたいと思っています。ただ立体交差にする意味はそういう意味でしたのでそこは何としても御理解いただきたいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） やはりそもそも町がこういう立体交差とかこの集落のど真ん中というかそこにこういう構造物を道路を造らなければ今平穩に暮らされているわけですよ。やはりそこに影響を出す以上はやっぱり経済性とか言うけれどもまず経済性というのであればそもそもがバイパスを造る必要があるのかと。その検討からすべきだというふうに私は個人的に思うわけですが。でもやはりもう造るんだというのであればやはり地元の皆さんが納得いくように。今まで話をすることを避けてきたわけではないのかもしれないけれど、やっぱり話をすべき人たちとこの10年間してこなかったから今こういう状況になっているわけです。経済性で結果駄目でしたとかそういうのではなくてやはり町も地元の皆さんの御意見を最大限入れることができるように汗を流していただきたいと思います。

それでこの間の説明会等で町は鍋ヶ滝の道路には1日最大で1千700台の車が通る。そのためにバイパスが必要だとの説明をされております。1千700台というのは通行量ですので850台が往復するというのがわかりやすいかと思えます。ところが現実がそうなっているのかといえばそうではないのではないかと思います。今年のお盆期間中11から15日は完全予約制でありました。この期間で一番入園者が多かったのは13日の1千739人です。これがきれいに2人1台の車で来たのであれば大体1千700台が通行したと言えると思うのですが、この中には子供も含まれています。大人の数だけは1千469人なのです。情報課に聞きましたら自動車の

数は調べていないというわけでありまして。バイクで1人で来る人もいればワゴン車で5、6人で乗り合わせてくるグループもいますのでやはりきちんとした数をつかむのであれば交通量調査をしなければわからないと思うのです。この1日最大1千700台の根拠となる調査、これはいつ行われたのですか。

建設課長（小野昌伸君） 今児玉議員がおっしゃったとおり交通量調査。道路を造る維持工事をするときにもう皆さん御存じかと思いますがカウンターで交通量の原則としましては12時間ないし24時間調査をなささいということで、あくまでも新しい道路を造るときとか何度も言いますがそのときの幅員の決定根拠。何台以上が来たときは何メートルの道路を造ってもいいよというところで参考までに現況調査をするというかたちにはなっております。ただ必ずしもしなくてはいけないということではないのですが直近では国道の調査をやっております。国道387号線本村付近が大体1千600台。神社辺りですね。そういうかたちの計算も出ていますので鍋ヶ滝は単純にもう人数がわかっていますのでそれをおっしゃったとおり2で割って掛けたというところがあります。ただ私が何度も言うように1千700台というのは2で割っても3で割ってもそれは構わないのですが、基本的には500台以上の通行量があれば1日ですよマックスで。あれば7メートルの道路が造れる。そして将来的な交通量はまたいろんなものを勘案しながら大型バスの進入とか大型の車両が通行するから5メートルの道路の次は7メートルです。7メートルの道路がないと離合ができないということも含めながらいろんなものを勘案しながら幅員の決定をなささいということになっていますので、その根拠となる数字が欲しかったというところで人数から割り算をしたというかたちになっています。おっしゃるとおり3人で来る人もいる4人で来る人もいる。3人と4人のときは4と2で6ですから平均3で割るのが通常かもしれません。そういうのも絡めながら要は500台を超えているか超えていないかの確認をしたかったというところが一番であります。そういうかたちで幅員の決定根拠を決めて実施設計に入っていくというのが通常ですので本当はおっしゃるとおりカウンターで今後また追跡調査もあると思いますので必ずカウンターの計測をまた行っていきたいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） つまりまともな調査というのはやられていないということになると思うのです。それで交通量調査もそうなのですが要は鍋ヶ滝の起点となる国道387号線との交差点がこういうかたちになるわけですね。これ387号線でこのオレンジに中央線が引かれているのがバイパスです。今後これができるわけですよ。それでこれ今ある町道西蓬莱線という町道になるのですがこれ非常に複雑になります。これ西蓬莱線に今のように直接入ったり出たりできなくなるわけです。この途中のこの切れ目から出る場合は一旦町道からバイパスに出て出ていくというふうになるわけです。こういう複雑なこっちからも道路が出てきていますので非常に安全で大丈夫な道とは言いがたいような構造になるというふうに私は非常に懸念するわけですが、特にこう

いう車が多い連休期間などですよね。宮原方面からこのバイパスに入ろうとして右折で進入する場合確かにこの右折レーンというのは現状では今あるのですが、むしろこの対向車で右折待ちをするときにここがいっぱいになってしまってむしろここに交差点を造ることでこの国道の渋滞を引き起こす場合があるのではないかと大変危惧をしております。今回の設計に当たってここに交差点を設けても国道の交通に影響はないと。そういう確証を得られるような調査は行ってらっしゃるのですか。

建設課長（小野昌伸君） お答えします。

必ず渋滞が起こらない確証というのはそこまでは行っておりません。しかしながら本日の交差点の協議の中で今おっしゃったこの場合一番重要なのは右折レーンです。右折レーンが大体最低でも30メートル設けなさいというかたちになっております。30メートルといえばバスが2台ちょっとですかね。大型バスが来たときに滞留していたときに後ろから突っ込む突っ込み防止というかたちも合わせながら右折レーンを設けるというかたちにもなっていますが、そのときに左側特に津江方面に向かっていく左側が本当今おっしゃられるとおりカーブがきついのでその部分においても今回県のほうとも皆さんからの意見も出ましたので、そういうかたちで県のほうも国道改良も視野に入れながらその交差点改良の協議で結果が出ますのでその分で国道を改良するかどうかというのも今回の検討の中に入っていますのでその結果を踏まえて考えていきたいと思っています。

以上です。

4番（児玉智博君） これもう見るからに危ないですよ。今課長が言われたとおりここは宮原方面から向かうなら城村入口の坂をある程度上りきって柿ノ木ぐらいに出ると、もうずっと鉾納社の前を通って下り坂のある程度見通しのいい直線が続くわけです。直線が続いて突然この交差点付近がきついカーブになってまた奥山のほうに向かっては真っすぐな直線が続くという道路構造になっています。このためやはりこの国道沿線で田んぼなんかを作っている方は「やはり相当飛ばす人たちが観光客にはいる」と。「もうバイクなんかも物すごい音を立てて飛ばすんだ」というふうに言われるのです。一応ここ50キロ規制区間です。ですから私「ああそうですか。やっぱり80キロぐらい出す人はいるのですかね。」と言うと「80キロなんてもんではないよ」と言われるわけです。そうした場合やはり今言われたような右折レーンなんかがいっぱいになって道路を塞いでいるところにカーブでなかなかその車が停車しているのに後続車が気づかずに突っ込むということは十分考えられるわけです。そのために今日2時からこの後県警本部で協議があるというふうに言われましたが、やはり安全面というのを最大限考えるのであればたとえどういふ回答が警察公安委員会からあるかわかりませんが「現況で大丈夫でしょう」と。そういうことはないのかもしれませんがそういう回答があったとしても町としてはやっぱり安全なものを造るためにある程度用地買収も必要になってくるかと思いますが、このカーブを削って見晴らし

のいい状態にしてここにバイパスをつなぐべきではないかと思いますが、考えをお聞かせください。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。

今おっしゃられたのはさっきの橋りょうの面も一緒ですけどもボックスカルバートの件も一緒なのですが、本当に安心安全のための道路ですからそこに費やす費用というのはもう安全安心に変えられませんのでしっかりとそこに関してはちょっと県道国道をつかさどっている県と協議もありますので費用負担の面とかそういうのもありますが、しっかりと今日の会議でも提案していただくということで聞いておりますのでしっかりとまた協議ができれば皆さんにお示しができればと思っています。

以上です。

4番（児玉智博君） 本当に安全の配慮というのは必要だと思うし、それから先ほどのボックスカルバートから橋桁でちょうど立体交差部分の地元の方たちが組が二つに分かれると危惧をされている部分の問題とか様々地域の皆さんからもそういう御要望というのはこれから出てくると思いますので真摯に受け止めて是非それらを最大限実現するように努力もしていただきたいのですが、1点だけ私から具体的に聞きたいと思います。この信号なのですが要は先ほど言いましたように現在の設計ではこの旧道には直接387号線から出入りできないような状況になっております。この部分ですね。やはり地元の方たちが言われるのは、ここに信号を設置して5差進路のようなかたちにして国道を直進する分、こちらの新設のバイパスから出る分、旧道から出る分、こちらにも道があります。ここから出る分。交通量が少ない部分は半感应式でもいいかもしれないと思うのですが、やはりここに信号設置。これも是非検討いただきたい。県と交渉いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） 今おっしゃられたとおり今回の交差点協議の中でもその信号も含めたところで協議をしていますので、そうですね来週ぐらいにはもう結果が出ると思いますので結果が出次第先ほど何回も僕も言っているとおりいろんな要望が出ております。それを真摯に受け止めながらまた下組との会議の中でお示しできるものがあればしっかりとお示しをして、今まで本当に行政としても阻害していたわけではないですけども結果的にはこういうふうになっておりますのでしっかりと皆様の声を聞きながら一つ一つ中には箇条書で一つ一つ解決していったらどうかという意見も出ましたので、しっかりと意見を集約しながら今後の運営に生かしていきたいと思っています。

以上です。

4番（児玉智博君） この点に関して町長からもコメントいただけますか。

町長（渡邊誠次君） 今建設課長がお伝えしたとおりでございますけれども、もう私も繰り返になります。地元との協議をしっかりと安全面に関しましても道路をしっかりと造らせてい

ただきたい。一番はやはり何回も言うようではすけれども混雑渋滞が一番ネックになります。今の状態では必ずもっと今より悪い状態になるというふうに思いますので、その部分が解消できるようにしっかり頑張ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

4 番（児玉智博君） それでこの鍋ヶ滝バイパスを造ることで大型観光バスを入れることができるという説明もなされております。そういった観点からこの鍋ヶ滝線バイパス道路を新設することで得られる経済効果というのはどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 児玉議員が作っていただいた推移の部分でお話をさせていただきますと、2015年からずっとこれ来られていますけれども大型バスが入っていない数字です。なおかつ大型バスは土日関係なく来ます。平日に稼働することのほうが多いかもしれません。その状態で考えると鍋ヶ滝の予約システムを稼働しつつも平日の分散というかたちで平日は今でもそうですけれども休前日に比べたら非常にお客さんは少ないですので、その部分に予約システムを入れながらも平日に稼働するということができれば確実に入園者数も増えてくると思いますし今現時点でも非常に問合せ等々があるのですが、今ゆうステーションで大型バスをとめて地元のマイクロバスを使って送迎をするというような工程を考えられますがそれがなければかなりの方のインバウンドのお客さん。もちろん国内の旅行客の皆さんにも御利用いただけるというふうに思っておりますので数字的には私ははっきりとは言えませんが相当な数の方たちに来ていただいて、またもちろんそういった場合には波及効果があるようにこれ以上お金を落とさせていただくような仕掛けも随時作らせていただきたいというふうに思います。

以上です。

4 番（児玉智博君） そういった町長の目標というかそういう考えの部分も含めて、やはりこれ全町民に向けた説明会これまだ開かれていないのですけれども、やはりこの全町民への説明であったりあるいはこの意見を賜る場設けたらどうかと思うのですがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 3月議会でしたでしょうかお話を1回したと思うのですが、地元との協議がある程度終われば全町民向けにも御案内したいというお話を私のほうが児玉議員の一般質問でさせていただいたような気がしておりますがその部分で考えております。

以上です。

4 番（児玉智博君） 地元への説明が遅くなったからといって全町民への説明も遅らせる必要はないと思うのです。やはりこれ起債ですね。大体今工事費は県の代行になって10億円ほどであると聞いておりますが、15%は町が地元負担金ということで今回の9月議会でも10億円のうちの1億円を県が9月の県議会に出したからといって小国町もその15%の1千500万円の予算が出たわけではすけれども、やはり将来的にこれ町民全体が背負う借金でありますからそれはやっぱり早く説明をしてもなんら差し障りはないと思うのですがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 確かにおっしゃるとおりバランスを見ながらできる時にお話をさせていただきます。それを約束させていただきます。ただ借金の部分も先ほど1千500万円全部で10億のうちの15%というところでありますが、その15%うちの起債でございますので実質的な町の負担はそのうちの3割になるというふうに思います。過疎債を適用させていただきたいと思いますので1千500万円のうちの3割ということでございますので、町民への御負担の部分は普通にお金を支払うよりも随分と有利な起債を借りさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

4番（児玉智博君） そこは私と町長の意見の相違なのですが、それはその町長が開く説明会ですからそのお考えを町民の皆さんに説明すればいいと思いますのでその場を早く開いていただきたいと申し上げまして、次の乗合タクシーについて質問したいと思います。

現在小国町には町内八つの乗合タクシーの路線があり、昨年度1年間には延べ1万2千339人が利用されています。乗合タクシーは公共交通要するにバス路線ですけれどもその空白地の住民の移動支援として町が運行しているものです。利用者は誰でも利用できるのですが実際利用されているほとんどは運転免許を持たない高齢の方々だと思います。全国で高齢ドライバーによるブレーキとアクセルの踏み違い事故やこうしたものが発生していますし、高齢になって運転免許を返納しやすくするためには乗合タクシーは大変大事なものであると思っております。杖立地区は産交バス路線の2路線の発着地となっています。一つは宮原ゆうステーション行き。そしてもう一つは阿蘇駅行きであります。しかし地区のお年寄りからはステップの上がり降りや座席までの移動が乗用車と比べてバスは大変だとして私のもとにも乗合タクシーを杖立にもという声が寄せられております。昨年杖立で乗合タクシーに関する説明会が開かれたということですが、どのようなものだったか御報告ください。

政策課長（秋吉祥志君） はい。お答えさせていただきたいと思えます。

杖立の公共交通の座談会を昨年6月の1日に実施させていただきました。地域住民の方、私たち役場関係者等で総勢16名の会議になったわけなのですが、内容としましてはまず役場のほうから小国町の交通の現況の説明。乗合タクシーの運行路線であるとか制度また令和3年から運行しておりますにじバスの紹介。また杖立が関係する路線バスの現状の運行などを御説明をした後に杖立地区の方たちとの意見交換を行いました。その中では「乗合タクシーの運行の形態がどうなっているのか」「仕組みがどうなのか」「乗合タクシーの運行になったときに路線バスはどうなっていくのか」。またその中でも「杖立地区にも乗合タクシーを運行してもらおうというのはいけないだろうか」というような意見が出されました。

以上です。

4番（児玉智博君） 2018年の頃だったと思うのですが岳の湯北里地区で乗合タクシーの説明

会が開かれました。当時まだ岳の湯までのバス路線がありましてそれを乗合タクシーに切り替えるのはどうかと住民の皆さんの意見を聞くためのものであったと思います。私もそこに出席していたのです。岳の湯ではバスをよく利用するという方から「バスはやっぱり残してほしい」という意見も出たのは出たのですが、しかしおおむね「やはり乗合タクシーのほうがいいよね」という雰囲気だったように記憶しております。それで岳の湯までの乗合タクシーはこの説明会が開かれた翌年度には導入されたと記憶しておりますが、杖立はどうして今年度導入されていないのか御説明願います。

政策課長（秋吉祥志君） 岳湯線の運行に関しまして御説明をしたいと思えます。岳の湯の乗合タクシーのほうは令和2年の4月から運行を開始されております。先ほど御説明しました杖立温泉の座談会を行うこの公共交通座談会これを実は岳の湯地区では平成30年の6月にまず座談会を行っております。そこから約1年半程度運行に対する検討を進めまして、令和2年の1月に岳の湯地区の方たちに再度今度は乗合タクシーの運行について説明のほうをさせていただいております。そこで事業説明のほうをさせていただいた後の翌年の令和2年4月からの運行開始ということになっておりますので、昨年6月に杖立地区のほうで座談会を行っておりますので今現在の進捗状況といたしましては、運行業者の方とヒアリング等を行いまして今調整を進めているような現状ですので決して岳湯線に比べて杖立の路線は遅れているというようなことにはなっていないかというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） それでもう1点伺います。南小国町では以前は小国町のような乗合タクシーが運行されていたのですが現在、現在といってももう随分なるのですが運転免許を持たない高齢者にタクシー券を配付しております。その対象事業者には小国町の福祉タクシーコスモスタクシーが含まれています。車椅子のまま乗車できる車両で通院などで利用されているという方からは「大変助かるけれどやはり乗合タクシーと比べて全額運賃が自己負担になるので、やはり年金暮らしでは大変だ」と。「乗合タクシーや南小国町みたいに補助をしてもらいたい」という声がありますが検討いただけないでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 御提案ありがとうございます。南小国町のタクシーチケットの件はよく私のほうにも御意見いただく機会がございます。決してタクシーチケットが悪いということではございませんで、両町が行っておりますそういう運行に関しますサービスにつきましては両方も一長一短がございます。例えば南小国町のタクシーチケットですがこれ年間に配付される枚数が50枚ということに決まっておりますので利用にすると月4枚程度になるのかなというふうになりますし、運行の要綱の中ではまずは65歳以上の方でなおかつ免許を持っていらっしゃる方しか御利用ができない。また身体の障害者手帳であるとか療育手帳又はその介護認定を受けられた方でないと利用することができないというような内容になっております。片や小国町の乗

合タクシーになりますと要するに子供だろうが観光客だろうがどなたでも事前に予約をすれば乗ることができるというような点がございしますが、では南小国町のチケットと比較して何が今度は逆に町の乗合タクシーが不便かといいますと運行する時間が決まっているということで自分が移動したいという時間にタクシーに来てもらって運んでもらうというようなことができないというようなこともありまして、当然そういったものを全てなくしてお互いいいところ取ればいいではないかというふうなこともありますけれどもこうなりますともう例えば小国町でしたらこれ乗合タクシーという定義にしておりますので、もうこれ通常の電話をかけて予約をするということであればもう乗り合いという意味はもうなくなってまいります。通常のタクシー営業ということになりますので費用的な部分も非常に町の財政に負担になってくるのではないかというようなこともございます。これが今運行している乗合タクシーがベストというふうには考えておりません。時代が変われば当然その運行の内容につきましても見直しは必ず必要になってくるというふうには思っておりますので、これから先も町民の方たちによりよい運行形態として検討のほうは重ねていきたいというふうに思います。

それからもう1点。福祉タクシーのお話をされましたけれども福祉タクシーにつきましては今の乗合タクシーの中に福祉タクシーの運行を抱き合わせるというのは利用される方たちが多分余り便利がよくなるのではないかと。例えば宮原地区に来たらもう8か所しか停まる場所はもう決まってるというようなこともありますし、送り迎えの部分についてもそういう福祉の方たちについてはもっときめ細やかなサービスというか体制が必要ではないかというふうに思いますので、福祉タクシーの観点からするとこの乗合タクシーではなくて別に福祉のサービス事業として別立てで考えていくというのが望ましいというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） もう最後の部分だけを答弁いただければよかったのですが大変勉強になりました。ありがとうございます。

最後に、社会的な高齢化や働き手不足が深刻になる中タクシードライバーも例外ではないと聞いております。小国町の乗合タクシーを支えるドライバーさん方の年齢分布、平均年齢はどうなっているのでしょうか。併せて今の路線維持のために必要なドライバーの数は何人なのでしょう。世代継承を進めていかなければもうこの乗合タクシーの維持自体が難しくなってくるのもそう遠くない将来ではないかと思いますが、そのために町はどういう手立てを打っていくか。そういう考えがあれば御説明ください。

政策課長（秋吉祥志君） 今現在乗合タクシーの運行を担っていただいている事業者様が3社ございます。その3社で今現在タクシー運転士として活躍をいただいている方が合計で24名いらっしゃいます。この24名全体的な平均年齢でいきますと63.3歳という結果になっております。今後高齢化社会を迎える中でドライバーの確保が非常に難しい時代が来る。それはもう間

違うことだろうと思います。ただ現在は非常に3事業者様積極的というか非常に協力的に町のそういう乗合タクシー事業についても取り組んでいただいております。当然その事業者様も自分たちの事業を継続していく中でドライバーをどうしていくかということも非常に考えていらっしゃると思います。当面は運行事業者様とどういった支援策なり援助策なりそういったものができるかというのを協議していきながらそういう今の体制の確保に努めてまいりたいというふうに思いますし、もし今後事業者様自体がもう事業の継続ができないというようなことになればその場合には今度はやっぱり町としてどうするのか。例えば町営でタクシーを走らせるのか。そういったことも視野に入れて考えていく必要が出てくるのではないかとこのように思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） ちょっと年齢分布まで出していただきましたのですが平均が63.3歳ということで平均年齢だけで言えば思っていたよりも若いのかなと思いましたが、でもこれ10年すれば73歳と平均年齢も上がるわけですから今からしっかりと委託業者の方たちとも協議を重ねていただきたい。きちんとそのときそのとき対応できるようにお願いしたいと思います。

最後に、マイクロ水力発電についてということで通告しておりますが、この農業用水路などでそこを利用してマイクロ水力発電に取り組む考えはないかということで聞きたいと思います。多面的機能支払交付金ということで水田に水を引くための水路が小国町内では121.2キロメートルあるということなのです。同僚議員からの一般質問でもありましたが非常に線状降水帯、豪雨災害等で被害を受けるところであります。激甚災害に指定されれば農家負担は0.3%ということですが、しかし被害状況が大きければそれでも費用負担というの発生するわけです。また災害ではなくても通常の維持管理なんかで工事が発生すれば多額のお金が必要になります。例えば最近土田水路それから城村水路で大規模な改修なんかも行われておりますが、2千600万円とか1千600万円の工事費で地元負担が50万円とかそれ以上の負担が必要になってきているわけです。米も安くなっているのにそんなお金を農家が出してそれでも持続するかという話がこれから担い手の高齢化も進んでいくと「もうやめたほうがいい」ということにすらなりかねないと思うのです。そういうときに町が農業用水路で水力発電をすれば通常の維持管理ですね。草が引っ掛かったりしているのを農家の人たちに見て回ってもらって日常のそういった管理を委託してその委託費をお支払いする。それを農家が働いた人に報酬として支払うもよし。それともその組合でプールして行ってそういった災害とか大規模補修に備えていく。そのためのやはり財源を町が用意するというのは必要なことではないかと思いますが、このマイクロ水力発電について町何か考えがあればお答えください。

町長（渡邊誠次君） 新しいエネルギーのそれでも下城に今マイクロ水力発電があります。非常に手間が大変です。もう児玉議員なのでお調べになられているかもしれませんが小国町では再生可能エネルギーをされている事業所さんまた個人の方もたくさんおられますが、補助金を町

のほうを用意してしているというところは1か所もございません。また先ほどの考えの中でいろんな考え方はありますが受益者負担という考え方もあると思います。私といたしましてはマイクロ水力発電をやりたいという皆様方がいらっしゃれば町のほうに御相談いただいて何らかのお手伝いまた応援もできると思いますけれども、町のほうが率先してマイクロ水力発電をするという考えは全くありません。

以上です。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は2時10分から行います。

（午後2時00分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

議長（熊谷博行君） 6番、松崎俊一議員、御登壇を願います。

6番（松崎俊一君） 6番です。

本日は旧暦の8月1日になりまして八朔だそうです。太古の昔から宇宙規模の重要な日と言われております。戦国時代を終わらせた徳川家康。彼が江戸城に登城したのもこの8月1日を選んで行ったというような諸説ありますけれどもそういった記録があります。江戸時代といえば政治の制度とかそれから身分制度など今の時代に合わない部分もあるかもしれませんが、260年の平和な時間を戦争のないですね。内乱は少しあったかもしれませんがそれを作っていったというようなことで世界中でも稀に見る平和国家を作ったのだというような評価のほうもあるみたいですよ。

さてその戦争といえば日本がアジアに兵を進めた時期。国際条約によりまして台湾を統治しておりました。日本からも人々が渡りその中に平井数馬先生がいました。先生ほか6人の先生方は日本統治に反対する人々により殺害をされたというような歴史があります。その学校は町長が申しました芝山巖公園というところにあるのですかね。台湾の士林区というところにあるそうで平井数馬先生は熊本の松橋の御出身で、その教育精神は今でも台湾で引き継がれているというようなことを聞いております。詳しくは皆様のインターネットで平井数馬で調べていただくとわかると思います。

次に我々の役目とかそれから町長の役目とかそういう部分につきまして公務とそれから政務、政治活動について少しちょっとお話ししたいと思います。その前に熊本1区の衆議院議員木原稔先生が防衛大臣になりまして、それから同じく参議院の松村祥史先生が国家公安委員長と要職のほうに就かれまして私たちから見てもおめでたいことだと思いますし、しっかり頑張ってもらいたい精いっぱい御活躍をいただきたいというふうに思っております。さて町長は公務の間にそれから私たちも公務の後とか国会議員の先生方の訪問それから企業の訪問など内容は要望であったり意見交換であったり情報収集であったり、保守系の議員におかれましては私も行きましたが

自費で東京まで行って先生方と色々な意見交換こういことをした経緯がございます。町長も私たちが決して東京に行って何か浮かれた気持ちで遊んでくるとかそういうつもりはありません。やっぱり公務は公務としてしっかりやっていると申しますし、僕らも政務として色々な国会議員の先生方を回っている色々な意見交換こういのはしておりますので皆様方に一応申し伝えておきたいというふうに思っております。

それでは質問のほうですが、まず最初に基金の条例。これ申しておりました一般的に基金の条例を定めるには、どのような法令に基づいて制定するのか教えていただきたいと思っております。

政策課長（秋吉祥志君） はい。お答えいたします。

条例につきましては、これはもう日本国憲法の第94条に地方公共団体の権能として位置づけられておりますほか、基金これにつきましては地方自治法第241条に基づき基金を設けることができるという定義がされておりますので、この法令に基づいて制定できるというふうになります。

以上です。

6番（松崎俊一君） 6番です。

令和2年の3月の定例会で地熱の恵み基金の条例ですかねこれが提案されましてそのとき修正案というのが出されました。今一度3点ほど確認したいことがありますので教えていただきたいと思っております。まず第1点目。地熱開発におきまして地域の温泉や泉源に異常や損害がある場合その損害の費用を補償するというような内容だったというふうに思っております。町の条例で定めたものの運用として地熱の恵み基金条例の中で町がどなたかに補償をすとかいうようなことができるのかできないのか。できないならどのような理由においてできないのか教えてほしいと思っております。そもそも基金条例に補償補填などの趣旨をうたい込めるものなのかということも含めてお願いしたいと思っております。

政策課長（秋吉祥志君） はい。お答えしたいと思います。

まず地熱の恵み基金へ地域温泉事業者などに対する補償というものをうたい込めるかという御質問については、地方自治法第241条において「条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」というふうにありますので可能かとは思われます。しかし今回の内容の場合は地熱事業者による地熱資源開発事業に係る掘削や発電運営により周辺泉源、水源等に影響が出た際にその損害を補償すべきは地熱開発事業者であり町ではないというふうに考えております。小国町では小国町地熱資源の適正活用に関する条例というものを定めておまして、地熱井の掘削や発電所建設といった節目の段階にて町の審議会を経た上で同意を得るとしてしております。この同意を出すに当たっては条件として事業による周辺泉源、水源への影響を抑えることや何かしらの影響が出た際には事業者の責務において対応する旨を付しております。ゆえに補償の責務は地熱開

発事業者にあると考えますゆえ町が基金を活用し何かしらの影響が出たと思われる温泉事業者等に補償を行う責任はないというふうを考えております。また基金の用途を補償というものに限定してしまうことで地熱発電施設周辺の泉源、水源に変化が生じた際にその調査に対して基金を活用するといった調査に当たることもできなくなるため、用途を補償に限定した条例のうたい込みというものは不適切であるというふうと考えております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 今責任の部分から御答弁をさせていただきましたけれども、私のほうはこの部分に関しましては当時東京に行って弁護士の皆様の見解も聞いて来ましたので少し中身については詳しくございますので少しだけ補足をさせていただきますと、地熱開発において地域の温泉や泉源に異常や損害がある場合その費用を補償。この補償という部分が町行政ができるものではないということがございます。この部分は損害保険の会社の資格を持ってない限りはこの補償というものはできませんので町はその資格を有しません。といった部分からまず補償ということではできないというところで条例の部分で当時考えさせていただいたという部分あります。それからやっぱりこの部分に関しましては先ほど政策課長が言われたように当時の当事者であります企業側が責任を持って負わなければいけないという部分であります。町といたしましてはその手前の調査この部分に関しましては必要であるというふうと考えておりますので文言の中に盛り込ませていただいたというところがございます。基金条例につきましては基金を積み立てるという条例でございますので今後この部分についても適用以外の部分というところで答弁とさせていただきます。

6番（松崎俊一君） 今答弁で地方自治法によって基金を定めることはできる。それから補償補填等のほうは不適切との答弁だったというふうに思っております。

次に協議会に参加する開発業者から10%の10%でも15%もいいんですけど拠出金をいただくことが可能なのかという。関係の発電事業者にそういった協力金が現実的に可能なのかを聞く機会がありました。答えは仮に年間1億円の売上げがあった場合10%程度を地元のわいた会に支出をする。その上新たに10%の拠出とかいうことはあり得ない。協議会に参加できないようになってしまわないかという懸念。それからまた裁判を起こしてでもその拠出金を出さないように提訴しなければならないかというふうに言っておられました。協議会参加の現在の開発の業者はキロワット数に応じて協力金の拠出をすることに賛同しているというふうに思っております。実際に条例に「拠出金お願いします」、「10%」とか「何%」とかいうのがうたい込むことができるのか。それも聞きたいと思います。

政策課長（秋吉祥志君） はい。寄附金、拠出金を定めて集めることはできるのかというようなこととございますが、事業者からの寄附金については現在町と地熱開発事業者の間で協定を締結しております。売電が始まった後に発電規模に応じて町内業者であれば1キロワット当たり2千円、

町外業者であれば3千円の御寄附をいただくということとしておりますが、これ地方財政法の第4条の5におきましては「寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならない」というふうになっております。この条例に基づくと条例へ拠出金を盛り込むことは不可能ということになるかと思えます。一方で課税自主権の活用として法定外税として徴収する手法も考えられるのではありますが、基金条例の改正により拠出金を盛り込むことは不可能であるというふうに思われます。また法定外税と徴収する場合も当然これは地熱開発業者との合意形成を図った中で取り組むべきというふうに考えております。

以上です。

6番（松崎俊一君） 6番、松崎です。

こちらのほうも強制的に徴収することはできないというような答弁でした。

最後に条例に違反した場合、罰金などの罰則規定これを盛り込むような修正案だったというふうに記憶しておりますが、こちらのほうも法律に照らしてどうなのかお尋ねしたいと思います。

政策課長（秋吉祥志君） 条例に違反した場合の罰則等につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり基金条例自体に寄附金による拠出金の拠出をうたい込むことはこれは不適切ということでございますので、当然罰則自体を条例にうたい込むことも併せて不適切ということになります。

以上です。

6番（松崎俊一君） はい。つまり今までの答弁を聞きますと修正案のほうは法律通りに照らし合わせて不十分であったというふうに判断せざるを得ないというふうに私は思います。当時反対多数で修正案のほうは否決をされましたが、そのときの判断は正しかったということでしょう。控え室のほうで「反対した議員は何も考えずに町長の提案に賛成しているのか」などの御意見もありましたけれど、修正案のほうは逆に不十分で修正案の提出者のほうが勉強不足であったのではないかというふうに思われます。

その上で改めて地熱の恵み基金の運用について質問いたしたいと思います。基金条例制定の目的は、豊かな未来を創る、地域振興や環境保全の経費に充てるとあります。そこで今すぐにはないとしても例えば標高差を利用して旧西里小学校まで温水を引っ張ってくるとか。それから旧国鉄の線路跡を利用して北里地域辺りまで引っ張ってくるとか。それから更には線路跡のゆうステーションですね駅がありましたがその辺りまで引っ張ってくるができるかどうか。技術的に可能かどうか。お尋ねしたいと思います。

政策課長（秋吉祥志君） はい。お答えいたします。

技術的に可能かどうかということであればこれは可能というふうに思われます。ただまだ地熱発電事業もまだ始まったばかりでまだなかなか還元の還元水に関する活用というものが具体的な話はまだ出てきてはおりませんが、そういうふうな可能性というのは物すごく秘めている資源というふうに考えておりますので今後西里小学校であるとか様々なところで還元水を利用した新し

い取組というものがこれから先どんどん出てくるものというふうに考えております。

以上です。

6番（松崎俊一君） はい、6番です。

私も今回の選挙戦で今小国町にある力と申しますか資源と申しますか、鍋ヶ滝の観光振興の部分鍋ヶ滝の部分それから北里柴三郎の1千札の顔に登用されたということ。それから地熱の開発これを起点にいろんなことができるのではないかとこのことを考えております。夢のような話になるかもしれませんが温泉熱やお湯を利用してフィットネスなどの大型施設を造ることも考えられます。温泉など宿泊者や海外からの観光客、北里柴三郎博士関係の医療、介護関係の方々などが利用できる東洋一のフィットネス施設の整備を提案したいと思います。頭の中で想像していただきたいと思いますがたくさんの利用者がいてそこで働く地元の青年や若者それから温水プールでリハビリや筋トレ辺りを行っている様子を想像してもらいたいと思います。先ほど政策課長のほうからまだまだ恵みの基金ですかねこちらの金額のほうはまだそんなに集まっていないというふうなお話でしたけれども、もちろんそこに至るまでには建設の計画から資金の計画それから企業に協力を応援したり専門の医療機関、介護機関辺りの協力、当然国県の支援などクリアすべき問題もあることは承知しています。国県の補助金も必要ですがそのような事業メニューが国にもし今なければ町長含め我々が地元の県議それから国会議員、霞ヶ関に先ほど言いました粘り強く要望活動をして国の制度に乗るような政治活動を行うとかまさにこのことが我々議員の使命であるとも考えます。目の前の福祉や行政運用ももちろん大切なことですが将来の子供や孫たちが暮らしやすい地域づくりを残すことを考えていくことも大切なことではというふうに私は思っております。また台湾との交流も地熱の恵みを通じまして相当追い風になるというふうに考えます。台湾への議員派遣がいいとか悪いとかの議論よりも将来の子供たちのために我々が何ができるのか。そのような夢のある議論を私たちはしたいというふうに考えております。私は町から台湾への派遣要請があったとした場合、表敬をすることそれから現地を実際に見ること交流を深めること。このことが町民のため若しくは将来の子供たちのためになるのであれば躊躇なく参加したいと思っております。それが議員の責務と思えますし住民の代表ですのでその責任は重いというふうに思っております。相手方の反応、町の雰囲気、今後の在り方など実際に現地に赴きそのことを小国町民に伝えることも重要な役割ではないかというふうに思っておりますがいかがですか。

町長（渡邊誠次君） 非常に幅広いと言いますか御質問だというふうに思っております。一番冒頭で公務と政務のお話をさせていただきましたけれどもまさに私、皆様方がそれぞれ公務政務の中で動かれている皆様だというふうに思います。特に新たな財源を見つけるときは非常に難しい場面もございまして政務に頼らざるを得ないという場合もございしますので、私のほうも力を入れてしっかり頑張ってまいりたいというふうに思います。

それから先ほど松崎議員が言われたとおり再生可能エネルギーの中でもこの24時間のベース

ロードになる地熱発電というところの分野に関しましては非常に有望なところでございます。お話の中にはありませんでしたけれども水素の部分に関しましては地熱発電であれば水素エネルギーまでたどり着くというところの技術はもうでき上がっているというふうにも聞き及んでおります。ただもちろん諸課題ございます。ですのでもちろんいろんなものをクリアしていかないとたどりつけない部分ではあります。先ほど言われたとおり町の中に熱導管を通して様々な方たちに恩恵が与えられるようなそのような事業も必要だというふうに思いますし、やはり生産井があって還元という部分が非常にこの地熱発電では難しいところですのでその部分は熊谷和昭議員もおられますし、また様々にこれまでも携わってまいりましたので還元基地だったり熱導管だったりもちろん再生可能エネルギーの電力そのものですね。その部分だったり水素だったり可能性はすごくこの分野に関しては広くあるというふうに私も思っておりますので、台湾の関係も含めてしっかりとその視野の中に入れてさせていただいていろんな事業に携わってまいりたいというふうに思います。ちなみに来週の21、22日にはその再生可能エネルギーの可能性について担当所管と上京させていただきまして学識経験者また事業所の皆さんと話をするところまでいっております。可能性の部分でありますのでどういうふうなかたちになるのかはわかりませんが、もうしっかりと地熱発電小国町周辺ではない本当に限られた資源でございますのでこれまで先人の方たちが守ってきた資源をしっかりと次に渡せるように、また継続してこの地域に人が住み続けられるように松崎議員の言われるとおりに頑張りたいというふうに思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

6番（松崎俊一君） 6番です。

前を見てしっかりと進んでいってもらいたいというふうに思います。

次に、林業振興につきまして。先日阿蘇熊本空港を利用する機会がありました。建物本体の外側それから天井には小国杉がふんだんに使われていました。中に入りまして保安検査場を通るといろんなお店がありその休憩スペースに小国杉の木工品があります。たくさんのお客さんが小国杉の椅子に座って食べ物を食べ休憩をしていました。これはかなりの宣伝効果があるというふう感じております。空港会社、熊本県、森林組合も取り組んで熊本県産品のPRに力を入れております。その後実際に我が小国町議会広報委員会の児玉委員長それから杉本委員、熊谷和昭委員にも見てもらいました。橋本事務局長も見ました。あのときはちょっと朝が早かった関係でしょうかお客さんがそんなに多いというふうではありましたが、入ってすぐにそういった小国杉の椅子とかがありまして実際皆さんも座ったのですよね。ちょっと宣伝の看板が見にくいとかいう御意見が先日ありましたが、予算審議の過程でいろんな意見もありましたが多分効果は絶大なものではなかろうかというふうに思っております。国際線のロビーともつながっておりますのでたくさんの方々の海外の方々も今後目にする事だろうと思います。どれくらいの方々が利用しているのか推計でも構いませんので教えていただきたい。これは百聞は一見にしかずと思います。議

員各位も出張とか空港を利用される場合、是非御覧いただきたいというふうに思っております。
このスペースはインバウンドが増えてくれば海外にもPRができるというふうに思っていますが
いかがでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） それではまず利用者数に入ります前に経緯を御説明させていただきます。
熊本空港のリニューアルに伴い熊本国際空港株式会社から小国杉を軸とした何らかの連携ができ
ないかということで打診がありましたので打合せをさせていただきました。背景には先ほど松崎
議員も言われましたように2階、3階部分の天井に小国杉100%の合板が3千600枚使われ
ているということでそういったお話がありました。空間的デザインを調和させたいということで
イメージとしては空港利用者に見るだけでなく触れていただいて利用していただく。そして体感
できるものが望ましいとのこととお話しさせていただいた結果、家具の設置ということで調整が
できました。町内の木工業者の作品を空港側にも見ていただき3社の業者の方に依頼しました。
費用の財源は森林環境譲与税を利用しております。

リニューアル後の空港利用者は3月の開業から7月までで100万人です。半数が出発という
ことで計算すれば50万人の方が出発ロビーを使われたのではないかと思います。効果としまし
ては家具に制作者のQRコードを付けたことで一般の方や建設業の方から直接納品していただ
いた会社のほうに問合せ等がっております。空港内の一般のテナント料金は今回利用させてい
ただいている同じスペースですと月100万円になります。3年間は最低でも無償で利用させてい
ただくようになっておりますのでそれだけでも3千600万円費用が軽減できてPRできるとい
うふうになっております。話題性が高く利用者が多い場所で小国杉を体感していただく機会はこ
れまで少なかったので今回の空港内に置けるという状況だけでもかなり価値はあると思ってい
ますが、今後もより有効なPR活動を行っていきたいと思っております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 補足をさせていただきます。今経緯についてもお話いただきましたけれども、
その手前の天井材の3千600枚これに選んでいただいたといったところはこれまでの先人の方
たちのお力だというふうに思っておりますし、小国町それから森林組合中心にPRをずっとし続
けてきた小国杉ブランドのこれをしっかりと構築してきたおかげだというふうに思っております。
なかなかこういった場面で天井材が小国杉で張られているといった実績といいますかその部分で
はなかなか同じ熊本県内でも熊本の中で選ばれたのは小国杉でございますので、その部分は皆様
方は誇らしげに感じていただいてもいいのではないかなというふうに思っております。やはり先
人の方たちの御努力それから小国町、森林組合、関連の方たちの御努力の結果今熊本空港の天井
が小国杉で彩られているといったところが事実でございますので、その部分と同じように今後も
林業振興に力を注いでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

6番（松崎俊一君） はい。椅子とか机などにつきましてインバウンドの中でも富裕層であるとかそれから会社の役員の方であるとか、そういった方々の目にとまればというふうに願っております。それと阿蘇熊本空港内に阿蘇観光の映像が阿蘇郡内の各町村ででしょうか流れていたような気がしております。小国のほうは鍋ヶ滝ですね。第一次産業の振興。特に今回は小国杉のPRについて最高の場所に展示そして多くの方々に利用されているというふうに感じております。このことを皆さん方にお伝えいたしまして、今回の一般質問のほうを終わりたいと思います。

議長（熊谷博行君） 予定していた4名の一般質問を終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「会期中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

議長（熊谷博行君） 暫時休憩といたします。次の会議を2時50分から行います。

（午後2時42分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後2時48分）

議長（熊谷博行君） 去る6月26日に行われました阿蘇広域行政事務組合初議会の報告を松本議員からしていただきます。

7番（松本明雄君） はい、松本です。

今議長が言われたとおり6月26日に初議会がありました。阿蘇郡全部の広域の議員さんがお集まりになって最初に議長は高森町の本田さんがなられまして副議長が小国町の私になりました。議員は各町村から1名で議運長は高森町の佐伯さん、副議運長に小国町の穴見さんがなられまし

た。ほかは次の議会がある前に議運がありますのでそのときにいろいろ話があつて10月何日だったかそのときにまた話合いがあると思いますので、また終わりました報告したいと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

それでは、お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和5年第3回小国町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後2時50分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（6番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

4 番 児 玉 智 博 君

6 番 松 崎 俊 一 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を9月6日から9月19日までの14日間とする。

1.	承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：令和5年度小国町一般会計補正予算（第5号）について） 令和5年9月 6日 承認
1.	議案第38号	小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について 令和5年9月 6日 原案可決
1.	議案第39号	小国町公の施設の管理者指定について（葉味野菜の里小国） 令和5年9月 6日 原案可決
1.	議案第40号	令和5年度小国町一般会計補正予算（第6号）について 令和5年9月 6日 原案可決
1.	認定第 1 号	令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 令和5年9月14日 認定
1.	認定第 2 号	令和4年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和5年9月14日 認定
1.	認定第 3 号	令和4年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和5年9月14日 認定
1.	認定第 4 号	令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 令和5年9月14日 認定
1.	認定第 5 号	令和4年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 令和5年9月14日 認定
1.	認定第 6 号	令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 令和5年9月14日 認定
1.	認定第 7 号	令和4年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 令和5年9月14日 認定
1.	報告第 5 号	令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 令和5年9月 6日 報告
1.	報告第 6 号	放棄した私債権の報告について 令和5年9月 6日 報告
1.	議案第41号	令和5年度小国町一般会計補正予算（第7号）について 令和5年9月14日 原案可決

《議案外》

令和5年9月6日

1. 議員派遣報告について

令和5年9月15日

1. 閉会中の継続調査の件

議会運営委員会
総務常任委員会
文教厚生常任委員会
産業常任委員会
広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和5年9月6日

1. シネマボード開催について
1. ふるさとの秋まつりについて
1. 教育委員会の事務に係る点検評価報告について
1. 子ども議会の開催について

《一般質問》

(1日目)

1.	台湾訪問の経緯について	P 1 3 ~ 1 7
1.	町内産業をどう維持継続させるかについて	P 1 7 ~ 2 2
1.	水道事業の現状と将来見通しについて	P 2 2 ~ 2 7
1.	持続可能な地域コミュニティ支援について	P 2 7 ~ 3 1
1.	有害鳥獣被害対策とその後について	P 3 1 ~ 3 4
1.	学校給食には小国ジャージー牛乳をについて	P 3 4 ~ 3 5
1.	陽なたぼっこ号について	P 3 5 ~ 3 6

(2日目)

1.	燃料高騰について	P 1 ~ 2
1.	人口の推移と高齢者対策について	P 2 ~ 6
1.	産業の推移と今後の課題について	P 6 ~ 1 2
1.	葉味野菜の里農家への支援について	P 1 2 ~ 1 7
1.	住民健診について	P 1 7 ~ 2 0
1.	2023年6月30日線状降水帯による被害について	P 2 0 ~ 2 2
1.	町道鍋ヶ滝線について	P 2 2 ~ 3 2
1.	乗合タクシーについて	P 3 2 ~ 3 5
1.	マイクロ水力発電について	P 3 5 ~ 3 6
1.	地熱の恵み基金条例について	P 3 7 ~ 4 1
1.	林業振興について	P 4 1 ~ 4 3

令和5年

第1回総務常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 5 年 第 1 回 総 務 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令 和 5 年 9 月 7 日 午 前 10 時 00 分 開 会 午 前 11 時 49 分 閉 会
場 所	お ぐ に 町 民 セ ン タ ー 3 階 議 場
出 席 委 員 及 び 議 長	松 崎 俊 一 熊 谷 和 昭 江 藤 理 一 郎 穴 見 ま ち 子 松 本 明 雄 久 野 達 也 熊 谷 博 行
事 務 局 職 員	橋 本 弘 二 中 島 こ ず 恵
説 明 員	別 紙 座 席 表 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	認 定 第 1 号 令 和 4 年 度 小 国 町 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 認 定 に つ い て
会 議 の 経 過 概 要	令 和 4 年 度 小 国 町 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 認 定 に つ い て 各 所 管 課 と 審 議 を 行 っ た。

会 議 の 経 過 を 記 載 し て、そ の 相 違 い な い こ と を 証 す る た め に こ こ に 署 名 す る。
 総 務 常 任 委 員 長

令和5年第1回総務常任委員会座席表

令和5年9月7日(木) 午前10時00分

おぐに町民センター3階 議場

中島
議会事務局書記
(中島 こそ恵)

橋本 議会事務局長 (橋本 弘二)	松本 管財係長 (松本 鷹哉)	空席	宮本 徴収係長 (宮本 竜二)	時松 税務係長 (時松 利衣)	池部 SDGs推進係長 (池部 誠一朗)
波多野 財政係長 (波多野 大祐)	原山 総務係長 (原山 慶士)	安達 地籍係長 (安達 和成)	森 会計管理室長 (森 恵美)	永江 税務会計課課長補佐 (永江 和広)	長谷部 政策課課長補佐 (長谷部 大輔)
松本 総務課課長補佐 (松本 徳幸)	佐藤 総務課長 (佐藤 則和)	渡邊 町長 (渡邊 誠次)		小野 税務会計課長 (小野 寿宏)	秋吉 政策課長 (秋吉 祥志)

委員
江藤 理一郎

委員
久野 達也

委員 穴見 まち子	議長 熊谷 博行	委員長 松崎 俊一	副委員長 熊谷 和昭	委員 松本 明雄
--------------	-------------	--------------	---------------	-------------

議会事務局長
(橋本 弘二)

議事の経過 (r. 5. 9. 7)

委員長（松崎俊一君） それでは改めまして、おはようございます。

本日は総務常任委員会というふうになっております。

朝夕は随分涼しくなったと感じております。昨晩は夜中に目が冷めて長袖を着たとそのくらいちょっと寒くなったような感じがしています。日差しがなければ過ごしやすいですが日差しがあるとちょっと蒸し暑さとかは感じているところです。

さて、本日の委員会は令和4年度決算審査となっております。活発な御議論を期待申し上げます。なお、課長以下、係長の皆さんはできましたら1回は答弁してもらおうとですね。質問がなければ答弁はないかもしれませんが、議員の皆さんも御配慮いただければと思っております。

それでは、開会に先立ちまして渡邊町長から御挨拶をいただきます。

町長（渡邊誠次君） 改めて、皆さんおはようございます。

本日は総務常任委員会ということでお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。また本日は、総務課、税務会計課、議会事務局そして政策課といったところで皆様方には令和4年度の一般会計の歳入歳出の決算を見ているとまたお話をいただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

委員長（松崎俊一君） ただいま出席委員は6名です。なお、本日は議長にも出席をいただいております。定足数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

委員長（松崎俊一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、9月6日の本会議で本委員会に付託されました、認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてとなっております。

なお、本日は本委員会所管の各課長、審議員、課長補佐及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する決算についての総括説明などございましたらお願いしたいと思います。併せて資料があれば配付をお願いいたします。なお、説明は着座にてお願いいたします。

議会事務局長（橋本弘二君） おはようございます。よろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。

まず議会費でございます。決算書の43、44ページをお開き願います。ここでは議員の皆様

方の報酬や手当及び事務局職員の給与など、それから議会運営のための費用となっております。令和4年度の歳出総額は7千51万5千368円で一般会計歳出額の約1%となっております。前年度7千13万7千871円と比較しまして約87万円の減少となっております。減少の主な原因は令和3年度に支出しました筆耕反訳委託料、議事録の作成委託です。それとマイクユニット購入費、議場にあるマイクのことです。これが令和4年度には支出がなくなったものです。歳出項目の大半は議員の報酬及び期末手当、職員の給与及び手当、共済費などの人件費部分が6千652万9千433円で議会費の94%を占めています。不用額が約162万円出ておりますがコロナ禍で会議が中止になったりオンラインとなったことによって費用弁償が不要になったものがあります。それから議会だよりの印刷製本費を実績により支出した結果によるものです。歳入については議会関係はございません。

続きまして、監査委員費に移ります。お手元の資料の69、70ページをお開き願います。監査委員費の歳出総額は96万1千749円で、前年度77万3千927円と比較しまして約19万円の増加となっております。増加の要因はコロナ禍で中止になっていた研修会などの費用弁償です。歳出項目のうち監査委員の報酬が全体の55%を占めております。不用額が40万円ほど出ておりますが監査委員の費用弁償や監査委員協議会負担金などを実績により支出したものです。

それから、監査委員関係におきましても歳入はございません。

最後になりますが、議会費並びに監査委員費についての説明は以上となりますが、別紙決算資料としまして右上に資料(1)議会事務局及び監査事務局の委託業務及び負担金の調書をお配りしておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

総務課長(佐藤則和君) それでは、総務課所管の説明をさせていただきます。おはようございます。お世話になります。

令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算決算書により説明をさせていただきます。総務課資料(4)主要施策成果報告書及び総務課資料(6)の工事請負、委託料、補助金、負担金調書を配付しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

まず全体概要でございますが総務課所管の決算額としましては、総務費が14億3千222万1千673円、消防費が1億8千191万9千761円、公債費が5億7千580万6千462円、諸支出金が3億3千489万7千858円の合計25億2千484万5千754円となり、一般会計の決算の全体に占める割合は35.2%に当たります。

では、決算書の45ページをお開きいただきたいと思います。45ページから47ページまでが総務費の一般管理費となっております。45ページを御覧いただきたいと思います。令和4年度の一般管理費の決算額は、2億7千469万1千929円となっております。不用額が620万6千80円出てございますがこの主なものとしましては、需用額で119万2千231円、

負担金、補助及び交付金で225万9千505円が大きなものとなっております。一般管理費は、人件費と庁舎関係の委託料及び負担金、補助及び交付金が主な支出内容となっております。

次に、47ページをお願いいたします。財産管理費でございますが、決算額が2億9千805万2千732円です。不用額が411万268円となっております。不用額の主なものは、需用費の205万2千373円でございます。

続きまして、51ページから52ページをお願いいたします。5公平委員会費、6交通安全費、7諸費は総務課所管となっております。

55ページから58ページをお願いいたします。10の電算施設費は総務課の所管となっております。

61ページから62ページをお願いいたします。16社会保障税番号制度費は総務課所管となっております。下段の17新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の役務費の通信運搬費、委託費の公共工事管理システム自動連携追加業務委託料、備品購入費が総務課所管となっております。

65ページから66ページをお願いいたします。徴税费の中の3固定資産評価審査委員会費は総務課所管となっております。

67ページから69ページをお願いいたします。選挙費の1選挙管理委員会費、2県議会議員選挙費、3参議院議員選挙費、統計調査費の1統計調査総務費は総務課の所管となっております。

飛びまして、117ページから121ページをお願いいたします。消防費でございます。1の非常備消防費、2消防施設費、3災害対策費は総務課所管となっております。支出総額が1億8千191万9千761円となっております。また、不用額が三つの項目で795万5千239円出ております。不用額の主な理由としましては、非常備消防費では報酬の残、3災害対策費につきましては需用費の残となっております。

149ページから152ページをお願いいたします。11公債費、12諸支出金、13予備費が総務課所管となっております。

次に歳入でございます。13ページをお願いいたします。13ページから18ページまでの2の地方譲与税、3利子割交付金、4配当割交付金、5株式等譲渡所得割交付金、6法人事業税交付金、7地方消費税交付金、8環境性能割交付金、9地方特例交付金、10地方交付税、11交通安全対策特別交付金までが総務課の所管となっております。町の歳入の大部分は交付税となっております。決算額としましては、普通交付税、特別交付税、合わせまして収入額で29億3千905万5千円となっております。

19ページをお願いいたします。分担金及び負担金の3消防費分担金、使用料及び手数料の1総務使用料の中の公有地使用料は総務課の所管でございます。

21ページをお願いいたします。5土木使用料の中の法定外公共物使用料は総務課所管でござ

います。

続きまして、24ページをお願いいたします。国庫補助金、1総務費国庫補助金の中の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金は総務課所管です。

25ページをお願いいたします。6消防費国庫補助金は総務課所管でございます。国庫委託金、1総務費委託金の中の自衛官募集委託金は総務課所管でございます。

28ページをお願いいたします。県補助金、1総務費県補助金の中の熊本県権限移譲事務市町村等交付金は総務課所管でございます。

31ページをお願いいたします。8電源立地地域対策交付金と県委託金の中の1総務費委託金の統計調査費委託金と選挙費委託金は総務課所管でございます。

33ページから44ページの1利子及び配当金の中で奨学金事業基金積立金利子収入と中山間ふるさと水と土保全対策基金積立金利子収入以外が総務課の所管でございます。

33ページ中段の1不動産売却収入の土地売却収入、1一般寄附金、35ページ、繰入金、1ネットワーク事業基金繰入金、3小国町職員等退職手当基金、4庁舎建設基金繰入金、6財政調整基金繰入金、繰越金の前年度繰越金は総務課所管となっております。

37ページをお願いいたします。37ページから40ページの雑入、1雑入の中のコピー使用料、熊本県市町村振興協会市町村交付金、公有自動車損害共済解約返戻金、災害対応型自動販売機電気料収入、自動販売機電気料収入、市町村振興事業補助金、40ページの派遣職員給与負担金、森林総合整備事業補助金、消防団員福祉共済加入事務費返戻金、消防団員火災共済事務費返戻金、地縁団体証明手数料、地方公務員災害補償基金負担金還付金、町村長懇談会旅費収入、住宅用賃貸総合補償保険契約解約金は総務課の所管となっております。

下段の町債です。次の40ページ42ページまで町債です。総額で5億2千946万4千円となります。各種事業で不足する財源を起債により充当したものとなっております。

以上で、総務課所管であります歳入歳出の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

政策課長（秋吉祥志君） おはようございます。

それでは、政策課所管の令和4年度一般会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

まず、歳出決算総額についてですが、決算書2ページ総括表の中で政策課関係の款別としまして02総務費の中に含まれます、目4企画費1億7千8万8千346円、目の15SDGs推進費1千149万8千955円、目17新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金に伴います新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の一部532万2千877円。次に、06商工費の中に含まれます、目4地域エネルギー費344万3千911円が政策課の所管となります。以上を合計しました令和4年度の歳出決算総額は、1億9千35万1千619円となります。またこの総額が一般会計歳出総額に占める割合は約2.65%です。

それでは、次に歳出項目の御説明をいたします。ページ51、52をお開きください。上段目の4企画費はふるさと寄附金、移住定住対策、地域公共交通対策などの事業に関する経費となっております。主なものとして、7報償費のふるさと寄附金謝礼5千186万6千81円はふるさと寄附金者への返礼品代に係る経費です。令和4年度の寄附件数1万1千160件、寄附額は1億6千722万9千円となりました。件数は前年度比で約88%、寄附額は約17%減となっております。減となった主な原因といたしましては、昨年度は返礼品の主力商品が物価高騰により価格が値上げされたことが一番主な要因かと思えます。また小国町のほうのふるさと納税の告知を行う部分での周知不足等も考えられております。ただ今年度におきましては7月末の状況としまして昨年度を超える寄附額となっております。11役務費の通信運搬費2千170万1千138円は返礼品の送料、手数料2千567万9千999円はふるさと納税に係る各決裁機関への手数料となっております。次に12委託料の乗合タクシー運行委託料2千215万4千643円は、通院や買物など日常生活での住民の方への移動手段支援として町内タクシー事業者へ委託を行い町内8路線を運行しております。令和4年度の利用者数実績は1万2千339人。対前年度比約96%です。コミュニティバス運行委託料1千231万3千710円は、令和3年10月から運行開始しているにじバスと小国郷地域から肥後大津駅を結ぶ直行便小国郷ライナーを運行する委託費となります。にじバスの令和4年度利用実績は1千667人です。前年の運行月と比較し若干の増加となっております。小国郷ライナーの利用者は675人でうち小国町からの利用者数は506人です。対前年度比96%となっております。減少となっておりますが今年度からはコロナ対策が大幅に緩和されたことにより人の往来が活発化していることから今後の利用者が増加するものと考えております。18負担金、補助及び交付金の中の地方バス運行等特別対策補助金2千807万5千円は、地域公共交通対策として路線バス産交バスと日田バス様の運行経費に係る補助金です。令和4年度の利用者数実績は3万2千784人で対前年度比107%となっております。

次に、ページ61、62をお開きください。上段、目15SDGs推進費です。平成30年に小国町がSDGs未来都市に選定され小国町SDGs未来都市計画、小国町SDGs未来都市行動計画に基づいて事業を推進していくための経費となっております。主なものとして旧西里小学校活用プロジェクト運營業務委託746万3千22円は運営に関する計画、企画、イベントの実施等についてウラニワ様と契約した委託費です。また不用額の253万905円のうち主な理由といたしましては、旧西里小学校活用プロジェクト運營業務委託において当初計画していたイベントがコロナ感染の拡大により中止又は縮小して実施したことにより減額となったものです。次に下段、目17新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中の12委託料の乗合タクシー運行委託料（追加運行分）75万7千87円は、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として町内のタクシー事業者に対して運行時の1台当たりの乗車人数を2名以下に抑えてい

ただき、3名以上の場合は追加車両の運行を行い感染防止の対策に取り組んでいただきました。旧西里小学校サテライトオフィス化工事設計業務委託料456万5千円は、旧西里小学校を修繕並びに改修するための設計委託料です。

次に、ページ109、110ページをお開きください。中段、目4地域エネルギー費、地域エネルギーの推進EV車急速充電設備の維持管理に関する維持管理経費となっています。主なものとして12委託料の中のEV急速充電器保守委託料154万8千800円は、町内4か所の急速充電設備の保守管理を株式会社ハセテック様に委託しております。

歳出の説明については、以上となります。なお、各委託料、補助金、負担金の詳細については配付してございます資料(1)政策課決算資料に掲載してありますので御審議の参考にしていただきたいと思います。

次に、歳入について御説明します。ページ21、22をお開きください。最下段、目3商工手数料の地熱計画審査手数料52万円は地熱資源活用審議会開催時に係る事務手数料4件分となっております。

次のページをお開きください。下段、目1総務費国庫補助金の中の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の一部が政策課所管となります。

ページ27、28をお開きください。中段下、目1総務費県補助金、総務費補助金内訳の中で一番上にあります土地利用規制等対策事業費補助金5万4千円は、国土利用計画法に基づく土地取引届出等の事務処理に関する補助金です。その下の熊本県地方バス運行等特別対策補助金441万5千円は、路線バス等維持運行経費に対する補助金で政策課所管となります。

ページ33、34をお開きください。下段、目の2総務費寄附金、ふるさと寄附金1億6千814万1千円、企業版ふるさと寄附金823万2千800円。目の4商工費寄附金の地熱の恵み寄附金400万円が政策課所管となります。地熱の恵み基金につきましては、町の豊かな未来を創ることを目的に地域振興、地域の資源や環境を保全するために要する経費として地熱関連事業者現在は1社から寄附をいただいております。

ページ39、40をお開きください。目の1雑入の中の充電器利用権利金222万3千644円は、町が整備した急速充電施設4か所に対する日本充電サービスからの権利金です。原稿執筆等謝金1万8千円は、事例紹介を依頼された際の謝礼金となっております。コミュニティバス運行経費負担金422万2千81円は、小国郷ライナー、にじバス運行に係る南小国町分負担金でございます。【ふるさと納税】返礼品代未執行分684万2千800円は、以前JTBが運営するふるさと納税サイトにおきまして返礼品をポイントでお支払いするというのがございましたが、そのポイントが使用期限までに使用されずに未執行となった分の返礼品代として収入となっております。

以上で、政策課が所管する令和4年度一般会計歳入歳出の決算についての概要説明を終わります。

す。御審議方よろしくお願ひいたします。

税務会計課長（小野寿宏君） おはようございます。

それでは、私のほうから税務会計課所管分について御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず歳出のほうから説明させていただきます。決算書53ページ、54ページをお願いします。このページから55ページ、56ページの上段までをお願いします。目8地籍調査費であります。主なものとしまして、12委託料の中の地籍調査業務委託料1億3千80万4千661円でございます。大字上田、北里、西里地区の一筆調査と測量を行っています。令和4年度末の現地調査の進捗率は85%となっております。主な不用額として、地籍調査の委託料3千690万5千589円があります。これは令和3年度からの繰越し予算について調査推進のために他の自治体からの残額受入れを可能とするための予算枠をある程度確保しておりましたが、実際は令和4年度予算枠として受入れせざるを得ず令和3年度繰越し予算額で減額できず不用となったことが大きな要因です。

続きまして、57ページ、58ページ、中段少し下をお願いします。目11会計管理費です。主なものとしましては、12委託料の口座振替データ伝送業務委託料59万4千円でございます。

続きまして、61ページ、62ページをお願いします。このページから65ページ、66ページの上段までが新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の一部と税務総務費、賦課徴収費でございます。64ページ、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の17備品購入費687万6000円のうち540万2千100円が公金収納機セルフレジの購入費で、その関連で62ページの11需用費の中の修繕費3万5千200円が設置箇所の準備、64ページの12委託料のうち4番目の公金収納機辞書配信サービス利用業務委託料9万2000円を維持管理に関する費用として支出しております。

63ページ、64ページからの税務総務費、賦課徴収費は、町税の賦課徴収に係る通常の経常経費になりますが、今年度は目2賦課徴収費の12委託料のうち固定資産税評価替えに伴う鑑定評価委託料222万3千100円は、3年に1度の評価替えを令和6年度に行うための鑑定評価を行ったものです。またeLTA Xサービス共通納税税目追加に伴うシステム対応業務委託料95万7千円とQRコード対応帳票作成・設定業務委託料26万7千300円は、令和5年度から全国一斉に共通納税に軽自動車税と固定資産税が追加されるとともに納付書がQRコード付きに改正されたためその対応を行ったものです。

149ページ、150ページの公債費のうち真ん中より下のほうの目2の利子のうち最後の行の一時借入金利子13万4千245円が税務会計課所管です。

続きまして、歳入を説明させていただきます。13ページ、14ページをお願いします。14ページが一番上の収入済額の欄でございますが、町税全体の収入総額は7億673万2千586

円でございます。令和3年度の6億6千713万6千738円に対して3千959万5千848円の5.9%の増となっております。主な要因として、固定資産税が令和4年度3億4千759万3千656円に対し、令和3年度は3億2千596万6千460円で2千162万7千196円、6.6%の増となっております。固定資産税については、令和3年度は新型コロナ対応で中小事業者の家屋と償却資産分のコロナ減免による調定減が62件、1千917万4千円ありその分が戻ったことが大きな要因だと思われます。また個人住民税については、2億1千760万5千612円で令和3年度2億1千116万6千137円と比べて、643万6千475円、3.0%の増で令和2年7月豪雨及び新型コロナの影響から少しずつ脱して所得増となったものと思われております。法人住民税は、316万7千500円の増収で9%の増です。法人税割について建築・建設業関連が好調と思われます。たばこ税については、5千452万2千755円で前年より346万9千801円。およそ6.8%の増となっております。本数は令和3年度がおよそ810万本で令和4年度がおよそ832万本と22万本ほど増えたのと、令和3年10月1日から1千本当たり6千122円が6千552円に430円上がりましたが令和3年度は半年分であり令和4年度は1年分で年間を通じて価格が上がったためにその増収になったものと思われれます。入湯税は、966万8千700円で前年より293万9千400円、43.7%増加したものの、新型コロナ影響前の令和元年度の1千478万5千650円と比べて35%の減であり、まだまだ新型コロナ禍の回復途中と思われます。

続きまして、21ページ、22ページ中央より下の総務手数料でございます。税務会計課関係は、台帳等閲覧手数料、次の、町税等督促手数料、一つ飛んで証明・謄写手数料でございます。

続きまして、27ページ、28ページの下段のほうの総務費県補助金の中で地籍調査事業費補助金9千996万1千500円でございます。補助率は、国50%、県25%、合わせて75%でございます。

続きまして、31ページ、32ページをお願いします。中段の目1総務費委託金の中の徴収費委託金で個人県民税徴収事務取扱委託金940万7千290円であります。町民税と県民税を合わせて町が徴収事務を行っておりますので、それに対しての県からの委託金であります。

続きまして、35ページ、36ページの款20諸収入の一番下に町税延滞金がございます。

続きまして、37ページ、38ページ上のほうの節1預金利子の歳計現金預金利子として1万1千830円となっております。

以上で、税務会計課所管の決算の概要説明を終わらせていただきます。なお、税務会計課資料(2)としまして、工事請負調書、委託業務調書、負担金調書を配付させていただいておりますので御参照方よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

委員長（松崎俊一君） それでは、これより認定第1号について質疑に入りたいと思います。

今回は歳入からいきたいと思います。決算書のページ13ページをお開きください。13ページの町税です。町税から地方譲与税。森林環境譲与税は省きます。

1番（江藤理一郎君） 13ページ。入湯税ですけれどもこれ観光のほうとも関わりがあると思うのですが入湯税1人当たり150円徴収していると思いますが、令和4年度は966万8千700円の収入があったということで単純に割ってみると6万4千458人分と思いますけれども、実際そのくらいしか宿泊者がいなかったのですか。もっといそうな気はしますけれども、どのような算定になっていますか。

税務会計課課長補佐（永江和広君） 具体的な入客数については税務課の所管ではございませんので把握しておりませんが、入湯税の申告としましては先ほど議員さんおっしゃられました6万4千458名ということになっております。入湯税につきましては宿泊者について課税されるものになりますので、日帰り温泉等には課税がなされておられませんのでその辺りも差としてあるのかなというふうに思います。

1番（江藤理一郎君） その辺り宿泊者の情報については情報課がある程度抑えられていると思いますので、あんまり差がないように確認はしてみる必要があるのかなと思います。単純にいうと1年間の宿泊者もつとあるような気が私はしております。たしか年間30万人ぐらい宿泊者が令和元年度の場合はあったと思うのですが、今コロナで大分減ったと思うのですが大分戻ってきたというところで恐らく15万人ぐらい。そのうち小学生とか子供のほうは入湯税取らないと思うのですが中学生以上は入湯税はとりますよね。ですよね。はい。というかたちになっていると思いますので、その辺りしっかりと押さえていただけると良いかなと思っています。

委員長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

ページを進めます。後で漏れた部分は言ってもらいます。

15ページ、17ページ。17ページの11番の交通安全対策特別交付金までいきたいと思えます。よろしいですか。

次、19ページ。19ページが少し飛び飛びになっております。消防費の分担金。それから総務使用料、公有地使用料。

それから、次のページが土木使用料ですか、法定外公共物使用料。それから総務手数料で台帳等閲覧手数料、町税等督促手数料、証明・謄写手数料。一番下の地熱計画審査手数料です。よろしいですか。

次に、23ページが下のほうになります。国庫補助金の総務費国庫補助金、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、地方創生推進交付金もです。

25ページが消防費国庫補助金の防災安全交付金。それから一番下から2番目の自衛官募集事務委託料。これは国庫委託金の総務費委託金です。

それから、27ページが下のほうになります。県補助金、総務費県補助金の土地利用規制等対策事業費、それから熊本県地方バス運行等特別対策、それから地籍調査事業費、熊本県権限移譲事務市町村等の交付金となっております。人口動態を省きます。よろしいですか。

次、進めます。ページ31、県補助金の電源立地地域対策交付金。それからその下の県委託金、総務費委託金が個人県民税徴収事務取扱、学校基本調査、経済センサス、住宅・土地統計調査、就業構造基本統計、参議院議員選挙、在外選挙人名簿、県議会議員選挙これらの委託金です。

進めます。ページ31ページから37ページまでになりますが、財産収入の財産運用収入の中の利子及び配当金。ここの項目です。それから、財産売却収入の中、不動産売却収入で町直営林立木売却、それから寄附金、一般寄附金、総務費寄附金、ふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附金、つながる未来基金寄附金が上がっております。

次、35ページ。これは商工費寄附金の中ですかね地熱の恵み基金寄附金、ネットワーク事業基金繰入金。それから繰入金の中の財政調整基金繰入金。それから繰越金の中の前年度繰越金。諸収入で町税延滞金、それから同じく諸収入の預金利子の中の預金利子で歳計現金預金利子。よろしいですか。

次は、37ページから39ページまで。雑入の中の雑入。上から2番目コピー使用料、四つ飛び熊本縣市町村振興協会市町村交付金、一つ飛び公有自動車損害共済解約返戻金、一つ飛び災害対応型自動販売機電気料収入、自動販売機電気料収入、市町村振興事業補助金。

次のページが、2段目から派遣職員給与負担金、三つ飛んで森林総合整備事業補助金、それから一つ飛んで充電器利用権利金、一つ飛んで消防団員福祉共済、一つ飛んで消防団員火災共済、原稿執筆等謝金、三つ飛んでコミュニティバス運行、それから一つ飛んで地縁団体証明手数料、二つ飛んで地方公務員災害補償基金負担金還付金、【ふるさと納税】返礼品代未執行分、一つ飛んで原動機付自転車等標識弁償金、それから町村長懇談会旅費収入、四つ飛んで住宅用賃貸総合補償保険契約解約金。よろしいですか。

進みます。次が款21の町債。町債の中、全部です。臨時財政対策債、それから総務債、民生債、農林水産業債、土木債、消防債、教育債、災害復旧債、商工観光債となっております。よろしいですか。

一般会計の決算の歳入が終了いたしました。質疑漏れ等がございましたらお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) なければ、ここで暫時休憩としたいと思います。次の会議を11時から行いたいと思います。

(午前10時48分)

委員長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

委員長（松崎俊一君） 43ページの歳入からです。質疑漏れ等があったときはまた後から受けた
いと思います。

ページ43の議会費。これほぼこのページですがよろしいですか。

次は、2の総務費、1総務管理費の中の一般管理費が45ページから46ページの中段以下ぐ
らいまであります。次の文書広報費は省きます。同じく総務費の中の財産管理費。

51ページ、総務費の中の4企画費、5公平委員会費、6交通安全費。52も53もいいです
よ。

1番（江藤理一郎君） 企画費の18負担金、補助及び交付金のところで大字まちづくり協議会活
動助成金。こちら多分まちづくり条例を運営していく上で協議会のほうで活動を行うということ
なのですが、令和4年度においては活動は行われているのですか。

政策課課長補佐（長谷部大輔君） はい。政策課、長谷部です。お答えします。

こちらまちづくり条例に係る協議会の開催及び各大字に対して日頃からの監視という名目で各
大字に1万円を出しております。また会議1回当たりに1万2千円を出しております、この会
議が去年は3回行われております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 差し支えなければ簡単な内容は。

政策課課長補佐（長谷部大輔君） 大変申し訳ございません。後ほど大字と案件名についてお答え
したいと思います。

5番（穴見まち子君） 地域おこし協力隊起業支援補助金の内訳を詳しく。何名でというのとどん
な活動をしているのかというところをお願いします。

政策課課長補佐（長谷部大輔君） こちらは地域おこし協力隊の方の起業に当たるもので農業を始
められるという方のもので。ショウガとかそういったものを作られているというところで、ト
ラクターとかそういった農機具の購入に補助をいたしました。

政策課長（秋吉祥志君） 今の説明をちょっと補足させていただきます。去年は2名の方がこの支
援金のほうを受けておりました任期満了の地域おこし協力隊の方が小国町町内で新しく起業する
ことに対して支援金をお支払いしています。1名の方は今うちの課長補佐のほうから説明があり
ました。農業をされるということで農業の機械器具の購入費として充てておりますし、もう1名
の方は木工をされるということでその木工に必要なまた機械のほうの購入をされたということに
なっております。

以上です。

5番（穴見まち子君） 金額的に199万円ですけれども。これやっぱり多分弓田のほうに土地を
借りて作っている方だと思うのですけれども、私はほとんど毎日見えていますけれど、このくらい
の金額でハウスとトラクターは全面的に見えていますけれどそれのできるかなと思うのです。も

う少し支援が欲しいといったときにはまだ何かできるのはありますか。

政策課長（秋吉祥志君） 地域おこし協力隊としては、この支援金までしか助成の制度はございません。それ以外は産業課のほうの要は農業関連のいろんな補助事業であるとか支援事業を受けるというかたちになろうかと思えます。

以上です。

委員長（松崎俊一君） よろしいですか。企画費、公平委員会費、交通安全費。

次のページが7番の諸費。それから8番、地籍調査費。地籍調査は次のページ55ページまであります。次は、防災情報施設費は省きまして、次の10番、電算施設費です。次のページまで。2総務費、1総務管理費の中の電算施設費。それから11番の会計管理費までいきます。

次は、61ページ。2総務費、1総務管理費の中の15番SDGs推進費。16番の社会保障税番号制度費、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費。次のページいきまして、2総務費の中の2徴税費その中の1税務総務費、賦課徴収費。

1番（江藤理一郎君） 64ページ。徴税費の前の新型コロナウイルス対策です。備品購入費。セルフレジを導入したと思いますが、利用状況を簡単に教えていただけますか。

税務会計課会計管理室長（森 恵美君） おはようございます。お答えします。

セルフレジについてまず概要をお話ししたいと思います。去年の12月に納品いたしましてデータなどの登録を経て、今年2月から稼働を開始しております。稼働を始めた2月に関しましては当初20%ぐらいの利用率でしたけれども、現時点では30%近くの利用になっております。この30%というのは人数ではなくてあくまでも枚数になっております。なぜ30%にとどまっているかといいますとセルフレジの処理速度が複数枚になるとやはり時間が掛かってしまう。あるいは全ての納付書をセルフレジで処理することができないという理由があります。例えば光ファイバーであったりとか水道料などの役場から送付している納付書につきましてはセルフレジでの対応が可能ですが、ここの町民センターであったりほかの使用料A4用紙で町が発行しているものに関しましては使用ができない状態になっております。一方町県民税などの特別徴収に関しては現在セルフレジのほうで使用はできませんけれども、今更新を行っております。そういった別の納付書も随時セルフレジで対応できるように今調整しておりますので、これからまた使用率が上がってくるものと私たちは考えております。

以上です。

7番（松本明雄君） 今の案件でもう1回質問させていただきます。僕もこの前使ったのですが、ある場所もやっとわかったような状態です。でもう少し町民の方に周知徹底をしていただくのと、僕も使ったら3回とも出てきたのです。ですからやっぱりもうちょっと使い勝手のいいような方法を考えていただきたいと思えます。

税務会計課会計管理室長（森 恵美君） 設置の案内につきましては今後見直しを行っていきたい

と思っております。それから納付書の処理ができなかったという部分に関しましては既に納付金期限が切れているもの、あるいは各担当が発行しました納付書の金額が若干ちょっとずれていることがございましてそういったものに関してはセルフレジのほうが読み込みが不可能となっております。そういったものも若干御意見いただいておりますので各担当のほうにも調整を指示して、これからまた皆様に御迷惑かけないように調整していきたいと思っております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかよろしいですか。

総務費、徴税費の固定資産評価審査委員会費が65ページ。

次のページから選挙費。総務費の中の4選挙費、選挙管理委員会費、県議会議員選挙費、参議院議員選挙費、衆議院議員選挙費はこれは項目だけですかね。はい大丈夫です。

1番（江藤理一郎君） 66ページです。賦課徴収費の委託料。QRコード対応帳票作成・設定業務委託料ですけれども、こちらについて利用率とかそういったところを教えてくださいませんか。

税務会計課課長補佐（永江和広君） QR対応納付書につきましては、本年の4月1日から固定資産税と軽自動車税について義務化されまして当該納付書のほうで納税者の方に発送をしております。現時点での利用の状況でございますけれども、口座振替分を除いた納付書としてお支払いいただいた分の利用率で計算いたしますと、固定資産税につきましては78.3%、軽自動車税につきましては10.8%というふうになっております。軽自動車税の10.8%と低い理由につきましては、施行が4月1日からでしたけれどもまだ金融機関のほうはこちらのほうの処理に対応できてないというところが多かったものですから率としてちょっと軽自動車のほうが低い要因として考えられております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） はい、わかりました。

委員長（松崎俊一君） ほか質問よろしいですか。選挙費それから5番、統計調査費、統計調査総務費。それから6番の監査委員費。監査委員費は71ページまであります。

それでは、少しページが飛びます。109ページ。6の商工費、1商工費の中の4番、地域エネルギー費。この項目だけ当委員会所管です。よろしいですか。また質疑漏れがあったときにはお願いします。

119ページ。8の消防費、1消防費、その中の1非常備消防費、消防設備費、災害対策費。それから消防費の中の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費。これは項目だけですかね。金額は上がっていません。

1番（江藤理一郎君） 122ページの防災トランシーバー関係があるのですが、これどういったものですか。通話料とかリース料、機器使用料とかありますけれど。

総務係長（原山慶士君） 防災トランシーバーの件で御質問いただきましたけれども令和4年度は

実は防災トランシーバーのほうの機器を変更しております、支出項目がちょっと分かれていますので多数出ているように見えたかというふうに思います。実際どういうふうな支払いになっているかというのを御説明申し上げたいと思うのですが、まず災害対策費の役務費の中で防災トランシーバーの通話料というのが15万6千640円というのがまず出てくると思うのですが、こちらの通話料ともう一つ使用料及び賃借料の中にある防災トランシーバーのリース料23万6千736円、これが従来までの防災トランシーバーの使用に係る費用の負担に係るものでございました。機器を更改するに当たって支払いの方法を機器の同じ使用料及び賃借料の中にございます防災トランシーバーの機器使用料7万9千200円。こちらのほうに統一して今後支払っていくということになります。先ほど申しあげました2種類トランシーバーの通話料とトランシーバーのリース料に関しましては11月分までの支払いということになっておりまして、機器が新たに更新されましたのが今度1月からなのでお聞きの使用料に関しましては1月から3月の3か月分になっております。実際どういったものになるのかといいますといわゆるトランシーバーです。火災とかが発生した際に役場のほうが本部になりますけれども、本部と各団長を含めまして消防団員だとか団長含めたところと連絡をとり合うというようなことに主には使っているものにはなりません。ただ防災トランシーバーになりますので火災に限定されて使うものではないかというふうに思っておりますので、使用用途が活用できるのであれば積極的に活用すべきものかなというふうには思っております。

台数に関しては8台です。全部でございます。

以上です。

1番（江藤理一郎君）　ということは年間で今後は使用料が発生すると思うのですが、年間でトータルすると幾らぐらいになるのですか。

総務係長（原山慶士君）　こちらひと月2万6千400円になりますので、12か月掛けますと31万6千800円というふうな支払いが発生するかと思います。

以上です。

委員長（松崎俊一君）　ほかに。

7番（松本明雄君）　はい、7番です。

僕のほうは隣地の立木の撤去費用。これが今3分の1が125万円。町民の方から問合せが多いのはこれが一番多いです。家の横はどうしても違う人の地権者になっておりますのでそこにやるのにやっぱり山とかなると木の本数が多くて、3分の1でも相当な費用を払うようになりますのでその辺の検討をお願いしたいのと、これは一般財源で全部町の予算です。ですから県のほうにも熊本県下山の中にある町村はうちとか数少ないとは思いますが、こういうのを少し問題を出していただいて県のほうの補助もいただけないかお聞きしてもらいたいと思っております。

総務課長（佐藤則和君）　まず補助率の問題でありますけれども基本的には3分の1ということで一

一般的な経費をみてございますけれども、なかには特殊機械ということでクレーンを持ってきたりその辺は経費を上乗せしておりますので、平均的には50%ほどの補助率にはなっていると感じております。最高でも3分の2は超えないということで抑制はかけてございますけれども、あと空師、特殊な作業員等来たときにはそこも経費は上乗せしてみてございますので、平均的には大体50%ぐらいいっているのではないかと感じております。補助事業についてはちょっとまだ熊本県辺りにかなり粘り強く要望していく必要はあると思いますけれども、今のところちょっとそういう話はまだいたしておりませんので今後機会があるときは要望してまいりたいと思います。

以上です。

5番（穴見まち子君） 今の件ですけれども全体的に申込みの何件ぐらい今終わっているのかなと思ひながら。それを教えてください。

総務課課長補佐（松本徳幸君） 隣地安全の相談されている件数は結構あるのですが、そのうち補助金としてお受けできるのがまず見積り書が提出できること。それと森林組合も今結構忙しいので切ることができるのかできないのかという判断ができない部分がございます。切ってくれる方を探してくれるのとまた自分の家の隣ということで地権者が違いますのでその地権者がしてくれるかという二つの問題がございます、なかなか自分の家としては切ってほしいけど補助金の申請まで進まないという現状もございまして、実際補助金申請をしてもらった分についてはそれぞれ補助を交付しまして今のところ全部補助を交付決定しているところです。

議長（熊谷博行君） 今の説明でいつも問題になるのがまず「山主が違います」、「半分お金を出せ」というのが問題になるのです。全額出せば切ってくれますよ今。出してくれると思います。半分お金を出せというから山主さんは出さないで「全額出しますよ、あなたはただ木だけ提供してください」というと結構話は前に進むと思いますがその辺を変えていかないと。組合に行けば「もう順番が」もうそればかりです。本当の窓口は総務課がすべきと思いますが。

総務課長（佐藤則和君） 基本的には総務課が窓口でやっけていまして、「見積りをもらってそういう切るだけの経費の見積りは必要ですので、その手続は行っていただいて申請に来てください」ということを申し上げております。基本的には総務課で受け付けております。前は森林組合が直接受け付けてやっておりましたがもう全部今窓口としては総務課がやっております。ただ見積りが必要ですので森林組合あるいは個人の方のそういう伐採する業者さん辺りの見積りを必ず添付していただく作業はどうしても必要ですので、それだけは森林組合あるいはそういった個人の業者さんとか中には大分県の業者さん辺りを使う方もおりますけれどもその手続だけは本人さんにやっけていただく必要があると思っております。本人さんというかその山を所有された方です。あと基本的に山の治山事業等もそうですが分担金とか負担していただく関係上は山主さんとその受益を受ける申立てされた方、そこでやっけて費用は負担して協議していただくのが基本と考えております。町はあくまでもその補助金として3分の1あるいは先ほど申し上げました嵩上

げ分を加算させていただいて約50%ぐらいの補助になっておりますけれども、残りのほうはそういうその受益を受ける方と山の持ち主さんで負担をやっぱり協議していただくのが基本だと思っております。

以上でございます。

5番（穴見まち子君） 122ページの指定避難所の看板設置工事とありますけれども、この指定避難所というのは全部のところに看板が設置できているか。あと何か所設置をしているかというところですが、

総務係長（原山慶士君） 指定避難所の看板設置工事の件で御質問だったかと思いますが、令和4年度に新たに旧下城小学校と旧北里小学校の体育館、旧蓬莱小学校の3か所の看板の設置工事を実施しておりますので、これをもって一応避難所自体では看板の設置は完了いたしまして、今度は避難所までの誘導の看板とかのかたちで引き続き行っていこうかなというふうには考えております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかによろしいですか。

ちょっと今質疑の途中ですけど政策課の先ほどの宿題みたいなのはすぐできるのか。時間がかかるのか。よろしいですか。よかったら教えてください。

政策課課長補佐（長谷部大輔君） 先ほど御質問いただいておりました52ページ、企画費の大字まちづくり協議会活動助成金についてですが、先ほどお話したとおり1大字1万円の6万円。あと会議3回でどのようなものがあつたかというところですが、3回の会議はまず7月に西里において1回行われており、このときにデータセンター建設についての案件が一つ。もう一つが宿泊施設。グランピング施設の建設についてというのが一つ、これは1会議で2件審議されております。同じく7月に次、上田で発電関連施設です。発電所ではなく発電関連施設、変電所に当たるとは思いますがこれについての協議が行われております。最後8月です。こちらは宮原におきましてグループホーム建設。これについての協議が行われております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

なければ先に進みます。ページが149ページ。10の災害復旧費の中の3番、地域施設災害復旧費の中の被災宅地災害復旧支援事業から。あとは公債費、元金、利子、諸支出金、特別会計繰出金、予備費となっております。よろしいですか。

一応一般会計決算の歳出のほうが終了いたしました。歳出につきまして質疑漏れ等ございましたらお願いしたいと思います。

議長（熊谷博行君） お恥ずかしい話なのですが消防団で私も消防団なのですが、120ページ、消防団のところ。消防336名、1千500万円。これざっくりこのまま終わっていいわけ

ではないと思いますが、よろしかったら団員から団長までの年俸。もちろん私も振り込まれているとは思いますがわかりませんので、もう1回教えていただきたいと思います。

総務係長（原山慶士君） 年額の報酬が幾らかということでお答えすればよろしいかなというふうに思います。まず団長以下から申し上げますけれども、団長は年間11万円です。副団長が年間7万2千円、分団長が年間6万円、副分団長が年間4万8千円、部長が年間4万円、班長が年間3万8千円、団員が年間3万6千500円。

以上です。

議長（熊谷博行君） ということは団員は3万6千500円何も消火活動にも行かなくても何でも3万6千500円通帳に振り込まれているというふうにとればいいですか。わかりました。

委員長（松崎俊一君） ほかにございせんか。

ちょっと待ってください。歳出のほうでよろしいですか。あと財政係、地籍、徴収、税務、SDGs関係で委員のほうでいろいろ質問がございましたらお願いしたいと思いますが、ございせんでしょうか。

1番（江藤理一郎君） 62ページ、SDGs推進費です。委託料の旧西里小学校活用プロジェクト業務委託料です。これに関連して私もよく町民の方から西里小学校について「まずあそこで何をするのか」とかいうのを尋ねられてそしてサテライトオフィスという話もするのですけれども「なぜあそこ西里小を選んだのか」よく聞かれたりするもので、その辺について理由ですね。あちらを選定するに至った理由とかそういったのを明示していただけると助かります。

政策課長（秋吉祥志君） 西里小学校を選定した理由は、一つは西里地区の方たちが西里小学校の活用を希望されていたということと、西里のほうに拠点になるような施設を町としても何か設けたいという思いがあったということの中にあの建物自体が歴史的に木島安史先生が設計をされたというような価値もあるということからあの建物は木造施設ですのでもともと西里小学校のあの場所にあの建物が建ったということ自体もその当時の西里地区の方たちとの協議の中で北里小学校との合併とかいうような話もありましたが、西里地区としてはこの小学校は是非残していきたいということからあの小学校が建設されたというような経緯もあってですね。またSDGsの中のESD教育の中に学校という観点の中からこの西里小学校をESD教育の拠点として活用していくというのは非常にいいことではないだろうかということもありまして西里小学校を活用するというのが一つと、当然その雨漏りの話がもう再三議論されておりますけれども修繕をしないといけないというような中で町としても町の一般財源を持ち出してまでの修繕というのはなかなか厳しいということもありましたので、それに対して何かいい国からの事業というものがないだろうかという話の中でデジタル田園都市国家構想の補助金の中でそういう使われていない学校を活用するというようなメニューがあると。それはもちろんその条件の中にサテライトオフィスであったりとかワーキングスペースの活用をしていくというようなことを入れ込んでいかななくては

いけないというようなこともありましたので、では小学校としての機能だけではなくてそういうコワーキングスペースであったりあとは地域の方たちが憩えるとか集える拠点づくりとして整備をやっていきたいという考えの中から、西里小学校に補助事業を入れて整備をしていきながらE S D教育の拠点でありそういう新しい働き方の場所として提供する機能を持たせる。それから地域の方たちの拠点というような意識づけをしていくために西里小学校というものを今後活用していきたいという流れから西里小学校というのが整備していこうという流れになってきた。すみません整理が余りよくできていないのですけれども、そういう過去の歴史の中からも西里小学校というものを活用していくというのはこれは非常に大事なことではないかという思いから現在に至っているということでございます。

1 番（江藤理一郎君） 住民の人たちが「残してほしい」というのはそれは「残しますか」「残しませんか」と言えば「残してくれ」と皆言うと思います。やっぱりそこには思いがあるからですね。それは当然だと思うのですが、そこを飛び越えてやっぱり地元の人たちの希望しているコワーキングスペースが本当に希望されているのか。E S D教育があそこの地域に必要なのかというのはしっかりと地元との議論若しくは町の中での検討というのはなされているのですか。

町長（渡邊誠次君） もう皆さんも御存じのとおり北里町政時代から西里小学校の活用というところでは随分チャレンジをされてこられました。ただ先ほども言いましたけれど財源が伴わなかったということもありましたので今回企業版のふるさと納税で西里小学校2千万円。それからもちろんそれだけでは屋根の修理はできませんので先ほどの田園都市国家構想のプロジェクトを入れてさせていただいて屋根の修理と。まずは建物の部分の修理はできるであろうといったところでありましてけれどもその後これ維持管理していく費用これが非常に必要になってまいります。あそこの西里小学校を機能させるためにはまず人がいないといけないといったところがまず第一にありますので、立入りができるように管理をする人を入れる。またサテライトオフィスを入れることによって維持費をそれから捻出していくことができるといったところから、まずはその部分でまわりに8部屋あると思いますけれども8部屋の部分の3部屋程度をその部分で賄えないかと。それから地元の方たちの消防団の消防小屋。これも西里小学校に集約するようなかたちで作ったといいますかあそこに入っているといったところから、地元の方たちと新しい外からの人たちが一緒にドームを中心につながるようなかたちがとれないかと。また調理室も食事ができるように食事を作ることができるようにもうやり直しておりますので、そういった多方面の多目的な使い方をしながら何回も言いますがドームが中心となってそういった地域の方たちももちろん使える。それから維持管理その辺も含めて持続可能になるようにサテライトオフィスといったところで考え方がありますので、地域の住民の皆さんが使う部分は一緒に使ってもらっても全然構わないのですけれどもドームと調理室を中心にしたコワーキングスペースも十分使えますけれどもあと消防の詰所といったところが中心になるかもしれませんけれども、まずは全体

的に屋根から直していかないといけないというところでトータルを考えるとやっぱりサテライトオフィスと住民の皆さんの利用ができるスペース、この両方を作るためにこのような企画といいますかを中心に進めているところです。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） まず立地条件ですね。人が集まりやすいかというところで考えると私は6小学校ある中で旧小学校の中でも西里小学校、結構条件としては厳しいのではないかなとは思っています。やっぱり住宅が周りに集落に家がありますしやっぱり音であったりとか駐車場の大きさであったりとかそういったところもなかなか確保が難しいのではないかなという。どちらかというとメリットがあまり多くはないような感じはしております。やっぱり必要なのは経営計画ですかね運営計画そこはしっかりとしていくべきかなと思っておりますし、小学校だと結構電気代なんかも掛かるのではないかなと思います。容量が大きいですから。キュービクルをもう1回やり直すのかどうかとか。そういったところも含めるとかなりの費用が掛かってくるかと思われまして、一度コワーキングで1件当たり何万円家賃収入があってそしてそこに1人ひとを置くことに対して人件費がどこにどれくらい掛かって電気代が掛かっていくのか。水道代掛かっていくのか。その辺りの計画というのを立てられているのであればまた後日でも結構ですので資料等いただけるとありがたいなと思っております。お願いします。

町長（渡邊誠次君） ある程度の維持管理を含めてお示しを後日させていただきたいと思っておりますが、キュービクルを付けるだけで2千万円ほど掛かります。ですのでキュービクルは付けない方法を選択させていただいてこの中でもデジタル田園都市国家構想の交付金を使いながらこの屋根の修理とともに、もう電気の部分も実は考えておりますのでキュービクルを付けると1億2千万円ぐらいに膨らんだと思いますけれどもそこをのけて9千幾らだったかなそういったところに縮小しているようなところもありますので、しっかりと維持できるようなかたちを持っていきたいなというふうに思っています。

委員長（松崎俊一君） はい。一応歳入のほうで終了いたしました。最後に歳入歳出について質疑漏れはございませんでしょうか。

税務会計課長（小野寿宏君） 最初に入湯税で江藤議員のほうから質問をいただいたことで少し答弁させていただきたいと思っております。まず30万人というのはいつの観光統計の数字かはわかりませんが大分古いのではないかなというふうに思っておりますので、どれも大分減っていると思っておりますのでその数字がまずちょっとどこの数字かちょっとわからないのです。それから先ほど言いましたように入湯税は12歳以上のものが対象ですので木魂館さんとかは非常に青少年さんが多いのでその数の違いとか、あるいは熊谷議員のほうからもちょっと話があったのですがけれども宿泊の旅館業をされている方も数が減ってきているようなこともありますしそこら辺の数の違いと、特殊事情があるような案件も少しあってちょっとなかなか言えないのですけれどもケ

一ス上単純に割るだけではちょっといけないところがあって、これを観光客との乖離として扱われるのは少しちょっと困るところがあります。なお入湯税については申告納付ですので基本的には旅館、宿泊業をされている方の数字を信じておりますけれども、乖離がないように年間数回検査等にも入ることがありますのでそういうことで観光統計とかそういう数字とできるだけうちの正確な数字で課税をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、認定第1号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

総務常任委員会に付託されました決算認定は全部終了いたしました。よって、本日の令和5年第1回総務常任委員会を閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

以上で、令和5年第1回総務常任委員会を閉会いたします。皆様お疲れさまでした。

（午前11時49分）

令和5年

第1回文教厚生常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 5 年 第 1 回 文 教 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和5年9月11日 午前10時00分開会 午後4時26分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	穴見まち子 児玉 智博 江藤理一郎 杉本 いよ 高村 祝次 松崎 俊一 熊谷 博行
事 務 局 職 員	橋本 弘二 中島こず恵
説 明 員	別紙座席表のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	認定第1号 令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 認定第2号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定について 認定第3号 令和4年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算 認定について 認定第4号 令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について
会 議 の 経 過 概 要	令和4年度の小国町一般会計、小国町国民健康保険特別会計、 小国町介護保険特別会計、小国町後期高齢者医療特別会計の各 決算について、各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。
文教厚生常任委員長

令和5年第1回文教厚生常任委員会座席表

令和5年9月11日(月) 午前10時00分

おぐに町民センター3階 議場

中島
議会事務局書記
(中島 こそ恵)

宇都宮 保育総務係長 (宇都宮 健治)	北里 福祉係長 (北里 仁尋)	後藤 健康支援係長 (後藤 藍)	笹原 子ども未来係長 (笹原 正大)	矢羽田 介護保険係長 (矢羽田 直美)	矢羽田 住民係長 (矢羽田 恵美)
---------------------------	-----------------------	------------------------	--------------------------	---------------------------	-------------------------

清高 保育園園長 (清高 徳子)	高村 町民課課長補佐 (高村 純子)	永江 町民課課長補佐兼 地域包括支援係長 (永江 直美)	前田 隣保館長 (前田 孝也)	山下 文化振興係長 (山下 弘子)	松本 学校教育係長 (松本 恵)
------------------------	--------------------------	---------------------------------------	-----------------------	-------------------------	------------------------

田邊 町民課審議員兼 支援係長 (田邊 国昭)	宮崎 町民課長 (宮崎 智幸)	渡邊町長 (渡邊 誠次)	村上教育長 (村上 悦郎)	久野 教育委員会事務局長 (久野 由美)	後藤 教育委員会事務局次長 (後藤 栄二)
----------------------------------	-----------------------	-----------------	------------------	----------------------------	-----------------------------

委員
江藤 理一郎

委員
松崎 俊一

委員 杉本 いよ	議長 熊谷 博行	委員長 穴見 まち子	副委員長 児玉 智博	委員 高村 祝次
-------------	-------------	---------------	---------------	-------------

橋本議会事務局長
(橋本 弘二)

議事の経過 (r. 5. 9. 11)

委員長 (穴見まち子君) 皆様、おはようございます。

昨日の消防の操法大会、皆様参加された方はお疲れさまでした。4年ぶりだったのですけれど私たちも参加してみてとてもコロナ明けてからよかったなというのを感じております。

それから9月になり朝夕涼しくなりました。コスモスの花も咲き始めています。そして秋の実といえばクリそしてサンマです。それが店の店頭に並んでいるとやはり少しは暑さも和らいで秋になったと感じております。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長 (渡邊誠次君) 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会ということでお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

また、先ほど委員長からのお話にもありましたとおり、昨日の消防大会につきましては皆様方に御臨席を賜りました。本当にありがとうございました。少し天候等々も昨日は心配されたところもありましたけれども、天気ももって昼から少し降り始めましたけれども無事に大会が終わったということで、本当に皆様方にはお世話をかけました。ありがとうございました。

また、本日は文教厚生常任委員会でございますので、町民課の所管、教育委員会の所管につきまして、令和4年度の一般会計また特別会計につきまして皆様方に御審議をいただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

委員長 (穴見まち子君) ありがとうございました。

ただいま出席委員は6名です。定足数に達していますので、ただいまから文教厚生常任委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

委員長 (穴見まち子君) 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、9月6日の本会議で委員会に付託されました、認定第1号 令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和4年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、審議員、課長補佐及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する決算についての総括説明が

あればお願いいたします。併せて、資料等があれば配付をお願いいたします。なお、説明は着座にてお願いいたします。よろしくお願いいたします。

町民課長（宮崎智幸君） おはようございます。

始めに町民課のほうから御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

町民課所管の歳出全体につきましては、五つの款、総務費、民生費、衛生費、教育費、諸支出金それから26の目にわたって予算を執行しております。所管の歳出決算総額としましては19億5千万7千434円でございます。一般会計歳出総額に占める割合としましては27.1%となっております。なお決算概要の説明に関しましては町民課の組織に従いまして、住民部門、福祉部門、保育園の順で審議員、課長補佐、園長から説明をさせていただきます。決算書のページが前後するところもございますが御了承いただきたいと思っております。

町民課審議員（田邊国昭君） おはようございます。

町民課住民部門所管の説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まずは歳出から説明いたします。57ページをお願いいたします。下段になります。款2総務費、項1総務管理費、目12住民相談費、決算額は69万1千560円です。主なものは、消費生活相談、無料法律相談などの住民相談事業に関する支出です。

次に59ページをお願いいたします。中段になります。目14住民支援費、決算額は171万6千6円です。主なものは、金婚、ダイヤモンド婚、米寿、百歳などの表彰事業、阿蘇地区保護司会、更生保護女性会活動の支援などに関する支出です。

次に65ページをお願いいたします。65ページ中段から67ページ中段になりますが、目1戸籍住民登録費、決算額は4千156万6千731円です。主なものは、戸籍事務システム、住民基本台帳ネットワーク事務、マイナンバーカード事務に係る支出です。

次に77ページをお願いいたします。77ページ中段から79ページ上段になりますが、款3民生費、項1社会福祉費、目8人権政策費、決算額は191万7千105円です。主なものは、人権カレンダー制作、部落解放同盟小国支部補助金など人権啓発に関する支出です。

次に79ページをお願いいたします。79ページ上段からになりますが、目9隣保館運営費、決算額は584万6千981円です。主なものは、隣保館運営管理に係る経費、交流事業、人権啓発セミナー事業、人権フェスティバル等に関する支出です。

次に85ページをお願いいたします。85ページ中段になりますが、目3児童館運営費、決算額は19万5千961円です。主なものは、隣保館と併設する児童館の運営管理に係る経費で児童への健全な遊び場の提供、子ども料理教室、子育て広場開催などの支出です。

次に89ページをお願いいたします。89ページ中段からの款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節10需用費と節11役務費のうち3万7千129円を狂犬病予防関係の費用として支出しております。

次に 89 ページをお願いします。89 ページ下段になりますが、目 3 環境衛生費、決算額は 1 千 9 8 3 万 5 千 2 9 9 円です。主なものは、河川水質検査、合併処理浄化槽設置に関する補助金、阿蘇広域行政事務組合で行う北部火葬施設の負担金となっております。

同じく 91 ページ中段となりますが、項 2 清掃費、目 1 清掃総務費、決算額は 1 億 8 千 1 1 8 万 5 千円です。主なものは、北部清掃費、北部し尿処理費、環境総務費、最終処分場運営費などで阿蘇広域行政事務組合で行う一般廃棄物処理に係る費用負担金となっております。

次に 135 ページをお願いします。135 ページ下段から 137 ページ上段となりますが、款 9 教育費、項 5 社会教育費、目 3 集会所運営費、決算額は 5 6 万 3 千 2 4 9 円です。教育集会所として人権教育活動が行われている施設維持管理費となっております。

以上が、町民課住民部門所管の歳出に係る概要となります。

町民課住民部門の所管は、四つの款、五つの目にわたって予算を執行しております。

歳出の総額は 2 億 5 千 3 5 5 万 5 千 2 1 円となっております。別紙町民課資料（1）に委託業務、補助金、負担金に係る詳細を掲載して配付しておりますので御審議の参考にしていただきたいと思っております。

引き続き、歳入を説明いたします。ページ戻っていただきまして 19 ページの中段となりますが、款 13 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料、被災者支援住宅使用料。目 2 民生使用料、地方改善施設住宅使用料、隣保館使用料が所管となります。

21 ページ中段となりますが、項 2 手数料、目 1 総務手数料、自動車臨時運行許可手数料、戸籍関係交付手数料、印鑑証明書交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証交付手数料が所管となります。

同じく 21 ページ下段となりますが、目 2 衛生手数料、犬の登録及び注射済票等交付手数料、その他証明手数料が所管となります。

次に 23 ページ下段となります。款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、社会保障税番号制度補助金のうち 3 0 3 万 8 千円がマイナカード事業分となります。そのほか個人番号カード交付事務費補助金、社会保障税番号制度システム整備費補助金が所管となります。

次に 25 ページの下段となります。項 3 国庫委託金、目 1 総務費委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金が所管となります。

次に 27 ページの下段となります。款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、人口動態調査事務補助金が所管です。目 2 民生費県補助金、地方改善事業費補助金が所管となっております。

次に 29 ページの中段です。目 3 衛生費県補助金、浄化槽設置整備事業補助金が所管です。

次に 31 ページの中段、項 3 県委託金、目 2 民生費委託金、人権啓発活動地方委託事業委託金が所管です。

次に39ページ上段です。款20諸収入、項5雑入、目1雑入、地域交流促進事業収入が所管です。

歳入の説明は以上となります。

以上簡単ですが、町民課住民部門所管の一般会計歳入歳出決算の概要について説明を終わります。

町民課課長補佐（永江直美君） おはようございます。

町民課福祉部門所管の説明をさせていただきたいと思います。着座にて失礼します。

まずは歳出から説明します。所管する目について報告をさせていただいて概要説明とさせていただきたいと思います。

まず71ページをお願いします。中段になりますけれど、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費です。支出済額が7千801万1千805円です。社会福祉、地域福祉全般に関する費用支出でございます。

次に73ページ上段、目2障害者福祉費となります。支出済額が2億9千915万4千866円。障害者福祉、障害者総合支援法に基づきまして、各種の障害者福祉サービスの給付を行う支出でございます。

次に73ページの下段、目3国民年金事務費です。支出済額が100万2千326円でございます。国民年金は市町村が行う受託事務に関わる経費として支出してございます。

次に同じ75ページ上段、目4老人福祉費です。支出済額が1億3千152万2千702円でございます。高齢者福祉に関する業務の歳出でございます。節18負担金、補助及び交付金の社会福祉協議会補助金は旧悠和の里養護老人ホームの解体費用に対する補助金です。

次に同じ75ページ下段、目5医療費一部負担金です。支出済額が2千975万6千803円でございます。こちらは重度障害者医療費、ひとり親家庭医療費、子ども医療費です。子ども医療費については、高校生までの病院受診時に医療費の本人負担の全部又は一部を助成している事業でございます。

続きまして77ページ上段、目6高齢者等活動支援促進施設費です。支出済額は178万1千376円です。サポートセンター悠愛が利用します悠工房施設の維持管理費となります。その全額を社会福祉協議会から諸収入で負担していただいています。

次に同じ77ページ中段、目7後期高齢者医療事業費です。支出済額が1億3千619万6千641円です。こちらは後期高齢者医療の保険者である熊本県後期高齢者医療広域連合へ小国町の負担として事務費分、医療給付分ということで支出しています。

次にページをめくっていただきまして79ページ下段、目10新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。支出済額が1千232万7千968円となります。主なものは、敬老会等事業費助成金と住民税非課税世帯1世帯当たり1万円を現金給付した住民税非課税世帯等臨時特別給

付金となります。

次に79ページ下段から81ページ上段、目11住民税非課税世帯等臨時特別給付金費です。支出済額が6千219万5千481円となります。価格高騰緊急支援給付金と住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中様々な困難に直面した方々が速やかに生活支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり5万円と10万円の現金を給付したものです。財源は歳入の国庫補助金、価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金と住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業費補助金となります。

続きまして同じ81ページ下段、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費になります。支出済額として1億5千619万3千803円です。こちらは子育て支援に関する費用の支出ということになります。主なものは、多子世帯出産祝金、認定こども園の時間外における一時預かり事業委託料、施設型保育給付費、児童手当のほか出産子育て応援交付金、子育て世帯生活支援特別給付金となります。子育て世帯臨時特別給付金は低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円の現金給付をしております。財源は、歳入の国庫補助金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金です。

ページ飛びまして85ページ下段、項3災害救助費、目1災害救助費です。支出済額が28万1千200円です。

同じく85ページ下段、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費です。支出済額が5千830万9千261円です。各種のがん検診でありますとか国保特定健診以外の住民健診又は妊婦健診、乳幼児健診等の実施に伴う費用が主なものになります。

次に89ページ上段、目2予防費でございます。支出済額の6千225万5千954円です。このうちの狂犬病予防費分を差し引いた6千221万8千825円が福祉部門の支出済額となります。主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種やインフルエンザ予防接種などの各種の予防接種となります。新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用については、歳入の国庫負担金で接種対策費負担金それから国庫補助金の接種体制確保事業費補助金等でその全額が賄われるというかたちになります。

飛びまして149ページ下段、款12諸支出金、項1特別会計繰出金、目1繰出金です。各特別会計への繰出金になりますが、町民課福祉部門の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計に合わせて2億5千217万858円を一般会計から繰り出しております。

歳出全体に関しましては、町民課福祉部門の所管として三つの款それから14の目にわたって予算執行しました。所管の支出済総額は14億317万7千841円となっております。

歳出についての概要は以上となります。

引き続き、歳入を目ごとに説明いたします。決算書の中で町民課福祉部門の所管を挙げさせていただきたいと思っております。

ページ19ページ上段、款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金のうち老人ホーム入所者負担金が所管になります。

次に同じく19ページ上段、目2衛生費負担金の養育医療保護者負担金。

次にページを飛びまして23ページ上段、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、その下の目2保険基盤安定国庫負担金、その下の目3衛生費国庫負担金の全てが所管です。

次に23ページ、目5未就学児均等割保険料国庫負担金。

同じく23ページ下段から25ページ上段、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金のうち地域生活支援事業費補助金、特別児童扶養手当事務取扱交付金、子ども・子育て支援交付金、26ページ備考、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金から出産・子育て応援交付金まで。

25ページ上段、目3衛生費国庫補助金のうち風しん抗体検査補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が所管になります。

次に27ページ上段、目2民生費委託金の基礎年金市町村事務委託金が所管です。

同じく27ページ、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金から目2保険基盤安定県負担金、目3衛生費県負担金、目4未就学児均等割保険料県負担金の未就学児均等割保険料負担金までの全てが所管です。

次に同じ27ページ下段から29ページ上段、項2県補助金、目2民生費県補助金のうち28ページ備考欄、民生委員児童委員活動助成費補助金、老人クラブ助成補助金、高齢者住宅改造事業補助金、重度障害者医療費補助金、乳幼児医療費補助金、一つ飛ばしまして30ページ、地域生活支援事業費補助金、ひとり親家庭医療費補助金、放課後健全育成事業補助金から介護保険低所得者対策補助金の全てが所管となります。

29ページ上段、目3衛生費県補助金のうち健康増進事業費等補助金、むし歯予防対策事業費補助金、風しん予防接種事業補助金、早産予防対策事業補助金が所管です。

ページをめくっていただきまして31ページ下段、項3県委託金、目2民生費委託金のうち特別弔慰金支給事務市町村交付金が所管になっております。

次に飛びまして37ページ上段、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1災害援護資金貸付金元利収入が所管です。

次に同じページ、項4受託事業収入、目2民生費受託事業収入のうち後期高齢者一体的事業委託料が所管です。

次に同じページの37ページ下段、項5雑入、目1雑入のうち悠ゆう館施設負担収入、地域生活支援事業負担収入、40ページ備考欄上から3番目、高齢者等活動支援促進施設負担収入が所管となります。

次に39ページ下段、目4過年度収入の後期高齢者医療療養給付費負担金収入が町民課福祉部

門の所管でございます。

歳入の項目については以上となります。

お配りしております町民課資料（２）の決算資料も併せて御覧いただきたいと思います。

以上が、町民課福祉部門所管の一般会計決算の概要となります。

町民課保育園長（清高德子君） おはようございます。

町民課保育園所管の説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

決算書に記載はございませんが令和４年度の保育園児数につきましては、宮原保育園１５７名、北里保育園５１名、合計で２０８名です。

まずは歳出から所管する目ごとに説明をさせていただきます。

８３ページをお願いいたします。中段、節１０需用費の中の修繕費１８３万２千７７８円は、宮原保育園園庭排水施設の修繕、給食室内壁塗り替え、北里保育園引込み盤取替えなどです。

次に８５ページをお願いします。節１７備品購入費ですが、宮原保育園給食室デジタル台はかり、北里保育園給食室食器消毒保管庫などを購入しました。

続きまして８５ページ目４、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。支出済額は２億１千８万３千８２円です。節１０需用費の消耗品費は、消毒のためのアルコール消毒剤や使い捨てニトリル手袋、電子体温計、ハンドソープなどを新型コロナウイルス感染症予防のために購入しました。

節１７備品購入費、１億４千９万９千５百２０円は、同じく感染予防対策として机と除菌機能付き掃除機を購入しました。また子育て支援拠点に換気機能付きエアコンを設置しました。保育園の支出済額は２億９千３万２千七百四十五円七角二銭となっております。

次に歳入に移らせていただきます。

１９ページをお願いします。款１２分担金及び負担金、項２負担金、目１民生費負担金の保育料負担金９千九百四十八万三千円、副食費負担金四千四百一十四万四千円が所管です。

次に２３ページをお願いします。款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金六千七百二十万円のうち地域子育て支援拠点事業補助金として三百四十七万六千円が所管となります。

次に２６ページ備考欄をお願いします。一番上の保育対策総合支援事業補助金一千九百二十九万円は、家庭支援推進保育事業分となります。同じく４段目、保育士等処遇改善臨時特例交付金二千四百七十七万七千円のうち一千零九万五千円が保育園所管となります。

次に３０ページの上段をお願いします。款１５県支出金、項２県補助金、目２民生費県補助金の多子世帯子育て支援事業交付金九千三百二十八万一千円は、１８歳未満の児童を扶養している世帯のうち第三子以降の３歳未満児が入園している場合、保育料は無償となり県が補助するものです。

３７ページをお願いします。款２０諸収入、項４受託事業収入、目２民生費受託事業収入の保

育園受託事業収入160万3千660円は、町外に居住している世帯で保護者の勤務先や送迎時間の都合で町の保育園に入園している児童の委託費です。

続きまして下段の項5雑入、目1雑入です。一時預り事業負担費5万4千円が所管です。

最後に39ページをお願いします。目2給食収入、260万3千880円が所管となります。

以上が、町民課保育園所管の一般会計決算の概要となります。

教育委員会事務局長（久野由美君） それでは、教育委員会事務局関係の歳入歳出決算について説明させていただきます。

まず一般会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページの総括表をお願いします。まず1ページの歳入につきましては教育委員会事務局が所管するものは、款の13使用料及び手数料、款の14国庫支出金、款の15県支出金、款の16財産収入、款の18繰入金、款の20諸収入があり、合計歳入決算額は6千349万328円です。

次に2ページが歳出です。教育委員会事務局が所管するものは、款の9教育費の歳出決算額3億5千503万9千151円のうち3億5千447万5千902円です。歳出総額に対し教育委員会事務局が占める割合は4.9%となっており、予算執行率は96.4%となっております。また対前年比は109.8%で3千200万円ほどの増となっております。主な理由といたしましては、坂本善三美術館費が令和4年度から一般会計に組み込まれたことになったこと。そのほか町図書室空調機改修工事などにより増となったことによるものです。

次に、歳出の目ごとに主なものを説明します。

121ページをお願いします。目の1教育委員会費です。こちらは教育委員会の会議など開催運営に係る経費です。教育委員会会議は8回開催しております。

次に目の2事務局費です。主なものは、教育長及び教育委員会事務局の人件費と事務費です。

また123ページ下段にある18負担金、補助及び交付金の中に高校の魅力化を図り学力向上と進路目標達成を支援する小国高校支援補助金180万円を支出しております。

その下目の3小中高連携事業推進費です。11役務費の中の検定手数料として91万5千883円を支出しています。これは学力向上に向けた取組として小・中学校の漢字検定及び英語検定そのほか中学校の対策確認テストの受講料などを助成したものです。

次に125ページ中段にある目の4学校教育関係のコロナ感染対応対策費です。小学校アクティブラーニング室への壁面ホワイトボードの整備として240万9千円を支出しています。そして中学校に1人1台端末機の一括購入以前にリースで導入していた機器の更新に伴う1学年分のiPad53台の整備として435万8千508円を支出しています。

その下項の2幼稚園費は、私立幼稚園行事など活動支援として補助金を支出しているものです。

その下項の3小学校費です。小学校の児童数は基準日の令和4年5月1日で13学級247人でした。

目の1 学校管理費は小学校を管理運営していくために必要な経費です。主なものは、1の報酬で学校医報酬のほか会計年度任用職員として図書事務や学習生活活動支援員などの報酬となっております。

127ページ、節の12 委託料の中ほどにスクールバス委託料として4千706万4千円支出しております。スクールバス利用児童は児童の55%に当たる135人、中学生は生徒数の14%に当たる21人、小中学生合わせて156人の利用で運行日は202日でした。

129ページ、目の2 教育振興費です。主なものは、修学旅行費補助金として21万6千円。対象者は27名分で1人当たり8千円を補助しております。そのほか扶助費は就学援助を目的として支出しているもので、令和4年度は37名の児童が認定を受け対象となっております。

その下、項の4 中学校費です。中学校の生徒数は基準日の令和4年5月1日時点で9学級151人でした。中学校費も小学校費と同様の支出構成となっております。

目の1 学校管理費。こちらは中学校を管理運営していくために必要な経費で、主なものは節の1 報酬で学校医のほか図書事務や学習生活活動支援員の報酬となっております。

131ページの目の2 教育振興費です。主なものは、修学旅行費補助金として139万2千円。対象者は令和3年度に実施できなかった中学9年生43名分と現年度分の中学8年生44名分で1人当たり1万6千円を補助しております。そのほか扶助費は就学援助を目的として支出しているもので、令和4年度は26名の生徒が認定を受け対象となっております。

133ページ、目の3 寄宿舎居住費です。寄宿舎の管理運営に係る経費を支出しております。令和4年度の寄宿舎入寮生徒数は男子が7名、女子が12名の計19名でした。

その下、項の5 社会教育費、目の1 社会教育総務費です。主なものは、地域学校協働活動や地域未来塾、放課後子ども教室、人権子ども会学習会費用と負担金、補助及び交付金として地域づくり環境学習推進事業補助金や女性会、鏡ヶ池銅鏡製作などへの補助金を支出しております。なお、令和4年度において小国町奨学金貸付金の利用者は、短期大学生1名、大学生1名の合計2名でした。

続いて135ページ、目の2 公民館費です。公民館費は主に小国町の文化祭、二十歳のつどい及び子ども会活動支援に係る経費を支出しております。

次に目を一つ飛んで137ページ目の4 文化財保護費です。小国町には現在国指定や国登録、町指定など22件の文化財があり、そのほか希少植物が群生する流湿原などの保護や維持管理に係る経費として支出しているものです。

その下、目の5 交流多目的施設費です。施設の管理運営に係る経費を支出しております。入館者数は前年比10%増の年間5千137人です。また施設内の小国町図書室の貸出し冊数は前年比3%減の1万741冊でした。これは外出できないことによって増えていた1人当たりの貸出し冊数が例年並みに戻ったものだと考えられます。

その下、目の6町民センター費です。施設の維持管理費に伴う経費です。利用者は申込みベースですが2万238人で前年度と比較すると1千589人減少しております。これは前年度はワクチン接種会場として使用されていたためその分の減少です。一般の利用者は前年度の2.2倍の3千156人の利用となっています。

139ページ、目の7坂本善三美術館費です。坂本善三美術館運営に必要な経費を支出しております。入館者は5千52人で前年度と比較すると587人増加しております。コロナの影響でできない活動があったなか特にOver50の展覧会は町内50歳以上の人々の制作や活動を善三作品とともに展示し小国町内の医療、福祉分野と連携して行っております。

141ページ、目の8社会教育関係のコロナ感染対策費です。社会教育施設予約システム導入管理委託料86万9千円は体育施設とおぐに町民センターの予約システムの整備を行ったものです。図書室空調機器改修工事70万9千5百円は、故障した図書室のエアコンを換気機能の高いものに更新し天井にシーリングファンを設置したものです。

その下の目の1保健体育総務費です。主なものは、スポーツ振興を目的とし各種団体や各種大会開催経費あるいは大会出場に係る補助を行っているものです。

143ページ、目の2体育施設費です。主に林間広場、小国ドーム、旧小学校体育館の維持管理に係る経費です。体育施設の年間利用者は申込みベースですが、5万3千114人ほどで前年度と比較すると1.2倍増加しております。

その下のほうの目の3給食センター費です。小中学校及び小国支援学校の給食提供に係る経費です。令和4年度の利用者数は、職員を含め小学校276名、中学校が173名、委託の小国支援学校が76名、1日約530食ほど提供しており年間稼働日数は196日で年間約9万9千食の給食を提供しました。

145ページの中段に目の4コロナ感染対策費は体育施設と給食センターの消毒用品などの消耗品と給食センターのエアータオル4台を購入しました。

次に歳入について説明します。

21ページをお願いします。上段の目の6教育使用料で教育委員会関係の施設使用料収入です。

次に25ページをお願いします。中ほどの目の7教育費国庫補助金が教育委員会事務局所管です。小・中学校ともにへき地児童生徒援助費等補助金などの収入です。

次に29ページをお願いします。下のほう、目の6教育費県補助金として四つの事業等で69万円の収入となっています。

次に31ページをお願いします。下のほうの目の5教育費委託金。小国支援学校給食費の委託金として382万7千357円の収入となっています。

33ページの上から7番目の奨学金事業基金積立金利息収入も教育委員会事務局所管です。

次に35ページをお願いします。上のほうの目の2奨学金事業基金繰入金108万円を奨学金

のため一般会計へ充当しております。

次に37ページ、目の2奨学金貸付金の償還金、下のほうの目の5雑入の中で上から三つ目にあります中学校寄宿舎宿泊負担費、次の体育施設自動販売機収入、次のページ上から16番目にありますミュージアムショップ売上、4行飛んで支障木売払収入、2行飛んで公有建物災害共済金、三行飛んで原稿執筆等謝礼が教育委員会事務局の所管の収入です。

次の目の2給食収入の学校給食収入としまして、滞納分を含め2千444万5千229円の収入となっています。項の5雑入の中に収入未済金が給食費で9万5千933円の未済額が発生しております。

以上、教育委員会事務局所管一般会計決算の説明を終わります。

なお、令和4年度の決算主要施策成果報告書及び教育委員会事務局資料(1)決算資料を配付しておりますので、審議の御参考にさせていただきたいと思っております。

委員長(穴見まち子君) ここで暫時休憩といたします。開始時刻は11時からお願いいたします。

(午前10時51分)

委員長(穴見まち子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

委員長(穴見まち子君) よろしくお願いたします。

それでは、これより認定第1号について質疑に入ります。

歳出からページを追っていきます。なお、委員の皆様には事前に配付しております歳出費目別分掌事務一覧カラーコピーになっております。ピンク色の部分が本委員会の所管となっておりますので御参考させていただきたいと思っております。

それでは、始めたいと思っております。

それでは、57ページの住民相談費から。

副委員長(児玉智博君) 無料法律相談顧問弁護士謝礼について聞きます。37万5千円ございませけれども昨年度から新たに女性弁護士の相談会が始まりましたけれども、内訳として男性弁護士と女性弁護士に支払われた謝礼の内訳を教えてください。

町民課審議員(田邊国昭君) 無料法律相談の顧問弁護士の謝礼ということで37万5千円の支払いの内訳についてですが、1回当たり3万円町の顧問弁護士に対して支払っております。その回数が11回となっております。女性弁護士への支払いは1回ですので4万5千円の支払いを行っております。

以上です。

副委員長(児玉智博君) その11回と女性弁護士が1回ということでございました。それぞれの相談者の数はどうなっていますか。

町民課審議員（田邊国昭君） 昨年度令和4年度に行われた無料法律相談の相談件数合計で58件相談がっておりますが、そのうち3件が女性弁護士に対しての相談ということで行われております。55件と女性弁護士3件となっております。

内訳についても説明させていただきます。合わせて58件の相談のうち大まかな分類を行いまして余り細かいところまではちょっと説明しにくいところもありますが、相談の内容で一番多かったものは相続に関するものが最も多かった14件となっております。相続の手続の仕方や相続をめぐるトラブル。あとは遺産や遺言、相続を放棄ということでの相談。その次に金銭関係の相談で借金などで11件の相談がっております。借金の支払い、クレジットローンなどの支払い。あとは自己破産を行う場合と家賃の支払いなどについての相談でした。

次に件数として多かったのが土地に関する問題で、境界、登記されていない土地、所有者が不明の土地ということでの相談が8件行われました。

続いて、件数順で言いますと、会社を経営する上での相談ということで自社での製品のことで、会社の設備について、そして自分で会社を起こすほうの起業についての相談が行われております。

続いて同じく件数では、5件。家庭内でのことということで、こちら離婚、家庭内のトラブル、同居人へのトラブルということで行われております。

次に2件ほど交通事故に関する相談がありました。交通事故の原因について、そして反則金についてというものでした。

そしてその次ですと労働環境について2件の相談がありました。勤務時間などについての相談です。

続いて人権相談、誹謗中傷を受けるなどの相談で1件相談がっております。

そのほか役場からの相談ということで顧問弁護士に対して10件の相談がっております。そのうち女性弁護士が来られたときに相談があったものについては、土地関係のことについての相談が1件、家庭内での問題に対してが1件、労働環境についての相談が1件の3件行われております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） やはりせっかく始めたのであればこの女性の弁護士継続して続けていくことで「小国町はそういう女性弁護士にも無料相談ができるのか」ということが浸透していけば希望者というのは今からもう出てくると思いますし、先月の無料相談に借家関係のトラブルで家主さんが相談に行ったそうです。そしたらその人は午後から行ったらいいのですが午前中に借主の人のほうが先に相談に行ってたもんだから要は双方代理はもう弁護士はできませんから血相を変えて「あなたの相談には乗れません」、「もうすぐ直ちにこの部屋から出ていってくれ」ということで追い返されたというかそれはもうしょうがないことなんですけれど相談できなかったとい

うことなんです。ですからやっぱりそういう町民間とかそういうトラブルであれば狭い町なのでやはり「相手側の相談を受けたから、あなたの相談には乗れません」ということは当然出てくる話だと思うので、やはりこういう無料相談について複数の事務所の違う弁護士が乗るということは非常に合理的な部分でもあると思うので是非このまま継続をしてもらいたい。もうちょっとこの女性弁護士の回数を増やすべきだと思いますが、どのようにされていく予定でしょうか。

町民課審議員（田邊国昭君） 前年度行われた女性弁護士の会に相談件数の内容なども踏まえた点で今後のことをどうするかということで昨年度末に検討があったと思われませんが、顧問弁護士である河津先生のほうに無料法律相談をお願いしてこのかたちで継続していきたいということで今年度令和5年度で行われております。

委員長（穴見まち子君） ほかにないでしょうか。

それではページを追って59、60です。住民支援費というところですけども。

3番（高村祝次君） 金婚・ダイヤモンド婚・米寿・百歳記念品代がありますけれど、それぞれ何名の方がおられたのかをお願いいたします。

町民課審議員（田邊国昭君） 令和4年度で表彰を行いました人数について報告いたします。

金婚夫婦表彰15組、ダイヤモンド婚夫婦表彰16組、米寿表彰65人、百歳表彰9人の方々に表彰を行いました。

3番（高村祝次君） 65人ですか。

町民課審議員（田邊国昭君） 米寿表彰65人です。

委員長（穴見まち子君） いいですか。ほかにないでしょうか。59、60ですけど。ないですか。

それでは65ページ、66です。戸籍住民登録費からですけど、ないでしょうか。

次に71ページ、社会福祉費から74ページ、障害者福祉費、国民年金事務費、質問ないでしょうか。74。

副委員長（児玉智博君） 74ページの上段、社会福祉協議会補助金について聞きます。これ地域福祉分ということで1千950万円支出されております。これ前年度よりも500万円ほど増えていると思いますが、なぜ増えたのか御答弁願います。

福祉係長（北里仁尋君） 1千950万円につきましては前年度も変わらず1千900万円から1千950万円になっていますが、今回の1千950万円につきましては地域福祉分として2千464万円の支出があつておりまして、そのうちの人件費が1千976万円地域福祉分の79%を補助しております。職員数が正規が3名、非常勤4名、事務局長の一部の給与等を算定の根拠としております。基本的には事務費全般についての補助となっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） その地域福祉分の79%を出すという何かそういうシステムになってい

るのですか。

福祉係長（北里仁尋君） 79%につきましてはあくまで結果です。事業費2千400万円に対しましての1千950万円ということで、その約80%を支出するという事ではないです。

副委員長（児玉智博君） すみません500万円といったけど50万円の誤りです。1千900万円から1千950万円に50万円増えているのですけれども、何かその人が増えたからとか地域福祉事業の内容が新たに取組を始めたからとか。そういう明確な要因はないということなのか。

福祉係長（北里仁尋君） 事業としましては、フリースペースつなぎなど引きこもりの方の対応策とか新たに事業は社会福祉協議会さんのほうで開始しております。そういったところも含めまして昨年度から50万円というところで特に決まった金額ではないのですけれどもそういうかたちで増額をさせていただいております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） フリースペースつなぎということでひきこもり対策ということで非常にひきこもりというのは8050の問題とかいろいろやっぱ社会的な問題となっていることなので、どれぐらい町内に対象となる人がいるかわかりませんが必要なものではあると思うのです。ただしやはり町がそういう予算を出すのであればしかも50万円とはいえ1千900万円のうちの50万円なのでそんな場合に増えたとかいう話ではないのですが、やっぱり町が支出するにあたってある程度こう誰が見てもわかるような取り決めというのが必要ではないかと思うのです。こういうフリースペースつなぎとか何年かになるけれどもこども食堂とか認知症カフェとかいろいろ社会福祉協議会としても取り組んでいただいている部分はあるのですが、やはりある程度町が「こういうことを取り組んでほしい」という方向性に対しやはり社協がそれに協力していただくというようなやっぱりこうどンドン社会福祉協議会が新たな取組を始めていってもなかなか定着せずに「いつの間にか何かまた違うことを始めたな」とかいうふうになってももったいないと思うのです。ですからそういうある程度の補助金を出すに当たっての根拠誰でもわかるようなそういうものを作っていただいてこの議会の場でもわかるように「何で50万円増えたのか」と、「いやこれがあるから増えたのです」とお答えいただけるような取決めを作るべきではないかと思いますが、その辺の検討をいただけないでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） はい。今御指摘のあった部分につきましては社会福祉協議会のほうとはそういった話も行っております。社会福祉協議会が行う地域福祉事業というのは町も本来担うべき事業というふうに認識しておりますので、先ほど係長が申し上げましたとおりその事業に関する人件費の部分については町も当然負担すべきというふうに考えております。その中で事業についてはたくさん事業を行っております。その中で本当に必要な部分と必要でないものそういったものは町のほうとしっかり話をするようにしております。それから各事業に係る費用関係につい

てもそれぞれ算出するようという指示を新たに出しておりますので、そこら辺できちつと整理できるかというふうに思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 目の2で障害者福祉費が上がっておりますけれども、全体的に障害者というのは町内が何人、町外の方が何人おられるのか教えてもらいたい。

福祉係長（北里仁尋君） 障害者手帳の保有ということで申し上げますと、身体障害者手帳をお持ちの方が434名、精神手帳こちら1級から3級までありますけれども53名、療育手帳こちらがA1、A2、B1、B2、4段階ありまして96名になります。身体障害者手帳につきましては、1級から6級まであります。

以上です。

3番（高村祝次君） 今言われた数字は全部町内の方ですか。

福祉係長（北里仁尋君） はい。町内に住所を有する方になります。

3番（高村祝次君） 町外はいないわけですか。町外から来ている人とか。

福祉係長（北里仁尋君） 転入されてということであれば数としては含まれていると思います。

以上です。

副委員長（児玉智博君） この障害者福祉費の中で様々な委託料として上がっております移動支援事業や地域生活支援事業、相談支援事業委託ということであと相談支援事業とかございますが、利用実績を教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） 利用実績につきまして報告いたします。

まず移動支援のほうになります。登録人数が2人で延べ回数が43回。

日中一時支援のほうで、登録が9名、延べ利用回数で527回。

相談支援につきましては、延べ利用人数としまして277名。

次のセンター事業につきまして、登録者数が32名。

巡回支援につきまして、こちら施設への巡回等を行うものになりますけれども年間18回行っております。

以上になります。

副委員長（児玉智博君） これ先ほどの御答弁で身体障害者が434名、精神障害をお持ちの方が53名で知的障害をお持ちの方が96名という御説明でした。それぞれ今御説明いただいた五つの事業については、主に障害の種類でどういった方が御利用になられているのか教えてください。

福祉係長（北里仁尋君）。まず移動支援事業につきましては、全盲であったり目の弱視の方であったりがありますので身体障害者手帳をお持ちになる方かなと思います。

次の地域生活支援事業につきましては、手帳とは特に関係ないような状況でサービスを利用する方になってきますので特にこの手帳を持っているからこのサービスを利用するという事業には

なっておりません。ですので人数、回数とか内訳等はわからないような状況になります。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 75から。老人福祉費、医療費一部負担金。80までいいですか。

副委員長（児玉智博君） 76ページの老人福祉費の負担金、補助及び交付金の中に社会福祉協議会補助金として養護老人ホーム分というのがございます。これは旧悠和の里を社会福祉協議会が解体したことに対し町がその全額を補助したものです。そもそも元々は軽費老人ホームとして町が町有地に建てたものです。しかしその後運営というかそれが社会福祉協議会が引き継いだかたちになるのですが、土地建物等の権利関係がどうなっていたか御説明いただけるでしょうか。

福祉係長（北里仁尋君） まず事業譲渡に向けた検討協議会する基本合意というのが平成26年2月に結ばれておりまして、事業譲渡契約が平成26年12月に結ばれております。併せてそこに無償譲渡であったり土地使用であったりの契約等が結ばれておりまして、事業譲渡としては平成27年の4月から事業譲渡して社会福祉協議会のほうに運営をしていただいております。新しい悠和の里につきましては令和2年の9月に開設をしておりまして、旧悠和の里の解体協議につきましては令和3年の7月が最初の協議事項となっております。

副委員長（児玉智博君） つまり今確認いたしましたが無償譲渡ということで建物部分については無償譲渡していると思うのですが、土地については無償貸与ということになっていたかなと思います。そこで要はもう社会福祉協議会にしてみれば土地はただで貸してもらっているけれど、建物自体はただでもらったという状況だというふうに思うのです。そうした中でなぜその解体費用の全額を町がこれ起債事業だったと思うので町も借金したお金を補助金として渡しているわけです。何でそんなことをするのかという点についてもこれはもう町長しか答弁できないかもしれないですがその理由を「覚書が北里町長と社会福祉協議会の間で結ばれている」と。その覚書の内容は恐らくこの事業譲渡とかに際してだと思っております。「町は社会福祉協議会をしっかりと支援していくという旨の覚書があるからその覚書に基づいて支出される」ということをおっしゃいました。しかしこれまでその覚書というのは少なくとも私は見たことがありませんしこの議会に対して公式に出されたことはないのですけれども、やはりこの決算審査においてもこれ3千897万3千円支出されているわけですからその覚書をきちんとこの委員会に対して出していきたいと思いますが可能でしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうから少し御答弁をさせていただきます。先ほど児玉議員が言われたとおりもうこれまで一貫して「町と社会福祉協議会と一緒にあって小国町の福祉部門に関しては進めさせていただく」というのは御答弁を今までもずっとさせていただいたと思っております。その中の一環として今回は今回というか決算の部分でありますけれども解体費も町のほうが捻出するといったところは予算のときの協議でもお示しさせていただきました。その当ても覚書の部分は皆様方には御提示はしておりませんので今回も御提示はいたさないということで答弁とさせ

ていただきます。

副委員長（児玉智博君） やはりこの決算審査において本当にこの支出の理由が覚書にあるというのであればやっぱりその覚書自体を審査しなければ決算審査と言えないというふうに思うのです。

最後に伺います。これ解体工事も終わっていると思いますがそれを解体してその後あの土地はどのように利用されていくのか。町は返してもらおうか。それとも貸付けたまま社会福祉協議会が何か別のことを行うのか教えてください。

町長（渡邊誠次君） 御意見様々あると思いますけれども町としては覚書の手前に社協さんと一緒になってももちろんでありますけれども社会福祉協議会がなくなるというそういったところは考えにも及びませんけれども、しっかり町といたしましては社会福祉協議会と一緒にあって地域の福祉を進めさせていただくというのを大前提とさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

福祉係長（北里仁尋君） 解体後の利用方法につきましてですが、今グループホームが1棟建っております。協議の段階ではもう1棟建設する予定となっております。土地に関しましては、総務課のほうの管財のほうになるかと思うのですけれども無償で貸付けというところで契約をされたかと思えます。

以上になります。

3番（高村祝次君） 今の話は私が聞いたときは「あそこに老人ホームの建て替えをしたい」ということで社協に売りたいという北里町長時代そういう話があって、「私はそれについては社協に売ることは反対ですよ」と。だからあそこに悠工房ですかがありますから手づくりの館がもう随分傷んでおりますから「せっかくならもう横に手づくりの館を今後計画する方向にしたほうがいいですよ」と北里町長に話した経緯があります。そのときは社協のほうで「あの土地を売却したい」という話だったのです。私にしたのは。それならもうちょっと覚書とかがあるならそこまでその覚書の話はもう全然しておりませんので売却ということで話を聞いたわけです。今になって初耳で覚書というようなことを聞きましたけれども。やはり決算審査である以上はやっぱり覚書がどのように交わされたのか私は出すべきではないかなと思いますけれども。

町長（渡邊誠次君） 先ほど副委員長にもお答えしたとおり御提示は差し上げないというところで御答弁をさせていただきます。また北里町長時代にももちろん高村議員おられたわけでございますけれども当時の御意見等々もあると思います。しかしながら現在はそういった方向で進んでおりますのでその部分では御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

副委員長（児玉智博君） ではその下の医療費一部負担金について伺います。扶助費として重度障害者医療費、ひとり親家庭医療費、子ども医療費ということで三つ出ておりますが、それぞれ利用された方の人数をお示してください。

福祉係長（北里仁尋君） 私のほうからは重度障害者医療費のほうになります。受給者証をお持ちの方が202名、件数として2千561件の申請がっております。

以上です。

子ども未来係長（笹原正大君） 私のほうからは、ひとり親家庭医療費それから子ども医療費についてお答えさせていただきます。

まず、ひとり親家庭医療費ですけれども、対象となる方が62世帯、85人の方です。医療費の申請件数としましては804件です。

続きまして子ども医療費になります。対象となる方は816人、件数としましては8千947件が申請でございます。

以上でございます。

副委員長（児玉智博君） それぞれ件数が2千561件と804件、8千947件ということでお示しいただきました。

ではこれを外来診療と入院それから調剤の内訳がわかれば教えてください。

子ども未来係長（笹原正大君） 子ども医療費のほうについてまとめておりますのでお答えさせていただきますと思います。子ども医療費につきまして8千947件のうち町内それから阿蘇市、南小国町の医療機関で受けられた件数というのが6千470件。町外でそれ以外の医療機関で受けられたところが2千477件となっております。入院の内訳についてはすみません今ちょっと手持ちでは持っておりません。

福祉係長（北里仁尋君） 重度障害者医療費のほうも持ち合わせておりませんので後でまとめて提示したいと思います。よろしくお願いします。

副委員長（児玉智博君） ではちょっと先のほうに進ませていただいて人権政策費ということでお聞きしたいと思います。この人権政策費を見てみると支出額が多い分で部落解放同盟小国支部補助金それから印刷製本費で要は人権カレンダーということでこれが上位二つを占めてるわけです。町の人権政策としてやっているのに部落解放同盟と同和問題を中心にやっている民間団体への補助金とそれとカレンダーの印刷費が主ということで、これは人権政策としてどうなのかというふうに思うわけです。やはり差別問題、人権問題というと今特にSDGsで言えばジェンダー平等ということ言われていますし、これから小国町も中国の団体旅行客がこれ今後解禁になっていって大型観光バスで外国人旅行者を呼び込もうというふうにやられているわけです。やっぱそういうジェンダー問題とか外国人差別の問題そういうもういろんな取り組まなければならないことがあるのに、こんなことしかやなくて大丈夫かというふうに思います。例えば小国町にもいらっしゃるんですけど外国人技能実習生の方が芦北町でベトナム人女性が死産してしまって本人は何もその死体を遺棄するつもりではなくて「埋葬するのだ」と言って箱に入れて柵の上に置いていたらしいのです。そしたら警察が「それは死体遺棄だ」ということで逮捕して勾留もさ

れて起訴されたわけです。しかし最高裁判決で「いやそれは死体遺棄ではない」と。「埋葬の意思があったのだ」ということで無罪判決が確定しております。やはりそういうそれぞれがやっぱり日本人から見れば「そんないやそれは死体遺棄だろう」と捜査機関が見たらそういうふうに見るのですけれども、やはり外国の方の文化とかからしてみればそれは普通の当然の行為だったわけでやはり人権政策というのであればこれからやっぱり外国の方が仕事だったり観光だったり様々なものでこれからの時代は入ってくるわけです。やはりそういうものをしっかりと相互理解を深めていくと。台湾との友好協定も2月に結ぶというふうに言っていますけれども、やはりこの人権政策でもそういった部分にしっかりと力を入れていかなければならないのではないかと思います。いつまでたってもこの部落解放同盟の補助金とあと人権カレンダーとこんなことばかりやっていて大丈夫ですか。もうちょっと本当に町民とか小国町を訪れる人たちの役に立つような人権政策に変えていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

確かに人権政策費の中の支出については議員おっしゃるとおり人権カレンダー制作それとあと部落解放同盟小国支部の補助金と就学前の補助金が主になっております。それを合わせてこの中には男女共同参画辺りも入ってはくるのですけれども実際額が少額になっておりますけれども、確かに議員おっしゃるとおりこれからやっぱりいろんな人権課題はいろいろありますので熊本県でも人権課題が14人権の重要課題として挙げられております。その中にもおっしゃったように女性外国人の人権とかというの全部含まれております。さらに今はインターネットによる人権侵害であるとかもろもろこれから幅広く対応していかなければならない案件はいろいろと広がっております。確かにおっしゃるとおり限定的なものになってしまっておりますので今後いろいろな意味でまた人権対策として政策としてまた幅広く広げていかなければならないというふうに思っておりますので、御意見いただきましたことについてはまた今後いろいろと検討しながら広げていきたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） それではこの部落解放同盟小国支部補助金について聞きます。町がこの補助金としてこの差上げたお金というのは様々な研修や会議などに解放同盟小国支部の幹部が出席する際に旅費日当として支払われておりますが、その旅費日当何人に対し幾らずつ支払われておりますか。教えてください。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

旅費については合計が69万3千460円というふうになっております。内訳として年度当初は旅費についても155万5千円ほど事業費として計画されておりましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止の各種研修とか学習会等が中止になったりまたオンライン開催になったりしたことからその分はかなり減額で減っております。実際に研修のほうに参加された方について

は42名分です。熊本市、県内も幾つかほかのところもありますけれども県外は東京、福岡、広島辺りに一応実績報告の上では上がっております。あと会議等も出席されておりましたこれ熊本市、県内、福岡というところそこは研修会と合わせた会議だったのかなと思いますけれども26名が参加されております。支部のほうもいろいろ女性部会とか幾つか部会を持っていらっしゃると思いますので、それぞれから例えば女性部の関係のであれば女性部の代表の方が研修に参加されたりとかあとは青年部会みたいなものもありますのであとそういったのはその方が参加されているということになります。あとは代表的に支部の役員の方とかが出席されるのも多いかと思います。日当的には1回当たり5千円になっているかと思っております。これは支部の規定に基づいて支出をされているようでございますので全体的にはそういった一応実績というかたちになっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 要するにこの部落解放同盟小国支部とは町は人権政策なんかについて様々な人権課題を解決していくために協力していく関係にあるからということをおっしゃっていると思います。各団体で言えば例えば農業問題で言えば小国町はJA阿蘇と農業問題でも協力していくと。商工問題であれば商工会とも協力していくと思うのです。それらの組織にも女性部、青壮年部というのがあります。例えばJA阿蘇の会議が中央会とか熊本市であるからといって女性部、青年部の人たちが行きました。それに対し「日当、旅費を町が税金から支出しますよ」なんて話はないと思うのです。そこで確認なのですがこの部落解放同盟小国支部の上部団体の組織の会議とか研修会あるいは正月に旗開きなんかもありますけど、そういうものに出席したからといって旅費は出してないですね。

隣保館長（前田孝也君） 今ちょっと実績報告のほうを確認しているのですけれども、まだちょっと後ほどお答えさせていただきよろしいでしょうか。

委員長（穴見まち子君） 80ページまでですけれども、ほかに何かありませんか。

副委員長（児玉智博君） では80ページの下段の負担金、補助及び交付金であります敬老会等事業費助成金ということで102万6千380円支出されておりますが、これの対象となる方たちのお年寄りの人数と実際にこの助成金から記念品なり何かを受け取られた方の人数を教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） 令和4年度の実績を報告させていただきます。こちらについては各大字協議会等で開催している事業敬老会等に対しまして補助金を出しております。対象者につきまして75歳以上。令和4年度で75歳になられる方です。以上の方が対象となっております。

宮原協議会のほうが、対象者として168名。こちら宮原1部、2部、6部、8部で敬老会を開催しております。その分についての補助が168名分。上田協議会につきましては、205名。北里協議会150名。西里協議会65名。こちら西里協議会につきましても、各1部、2部、3部それぞれで事業を行っております。下城につきましては、実績はありません。黒淵協議

会につきまして216名。全部で804名に対しての補助をしております。

副委員長（児玉智博君） このやり方ですよ。要は下城の協議会はやっぱりコロナもあるしやはりなかなかこう人も集められないということでもう敬老会自体をやらないということで申請されていないのだと思うのです。黒淵協議会もこれ敬老会自体はもうやってないのですが、ただ記念品を配りましょうということで靴下とかそういったのを買ってそれぞれお配りになられているわけです。実際この予算のときに聞いてみたら要は814名とかではなくてやっぱり75歳以上の年齢の人たちの分単価で75歳以上の人口を掛け合わせた予算というのが組まれていたと思うのですが、だけれどももう結局大字協議会ができただけの実績になっていて非常にこれ不公平なのではないか。住む地域で75歳以上の高齢者の人たちが受けられる恩恵というかそういう公費の恩恵を受けられる人受けられない人というふうに出てきてしまっています。一番人口の多い宮原で168名。少な過ぎますよね。やはり町が公費を出すのであれば75歳以上の人を対象というのであれば全ての75歳以上の人たちにやはりこの予算の効果がいくような出し方をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 今言われた75歳以上全ての方にとという部分につきましては、そういったことも内部では検討をしました。しかしながら実際いろんな手続上の問題から言いますと全ての方にそういったものを行き渡らせるということになるとかなりの経費のほうも掛かってきますので、この場合1人当たり1千300円を上限として敬老会を協議会がまとめたものに対して補助するというところで行っておりました。この1千300円分の何かを全ての75歳以上にとということになりますとその分の経費であったりとか当然配付の方法としましてもいろんな手段を考える必要もありますし、経費のほうもたくさん掛かるということで現在のところ見合わせているような状況です。

以上です。

町長（渡邊誠次君） この件に関しましては私よりも当時議長であられました高村委員さんのほうが御存じかもしれませんが、敬老会の費用を捻出するようになったのは当時高村議員が議長の頃で非常に協議会でその頃はいろいろとイベントというか敬老会をしておりました。また婦人会のほうでもお加勢願ってやっておりましたけれどもなかなか費用を捻出するのが難しいといったところがありましたので、一番最初の時点では協議会の要望といいますか婦人会の要望といいますかそういったところからスタートしたところがございます。そこから考えると今コロナの臨時交付金といったところで対応させていただいておりますけれども、当時は当然財源もなかったわけですから一般財源で捻出をしていたといったところを覚えております。事の流れからするとスタート地点が協議会が開催する敬老の気持ちを伝える手段としての方法を地域としてはやりたいんです。だけれどもなかなか経費の捻出が難しいといったところもありましたのでその部分からスタートしているというところをお含みおきいただきたいというふうに思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 今の件について私がちょっと今役場の職員も若い人ばかりでいきさつがわからないと思うので、私が逆に答弁するような感じになりますけれども実際は協議会にお金がないわけです。各大字協議会が。やっぱりこの敬老会を行うに当たっては会費を個別にお金を集めて協議会を積んでおります。協議会の事業として一番出費の多いことでもございましたのでやはり北里町長のときに「是非協議会が行うところだけにやったらどうですか」というようなことで出発したのが始まりでございます。確かに来れない方々もいて「そこだけに弁当を配ろうか」とか大字によって違いますけれども、そのときは恐らく宮原協議会は協議会自体でやっていなかったし地域が広くてできないということで個別にやっただと。その後は宮原協議会もどのようにしてやっているのか知りませんがやっていたと。西里においてはそれぞれ部でやったりしておりましたけれども。下城と黒淵が一所に集めてやっていたということでそれからずっとその一般財源から出していただいたというような経緯がございます。ですから今後は時代背景も町長も変わりましたことですからしっかりそこ辺りは職員の方で知恵を絞って満遍なくやれるようにしていただきたいというふうに思っております。逆に答弁のようになりましたけれどもそういうことです。

委員長（穴見まち子君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩といたします。次は1時からです。よろしく申し上げます。

（午前11時58分）

委員長（穴見まち子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

委員長（穴見まち子君） 午前中の方で質問の答えがある方は挙手でお願いいたします。

隣保館長（前田孝也君） 午前中に児玉議員の御質問に対してお答えができていませんでしたのでお答えいたします。部落解放同盟小国支部の補助金の中で旅費の支出の件ですけれども、一応実績報告のほう確認させていただいて上部団体等への会合等の実績はございませんでしたので御報告いたします。

以上です。

福祉係長（北里仁尋君） 同じく午前中児玉議員より質問のありました、78ページ、医療費一部助成の扶助費の件数についてお答えいたします。

重度障害者医療費こちらにつきまして総件数3千986件。外来が2千248件、入院が287件、調剤が1千451件。すみません、午前中申しあげました件数と集計方法が異なっていますので今の件数が正しい件数となります。もう一度。総件数3千986件、外来が2千248、入院が287、調剤が1千451。

続いて、ひとり親家庭医療費のほうに移ります。総件数804件、うち外来が536件、入院が1件、調剤が267件。

子ども医療費です。総件数が8千947件、うち外来が8千157件、入院が27件、調剤が763件となっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 順番に伺っていきたいのですが、まず医療費助成について。それぞれ入院の実績が287件、1件、27件ということで御報告いただきました。この入院というのは町内町外の医療機関別の実績は出ますでしょうか。

福祉係長（北里仁尋君） 町内町外の実績、今特に出ない。

重度障、ひとり親、子ども医療、すべてにおいて出ないです。

副委員長（児玉智博君） わかりました。それはもう結構です。

それと部落解放同盟小国支部の実績報告書ではその上部団体の要は旗開きとかそういう会議では実績がないということでありましたが、さらに確認させてください。要はそういう研修会の主催あるいは講演にその部落解放同盟が関わっているものへの出席というのがあるのでしょうか。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

一応この実績報告の中だけではその詳しいところまでの確認ができませんので大体研修会名とかだけでの何名出席しました。あとは支出のほうは誰が出席しましたという実績の報告の付け方をさせていただいていますので、ちょっと詳しいところまで私もお答えしかねますので以上答弁とさせていただきます

委員長（穴見まち子君） 80ページまで終わりましたので81からです。86ページ、災害救助費。

副委員長（児玉智博君） 今回コロナ対策として例えば82ページであればこれはもう物価高騰対策で給付金が出ていたり、子育て世帯あるいは住民税非課税世帯への特別給付金というのが幾つか出されております。全部でどれだけそういう給付事業が行われて何軒の人たちが受け取ったのか教えてください。

子ども未来係長（笹原正大君） 私のほうからは子育て関係ということで子育て世帯生活支援特別給付金についてお答えさせていただきます。こちらは低所得の子育て世帯の方へ給付金を給付するものでございまして児童1人当たり5万円の給付となります。人数としましては74名、世帯数は33世帯ということになっております。

以上です。

福祉係長（北里仁尋君） 私のほうからは住民税非課税世帯、臨時特別給付金についてお答えします。

82ページのほうです。価格高騰緊急支援給付金につきましては、こちら非課税世帯1世帯5万円の給付となっております。1千1世帯。

次の、臨時特別給付金につきましては、令和3年度からの繰越事業となっておりますこちら

が同じく非課税世帯1世帯当たり10万円。令和4年度におきましては112世帯の支給となっております。

1ページ戻りまして新型コロナウイルス感染症対策のほうでも住民税非課税世帯に対しまして、こちら先ほど申し上げた繰越事業のところが対象となってまして1世帯1万円の給付をしております。1千34世帯に支給をしております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 82ページはほかにないでしょうか。ありませんか。84ページ。

副委員長（児玉智博君） 保育園費の需用費の賄材料費について伺います。これは納入業者は何社いますか。

町民課保育園長（清高德子君） 全部で11社でございます。

副委員長（児玉智博君） 契約の方法としては、調達する価格等どのようにして決められていますか。

町民課保育園長（清高德子君） 納入契約を行っております。納入の食品の基準、規格が適正であり鮮度及び価格については常に良心的であることというふうに契約書の中にはうたっております。

副委員長（児玉智博君） その価格が良心的であることというふうにされているということでありました。具体的にちょっと聞きたいのが県外ではこれは学校給食ですけれど副食とかではなくて後で教育委員会にも聞きたいと思うのですが、要するに価格がどんどん高騰していった年度当初からなので実際に契約を結んだのは前の年度ということになるのでしょうか、なかなかそれではもう給食が納入できなくなって要は給食を提供できないような状況が全国あるところでは生まれているということでありましたが、この保育園の副食費の賄材料費については要は契約の段階では良心的だと思って結んだ価格が物価高騰で食料品が高騰することでその値段で提供すると納入業者が赤字を出してしまうというような事態にはならないような仕組みになっているのでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） まずもって賄材料につきましては、納入業者の方々を集めてどういった方法で納入するであるとか、今言ったように価格の件につきましても説明を行いまして今園長が言われたように契約を行います。その後言われたように物価変動等に伴いまして価格のほうは若干上下といいますかほとんどの場合が上がると思いますが、その部分については一応契約の中でも業者できちっと話をして当然値上げをせざるを得ない部分につきましてはそういったかたちで支払いを行っているような状況です。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 84ページ、保育園費の中で修繕費なのですがけれどもこれ保育園の課題として園庭内に水がたまるというところ。あともう一つが日当たりが悪い。もう一つが駐車場が狭いというような三つの課題があったと思います。そのうち一つ今回排水のところを修繕したとい

うところだと思いますけれど、今状況としてはちょっとした雨が降っても溜まらなくなっているのですか。

町民課長（宮崎智幸君） 今言われた修繕費のことにつきましては、まずもって排水関係につきましては保育園の裏が山林で山になっている。それから棕子原のほうから流れている用水路がありましていろんなところから水が寄ってきまして保育園のほうに流れてくるというような状況になっております。一部隣接する個人の敷地内に水が入っていくというような状況がありましたものですから、まずはそこに排水が入らないようにということで昨年少し壁を設けましてそこには入らなくしております。しかしながら根本的な排水については当然山のほうから流れる側溝自体を変えるであるとかそういったことを対策を打たないと根本的な解決にはなりませんということで、まず今の段階でできるところからしっかり対応していきたいというふうに思っております。駐車場の件でありますとかそういった部分もできる部分からしっかり対応していきたいというふうに思っております。当然建て替えとかそういった部分の話もありますので無駄になるようなことがないようにしっかり対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 84ページほかにないですか。86ページまで。新型コロナ、児童館、災害救助費までです。ありませんか。

それでは、次に90ページまで92ページです。保健衛生総務費、衛生費の保健衛生費、清掃総務費までです。その中で質問がある方は挙手をお願いします。

副委員長（児玉智博君） 各種がん検診の受診された方の実績を教えてくださいたいと思います。併せて再検査となった方がどれぐらいいらっしゃるかも教えてください。

健康支援係長（後藤 藍君） 各種がん検診の実績の分につきましては主要施策成果調書のほうにも入れておりますが、子宮がん検診479名、乳がん578名、骨粗しょう症129名、基本健診3名、胃がん379名、大腸がん675名、肺がん824名、総合健診171名、腹部超音波889名、肝炎178名、前立腺がん280名となっております。

再検査の人数についてですが、精検の対象者数として110名ほどの精密検査の対象となっております。全体の数字が精密検として出ているのが110名ほどとなっております。

副委員長（児玉智博君） 110名もがんが見つかるというのはちょっと多いかなと思うので、精密に見てみたところが良性の腫瘍だったとかいう部分もあると思うのですが、それが実際そのがんの発見につながった方は何人なのでしょう。

健康支援係長（後藤 藍君） 発見の人数につきましては今手元に資料のほう持ち合わせておりませんので後ほど提出させていただきます。

1番（江藤理一郎君） 88ページ、このとり支援事業助成金です。不妊治療費の助成ということで昨年は10万円ほどだったと思いますが今年は26万3千902円に増えております。この

実績としては一般不妊治療と特定不妊治療、両方やるようになったことで増えたのでしょうか。
健康支援係長（後藤 藍君） 4年度の実績としましては3名の方からの申請が上がっている状況で、件数としては上がっているような状況にはなっております。

1番（江藤理一郎君） 一般と特定、両方上がっているのですか。

町民課課長補佐（高村純子君） 江藤委員がおっしゃったように令和4年4月から一般不妊治療と特定不妊治療が保険適用になりまして、本町でも両方の不妊治療保険適用分自己負担分を1人上限10万円まで助成するようになりまして、この3名全て特定不妊治療で保険適用になられた分の助成金になります。

1番（江藤理一郎君） それから実際出産まで至ったということは。

町民課課長補佐（高村純子君） 3名とも無事御出産されました。

1番（江藤理一郎君） はい。ありがとうございます。

委員長（穴見まち子君） ほかに質問は。

副委員長（児玉智博君） 歯周疾患健診委託料についてお尋ねします。実際に何名の方が健診を受診されて実際にそういう健診を受けられた方で口腔内の状況、歯周病疾患をお持ちの方とかあるいは虫歯がある方というのは記録として残されているのでしょうか。

健康支援係長（後藤 藍君） 歯周疾患の実績としましては、令和4年度37名の実施のほうがあります。健診のほうを行っていただいた際に問診等を行って歯科医師の先生方のほうから指導が必要な方であったりということではその場で指導も含めてしていただいているところで実施のほうを行っておりまして、実施をしていただいた部分についての先生からの内容のものについては問診票を通してこちらでも把握のほうさせていただいております。

副委員長（児玉智博君） では37名の方の状況というのはわかりますか。

健康支援係長（後藤 藍君） 申し訳ありません。今詳細の部分についてはちょっと今わからない状況ですので後ほど回答のほうさせていただきます。

委員長（穴見まち子君） 91ページまでないでしょうか。92ページ。

副委員長（児玉智博君） まず92ページの河川水質検査委託料についてお尋ねします。これはどの河川のどの場所で検査を委託されているのでしょうか。

町民課審議員（田邊国昭君） 河川水質検査を委託して検査を行っております。町内10か所の河川で調査を行っておりまして令和4年度で実施した箇所は河川名というよりも箇所で説明したいと思えます。まず尻江田橋、鯛ノ田橋、滝ノ上橋、二俣橋、そして下城の築瀬、杖立、山川、山角下鶴、そして柏田、地蔵原橋という10か所で検査を行っています。

副委員長（児玉智博君） 山角下鶴というところでされているということでした。これ西の下組の道路新設工事に伴う説明会があったときに地元の方から本村川で「最近よく泡がたっている」、「臭いもちょっとひどいことになってる」ということで「一体それは家畜に由来するものなので

はないか」というような声も上がりましたがけれども、ちょっと考えてみてもその上流川に水が流れ込むようなところで今家畜を飼われている人もいないので何なのかなあというような気がしておりました。そういった部分で山角下鶴では何か問題は出ていないのでしょうか。

町民課審議員（田邊国昭君） その話に関しては先日建設課のほうからもお話をいただいて前年の結果ということで山角下鶴地区での水質に異常はなかったのですが、その話がありましたので私も本村川のほう2度ほど見に行きまして濁りそして泡立ちということで調査してみましたが私が行ったときにはそういうことがなくて大分上流まで上ってみて家畜があるそういった業者もおりませんでした。黒淵地区ですので農集排の区域でもありますので生活排水垂れ流しというところも大分少ないかなと思います。今のところちょっと原因がわかりませんがまた濁りが出たようなときに出向いて行きたいと思います。水質検査を行っています山角下鶴はその下流となりますので毎年12月に見積入札を行って1月に採水して検査を行っておりますが、その辺りまで場所を変えて水質検査を行っていいのかなというふうに思っております。

副委員長（児玉智博君） 山角下鶴になると要はもともと蓬莱団地の下のほうから流れ込んで蓬莱川になるのですが、蓬莱川との流れ込みが検査できなくなるので別個その蓬莱川も検査するならいいんだけどもなかなかそっちのほうが見えなくなるのではないかなというふうに思うので、場所を変えるというか要はそういう年に1回そういうふうにするのも大事なのですが、やっぱりそういう問題があったときに地域からの情報提供がしっかりとこの町に届いてそのときにやっぱり水を採取して検査するということがやっぱり一番効果的なのではないかと思いますが、そういう臨時的な水質検査というのは予定されていませんか。

町民課審議員（田邊国昭君） この令和4年度もそして今年度令和5年度でも臨時的に水質検査を行う予算というのは計上されておられません。

委員長（穴見まち子君） いいですか。92ページまで。

副委員長（児玉智博君） 清掃（RDF・リサイクル）施設運営費負担金ということで1億664万円計上されております。これはそのほかの自治体市町村の負担金がどうなっているかはわかりますか。

町民課審議員（田邊国昭君） これは毎年阿蘇広域行政事務組合の中での負担金ということで小国町を含めて7市町村の割合が決定されておりますが、負担額としてはRDFに関してもそれぞれの市町村で金額の算定ありますが毎年阿蘇広域行政事務組合のほうから来年度に掛かる費用というのを総額を算出してその額を人口割と均等割をして計算算出されていくことになっております。1市町村ずつ金額を示したほうがよろしいですか。すみません、4年度の負担割合については今手元に資料がありませんでした。後ほどお答えしたいと思います。

副委員長（児玉智博君） では併せてその北部火葬施設も同じように他の自治体の負担状況を御報告願えればと思います。併せてお願いします。

委員長（穴見まち子君） ほかにありませんか。

それでは121ページから教育委員会費です。これは教育委員会所管の始まりで121ページから最後まで146ページまで一緒をお願いします。質問のある方は挙手で。

副委員長（児玉智博君） 122ページの教育委員会の事務に係る点検評価員謝礼ということで1万2千円支出されておりますが、これは何人の方に対して出されているのか。またその評価員というのはどういう方がされたのか教えてください。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 評価員の人数につきましては、2名となっております。実施につきましては、2回実施しております。評価員につきましては、教職OBの方を2名選任しております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 評価するための機会が2回あったということですが、それはどういった方法でやられますか。要は例えば学校教育とか社会教育とかありますけど例えば学校に出向いて実地検査などもやられるのか。また社会教育施設なんかに行かれてどういう取組がされているかというのを実地検査とかされるのか。それともう書面だけでやるのか教えてください。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 資料でも点検評価の結果について提出しておりますけれど、中身の詳細についても書いてはおります。まず1回目決算が終わりまして事務局のほうから各係三つございます。その係のほうからそれぞれ口頭で資料辺りの説明といたしますか教育委員会の事業について報告をいたします。そこで質疑があればその質問に対して事務局から答えるというような形式をとっております。それから約1か月後ぐらいまでこちら側は評価した部分につきまして評価員さんに評価をいただくというような形式で報告をいただく会議としております。2回目の会議はそういった会議となっております。

副委員長（児玉智博君） やっぱり実地検査というかどうかその現場を見ないとわからない部分というのはあると思うのですが、それはそういう仕組みになっていないのですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 評価員さんから要望があれば学校辺りとかそういった現場の説明にはまいりたいと思っております。今年度も後で補助金に出てきますけれども鏡ヶ池の銅鏡辺りの成果品辺りは見ていただきました。

以上です

委員長（穴見まち子君） 124ページ。

副委員長（児玉智博君） 124ページの負担金、補助及び交付金ということで小国高校支援補助金ということで魅力化の会に出されております。これ毎年お尋ねしていることではあります令和4年度はこのお金がどういうふうな使われ方をされたでしょうか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 令和4年度の実績についてお答えいたします。大きく五つの部門といたしますか事業について支出をしております。小国町からは180万円の支出それから

南小国町から120万の補助金をしております。合計で利子の収入も含めまして300万6円の実績となっております。まず部門としまして、生徒の学力向上及び進路目標達成に係る事業としまして165万2千908円です。中身につきましては、ICT関連でスタディサプリの利用料それから検定資格辺りの補助を行っております。それから次の部門としまして就学支援事業こちらが88万9千100円です。内容としましては、新入学生徒の入学金補助、教科書の補助。それから県外生徒の通学費の補助を行っております。三つ目の事業としまして、広報活動事業こちらが37万8千431円です。中身につきましては、主に看板製作となっております。それから部活動支援事業、四つ目です。6万8千円となっております。こちらにつきましては高校総体の文化祭のほうの開会式のバス代で計上しております。最後に事務局費としまして1万1千567円となっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） これもう何年目になりますかねということをお尋ねしたいのと結局これをやり始めてから入学する生徒の数は増えているのですか。多分子供の数自体が減っているから増えるということはないのかもしれないけど要は割合ですよね。小国中学校、南小国中学校を卒業する生徒で小国高校に進学する生徒の率の向上は見られているのでしょうか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 補助金を開始した年度につきましては平成24年度から当初24年度は50万円からスタートしております。それから入学者数の推移につきましては過去5年です。平成30年度から令和4年度小国郷小国町と南小国町からの進学率は52%です。さらにその5年前、平成25年度から平成29年度での5年間で平均48.6%となっております。成果といいますか3%か4%の進学率の伸び率としては出ておりますので、保護者負担軽減という一番そこが大きなところでありますのでそういったところから小国郷内小国中、南小国中学校からの進学者が少しは増えているかと思えます。ただ今後子供の数も減ってまいります。過去5年間の平均が52%と言いましたけれどもこの5割ぐらいで進学率が進んでいきますと今後の8年間で7回が単学級になる可能性が出ておりますのでいかに今後進学率を上げるか。それから小国郷外から小国高校生を迎え入れるような仕組みづくりを考えていかなければいけないと思っております。

副委員長（児玉智博君） いや5年間平均ではなくて単年度ごとの割合はどうなっているか教えてください。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 令和4年度につきましては58.5%、令和3年度41.3%、令和2年度59.1%、令和元年度62.4%、平成30年度38.6%、平成29年度58.8%です。

副委員長（児玉智博君） 今言ったようにこれ成果が出ているというふうに言えるのかと。だって29年度が58.8%で30年度は38.6%にガクンと下がって元年度は62.4%でここが一

番高いけど、これが要は右肩上がりになってきてればこの成果というふうに言えるのかもしれないけど単年度ごとにこんなばらつきがあるのが果たして本当にこれは成果と言えるのかというふうに思うのです。

それで結局この180万円。南小国町も120万円出しているから合計300万円の使われ方を見てみると、入学のことで何かスタディアプリとかあと何かその検定この生徒さんが受けるお金を補助したり教科書代を補助したりとか。要はこれ生徒個人に対する生徒個人というかその生徒の親になるのかもしれないけどする支援というのに力が入れているわけです。それで同じ小国町民、南小国町民の高校生で小国高校に行けば両町が支援するけど小国高校以外の阿蘇中央高校であったりとかあるいは熊本市内の進学校とかあるいは実業系の学校。そういうところにやったら町は支援しないということになってしまうのでこれは町民間の不公平な状況を生んでいるのではないかとこのように思うわけです。やはりこれ生活が苦しいから小国高校にやるというその一つの選択のやり方としてそういう側面ももちろんあると思うのですが、では町外の高校に進学させている人は余裕があるからよそに出しているかといえばそうではないと思うのです。やっぱり家計は苦しいけど子供たちの将来を思ってやっぱり普通高校を出すより工業高校で何か手に職を付けたほうが将来この子のためになるかと思ってやはり無理をして進学させているという家庭は少なくないのではないかなと思うのです。そういうことを考えるとこれいつまでもこういうお金の毎年同じようなやり方をしているのが果たしてどうなのかというふうに思います。そもそもこれ何で出し始めたかという高校再編の話があって小国高校が存続が危ういかもしれないというふうになったことからそういう動機で始まったかと思うのですが、今のところ新たな高校再編の話もないですしこれいつまで経ってもこういう出し方でいいのかと。例えば今ちょっとお話ありましたけどやはり1学年1クラスというふうなことになったときにそうなるとうっかり配置される教職員の数も減って、そうなるとうっかり専門教科の日本史の先生が地理を教えたり生物の先生が物理を教えたりと本当専門的なことを教えるのに非常に困難な時期が来るのかもしれないけれども、そういうときに町の予算で加配するとかいうのはあり得るのかもしれないけれどやっぱり直接生徒の金銭的な支援を小国高校に来たらするけど、よその高校に出たら同じ頑張っている生徒に対してやらないよというのはこれ不公平ではないかと思いますが、その辺どのどのように考えられていますか。

町長（渡邊誠次君） 予算的な部分からすると両町で小国町と南小国町で300万円で小国町の魅力化を進めさせていただくという方向性でずっと話をしておりますので、その部分では応援をさせていただきたいなというふうに思います。児玉議員言われるように保護者の皆様も子供たちもそうですが将来のことをそれぞれ考えていらっしゃると思います。その不公平感はあるかもしれませんが。しかしながら小国高校を存続させると小国高校の魅力化をもっともっと発展させるといった意味では少なからずも両町で応援していこうというところでございます。その中でもなかなか

か地理的な条件も小国高校やっぱり熊本市内の高校と比べるとなかなか塾に行くのもやっぱり行きにくいというところもありますので、スタディサプリという方法をとらせていただいて小国高校のほうがそういったところで有効に活用していただければいいかなと思っております。確かに再編の話は現在のところ聞き及んでおりませんが、再編の話があつてからまたこういったところの部分を入るとするのは難しいのではないかなと思っています。平素からこういったかたちで小国高校の支援をしていくことが大事なのではないかなというふうに思っております。特に小国高校から大学のほうに進学していく。これからいろんな日本の大学だけではないと思いますけれどもいろいろな考え方がありますので、その部分では町のほうは支援させていただきたいというふうに思います。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 最後にもう1点ちょっとお尋ねして終わりたいと思います。この件について。これですね小国高校を卒業して小国郷に残った生徒が何人で推移しているかというのは確認されていらっしゃいますか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） その点につきましては追跡調査というのは教育委員会では行っておりません。必要であれば個々に確認して後で報告したいと思っております。

教育長（村上悦郎君） 先ほどの小国高校の件でございますが今先ほど言われましたように小国高校しっかり頑張らせていただいています。先ほどの支援金と思えます。今年は高校からもありますように大学等に大変多い人数が合格したということ。高校のほうもこの支援スタディアプリ等ありがとうございますというようなことでした。あらゆる方向から先ほど言われましたやっぱり2クラス維持というところで小国高校から大学に行けるというところを今高校のほうも一生懸命模索しておりますし、いろいろところで生徒の数を増やそうというところでやはり僕らも中学校高校とつなぐところからも。やっぱり小国町から小国高校がなくなる。何もしなくてはなくなってしまう。分校化になってしまう。そうすると15、16、高校生の年齢の子が小国からいなくなる。そうするとその家族辺りも出て行きます。そんなところも含めて家族にも魅力ある高校といいますか就職、大学等も含めてというところで教育委員会辺りもいろいろなところを模索して魅力化に協力していかなければならないというふうに今思っているところです。

以上です。

副委員長（児玉智博君） せっかくの機会ですので。これは是非ちょっと教えていただければ。わからないから聞きますので本当に。分校になると例えば阿蘇中央高校小国分校になると小国高校というのが残るといえるのでは要は小国高校という名前はなくなりますよね。ただそうなった場合に生徒保護者の側からどういった不利益があるのですか。というのがさっき教職員の数が減れば例えば日本史をふだん教えている先生が地理を教えないといけなかったり生物の先生が物理を教えないならなかつたりというので、これはやっぱり生徒にとってやっぱり指導というか質

が落ちる可能性があるから不利益になりますけれど、分校の場合だったら本校からそういう地理の先生が分校にはいないけれども地理の先生がこっちに来て自分の専門分野を教えられる指導できる。生物の先生が来て生物を指導教えることができるというので、それは先生からしてみればちょっと負担は増えるけれども生徒側の不利益というのは何なのか教えていただけますか。ちょっと本当考えるけれどわからないので。

教育長（村上悦郎君） お答えします。

僕も正確な答えを持っていないのですが。分校というかたちになったときにどういう教育体制というのを僕らちょっと把握しておりませんのでお答えできないのですが。そしてやはり僕は思うとやっぱり子供たち同士で切磋琢磨で仲間で磨き上げるというような部分ございますですね。同じ地域で。そこら辺のところもやっぱりより多くの小国っ子たちが一緒にいるところ得られるものも大変多いのではないかと。分校になったときにどんな教育体制でカリキュラムでというのを僕は把握していませんのでお答えできません。

3番（高村祝次君） 私は児玉議員とちょっと反対です。もうこのくらい300万円ぐらいの予算ではなくてももう少し父兄の負担の掛からないようなことをやってもらいたい。そしてやはり小国高校の存続をやってもらいたいという思いがしております。やはりそのためには生徒が勉強できるような雰囲気づくりというのを。やはり塾も小国には高校生が行くような塾があるかないか知りませんがやっぱりそういう先生も町がしっかり支援をしていくというようなことをやって、やはり小国高校に行っても熊本の濟々巒に行っても大学は変わらないではないかというような雰囲気をやっぱり作っていくべきではないかなというふうに思います。確かに都会に出たらやっぱり若い人たちはとても小国には帰ってきません。ですからやっぱりどこの学校に行っても本人のやる気を作ることはやっぱり一つの親の宿命というかできないところをそれを町が応援するというのをやっぱりやっていかないと。確かに熊本に行く子はどう小国高校に町が補助しても熊本のほうに出ていくし、しかしもらっている人たちが「本当に小国高校でいいんだ」というような雰囲気をやはり町が作るべきではないかなと思います。しっかり意見は違いますがやっぱりその町民の間で差があるのではないかという話になるかと思いますが、やはり小国高校存続のためにはやはり町がしっかり応援して子供たちが一生懸命勉強ができるような雰囲気を作って夢を持てる小国高校にやってもらいたいという思いがしています。

以上です。

教育長（村上悦郎君） ありがとうございます。小国高校でと。町が。小国。高校に行くのは学力だけではないと思うのです。やっぱり大学だけではないと。しかしやっぱりある程度目標となる。全国のところいろいろ探すと公設塾というのがあります。町が塾をしている。3千万円それに掛かる。これはもう絶対出したら駄目だなということですね。けどそこでする成功例というのがあります。やっぱノウハウ辺りもいただきながら勉強していきたいと。また違う方法でやはり

小国をと。町づくりと高校生というのは違うかもしれませんが教育と町づくりというところは今後つながっていくようにしなければならないのではないかなというように今思っているところがあります。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） 小国高校の件ですけれども保護者の方から「高校無償化になっているけれども実際は小国高校の場合は育志会などで1人当たり徴収があつて、それで親の負担は無償化と言えども変わらない状況である」と。あとは「高校生の人数が少なくなると、その負担が増えてくるのではないか」というような懸念もありましたので、その辺りもし御存じでしたら小国高校の件おわかりですか。

教育長（村上悦郎君） お答えするもの何も持ちません。徴収金等わかりません。申し訳ありません。

1 番（江藤理一郎君） 育志会のほうで実際そういうふうな動きがあるという無償化だけれども実際親の負担は変わらないということですので、例えばこういった小国高校の補助金の内容をその負担などに補助してあげるとかそういったことを少し検討もいただけるとどうかと思います。

委員長（穴見まち子君） ではこれで休憩といたします。あとは2時10分でお願いします。

（午後1時57分）

委員長（穴見まち子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時09分）

委員長（穴見まち子君） 125ページから。

健康支援係長（後藤 藍君） 先ほど質問がありました分につきまして回答をさせていただければと思います。まずがん検診の分につきましてですが、令和4年度につきましては4年度の11月の検診などを実施している分についての報告のほうはまだ出ていない状況もありますので、令和3年度をまずお伝えのほうさせていただければと思います。

発見がんの人数につきまして胃がんが1、大腸が2、肺がんが1、乳がんが2、腹部超音波が2、合計で10名となっております。

続いて、歯周疾患のほうについて回答のほうさせていただきます。歯周疾患のほうにつきましては、要指導となられた方が6、要治療となられた方が21、異状なしが10というかたちになっております。そのうち治療の中でも、う歯についてが12名、歯周疾患については13名ということで重複している部分もありますので件数として単純な計算では合わないところはあるかと思ひます。

以上です。

町民課審議員（田邊国昭君） 先ほど質問のありました阿蘇広域行政事務組合に負担しております小国町の割合で清掃費の中にあります清掃（RDF・リサイクル）施設運営費負担金ということ

で負担額について説明いたします。阿蘇広域行政事務組合7市町村で行われておりますが、清掃施設費に関しては西原が含まれておりませんので6市町村で負担しております。負担額としましては、阿蘇市が3億8千251万1千円、南小国町が6千259万8千円そして小国町が決算書にもあります1億660万4千円、産山村が3千732万7千円、高森町が8千474万1千円、南阿蘇村が1億3千527万1千円、市町村の合計としまして7億9千905万2千円となっております。

そしてもう一つ御質問のありました火葬施設の負担金について小国町と南小国町で負担しております割合金額のほうがちょっと資料が出てきませんでしたのでもう少しお時間いただきたいと思っております。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 小国高校生が地元にとどれだけ残っているかというところで、こちらで把握している数字としましては令和4年度の卒業生の状況として把握しております。3月現在の資料でございますけれども59名の卒業生のうち3名が小国郷内で就職というところで地元に残っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） RDFの負担金についてなのですが小国町より南阿蘇村のほうが約3千ほど負担が少ないような感じですけど、人口は南阿蘇より小国のほうが多いのですか。1億3千と1億6千とか言われたけれど。あ、1億1千。6千って聞こえた。すみません。

委員長（穴見まち子君） 125ページから今度は。146ページまで一緒に。今の125から。聞いてほしいところをいきます。

副委員長（児玉智博君） それでは128ページのスクールバス委託料について聞きます。小学生が135人、中学生が21人、利用しているということで御説明があったかに思いますが、現在2社に委託しているかと思いますが運転手の年齢はどうなっていますか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 今の質問にお答えします。現在おっしゃるとおり2社で8台のバスを運営しておりますけれども、8人の運転手の年齢につきましては特にこちらでは把握をしておりません。

副委員長（児玉智博君） ちょっと一般質問でも通告しているので簡単にちょっと問題提起というかしておきたいのですが。実際小国町にはこの2社以外にもタクシーなんかを運行しているところがありますが、やはりドライバーの年齢がもう大体70代が中心になっているというような状況だと聞いております。そうなりますともう10年先には80代が中心になるとこれ以上若い人が入ってこなければですね。そうなった場合にその10年先スクールバスがどうなるのかということでやっぱりなってくるかと思っておりますので、そういった先々まだこの2社が受けられるうちはいいですがもしそうなった場合にスクールバスをどうするかとかいうことも検討をしなければならないときが来るかと思っておりますが、そういったのは教育委員会としての問題意識はありますか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 高齢の方が主にはなっているのですけれども退職されて免許を取って就職されている方もいらっしゃるようで、そういう方にも期待したいなど考えているところではあります。

委員長（穴見まち子君） 128。次に130。ありませんか。質問はどうでしょうか。131から教育振興費からです。134社会教育費まではありませんか。136ページ。公民館費、集会所運営費はないでしょうか。

副委員長（児玉智博君） 136ページ、奨学金貸付金について聞きます。108万円ということ貸付けされているようですが、これは何名の方にまた進学先はどういった学校になるのか教えてください。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） お答えいたします。奨学金108万円の内訳については、2名の方に貸付けを行っております。在学につきましては県内の4年大学それから2年の短大のお子さんに貸付けを行っております。

副委員長（児玉智博君） まず確認なのですがこの奨学金貸付金の歳入部分というのは要は償還された部分を次の方に貸付けているということになりますね。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 議員がおっしゃられるとおり奨学金基金事業で執り行っておりまして、貸付けがある場合は基金からの繰入れそれから返還で戻ってきたお金については基金に積立てるという歳出でそういった積立てをしてサイクルを行っているような状況です。

副委員長（児玉智博君） つまり一般財源からはこういった奨学金事業については何も小国町としてはやっていないということになると思うのです。もう先ほど来から180万円小国高校に進学すれば180万円のうちから大体半分以上は教科書代を支援してもらったりとかできるわけですが、それから先例えば小国高校を卒業して大学でまた学ぼうとしてもあるいは小国中学校からそのほかの高校に進学したとしても要はこういう貸付けですね。要は卒業後に返さなければならない支援しかないわけです。そういうことを考えればやはりもうこれは一方でもう同僚議員の中から小国高校をもっと出すべきだという意見も出ましたけれど、やはりそういうふうにするのであればこの一方でのやっぱりこの奨学金なんかもうせめて給付制の奨学金なんかも考えていいのではないかと思います、現在そういった検討はされているでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 町での奨学金の給付という検討はしておりません。ただ県で所得に応じて給付という制度はできております。

3番（高村祝次君） 133ページの寄宿舎居住費ありますけれども今は中学校の寄宿舎には何人ぐらい生徒がいますか。

学校教育係長（松本 恵君） お答えします。寄宿舎は令和4年度は19人入ってまして男子生徒が7名、女子生徒が12名入舎していました。

3番（高村祝次君） 先ほどからスクールバスの話も出ましたけれども、やはり運転手が高齢者に

なってくると私は逆に中学校の生徒は全寮制とかいう方向に持っていかないと今スクールバスの運転手はほとんど私たちよりも年配。上の人もおります。ですからあとの人が二種免許を持たないと運転ができない。そのために今乗合タクシーとかスクールバスとかの運転手にとられて夜間のタクシーが小国は動いていないような状況です。ですからやっぱり今後は逆にスクールバスを考えるよりも中学校の全寮制とかいうことを私は考えていくべきではないかなという思いがしております。10年先には恐らく運転手がいらない。役場を辞めて二種免許を取って運転をしてもらえば今もう課長さんたちが辞めた後仕事もありますので、そんな何か考えていかないと非常に難しい時代が来ると思います。このことについては私も一般質問でいろいろ言いますから。ここにとめておきますけれども。しっかり今のうちに10年後非常に厳しい小国町になっていくと思いますので、しっかり役場の職員の方知恵を絞ってですね。今私役場の職員の方を見ていると町長はあまり私のように主張する町長ではないかなと。職員任せではないかなというように思いがします。非常に職員の評価はいいのではないかなという思いがしております。ですから職員の方の知恵を絞って町長にアドバイスをして行ってしっかり小国町の10年後の教育とかいろんなことを議論を重ねてやってもらいたいと思いました。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかにありませんか。

1番（江藤理一郎君） 関連してその寄宿舎のほうなんですけれども寮監の方の確保がなかなか難しいというのが以前からの課題だったと思います。今現状どのようになっていますでしょうか。

学校教育係長（松本 恵君） 答えます。寄宿舎の舎監になりますけれども男子寮と女子寮で分かれていますので、男子寮は今の小国中学校の講師で県のほうから派遣していただいています講師が舎監をしております。女子寮のほうは昨年度令和3年度と変わりませんが町のほうで雇っている会計年度職員を1名配置しています。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 今後も確保は大丈夫なのでしょうか。

学校教育係長（松本 恵君） 県のほうの動きとかはちょっと私のほうでは何とも答えがわからないのですが、例えば女子寮の舎監のほうは会計年度任用職員ですので単年度の任期というところもありますので、毎年町のほうが一括して行います募集のところでもうちの必要な人数のほうを申請しまして総務課が行う一括の募集と同じところで募集をしております。現状はちょっと応募してくださっていますので配置のほうができますけれども、毎年そこはとても心配しながらやっているところが正直なところではあります。

1番（江藤理一郎君） 続いて調理員の方の確保についてはいかがでしょうか。

学校教育係長（松本 恵君） 調理員も今2名町の会計年度任用職員で配置しておりますけれども、調理員もやはり舎監と同じように高齢化あとはやっぱり人材のほうなかなか応募のほうどこの

分野もあると思うのですけれども、そういったところで何とかといいますか勤務していただいているというような状況です。

教育長（村上悦郎君） 寮舎監のことでお答えします。県のほうから臨採ということで今雇っていただいているのですが、高校のほうの寄宿舎寮も入れるというようなところで県といろいろなお話をしたときに県のほうは舎監をもうなくしていく方向。これ働き方改革というところですね。ですから会計年度任用職員というところで先生たちと切り離してという方向性を持っているというお話をいただきました。また今度来年度の人事があるのですがそのとき辺りに中学校のほうはどうなのか。中学校のほうはまだそういったことはそういう状況ではありますが県に3校しか中学校ありません寄宿舎ですね。そのところをお願いをしているところで。まだ来年度はなくしますとかどうするということはお聞きしておりません。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 134ページの報償費の人権子ども会学習会指導者謝礼ということになっておりますが、この学習会はどこが主催しているのでしょうか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 主催につきましては、町と教育委員会で行っております。

副委員長（児玉智博君） 町と教育委員会の主催ということでありましたが、ではその対象となる学齢はどうなっていますか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 小中学校につきましては、1年生から9年生まで。全家庭に応募の通知をいたしまして希望者を募っております。高校につきましては、学校のほうから周知いただいて生徒を集めていただいております。

副委員長（児玉智博君） では小中学生のうちに実際参加している人の割合はどれだけになっているのですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 小国小学校につきましては、247名中33名の方が参加いただいております。小国中学校は、151名中20人の生徒が参加していただいております。

副委員長（児玉智博君） この33名のうちに放課後児童クラブと重複して利用している人はいますか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 放課後児童クラブにつきましては町民課で運営していただいておりますので、その重複については教育委員会としては把握しておりません。

副委員長（児玉智博君） いずれにしてもこれ274名中の33名ということは大多数の人は利用しない。大体学童保育であればもう4年生にもなると結局おもしろくないもんだからある程度自分たちで遊べるようになるから行かないということなんですけど、この学習会については中学生も20名参加しているのでそういうことはないと思うのです。高学年になったら行かないよということはないと思うのです。これ町と教育委員会が主催しているのであればやっぱり教育の機会均等ということであるべく参加する割合を増やすべきだと思うのですが、なかなか27

4人中33人、151人中20人と。そういった利用人数にとどまっている部分について何か課題はあると考えていますか。

教育委員会事務局長（久野由美君） せっかくの機会ですので広く利用していただけたらいいと思うのですが、人権子ども会もそうですし放課後の未来塾にしましてもなかなか人数が集まらない状況でそこはちょっとどうにかしたいと考えているところではあります。

副委員長（児玉智博君） まだ課題が何なのかもわかっていないという状況ですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 人権子ども会につきましては4月に応募をかけて5月からスタートしております。随時受入られるように学校の先生方からも子供たちに気になる子とかがいれば直接話をさせていただくなりして呼びかけで途中参加していただいているお子さんもいますのでそういったかたちで呼びかけについてはしている状況です。

副委員長（児玉智博君） 今のその気になる子というのはどういうことですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 子ども会の中で学力の面で教科補充の学習も行っておりますので、基礎学力辺りでなかなか解くのが難しいそういったお子さん方にも先生がその集会所での学習会があるというようなことをお声掛けいただいて保護者が同意していただければこの学習会に参加しているという状況になります。

副委員長（児玉智博君） それでは次の135ページからこの学習会が開かれているという教育集会所の予算が出ております。いわゆる教育集会所というのは同和地区指定された地域の中に建てられるというものです。対象世帯数が30世帯以上のところに建てられているということでありました。ただ結局でもこの間この委員会の中での質疑の中で対象世帯が今何世帯かといっても「それはもうわからない」という答弁が帰ってきているというのが現状であります。まず確認です。この集会所は令和4年度の使用実績がどうなっているか教えてください。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

倉原の教育集会所の利用についてですけれども令和4年度については先ほどからお話がありますが人権子ども会の学習会で御利用をいただいております。毎週月曜日の5時半から7時までです。水曜日が4時半から6時半までです。一応先ほども参加している人数ですかね。小学生中学生お話が教育委員会からあったかと思えますけれども具体的に総人数はちょっとまとめてはいないのですが、一応利用的には人権子ども会学習会に参加している中学生あと小学生あとは教職員の方の学習会とかというところも合わせて使用されているのではないかというふうに思っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 何回やったのですか。

隣保館長（前田孝也君） 週に2回の利用で約100回というところだと思います。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 実際にその管理は前田係長がされているのですか。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

実際に全体的な管理のほうは隣保館のほうですということになっておりますので管理のほうはやっております。しかし清掃業務についてはお一人の方に清掃のほうをお願いしております。月に6回入っていただいて1日辺りは4時間入っていただいております。一応倉原集会所の清掃業務と集会所の駐車場の清掃。あとは下の湯原児童公園の清掃業務その他一応必要な部分ということで清掃の部分をお願いしてあります。まるっきり任せっきりということではございませんので館長として私のほうも一応業務に入られる日は必ず朝からお電話をいただいて一応退勤されるまでの時間の御連絡をきちんといただいて、実際に倉原集会所のほうに足を運びまして確認をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 管理されているのですかと聞いた意図というのが要はほかの施設ですよ。町営の体育施設とかあるいは美術館とかも利用者の人数を1けたまで答弁されるではないですか。それを回数も100回程度と言ってからざっくりして正確ではないですよ。要は普通は使った人が「何月何日の何時から何時までで何人で使用しました」というのを各旧小学校の体育館ですら書いて教育委員会の事務局に持って来るなりしてそこで使用料というのを払うわけですよ。そういった管理はされていないのですか。管理していたら多分「何回です」ってちゃんと答えられると思うのですけど。

隣保館長（前田孝也君） 倉原集会所の使用申込みについては一番最初当初に1年間5月から3月までで申込書を出していただきますのでその都度ということではございませんので、大体ちょっとこの手元にあるのですけれども使用人数が大体40人ということで申込書をいただいております。その年間に月曜日水曜日先ほど申し上げた時間で会議室を使うという申込みをいただいておりますので、実際何人利用されたということについては教育委員会辺りと情報共有してそこら辺はきちんと管理をしていくべきだというふうには思っておりますので、そこら辺はちょっと管理上少し抜けている部分だったかなというふうには思ってます。

以上です。

町民課長（宮崎智幸君） 今言われた部分につきましては正確な数字の集計をしていなかったということなので、これからちょっときっちと受付名簿辺りを人数の把握ぐらいはしっかりと行うようにちょっと改善します。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 鍵は何本あって誰が持っていますか。

隣保館長（前田孝也君） 鍵についてはまず隣保館の1本。あとは小学校、中学、高校でそれぞれ使われますのでそこで1本。あと清掃業務に入られる方が1本持たれているので全部で5本。恐

らくサブがあると思いますので隣保館で恐らく2本持っていると思いますので6本あると思います。

以上です。

副委員長（児玉智博君） それはあまりに鍵の本数が多いと思うのです。大体公共施設でそんな何本も鍵を作っているところがほかに心当たりありますか。

隣保館長（前田孝也君） 私もちよっとそこら辺りはわからない部分ですので明確にお答えができません。申し訳ないです。

町民課長（宮崎智幸君） 先ほどの集計の件も含めまして鍵の管理、施設の管理の方法につきましてはしっかり必要最低限の本数で管理ができるように。貸出し等も含めてしっかり施設の管理者として管理ができる体制というのはちょっと見直したいというふうに思います。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 138から先です。坂本善三美術館費。

3番（高村祝次君） 善三美術館も特別会計から外されてここに入っておりますけれども、入館されている方何人ぐらいおられますか。

文化振興係長（山下弘子君） 令和4年度の入館者数は5千52名です。令和3年度が4千465名でしたので587名の増加です。

3番（高村祝次君） 入館数は大体あんまり前年と変わらないかなというふうに思っておりますけど、しっかりいろんなイベントをやって。イベントやれと言っても経費が掛かるイベントやっても結局は一緒ですので経費の掛からないイベントをしないと意味がありませんので。しっかりその辺は頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 137ページから町民センター費がございますが140ページの清掃委託料についてちょっとお尋ねします。この町民センターの清掃を委託しているということですが、けれども大体その契約の内容はどの範囲をどのような掃除をするようになっているのでしょうか。というのがそこら辺の壁の木の板の上なんか指で姑みたいになぞってみるとほこりが付くのですけど。最後にそこを掃除したのはいつですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） センターの清掃業務につきましては、中身的には二つの契約を行っております。日常清掃こちらにつきましては週3日、月、水、金、8時半から11時半まで委託しております。こちらの金額が94万7千100円です。年間12回に分けて均等割で支払っております。

それからもう一つのワックスがけです。こちらにつきましては年1回です。全館の各部屋、廊下、ホールの床清掃を行っております。

議員の御指摘にありましたほこり等につきましては今契約している会社のほうにそういうとこ

ろも掃ってもらいながら床を掃いてもらうように日常の清掃についてしていただくように連絡はしたいと思っております。

副委員長（児玉智博君） 例えばその窓ガラスですね。外側はなかなか大変でしょうけどうちから拭ける範囲なんかでの拭き掃除なんかはこの中に入っているのですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 内側から拭ける部分については年度末に職員のほうで対応しております。外部の1階につきましても水洗いで拭き上げるようなかたちで職員が対応しております。高いところの2階3階につきましても足場等とか危険なところもございますので大体3年に1回ぐらいで外部委託をしたいと思っております。

副委員長（児玉智博君） なるべく委託のできる部分、委託しなくてもその職員だけでできる部分とかいろいろあると思うのですが、やはり窓拭きも年度末に1回だけ年に一遍というところと余りにちょっと少ないかなとか思いますので、その辺も含めてちょっときれいに。せっかく建てた建物ですから長くきれいに使えるように管理していってもらえればと思います。

委員長（穴見まち子君） 141ページ。そこまで何かありますか。

1番（江藤理一郎君） 新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中の委託料、社会教育施設予約システム導入・管理委託料。これ新しく導入されたものだと思いますが運用されてみて何かよかったところ。例えばいろんな施設の収入が増える傾向があるとか若しくは何かほかに課題ができたとかいうのはありますか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） コロナ対策のほうで社会教育施設のシステム予約のほう入れさせていただきました。令和5年度から稼働をしております。利便性が一番ですね。住民が教育委員会に来なくても予約ができるということは非常に利便性が高いのではないかと考えております。課題としましては電子決裁。支払いについてはやはり役場なり銀行に納付書を持って支払っていただかないといけないというところがございますので今後はそのDX化辺りの中でそういったところも含めて検討していかなければならないと思っております。

1番（江藤理一郎君） もちろん電子決裁とかそういった仕組みは取り入れていっていただきたいと思えますし、あと例えば休日土日になると職員の方お休みだと思えます。その場合の対応というのはどういうふうに。例えば施設を使う予定だったけれども使わなくなったとか急に使用したいとかいうような希望があった場合はどのように対応しているのですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 休日の対応につきましては、予約につきましては前日から申込みができないような仕組みにはなっております。ただ連休になりますとどうしても土日が重なったりとかいうのがございますのでそういったところをちょっと業者さんに要望は出したのですが、もともとシステムに入っていないところがございますので引き続きそこら辺り要望はしてまいりたいと思えます。あと土日急に入った部分につきましては職員も携帯のほうから閲覧はできますのでそういったところで確認しております。

1 番（江藤理一郎君） システムを入れるようになって大きい台帳を職員の方が手書きされていた以前はそうだと思うのですけれども、その辺りでスタッフの職員の方の業務量というのはどうでしょうか。変わっているところがありますか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 窓口に申込みするだけお客さん来られませんのでその分は業務量は減っているかと思えますけれども、どうしてもまだ申込みの決済につきましては紙ベースで申し込んだものを出力してペーパーで決裁しているところもございますので、そういったところは業務が減っていないところでございます。

議長（熊谷博行君） 公平に質問したいと思います。総務課もしましたので。

1 4 1 ページ保健体育費、保健体育総務費の中、1 4 2 ページ、中学校社会体育指導者謝礼 4 万 4 千円。社会体育補助員謝礼。内訳を教えてください。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 今回の質問にお答えいたします。中学校の社会体育指導者謝礼につきましては、中学校の部活動で社会外部指導者としていただいている方に支払っているもので、五つの競技、9 人に対して支払いを行っております。指導者の内訳としましては、陸上が 1 人、バスケットが 2 人、バレーボールが 1 人、柔道が 2 人、ホッケーが 3 人となっております。1 人当たりの受取額につきましては年間で 3 万 2 千 5 0 0 円から 7 万円の幅となって非常に少額となっております。

それから社会体育補助員の謝礼につきまして御説明いたします。こちらにつきましては小学校の部活が社会体育に移行したことにより子供たちがドームまで移動を行ったりします。その間の出欠をとったりとかそういったところもございまして 1 人任用してございまして、その方への謝礼として払っております。

議長（熊谷博行君） では均等割ではないということは時給なのですか。だったと思いますが。長く教える競技と短く教える競技ってあるのですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 支給につきましては予算の範囲内で部活にお手伝いしていただいた日数に応じて単価を掛けまして支払っております。

議長（熊谷博行君） 柔道が一番もらっているというわけですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 競技によっては 2 人、3 人のところもございすけれども延べ実績としましては柔道は 1 8 0 日となっております。全体の延べ数は 8 8 1 日のうち柔道は 1 8 0 日となっております。

委員長（穴見まち子君） それでは、ここで暫時休憩といたします。次は 1 0 分をお願いします。

（午後 2 時 5 8 分）

委員長（穴見まち子君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

（午後 3 時 0 8 分）

町民課審議員（田邊国昭君） 先ほどの質問がありました 9 2 ページにあります北部火葬施設の負

担金について説明いたします。北部火葬施設負担は小国町と南小国町で負担しておりますので小国町の負担額が決算書にもあります1千230万1千円、南小国町の負担分が833万3千円となっております。

以上です。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 集会所運営費の中で実績数ということで利用者数としまして、人権子ども会のみについては教育委員会で把握しておりますのでお答えいたします。人権子ども会の実績としまして、小学校のほう年間26日利用しております。参加の教職員を含めましての人数が779人です。それから中学生です。中学校につきましては10日開催しております。参加者は209人延べ人数です。それから小国高校です。開催日数24日開催しております、人数が127人の利用となっております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） それでは141ページの保健体育総務費、あとは142ページの中学校体育館のほうが終わりました次からですけれども質問があれば。ありませんか。

副委員長（児玉智博君） 体育施設費でちょっと聞きます。ちなみに鍵が何本あって誰が持っていますか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 小国ドームだけにしますと教育委員会にまずございます。サブも含めてですね。それから管理をお願いしている悠愛のほうに1本。

以上でございます。

委員長（穴見まち子君） 142ページ、144給食センター費。ありますか。

副委員長（児玉智博君） 146ページの賄材料費について保育園にも聞きましたが、今現在の納入業者が何社あるかというのと。要するに物価に関してはどういった取扱いをされているか教えてください。

学校教育係長（松本 恵君） 令和4年度の実績ですけれども納入業者はまず契約をしている業者が町内外を含めて15社ありました。またそれに加えて発注のほうをしている業者を全て含みますと22の発注先に昨年度は発注をしております。また物価高騰の影響といいますか対応につきましては、昨年度は賄材料費の最終の執行額が2千690万6千765円でした。こちらは歳入のほうを200万円ちょっと上回っております物価高騰は年度の途中ぐらいから各納入業者さんからの書面の通知により少しずつ価格の上昇の通知が教育委員会にも入ってまいりました。その結果3月のほうで補正対応をしまして賄材料費の歳出予算のほうを増額しまして物価高騰のほうには対応いたしました。

委員長（穴見まち子君） ほかに質問はないですか。

では最後に、新型コロナウイルス感染症対応対策のところで一応ここまでです。ありませんか。一般会計の歳出が終了いたしました。質疑漏れはないでしょうか。

それでは、歳入に入りたいと思います。19ページです。老人ホーム入所者のところからです。20ページ、分担金及び負担金の養育医療保護者負担金までではないですね。それから被災者支援住宅使用料、地方改善施設住宅使用料、隣保館使用料ですけどありませんでしょうか。

副委員長（児玉智博君） 老人ホーム入所者負担金についてであります。過年度分も含めて町内町外の施設の内訳は入所者さんで何人ずつになっているか教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） お答えします。

令和5年3月末現在で23名入所をしております。うち悠和の里が15名、町外が5施設の8名入所しております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 21ページ。

1番（江藤理一郎君） 22ページの教育使用料、学校教職員住宅使用料についてです。これ29万2千670円ありますがこれ何棟分の使用料になっているのでしょうか。また全体で何棟あって何棟余っているのか。昨年からすると大分使用料が減っているようですが、空いているのが何棟ぐらいあるのか教えてください。

学校教育係長（松本 恵君） 学校教職員住宅の昨年度の実績ですけれども最大で3名の教職員が入居しておりました。まず教職員住宅が、広瀬が4戸、そして関田が4戸あります。全部で8戸ありますけれども昨年の6月まではそのうち3戸に入居がありました。広瀬が3戸空いていて関田が2戸空いていました。そして1名退去者が6月にありましたので令和4年の7月からは2戸の入居。こちらは関田教職員住宅のほうに2戸入居がありました。ですので7月からは広瀬が四つ全て空いてしましまして関田住宅が4戸中2戸空いたという状況でした。

1番（江藤理一郎君） ということはもう遠方というか熊本市内とか大津から通われている先生がもうほとんどということですね。

学校教育係長（松本 恵君） 今年度も同じだと思いますけれどもやはり大津、菊陽方面からと阿蘇市から通っている先生が大半です。その先生の家族状況とか単身かどうかというのにも大きく変わってくると思いますが、希望される先生が少なくなっている現状はあろうかと思います。

1番（江藤理一郎君） ではもう今後の傾向としてもう余ってくる教職員住宅が空いてるところが多くなると思われるのですが、その空いているところは今後どのように運用していくのか。何か方針等はございますか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 今の教職員住宅につきましては大分古くなっておりまして故障しているものもあります。そういった中でどのようにしていくかというのを今年度協議をしているところであります。その一つとして教職員の先生方に対するアンケートを夏休みにとって集計したところであります。

1番（江藤理一郎君） 役場の職員の方でも町外から通われている方もいらっしゃると思いますし、

今後も町内の住民の方で職員に新しく新規採用されるかどうかというのはわからないと思います。住宅不足というのは役場職員でもあると思いますのでそういったところでうまく使われていくか若しくはほかの使い方をというのを是非検討して今年度中ある程度結論を出していただくと早めにですね良いかなと思います。よろしくお願いします。

副委員長（児玉智博君） 22ページに各種手数料が出ておりますが、この中での住民票関係の手数料などについてコンビニ交付がこの中で全体で何件あってコンビニ交付が何件あったか教えてください。

住民係長（矢羽田恵美君） お答えします。

コンビニ交付なんですけれども2022年令和4年度は、住民票が172件、印鑑証明が130件、うちとは別になるのですけれども課税証明書が14件、所得証明書が24件となっております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかに22ページはありませんか。そしたら次に犬の注射ここまでも大丈夫ですけど。それでは24ページ。障害者自立支援給付費負担金から民生費国庫補助、衛生費国庫補助と教育費補助までかな。26ページ、教育費国庫補助金。28ページ、ありませんか。29ページ、30ページ。

1番（江藤理一郎君） 30ページ、衛生費県補助金のところの浄化槽設置整備事業補助金。こちら何件ぐらい整備されていますか。

町民課審議員（田邊国昭君） 令和4年度で行った浄化槽の設置整備事業に対しての補助金。設置の件数は16件です。

委員長（穴見まち子君） いいですか。30ページまでないですか。32ページはないですか。31ページ、32ページ、教育委員会のほうでありますけど水俣に学ぶ肥後っ子教育補助金だったりありませんか。

では32ページ、令和2年の7月豪雨とか人権啓発活動地方委託事業委託金。32飛んで34ページもないですね。

36ページ、奨学金基金繰入金。それから38。

議長（熊谷博行君） 38ページ、令和4年の12月か小国高校生を小国の寄宿舍に入れるハードルの高いあれであったのですが、実際は入っていないようですが今後入るような予定と入舎予定があるかちょっとお答えください。

教育委員会事務局長（久野由美君） 今のところまだ子供の進学希望をとっている状況でもありますので、まだ伺っていないところです。

議長（熊谷博行君） 距離が30キロ以上というハードルはもっと下げたりしないんですか。それとも日田市の元津江辺りからも入れられるようなほうには考え方を変えないのかお答えください。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 距離につきましては20キロで制定しております。阿蘇市で言いますと大観峰下りたぐらい。日田でいけば旧大山町辺りになっておりますので日田市であれば小国高校に来たければ入居条件としては合うというところになっております。

教育委員会事務局長（久野由美君） 令和5年の2月に教育委員会で運営規則を定めまして、そこで20キロとする規則といたしました。

1番（江藤理一郎君） 30ページの浄化槽をもう1回いいですか。16件ということで実際は163万4千円で1件当たり最大100万円。163万が10万円か。最大で38万円ぐらいでしたか。浄化槽の補助は。16件で163万円ということは1件当たり平均10万円ですよ。どのぐらいのあれなのですか。

町民課審議員（田邊国昭君） 浄化槽補助金の額について説明いたします。浄化槽一般家庭には5人槽と7人槽を入れる場合がありますが、5人槽の場合の補助金額が33万2千円、7人槽の浄化槽を設置した場合が41万4千円となっております。今回設置した基数が5人槽の方が6基、7人槽の方が10基で事業を行っております。総額で61万3千2百円の補助を行っておりますが歳入としては国からいただく分と県からいただく分の歳入が別々でございます。

1番（江藤理一郎君） 補助金のことはわかります。これ浄化槽だけではないのですが町のウェブページにこの補助金申請の様式とかをPDFでプリントアウトをできるようにしておくといろんな方が申請しやすいのかなと思いますので、これだけではないと思いますがいろんな補助金の様式がダウンロードできるようになると良いなと思います。是非その辺りいろんな課で検討をお願いします。わざわざ庁舎に来なくていいのですよね。今多分庁舎に来てから申請しないといけないと思いますので。書くのは自宅で書いて申請だけするかそういったことができるようになるとより良いかなと思いますので御検討ください。

委員長（穴見まち子君） いいですか。38ページほかにありますけど大丈夫ですか。一時預りとか生活支援事業でもいいです。次に40ページの高齢者等活動支援促進施設負担収入とかないですね。

副委員長（児玉智博君） 40ページ、学校給食収入でここで学校給食費が出てきていると思いますが、これの小学校、中学校での給食の単価とあと人数を教えてください。

学校教育係長（松本 恵君） 単価と人数についてお答えします。まず小学校は月額4千円、中学校が4千600円となっております。それから昨年度ですけれども小学校が在籍者数が247名、中学校が151名でした。なおこちらの給食収入には支援学校の児童生徒、教職員それからもちろん小国小中学校の教職員それから学校給食センターの職員。そのほか一時的に来た外来の来校者が食べられた給食のほうも入ってまして、支援学校も小学校中学校と同じ単価で給食費の徴収をしています。また月額のほかは日額単価のほうも定めてまして、小学校の場合が1食237円、中学校の場合が1食273円となっております。

副委員長（児玉智博君） 賄材料が非常に高騰したということで3月の時点で補正予算も組まれて対応したということではありますが、今どのような状況になっているのでしょうか。要するにこの237円という単価がもう上げざるを得ないのか。それかコロナ交付金なんかで1人当たり1千円ぐらいを補助をしたかと思いますが、その後どうなっているか教えてください。

教育委員会事務局長（久野由美君） 物価高それぞれの単価についてはやはり上がってきている状況であるのですが、当初の予算のほうで物価高騰分ということで一般会計のほうでその分を含めて予算計上させていただいております。

副委員長（児玉智博君） そういうことでただですね237円275円と言われましたかね。小学校で4千円、中学校では4千600円という金額となっている状況です。となると年間にしますとやっぱり小学校で4万4千円、中学校で5万6千円という負担になるわけですね。これ生徒1人です。2人3人というふうになればこの家計の負担も8万円だったり10万を超えるような負担をしなければならないと多子世帯はというところにもなるかと思います。3月議会で学校給食費の無償化を提案しました。教育長はいろいろ教職員をされていた経験なども踏まえ「給食が無償化になれば保護者の方々負担軽減何とすばらしいことだろうとは感じておりました。」と。非常にもう何か保護者に寄り添った答弁をしていただいたのですね。私が要はそういう保護者負担の軽減という部分はあるのだけれども日本国憲法で「義務教育は、これを無償とする」というふうに書いております。「では学校給食は教育の一環だという認識はあるのか」と確認しました。「教育委員会としては食育ということで位置づけてもいるし教育の一環ということで給食を続けている」というふうに答弁があったわけです。それで小国町としてはいわゆる子育て支援ということで子育て支援というか高校の支援などにはもうよそがやっていない。小国高校の支援なんて。地元で県立高校があるからって支援しているところは高森がもしかしたらやっているのかもしれないけれども、そのほかのところであんまり聞きません。そういうところまで踏み込んでやられているわけですがやはり義務教育の一環という認識があるのであればこの辺も無償化するという方向を打ち出したらどうでしょうか。8月30日の熊本日日新聞には宇城市が「8月30日から学校給食を無償化します」と全面広告を出したわけです。それ以外にも小国町もやっている子供の医療費の無償化とかそういう子育て支援を出して「是非、宇城市で子育てをしませんか」という意味合いで出されていたわけですが、やはり小国町もそういう子育て支援あるいは義務教育の無償化というその理念の立場から、まずはこの学校給食の無償化踏み出すべきだと思いますが今はどう考えていますか。

教育長（村上悦郎君） 前回お答えしました。給食費が無償になればすばらしいと。財源があればということですね。小国町が子育て支援に決して消極的ではないということは御承知おきだと思っておりますが、ただやっぱりその一般財源で恒久的に無償化で払っていくとなると給食費を無償化することになるとやっぱりバランスといいますか他の施策教育委員会また他の課とのバランスと

いうところから考えて今の状況では難しいのではないのでしょうかと教育委員会は考えますということです。無償化にということでその後何か検討されたかということではありません。

副委員長（児玉智博君） 小国町教育委員会が一番に考えなければならないのはやはり町立学校のことですよね。恒久的な財源がとか何か言われましたけど小国高校の無償化で本来県教育委員会が考えるべきことですよ。それを小国町は教育委員会はすばらしい考えなのかもしれないけれども一般財源で恒久的な支援をやっているわけです。まずは足元の義務教育期間の子供のことを考えたらどうですか。子育て支援というよりも私は子育て支援はどっちかという町民課のほうで考えるべきことなんだけどやっぱり義務教育はこれを無償とすると。教育の観点からどう考えるかですよ。子育て支援ではなくてやっぱり義務教育はこれを無償とすとなっていて昔は小学校中学校の教科書代も有償だったけれども、これ部落解放同盟なんかも「自分たちが運動して教科書の無償化を勝ちとったんだ」なんていうことを言う人もいるけど部落解放同盟だけではなくてやはり広範な人たちがやっぱり運動をして教科書が無償になったわけです。まだでも給食費は小国町は無償にはなっていないけれども、でも教育委員会も教育活動の一環だって思っているでしょう。だったらやっぱり無償化すべきだし国がしないのであればまず教育委員会としてやったらどうですかと言っているわけですけども。子育て支援とかではなくてやっぱり学校教育がどうあるべきかという立場から無償化していくべきではないかと思いますがどうでしょう。

町長（渡邊誠次君） 私のほうから少しだけ答弁をさせていただきます。教育長の立場からすると給食費の無償化これはもうありがたいことだとこれは思っていると思います正直。ただ世の中の流れとしても皆様御存じのとおり先ほど宇城市の話をしましたけれども周りでもかなりのところが無償化に踏み切っているというところではありますが、町としてやっぱり考えないといけないのは先ほど教育長が言われたようにバランスの部分で財政の部分では特に教育長よりも私のほうが考えていかなければならないというふうに思っております。特に小学校中学校の部分では町独自に支援員という制度も町独自に付けております。これが約900万円ちょっとぐらいですか。ちょっと数字見ておりませんが。そういったところで小国町は小国町独自で教育に対してこれまでもやってきたかというふうに思います。しかしながら保護者の負担軽減といったところも含めて今後は考えていかなければならないところにもきておりますので、教育長が言われる「教育としての立場として給食費が無償になったらもうすばらしいことである」という表現は私もそのとおりだなというふうにも思っております。しかしながら2千700万円でしたでしょうかを10年間続けると2億7千万円なくなります。10歳の子供たちが20歳になったときに結局2億7千万円は一般財源がなくなっているというかたちになりますのでその分を後に回しているのかという考えもあります。決して給食費の無償化諦めたわけではありませんが、私としてはやはり財源を特定の10年20年スパンぐらいで財源を見つけたときには是非とも子育ての支援だったり教育の支援であったりというのを重点的に考えていく、そんな小国町でやっていきたい

なというふうにも思っているところです。

以上です。

教育長（村上悦郎君） 今ありましたように無償化というのは今後の町の大きな方向性につながると思いますので、また執行部、町長辺りと十分に相談しながら内容を検討していきたいと思っております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 40ページの最後になりました後期高齢者医療療養給付費負担金収入です。そこで一応収入は終わりますけれど、質問ないでしょうか。ありませんか。

一般会計決算の歳入が終了いたしました。質疑漏れはございませんか。ありませんか。大丈夫ですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

社会福祉協議会補助金3千897万3千円は、旧悠和の里を小国町社会福祉協議会が取り壊すことに対し町が全額補助するというものであります。歳入面ではこれは全額町債として今後小国町民がこの3千897万3千円は返済をしていかなければならないというふうになっております。町長はこの歳出の根拠として社会福祉協議会と前の町長が取り交わしたという覚書をその根拠として示しております。しかしながら予算審議においても今回の決算の審議においても再三にわたり私はその覚書を委員会に提出しその中身を明らかにするよう求めました。しかしそれを一貫して町長は拒否し続けております。歳出の根拠となると自ら認めている言っているその覚書をこちらの求めに一切応じないということはそれは十分な決算審査ができたとは到底言えないと思えます。こういう不十分な審議しかしていない中でこの決算を到底認めることはできません。

人権政策費406万8千円の実に32.5%が、部落解放同盟小国支部への補助金と人権カレンダーの印刷製本費であります。人権政策の3割以上が部落解放同盟への補助金とそしてカレンダーの製本費ということは、小国町の人権政策自体が本当にそれでいいのかということをおっしゃなければなりません。SDGsに掲げられたジェンダー平等、女性の人権の問題。それから今後小国町を訪れる外国人も労働者であったりあるいは観光客など増えていっているのにそういった部分での人権啓発これを一体どのように取り組んでいくかということが求められているにもかかわらず全くそういった具体的な取組が見えてきません。本当にこれで小国町の人権政策がいいのかということをお真面目に問いたいと思えます。

以上、こういったことから本決算に反対であるということを表明いたしまして討論を終わります。

委員長（穴見まち子君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

委員長（穴見まち子君） 挙手少数であります。

よって、認定第1号は不認定とすべきとされました。

次に、認定第2号、認定第3号、認定第4号については、一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いいたします。なお、6日の本会議で各所管に属する特別会計の決算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いします。併せて資料があればお願いいたします。

町民課長（宮崎智幸君） 町民課のほうで三つの特別会計を所管しておりますので、先般の本会議において概要説明というかたちでさせていただいておりますので、本日は決算の額についての報告をさせていただいて説明に代えさせていただきたいと思っております。

始めに、国民健康保険特別会計の決算でございます。

特別会計決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。3ページですが、歳出総額は10億5千348万5千761円となります。対前年度比で3千664万6千807円、3.4%の減となっております。

2ページの歳入につきましては、総額10億7千418万8千311円となります。対前年度比で5千431万6千93円、4.8%の減となります。

続きまして、介護保険特別会計の決算でございます。

32ページ、33ページをお願いします。33ページですが、歳出総額は10億3千12万5千683円となります。対前年度比で4千678万53円、4.3%の減となっております。

32ページの歳入については、総額は11億7千327万5千111円となります。対前年度比で363万6千505円、0.3%の減となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

決算書の62ページ、63ページをお願いいたします。63ページ、歳出総額は、1億2千915万3千116円となります。対前年度比で1千434万1千420円、12.5%の増となっております。

62ページの歳入については、総額は1億2千962万6千697円となりまして、対前年度比で1千407万1千950円、12.2%の増となります。

以上、町民課所管の三つの特別会計の決算の説明をさせていただきました。御審議方よろしくお願いたします。

委員長（穴見まち子君） これより認定第2号から認定第4号について質疑に入ります。なお特別会計は歳入歳出一括して質疑を行います。

副委員長（児玉智博君） まず国民健康保険特別会計について伺います。まず令和4年度の国民健康保険については、年度末に専決処分というかたちで課税限度額が3万円ほど引上げられました。その後6月議会では賦課方式がいわゆる資産割を廃止して所得割、均等割、平等割の3方式になったわけです。そういうことで大体155世帯ぐらいは増税というふうになったかと思えます。決算審査意見書を見ますと本年度令和4年度の1人当たりの保険税額が10万2千752円となり前年度の9万8千920円と比較して3千832円増加したということで、初めて1人当たりの保険税額が10万円を超えたわけです。これはやっぱりコロナ禍、物価高騰で本当に事業をされている方なんかは資材等も高騰して多分商売とか農業とかしている方たち利益というのは間違いなく価格に転嫁できなくて苦しい状況になっていると思うのですが、そういった自営業者に課税される国民健康保険がこういうふう増税と結果としてなっているということは非常に私は大変だなというふうに感じています。そこで確認なのですがこの3千832円、3.9%も賦課されている1人当たりの額が増加した要因としては、こういった課税限度額の引上げや課税方式の変更がどのように影響していると考えられるか御説明願います。

町民課長（宮崎智幸君） 保険税の部分につきまして所管の部分につきましてうちのほうで答えるべきところかという部分もありますが、当然今議員言われたように賦課方式への変更を令和4年度に行いましてその部分につきましては当然皆さん御存じのように緩和措置というかたちで約1千200万円の一般財源のほう投入しまして保険税額を少しでも安くなるようにというような手当ては行っている次第です。そういった中で限度額の上限引上げであったりとか当然その年の所得金額辺りの推移によってこういった1人当たりの保険税額が10万2千752円ということで率にして3.9%上がっているような状況になっております。当然これ被保険者数であったりそういった人数の変動等にもよりますので一概にちょっと比較できるものではありませんが、町としては最低限緩和措置として1千200万円を投入してその保険税が急に上がる部分については対応したつもりであります。

以上です。

副委員長（児玉智博君） この1人当たりの保険税額10万2千752円というのは、急変緩和措置をとった上でもこんなこれだけの10万2千円になったのではないのですか。これ急変緩和措置をしなかったらこれ10万2千円どころではなかったと思うのですがその辺ちょっと確認させ

てください。

町民課長（宮崎智幸君） 今言われるように急変緩和措置を約1千200万円とった上でこういった金額が出ております。しかしながら先ほど申しましたように被保険者数であったり世帯数であったりそれからそれぞれの世帯の所得状況によってこの金額というのが変わってきますのでそういった影響もあっているというふうに思われます。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 続きまして、介護保険特別会計について伺います。これはもうすでに小国町も今高齢者の人数ももうこれどんどん減っていくフェーズに入っているなど。高齢者が増えてきたのが減少していくフェーズに入っているのかなというのを思っております。この監査委員意見書を見ると被保険者数が52人、1.9%と約2%近い減少をしているということであります。認定者数も要支援認定者は7人減って7.6%、要介護認定者数も3.3%、15人減っているということであります。実際ですねところが見てみますと施設サービスが前年度と比較して4千463円増加し26万5千704円となっているというふうに書かれているわけですが、今後の介護のニーズとしてこの高齢者の数も減っているけどやはり言われるのが担い手不足。介護従事者が非常に減っていると。ある施設で働く人に聞いてみると「残業は駄目ですよ」と。「残業しないでくださいね」と。「8時間労働をお願いします」というふうに言われるのだけれどももう定時でシフト制ですからそれぞれ帰る時間というのは変わるのだけれども、定時に帰ろうと思えばお昼の食事休憩を1時間とれないと。もう御飯をかき込んで食べ終わったらもうすぐに仕事に戻らないととてももう残業しないといけなくなってしまうというような状況があるというふうに聞いております。そうした中でやはりさっきタクシー運転手の話もありましたけれどもそれよりも中心となる年齢というのは若いかと思うのですが、でも圧倒的に施設サービスなんかの需要というのは依然高い状況にある中で介護従事者がなかなか十分足りていないような状況があるのではないかなと思っておりますが、そうした点について町として何か考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

町民課課長補佐（永江直美君） 町としても介護人材の確保に向けた取組は今後の介護保険を支える上でとても大事だと思っております。町ができる多様な人材の確保や定着に向けた取組としては、学生などに介護の魅力ややりがいの発信だったりとか介護のサービスの質と確保、向上に向けた取組として、利用者の方と地域の方をつなぐ介護支援専門員の研修。あと元気な高齢者の方にも活躍できる場を提供できるように有償ボランティアの確保などをやっていきたいと思っております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ここで暫時休憩といたします。次は4時10分をお願いいたします。

（午後4時00分）

委員長（穴見まち子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時09分）

委員長（穴見まち子君） 次に、後期高齢者特別会計歳入歳出決算について質疑はございませんか。

副委員長（児玉智博君） この後期高齢者医療保険料は町で決めるものでもないのですが県の広域連合が決めるものではあるのですけれども。ただ本町が負担する1人当たりの保険料は5万6千795円となり前年と比較して7千257円実に14.6%も増加しているということなのです。それで被保険者の人の状況というかそれをちょっとお伝えしますと、長年介護の仕事に従事されている方なのですが今年満75歳となり初めて幾らですという通知が来たそうなのです。その方ももう当然75歳なのですけれどもだけれどもなかなかこう仕事をやめたら年金だけではとても足りないから75歳過ぎても自分の勤め先もまだ使ってくれるというからということで変わらず働いてらっしゃるような状況なのです。ところが今までは正社員で働いていましたので社会保険、医療保険も恐らく協会けんぽか何かだったのですがもう75歳になるからこの後期高齢者医療保険ということになってしまうと。その金額に本当びっくりされて私もびっくりしたのですが。

「それなんかの間違いではないですか」というふうに言ったのですが。20万円以上通知が来た。それだけではなくてもう介護保険料も年金から天引きをされていると。もちろん20何万かも1回に20何万円ではないのでふた月に一遍の年金から天引きされるのかそれかも特別徴収になるのかはわかりませんがとにかく余りにやっぱり高過ぎると思うわけです。何が差別かといえば本当75歳だからといって今までと変わらない勤務状態で働いているのに「75歳になったからあなたは後期高齢者医療保険ですよ」と。これを差別と言わずして何と言うんだと。これ本当行政が不利益を与えているわけですから年齢というだけで。本当に人権意識の高い小国町は「差別はいけませんよ」と言っているのですけれどもこの差別に関しては別に何とも思っていないかどうか知らないですけどもそれはもう行政上の手続だからやむを得ないのかもしれないですけど、ただその片棒を担いでいるのではないですかねというのはちょっと言っておきたいと思いますが。そこで質疑は14.6%も1人当たりの保険料が高くなった要因は何なのか説明いただきたいと思います。

町民課長（宮崎智幸君） 今議員言われたようにこの保険料につきましては、熊本県下統一で熊本県の後期高齢者医療広域連合のほうで徴収をすることになっております。その中で保険料につきましては上がった要因としましては見直しがあっております。まず被保険者1人当たりの均等割額が5万600円から5万4千円。それから所得割額についてが9.95%から10.26%に上がっているというような状況です。それから当然75歳で働いている方につきましては前年度の所得があるということで所得割のほうに加算されますので、保険税額が先ほど言われた20万円とかいう数字も出てくるのかなというふうに思っております。しかしながら年金のみ収入がある一定以下の金額の方に関しましては軽減措置がありまして7割軽減それから5割軽減、2割軽減

とありまして、その方々は7割軽減できますと年額で1万6千200円。それから5割軽減でいきますと2万7千円、2割軽減でいきますと4万3千200円ということで、この方々は均等割額のみ保険料というかたちにもなりますのでそういった低所得の方の対策というのもとられているのかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかに質疑はございませんか。

最後にそれぞれの特別会計において質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、認定第2号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論はございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第2号、令和4年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論を行います。

令和4年度2022年度から保険税の算定方式が4方式から3方式へと変更されました。これにより一番し寄せを受けたのは不動産も持てずに毎月家賃を支払い続けなければならないそういったパートアルバイトの非正規労働者あるいは年金生活者など比較的所得の低い人に当たる方ではないかと思えます。こうした人たちのために急変緩和措置が非常に重要であると思えます。実際町もそういった緩和措置を設けたわけですがですが実態を見てみますと1人当たりの保険税額は3.9%も増加をし遂に10万円を超えたわけであります。就学前の子供の均等割が半額助成をされることになりました国の制度です。しかし均等割の在り方自体がかつての人頭税のようなものではないかと思えます。子供が増えれば増えるほどその家庭の均等割額が増えることとなります。これは少子化をさらに加速させる要因にもなるのではないかと思えます。こうした部分町が残りの半分を補填して子育て世帯の均等割を課税しないなどの取組も必要ではないかと思えますがそういったことはされておられません。課税限度額も引上げられました。コロナ禍、物価高騰で大変な状況の中、国保税が3.9%4%近い増税に結果としてなったということはこれはもう町民の暮らしを大変圧迫する要因になっていると思えますので反対であるという旨表明いたしまして討論を終わります。

委員長（穴見まち子君） 続いて、認定第3号 令和4年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論はございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第3号、令和4年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についても反対の立場で討論を行いたいと思えます。

2000年に導入されました介護保険であります。この23年間で介護保険料の負担という

のは驚くほど増えております。しかし一方で介護認定。昔は要支援なんていうのはなかったわけですが今要支援が、要支援1、要支援2というので設けられました。かつて要介護1とかだった人たちが要介護ではなく要支援ということにされておまして、非常にこの介護保険自体も使いにくいような状況にこの20数年の間になっているわけです。そうした中先ほども少し述べましたが年金だけでは本当に大変な状況です。働かなければならない。しかし働けば介護保険料の段階も非課税世帯が家族が課税されていると。本人が課税されているということでもうどんどん働くほど重い介護保険料負担も負わなければならないということになってしまいます。そしていざ働けなくなって介護保険を利用しなければならないという状況になったとしても、1割ないし1割からの自己負担を支払うことができなければ介護サービスも受けることができないという状況になっております。こうした状況が続く限り今後少子高齢化が進んでいきますがとても小国町民の介護を支えるだけの制度になっていないと。これはもう国の問題なのかもしれませんがやはり実際そういう問題に今町民が直面しているということで反対とさせていただきます。

委員長（穴見まち子君） 続いて、認定第4号 令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第4号、令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論を行います。

先ほど質疑でも申しましたように後期高齢者医療保険料も非常に高い保険料負担が求められているわけです。しかもその一方でこれまでは原則医療を受けたとしても自己負担というのが1割負担でありました。しかし現役並みの所得がある人についてはこれ自己負担額が倍2割負担というのがこの令和4年度は導入されたわけであります。そういう現役並みの所得があるというのはどういう人達か。やはり先ほど私が紹介しましたような75歳を過ぎても現役並みの働き方をしている人たちではないかと思えます。年金だけでは非常に食べていけない。生活ができない。家賃も払えない。だから働ける限りは使ってもらえる限りは働こうということで本当に老体にムチ打って働いている人たちというのがたくさんいるわけです。そういう人たちがいるからタクシーもそうです。介護もそうです。小国町は何とか回っていつている。そういう状況ではないかと思うのです。ところがこれはもう制度の問題だから町だけが悪いとかそういう問題ではないのだけれども、実際この制度のせいでそういう人たちが非常に重い保険料負担を強いられたいざ病院を受診したときに今までは1割でよかったのだけれども倍の負担を負わなければならないという状況が生まれているわけです。こういう状況を私は本当に正常な社会だとは思えません。やっぱり変えていかなければならない。そう思う立場から本決算についても反対を表明するものであります。

委員長（穴見まち子君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思
います。

認定第2号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべ
きとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

委員長（穴見まち子君） 挙手少数であります。

よって、認定第2号は不認定すべきとされました。

次に、認定第3号 令和4年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべ
きとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君） 挙手多数であります。

よって、認定第3号は認定すべきとされました。

認定第4号 令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべ
きことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君） 挙手多数であります。

よって、認定第4号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました決算認定は、全部終了いたしました。よって、本日の令
和5年第1回文教厚生常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 異議なしと認めます。

以上で、令和5年第1回文教厚生常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

（午後4時26分）

令和5年

第1回産業常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 5 年 第 1 回 産 業 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和5年9月12日 午前10時00分開会 午後3時25分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	高村 祝次 松本 明雄 杉本 いよ 児玉 智博 熊谷 和昭 久野 達也 熊谷 博行
事 務 局 職 員	橋本 弘二 中島こず恵
説 明 員	別紙座席表のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	認定第1号 令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 認定第5号 令和4年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 認定第6号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 認定第7号 令和4年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
会 議 の 経 過 概 要	令和4年度の小国町一般会計、小国町簡易水道特別会計、小国町農業集落排水事業特別会計、小国町水道事業会計の各決算について、各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。
産業常任委員長

令和5年第1回産業常任委員会座席表

令和5年9月12日(火) 午前10時00分

おぐに町民センター3階 議場

中島
議会事務局書記
(中島 こそ恵)

坂田 農業委員会係長 (坂田 尚昭)	竹崎 農政係長 (竹崎 祐貴)	新家 商工観光係長 (新家 龍太郎)	空席	秋吉 公共建設係長 (秋吉 康成)	空席
長谷部 産業課課長補佐 兼林政係長 (長谷部 公博)	長 情報課課長補佐 (長 廣行)	波多野 情報係長 (波多野 優)	北里 柴三郎PJT係長 (北里 沙耶花)	宇都宮 上下水道係長 (宇都宮 愛子)	大蔵 農林土木係長 (大蔵 将充)
穴井 産業課長 (穴井 徹)	中島 情報課長 (中島 高宏)	渡邊 町長 (渡邊 誠次)		小野 建設課課長 (小野 昌伸)	長田 建設課審議員 (長田 茂美)

委員
杉本 いよ

委員
久野 達也

委員 児玉 智博	議長 熊谷 博行	委員長 高村 祝次	副委員長 松本 明雄	委員 熊谷 和昭
-------------	-------------	--------------	---------------	-------------

議会事務局長
(橋本 弘二)

議事の経過 (r. 5. 9. 12)

委員長（高村祝次君） おはようございます。

最近、朝夕めっきり涼しくなりましたが、本年は非常に雨の多い年ではないかなと思っております。今日は産業課、情報課、建設課それぞれ今一番厳しい時代におかれましては担当課長さんはそれぞれ大変だと思いますけれども、決算審議は来年の予算の鑑でございますのでしっかり審議してまいりますのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は産業常任委員会ということで、御多用の中にも関わりませずお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。今日は産業の部分でございますので産業課そして情報課、建設課というところで皆様方に御審議をいただきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

委員長（高村祝次君） ありがとうございます。

なお、本日は議長にも出席していただいております。ただいま出席委員は6名です。定足数に達していますので、ただいまから産業常任委員会を開催いたします。

(午前10時00分)

委員長（高村祝次君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、9月6日の本会議で本委員会に付託されました、認定第1号 令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和4年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 令和4年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、審議員、課長補佐及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する決算についての総括説明があればお願いします。併せて、資料等あれば配付をお願いします。説明におきましては着座のままお願いいたします。各課長の説明をお願いいたします。

情報課長（中島高宏君） おはようございます。着座にて失礼します。

情報課所管の令和4年度決算状況について小国町一般会計歳入歳出決算書により説明させていただきます。なお、情報課資料(1)の工事請負、委託料、補助金、負担金調書を配付しておりますので併せて御参考にしていただきたいと思います。

まず全体概要でございますが情報課所管の決算額としましては、歳入総額が1億9千244万7千749円、対前年比1億59万6千720円の増です。歳出総額につきましては5億7千430万8千694円、対前年比9千99万780円の増となっております。歳入歳出とも決算額が令和3年度より上回っている要因といたしましては、北里柴三郎博士顕彰事業費における建設事業費の増によるものです。

それでは歳出から御説明いたします。

一般会計決算書の47ページ中段をお願いします。47ページ中段、目2文書広報費をお願いします。決算額は341万4千246円です。この目の主な支出は、広報おぐに、ホームページに関するものです。

次に55ページ中段をお願いします。目9防災情報施設費です。決算額は1千675万9千810円です。この目は、屋外情報システム設備の維持管理、コミュニティーFM放送局の運営に関するものです。

次に57ページ下段、目13地域情報基盤管理運営費です。決算額は1億227万743円です。この目は光ファイバーケーブル施設の管理運営に関するものです。

続きまして、飛びまして105ページ中段をお願いします。105ページ中段、目、水産業振興費です。決算額は38万円です。小国漁業協同組合に対する補助金です。

同じく105ページ、目の商工総務費です。決算額は1千269万6千426円です。職員2名分の人件費です。

次に107ページ上段、目2商工振興費です。決算額は543万995円です。この目は商工業の振興に関する歳出となっております。

次に同じ107ページ目3観光費です。決算額は7千610万8千475円です。この目の主なものは、観光団体の支援、鍋ヶ滝管理運営費、観光施設の維持管理に関するものです。

次に109ページ下段、目5北里柴三郎博士顕彰費です。決算額総額1億6千54万9千423円です。主なものは北里柴三郎記念館シアタールーム建設関連の委託料、工事請負費です。

次に111ページ中段、目6新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。決算額総額8千187万7千47円です。主なものは負担金、補助及び交付金で、経済対策として実施した商工観光分野の補助金や負担金となっております。

次に同じ111ページ下段、目7物価高騰経済対策費です。決算額は7千638万3千839円です。物価高騰対策として1人当たり2万円の商品券を配付しております。一部を令和5年度に繰越し事業を実施しております。

次に、歳入につきまして主なものを説明させていただきます。

19ページをお願いします。目1総務使用料、節3設備使用料の光ファイバー使用料（現年度分）4千790万4千200円です。

次に21ページ上段、節1公園使用料の鍋ヶ滝公園入園料4千566万928円です。

次に25ページ中段です。目4商工費国庫補助金の地方創生推進交付金877万9千807円です。

最後に38ページの下段になります。目1雑入の中でIRU利用収入1千134万8千130円が主な収入となっております。

以上簡単でございますが、情報課所管の一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

産業課長（穴井 徹君） おはようございます。

それでは産業課所管の令和4年度決算概要を説明させていただきます。

始めに歳出のほうから説明させていただきます。

一般会計歳入歳出決算書2ページ、歳出総括表をお願いいたします。款の5農林水産業費のうち3億920万487円、対前年比4千494万9千639円の増です。

続いて、主要なものを説明させていただきます。

91ページをお願いいたします。中段、款の5農林水産業費、項の1農業費、目の1農業委員会費です。主なものは農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に関する費用です。

続いて93ページをお願いいたします。下段、目の3農業振興費。主なものは各種団体の補助金や負担金です。

続いて95ページをお願いいたします。中段、目の5中山間地域等直接支払推進事業費です。主なものは中山間地域等直接支払交付金事業補助金です。

同じく95ページ下段をお願いいたします。目の6畜産業費。主なものは畜産に関する事業補助金です。

続いて97ページをお願いいたします。上段、目の7担い手育成推進事業費です。主なものは農業担い手の支援給付金等です。

続いて99ページ下段をお願いいたします。目の13多目的機能支払費です。主なものは多面的機能支払交付金です。

続いて101ページ上段をお願いいたします。目の14循環型農業推進費です。葉味野菜の里小国の運営施設管理費です。

同じく101ページ中段、目の15新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。飼料・肥料の価格高騰対策緊急支援事業交付金です。

同じく101ページ下段、項の2林業費、目の1林業総務費。主なものは有害鳥獣駆除補助金ほか事業補助金です。

103ページをお願いいたします。中段、目の2林業振興費。主なものはくまもと間伐材活用推進事業補助金ほか事業補助金です。

続いて105ページ中段をお願いいたします。目の5新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。特用林産資材価格高騰対策緊急支援事業補助金です。

以上が、歳出に係る概要です。別途産業課資料（1）で委託料、補助金、負担金に関する詳細を記載し配付しておりますので参考にしていただきたいと思います。

引き続き、歳入を説明させていただきます。

決算書1ページのほうにお戻りください。決算書1ページ、歳入総括表をお願いいたします。款の2地方譲与税から款の20諸収入までのうち1億3千571万2千639円、対前年比781万7千209円の増です。

主なものを説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。15ページ中段、款の2地方譲与税、項の3森林環境譲与税、目の1森林環境譲与税です。

続いて29ページをお願いいたします。中段、款の15県支出金、項の2県補助金、目の4農林水産業費県補助金、節の1農業費補助金。こちらは全部産業課所管です。同じく節の2林業費補助金。こちらも全部産業課になっております。

続いて33ページをお願いいたします。中段、款の16財産収入、項の1財産運用収入、目の2その他財産運用収入です。

以上、簡単ですが産業課所管の一般会計歳入歳出決算の概要について説明を終わります。審議方よろしくをお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。本日もよろしくをお願いいたします。

建設課所管の御説明をさせていただきます。当課の所管となります歳入総額は15億9千359万円、小国町の歳入総額の19%を占めております。対前年度比98.6%になります。歳出総額20億5千697万4千円、歳出総額の29%、対前年度比75.3%となります。

歳出の主なものといたしましては、社会資本整備総合交付金による道路維持、道路改良費それから災害復興復旧事業による進捗によるものが大きな要因となっております。

続きまして歳出におきましては、非常に多岐にわたりますので先にお配りいたしました建設課資料（1）令和4年度決算資料において、委託、工事、補助金、負担金をまとめておりますので御審議の際に参考にしていただければと思っております。

続きまして、歳入の主なものを説明させていただきます。

17ページをお開きください。よろしいでしょうか。下段、農業費分担金でございます。各種工事に関わる受益者分担金でございます。建設課所管は令和2年度農地災害復旧費分担金2.2%、101万6千100円と農業用施設災害復旧分担金0.3%、2万9千600円となっております。

続きまして21ページを御覧ください。上段でございます。よろしいでしょうか。令和4年度

におきまして281戸の入居者にかかる使用料です。公営住宅使用料になっております。

続きまして2ページめくっていただきまして23ページ。公共土木施設災害復旧費国庫負担金でございます。中段ですかね。これが8億4千273万3千円となっております。国庫負担率もこれが令和2年災の高率補助でありまして98.8%です。

続きましてまた2ページめくっていただいて25ページ。社会資本整備総合交付金になっております中段でございます。これが2億8千254万2千500円でございます。道路維持改良、住宅改修、住宅の解体撤去によるものでございまして、道路改良維持が62.7%。住宅関係が45%になっております。交付金でございます。

最後に31ページを御覧ください。上段でございます。災害復旧費県補助金の農林水産業施設災害復旧費補助金でございます。3億9千884万4千383円となっております。

以上が、主な建設課の所管でございます。非常に簡単ではございますが歳入歳出決算につきまして概要説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長（高村祝次君） ありがとうございます。

それでは、各課長の説明を終わらせていただきましたので認定第1号について質疑に入ります。歳出からページを追っていきます。

48ページからお願いいたします。48ページ。質疑ございませんか。

続きまして、56ページ。コミュニティーFM放送局施設業務運営委託料です。ございませんか。

続きまして、58ページ。地域情報基盤。ございませんか。

ないようですので次は60ページ。委託料。これ施設・設備保守点検業務委託料からこの項目全部です。ございませんか。

ないようですので、ずっと飛ばして92ページ。農林水産業費。農業委員会費。質問ございませんか。

ちょっと私からお尋ねいたします。農地利用最適化推進委員12名、180万円ですけれども以前は各大字1名でございましたけれども2名になっております。仕事の量としてどんな仕事か2名になって増えたのか報告をしてもらいたいと思います。

農業委員会係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

農地利用最適化推進委員さん大字で各2名ずつ選出されております。主な業務内容といたしましては、農業委員会総会にかける議案の現地確認もありますし、ほかには地元の方からの相談を受けたりもされております。一番大きなお仕事としましては年に1回各大字、農地の利用状況調査というものをされております。それに結構な日数をかけて大字内各農地を回られますのでその仕事が大きな仕事となっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 年々耕作放棄地が増えているようですけれども増えたことによって耕作放棄地が解消されたという事例はありませんか。

農業委員会係長（坂田尚昭君） 昨年度、耕作放棄地が解消された農地がありますが、ちょっと詳しい面積は今手元のほうにありませんので面積についてはちょっと後ほどお答えさせてもらうかたちでよろしいでしょうか。

委員長（高村祝次君） はい。面積と件数。何件、耕作放棄地の解消になったか。あとで報告をお願いいたします。

4番（児玉智博君） 今の委員長のお尋ねされたことと併せて実際小国町で今耕作されている農地の田んぼと畑ごとの面積と。それから農家1人当たりの耕作面積がどうなっているのか教えていただければと思います。

農業委員会係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

経営耕地の面積といたしまして、他の耕地面積のほうが551ヘクタール。これ法面等も含めますので本地の面積としては464ヘクタールとなります。畑の耕地面積が817ヘクタールとなっております。耕作者1人当たりの耕地面積のほうはすみませんちょっと今手元のほうに数字がありませんので、またこちら後ほど答えさせていただくかたちでよろしいでしょうか。

委員長（高村祝次君） はい。ほかにございませんか。

それでは、93ページから94ページ農業振興費まで。ございませんか。

ないようでしたら95ページから96ページ。畜産業費まで。

4番（児玉智博君） 96ページの有害鳥獣防除柵設置事業補助金が57万4千円ございます。これは要はイノシシ、シカの侵入を防ぐために農家の方たちが設置するものでありますが、令和4年の被害状況がどうなっているか教えてください。

農政係長（竹崎祐貴君） 4月から農政係長に就任しました竹崎と言います。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

申し訳ございません。被害状況のほうが手持ちの資料のほうでは確認できませんのでちょっと確認次第、御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） それでは併せて令和4年度以前の被害状況からどのように近年推移しているかも御報告願えればと思います。

産業課課長補佐（長谷部公博君） すみません。先ほどの被害状況のお話で私のほうから少し報告させていただきます。

毎年農作物被害のほうのデータは農済様の水稻の共済データからいただいております。その中で一応被害額というものをしております。令和4年につきましては農済様のデータによると262万円ほどです。令和3年度が126万5千円、令和2年が500万円、令和元年が340

万円ほどということですが、大体水稲に限ってですけれどもやっぱり約150万円から250万円ぐらいの間を推移するケースが多いなというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 水稲の要は被害。額になれば要はその毎年毎年多分米の買取りの値段というのが変わってくるので、その被害額も変わってくると思うのです。被害を受けた農地の面積というのは調べてないのですか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） お答えします。

被害の面積につきましては、令和4年が142アール、令和3年が120アール、令和2年が472アールということで面積の集計をしております。

以上です。

4番（児玉智博君） これはどのような。1回入れればその面積になるのか。繰り返し入る場合もあるし実際もう8月ぐらいからイノシシが田んぼに入ったとかいう話なんかは出てくるのですが、その都度そういう状況がわかるような調査というのはされているのでしょうか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） すみません。この被害面積につきましては農災様が水稲共済に掛かった面積を集計させていただいておりますので実際圃場に例えばイノシシが1回入って少し倒れたとかというところでもあろうかと思いますが、そういったところは多分水稲の共済の対象にならないところもあるかと思っておりますのでそういった部分は面積のほうには入っておりません。

以上です。

4番（児玉智博君） この57万4千円の補助額がこの防除柵に関しては支出されているのですが、実際これが尺に合うのかという問題だと思うのです。結局何か農済に掛かった分だけしか把握していない。実際大体が田んぼだけのところもあるけど小国町のようなところでは畑と田んぼがもう隣り合っていたりするわけではないですか。やっぱりその畑の状況も見べきだし結局中に入らなくても畔を掘りまくったり農道を掘りまくったりとかその稲自体がやられてなくてももう相当な被害というのは農家の方たちは受けているというふうに思うわけです。実際大体夜間通電今はもうこのソーラーの24時間通電のものに対しての補助を行っていると思うのですが、実際はまだまだバッテリーとか乾電池式なんかのを使っているところもあってもう日が昇る頃にはもう切れているよというようなところもあってちょうど明け方夏場の5時6時ぐらいに侵入したというような話も聞くわけです。やっぱりソーラーの24時間通電のやつを補助を手厚くするとか補助割合を増やしていくとか。やっぱりそういうふうにしていかないとなかなか自衛というふうには完璧な自衛というのはないのですけれども。被害を抑えていくということにはつながらないというふうに思うのですが、その辺の台数であるとか補助率の引上げという検討はなさっていないのですか。

産業課長（穴井 徹君） この補助を実施するに当たり今年までは5年サイクルというかたちで今

5年サイクルの2年目に入っております。ですが現在の状況等を勘案いたしまして今ソーラー式の一式購入の場合の上限5万円若しくは50%ということで設定しております。ですけど現在の状況を見て来年度に向けて一式購入ではなくて単品の補充ですとか財源の関係もありますので上限をちょっと引き上げるというのはすぐすぐはちょっと回答できませんが、補助の内容については来年度交付に向けて現在検討しております。

以上です。

4番（児玉智博君） 予算の問題というふうに言われるけど57万4千円しか出していないわけですよ。これで本当に農家の人たちがやっぱり持続可能な農業になるのかということだと思いますので、もうここは思い切り引上げていただきたいというふうに思うのです。それと併せてやはり農家の方たちはまだ結構出てくる意見としていわゆる「ワイヤーメッシュなどに対する補助はないのか」という意見というのはまだあるわけです。その辺の検討はどうなっているのか教えてください。

産業課課長補佐（長谷部公博君） お答えします。

ワイヤーメッシュに対しての支援についてなんですけれども、今後の話をまず先にさせていただければ先ほど産業課長がおっしゃいましたけれども来年度に自衛のための町の支援というものを今検討しております。その中で電気牧柵プラスやはり電気牧柵でやっぱりなかなか守れない部分というのがそれは一面ではなくて箇所ですよ。結局電柵を張っても下から絶対どうしても地理的にくぐり抜けられるとかそういったところを例えばそこをワイヤーメッシュで一部補管してやるとかそういったところで、ワイヤーメッシュを併用しながら守れるようなものを何かできないかということで今模索をしている段階でございます。ですのでそれが来年度早々からそういう対応ができるかどうかはまだ未定でございますけれどもなんらか農業者に対して柔軟なではないですけども少しでも守れるような支援が今まで以上にできればいいなというところで今模索している段階というところでございます。

委員長（高村祝次君） 今課長補佐が話されたほとんどが水田についてだと思います。牧草地とか畑についての被害はほとんど上がっております。やはり私今電気牧柵の補助をしておりますけれども切りがないとか全部が囲いをしてしまうとどんだんの今まで来なかったところまでイノシシが出没するようになるし。もうシカでもイノシシでもやはり生活がありますのでやっぱり食べられるところに入って行くということで、電気牧柵をやってもやっぱり時期になってカライモが美味しいときにはカライモも被害が出る。牧草に至ってはちょうど夏場今ヒエの栽培がされておりますけれどもヒエの実が入る頃になるとやっぱり実を食べにイノシシが入ったりします。シカはもう植えた当初やわらかい草を食べますので芽が出てきたところにシカは入って来ます。イノシシはもう収穫際「もう刈られるな」と思う頃からイノシシが入ります。それを町が補助を出してするというのはかなりの金額が掛かる。根本からやっぱり鳥獣対策をどうしていくのかと

いうのを考えないと耕作放棄地は増えていくは作物をやっている畜産農家は大規模ですから10町20町30町40町私あたりは60町くらい作っているからもうその対策だけでも人手が足りない。ですから当初私たちも昭和60年頃に20ヘクタールの畑の周りを金網でずっと団体営事業でやった経緯がございますけれども、それをやってもやはり金網の下をイノシシがくぐってやっぱり被害に遭うということでも最終的にはトウモロコシ栽培をやめてしまったというようなことで。そしたらトウモロコシやめたら被害がないかと思ったらやっぱり夏のヒエとかイタリアンの実が入った頃にはイノシシが実を食べに来るというようなことです。数字で被害がどれだけかと把握はとても難しい。水田の場合は共済組合があってそこで調査するから出ると思いますけれども、まして家庭菜園をやっている方はもうほとんどの方が被害に遭っているというようなことでやはり柵も必要ですけれどもまず罾の設置。猟友会へ駆除の推進とかいうことをやっぱり積極的にやらないと私はこれは全く被害がないということはずなわけ、今の分はもクリが落ちてきますと集落にクリがあるとそこに必ずイノシシが出てくるというようなことでやっぱりその辺から集落内畑の近くにクリを植えないとかもうクリを植えるなら山の上にイノシシが集中して餌を食べに行かれるようなところにクリを植えるとか。もう餌場を作ってやるほか何かそんな知恵を絞っていかないとやっぱり集落のほうに出て来るということではないかなと。とにかく集落の中にクリとかを植えないということがやっぱり基本に持っていけないと集落の中にクリがあると必ず今イノシシが来ておりますので、それだけでは餌が足りないと近くにある畑の中に入って行くというようなことです。もう基本的に真剣にこれは農業委員会も推進員を2名つくったことですからしっかりそこ辺りを議論をしながら進めてもらいたいというふうに思います。もう一気に解決するのはもう不可能です。ですからもう農家の方々もしっかり電牧を張るだけではない駆除にもやはりみんな集落で協力を合わせてやるのかという決まり事を作っていかないとただ電牧だけ張って町が補助金出しても何も意味は生かされない。出した補助金が死んでしまうというようなことでやはり集落の中でみんなで駆除もやろう。守るのも守ろうというようなことを決めていかないとなかなか難しい。もう完全にこれを守るということはできませんのでやはりしっかりそのような組織農業委員会を含めたあるいは農協も含めたところでいろんな対策を練っていかないと今後ますます耕作放棄地も増えて小国に観光と言えども荒れ地が大変増えてくるというような事態に人手不足からなってくると思いますので、しっかりそこ辺りは補助金を出すだけではなくてやっぱりそういう組織を作って駆除しながら守るということを今から議論をやってもらいたいと思います。

以上です。

産業課長（穴井 徹君） 今委員長が言われましたとおり大変被害額、被害面積の把握というのすごく難しく、結局水稻の共済金支払いの分で水稻の分がある程度補完できているというか数値的に把握できている状況になっております。今県の事業でえげS T O P ! と今年4地域行って

おりますがそういったかたちで集落点検等を行いながら先ほど言われました家の近くのクリを切るとかそういったかたちで、またこれからもいろいろ助言等いただきながら防除と駆除の両方で対応していきたいと思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） この前私一般質問でも話しましたが長野県の川上村はレタスの産地でもう立派な柵が畑の周りにしてありますので、そこ辺りの国の補助があったのかそこ辺りもよく調べてやってもらいたいと思います。あそこは畑は一処に何百とか集中してありますので柵をするにしてもやりやすい。小国の場合は山あり谷あり。その谷間の中に畑あり田んぼありですから非常にそこ辺りが経営が変わってきますのでしっかりよその地区のそうやって囲いをやっているところなんかを視察なり話を聞いてしっかりやってもらいたいと思います。

それでは96ページありませんか。

ないようでしたら97ページから98ページ。

4番（児玉智博君） 98ページの中段にございます新規就農者育成総合対策経営開始資金ということでこれ国費での交付金というふうになるかと思えますけれども、内容がどういったものに対して62万5千円給付されているのか教えてください。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えいたします。

新規就農者育成総合対策支援事業という国の事業の中のこちらが経営開始資金という事業になっておりまして、経営開始直後の収入が乏しい時期に役立ててもらおうための補助金と助成金というかたちになっておりまして最大で12.5万円をひと月に最大3年間受給できるような制度になっています。

以上です。

2番（杉本いよ君） 手づくりの館の施設の件でお伺いしたいのですが、今加工して販売するかたちの使用はできていませんが金額としてこういう金額が上がっています。普通一般で何名ぐらいの利用者がおられるのですか。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えいたします。

令和4年度の手づくりの館の使用実績についてですけれど12団体、延べ人数ですと155人が利用しているような状況になっております。

以上です。

2番（杉本いよ君） 利用者数はわかりますが、その中で販売とか加工販売している方はいらっしゃるらないのですよね。

農政係長（竹崎祐貴君） 営業許可を取って販売をされていらっしゃるところが1団体ございます。

以上です。

2番（杉本いよ君） 販売されている方は一つのグループなんですか。

農政係長（竹崎祐貴君） はい、おっしゃるとおり1グループになっております。

以上です。

2番（杉本いよ君） あと何年ぐらいされるのですか。

農政係長（竹崎祐貴君） 一応営業許可としましては令和9年11月までの許可期間となっております。

以上です。

2番（杉本いよ君） ありがとうございます。

8番（熊谷和昭君） 食品衛生上、管理者は誰になっているのですか。

委員長（高村祝次君） それでは、ここで暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

（午前10時50分）

委員長（高村祝次君） それでは再開いたします。

（午前11時00分）

農業委員会係長（坂田尚昭君） 休憩前に御質問のありました件について先にお答えさせていただきます。

まず、委員長のほうからありました耕作放棄地の解消の面積についてですが、件数として20筆ありまして面積として3.2ヘクタールが解消面積となっております。

次に、児玉議員のほうから質問のありました1人当たりの耕地の面積ですが約2.4ヘクタールとなっております。こちら一番多いのは0.5から1ヘクタールの間の方が一番多いのですが、それ以上の面積の方がもう結構な数がいらっしゃいますので少し1人当たりの面積は上のほうにずれるようなかたちとなっております。

以上です。

農政係長（竹崎祐貴君） 引き続き休憩前に質問のありました手づくりの館の食品衛生管理者につきましては、現在町の担当者が指定されているような状況となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 重ねてちょっと伺いますが農家戸数は何戸での1人当たりの面積になりますか。

農業委員会係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

農家戸数としては379、農業者としては559人というかたちになります。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら99ページから。

4番（児玉智博君） 認定農業者の会負担金について伺いますが、現在の認定農業者の数及び平均年齢がどうなっていますか。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えいたします。

現在の小国町の認定農業者の数は全体で70経営体数となっておりまして、すみません平均年齢まではちょっと出せていないのですが、全体では65歳から69歳までの割合が全体の約4分の1と一番割合が高い状況となっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） それでは99ページから100ページ。

4番（児玉智博君） 中ほどにあります。農道維持費で修繕費が3万5千420円出ておりますが、ここはどういった農道になりますか。

農林土木係長（大藏將充君） お答えします。

修繕費につきましては、北河内地区の農道で崩土の除去をしております。

以上です。

4番（児玉智博君） では続けて聞きます。多面的機能支払交付金がございますが、この交付金の対象となっている農業用施設はどのようになっていますでしょうか。

農業委員会係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

対象となる農業用施設については、水路それから農道それと水路に附帯するポンプ等も一応対象となるようなかたちになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 水路、ポンプ、農道の距離がどうなっているのか教えてください。この主要施策のほうにはヘクタールというふうに出ておりましたので、ヘクタールではなくて水路、農道の距離やその本数をお願いします。

農業委員会係長（坂田尚昭君） 延長についてちょっと今手持ちのほうに準備しておりません。一応数字のほうは把握しておりますので、これもちょっと後ほど答えさせていただきたいと思えます。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

続きまして101ページから102ページ。

4番（児玉智博君） 小国堆肥製造業務委託料でございますが、これは令和4年度は食品残渣をどれだけ集めてどれだけ量の堆肥が製造されてまた販売されているかお答えください。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えいたします。

令和4年度の収集実績としましては、食品残渣量が2万2千743キログラムとなっておりまして、販売する堆肥につきましては1袋8キログラムのものが875袋作成されているような状況となっております。堆肥の販売額の合計総額としましては30万8千400円となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 製造すれば売り切ってしまうというような状況ですか。

農政係長（竹崎祐貴君） おおよそ販売できているような状況になっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 私からちょっと質問します。今担当係長とか役場の職員が堆肥製造するところに行ったことはありますか。

農政係長（竹崎祐貴君） 現場のほうは私のほうも見させてもらっている状況です。

以上です。

4番（児玉智博君） 飼料・肥料の価格高騰対策緊急支援事業交付金について伺います。大体この交付金が行われておりますが令和4年度は飼料・肥料がどれだけ高騰してその分の恐らく全面的にはカバーできていないはずですが、穴埋めというかたちになるかと思っております。その高騰分のどれだけの穴埋めになっているのか教えてください。

農業委員会係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

飼料のほうがちよっとすみません今正確な数字はないのですが、およそ1.8ぐらいの確か数字になっていたと思います。肥料のほうは1.4ぐらいの上昇率になっています。飼料に関しては高騰分の30%相当を補助しているかたちになります。肥料については70%相当を補助しているかたちになります。

以上です。

4番（児玉智博君） 要するに肥料だと70%だから残り3割、飼料だと30%だから残り7割は農家の負担になってしまうという状況ですね。それではその分だけ農家の人たちは販売価格に転嫁できているかどうか。それは役場はわかりますか。また加えてやはり例えばその飼料であればそれまで使っていた飼料よりも安い飼料にすることによってそれはやはり生産する牛の太り具合とかとかあるいは乳牛であればやはりその量などに影響はするのだけれども、だけれどもなかなか高騰の影響が大きいから安い飼料に切り替えているというような話も聞きますが大体どれぐらいの農家の方たちがそういう対応をされているかわかりますか。

農業委員会係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

まず価格転嫁に関しましては、なかなか野菜にしても牛にしても市場で値段が決まりますのでなかなかその部分というのは上昇した面が素直に反映されるかというところではないというものですのでなかなかここは難しいところだというふうになっております。安い飼料への切替えということなんですけれども実際農家さんの努力でそういうふうな今の仕入れ先を変えたりとか自給する分を増やしたりとかされている農家さんもあると思うのですが、実際それがどれだけのいるのかという詳しい数字まではちょっと把握のほうはしておりません。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

それでは私が質問しますけれども飼料価格高騰対策と肥料高騰対策です。何人の方に交付したわけですか。飼料高騰からお願いします。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えします。

飼料価格高騰につきましては、申請件数40件、総額が3千377万円となっております。

続きまして肥料対策のほうですけど、こちらは申請件数178件で総額が272万6千200円となっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 肥料高騰についてはやっぱり農家の方がそれぞれお金を掛けないということで大分県の天瀬のほうに堆肥工場があります。日田辺りから食品残渣を持って来ているのかな。そこ辺りから10トンのダンプカーとか4トン車とかで畑に持ってきてやはり化学肥料を使わないような栽培もされているし、また水田においても鶏糞を使うとかいう方々が集落の中におりますけれども、やはり肥料についてはいろいろ工夫したらできますけれども飼料はもうほとんどが外国から100%輸入ですので恐らく以前の10年前に比べたら倍になっているし大体キロが100円ぐらいになっているかと思います。飼料については非常にもう食べさせる量を減らすほかにはございませんけれども肥料についてはそれぞれがやっぱり努力をされているかというのをやっぱり役場。今たまたま産業課におりますけれどももう2年かするとすぐ異動になりますので各職員はやっぱり今の小国の農家の現状とかを是非見学してもらいたい。町長もよろしくお願いします。

以上です。

課長何か言いたいならどうぞ。

産業課長（穴井 徹君） 私たちも極力いろいろ現地調査とか別の事業の関係で現地を回ったりするときに町内いろいろ見るようにはしております。なかなか用件がありますので時間があるときはいろんな方とお話ししながら状況を把握していきたいと思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 102ページまでありませんか。

それでは、103ページから104ページ。

4番（児玉智博君） 有害獣の駆除関係の助成金等で野生動物生息数適正管理助成金、鳥獣被害防止総合対策事業補助金、有害鳥獣駆除補助金ということでそれぞれ見ますと狩猟期間内の捕獲、駆除それから有害鳥獣捕獲許可期間の駆除などで期間が定められているようですが、狩猟期間それから捕獲許可期間が具体的に何月何日から何月何日までだったか教えてください。

産業課課長補佐（長谷部公博君） お答えします。

まず、猟期からお答えさせていただきます。猟期のほうは熊本県のイノシシ、シカについては

1 1月1日から3月15日までが猟期になっております。

駆除については、通年11月の時期を外して今年で言えば6月から10月で11月を空けて猟期が始まります。猟期では保護区内のほうが利用ができませんので猟期内は保護区のみ駆除の許可を出して駆除をしていただきます。3月15日に猟が終わりますのでその後また駆除の期間を4月ぐらいまで延ばして許可のほうを出させていただきます。ですのでほとんど通年駆除の許可を出しているような状況でございます。

以上です。

4番（児玉智博君） なかなか通年通して捕れるような状況になっていると思いますが、それぞれの捕獲実績が月ごとに何月が多いかとか少ないのが何月だとかいうのはありますか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） お答えします。

罟ですとあまり時期的なものはないように思います。実績についてはですね。しかし銃での駆除についてはやはり猟犬を使っていますのでやっぱり猟犬が夏場暑い時はなかなか動けないということで夏場の銃器の捕獲実績というのは上がりにくいという傾向はあります。

以上です。

4番（児玉智博君） それぞれ補助額が猟であれば5千円とシカは8千円。駆除もそうですかね。大体だから5千円から8千円が1頭当たりのこの値段ということになっております。しかしなかなか幼獣というのは銃では捕らないと思うのです。やはりそういう幼獣を減らさないとそれが大人になってまた増えていくというふうになると思うのでやはり大体イノシシであれば年2回ぐらい繁殖をするというふうに聞いておりますが、その繁殖期前にこの値段をもうちょっと高くしてその時期に集中して駆除してもらおうというふうにすればなかなか減少させるのは難しいかもしれないけどなるべく増やさないこれ以上というふうになるのではないかと思います。そういった考えは検討されたことはないですか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） お答えします。

駆除の単価特に幼獣に対してなんですけれども幼獣は国の補助金もいただいております。国の補助金が幼獣については1頭1千円でございます。やはり1千円の駆除で児玉議員が言われるようにやはり幼獣も成獣と同じよう捕獲を進めていかなければならないということもありますので、幼獣に対しては国の1千円から町が4千円プラスして1頭5千円交付させていただいております。これまでですけれども幼獣に特化して集中して捕獲するという実績というか取組はございません。今後も幼獣成獣変わらずどんどん捕獲していただけるように駆除隊の皆様また猟友会のほうにはお話は町からもお願いはどんどんしていかなくてははいけませんけれども、捕獲の金額について上げるというようなことは今のところ考えてはおりませんでした。

以上です。

4番（児玉智博君） 違います。私が言っているのは幼獣もちろん捕らないといけないのだけど、

そもそもその幼獣を産む前の雌を駆除すれば生まれないではないですか。だから産む前にその成獣をなるべくその時期に捕ってもらったほうがいいと思うのです。産んだあと捕るより産む前に駆除したほうが絶対それは効果がどう考えてもあるではないですか。

町長（渡邊誠次君） 児玉委員の言われる理論はもっともかもしれませんが小国町単体でもなかなか効果が薄いというところもありますので、正直申しまして鳥獣被害のことは熊本県の町村会で集まったときにはもう本当に話題になるところであります。やっぱり近隣町村と力を合わせるというところでもう非常に大事になってくると思いますので、私のほうも児玉委員の意見を周りに伝えて話をしてみたいというふうに思います。

以上です。

7番（松本明雄君） 今町長が言われたとおりよろしく申し上げます。これを見るとやっぱり有害鳥獣に対する町の一般財源相当出ています。ですからもう県のほうに行って駆除費用はほとんど県から出すような方向でお願いしてもらわないとどんどんこれは増えていくばかりだと思いますのでよろしく申し上げます。

町長（渡邊誠次君） 確かに御意見ごもっともなところがございます。ただ市町村によって差が非常に激しゅうございますのでその部分ではもう県のほうは出しにくい部分も多少あるのかもしれませんが。ただ私といたしましても町村会のほうにも当然申入れをさせていただいておりますので、やっぱり一番大事なところはもうみんなで駆除してみんなで防除する。やっぱりこの部分が非常に大事だと思います。先ほどから鳥獣被害につきましては皆様方いろいろな御意見をお持ちですけども、やっぱり今の状況ではずっと今の状況をよくするよくなっていく方向には結びつかないのではないかなというふうに私も考えておりますが、ただ今の現時点では完全な打開策というところは見い出しておりません。もちろんほかの町村だったり県だったりお話伺いますけれども有効な打開策は見い出せていないというふうに思いますので、私としても担当の産業課含めてしっかり勉強させていただきたいと思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

それではちょっと104ページについて質問いたします。104ページの負担金補助の中に新規林業担い手育成支援事業補助金と林業担い手機械導入支援事業補助金がありますけれども、この説明の中を見ますと一人親方の方が機械を買うことにも補助金を出しているのかお尋ねいたします。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 小国林業一人親方組合の組合員様が林業機械を購入する者に対して上限125万円を上限に林業担い手機械導入支援事業補助金として交付させていただいております。

委員長（高村祝次君） それでは町はするけれども県は出していないわけですか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） これにつきましては町の単独事業としてさせていただいております。

委員長（高村祝次君） 国もないわけですか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） はい、県費はございません。

委員長（高村祝次君） もう一つのこの林業担い手育成支援事業補助金については。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 申し訳ございません。新規林業担い手育成支援事業補助金につきましてはこれは小国町森林組合に入られました新規の保育林産班の2年目、3年目、4年目に対してその雇用経費を町が支援をしているものでございます。これは一人親方組合とは違います。以上です。

委員長（高村祝次君） 町はこうして補助金を出しますけれども一人前になってくると森林組合を辞めてよその森林林業をやるわけです。それは働くことは自由ですけれどもやはりそこ辺りもお金出す以上にはやっぱり一人前になって森林組合では働くことが嫌なのか働く仲間の間のトラブルなのか。その辞める経緯はわかりませんがやはり仕事をできるようになってくるとやっぱり自分の能力がこれだけの給料では満足しないということで自分で始める。自分で始めるのは結構ですけれども私はそれが一番ベストだと。森林組合で基本をいろいろ勉強して一人前になったら一人親方で。それがやはり町が補助金出している以上はやっぱり町内の林業労務者になってもらわないと。よその林業労務者になるというのは町が出した意味がないのではないかなと。確かに全国どこでも林業担い手というのは不足しておりますので、しっかりそこ辺りもやっぱり出すからには町と森林組合とやはりそういう覚書なんかを作ってやるべきではないかなというふうに思っております。私も私が知っている人が森林組合で働いていた人がよそに行ったというから私は森林組合の職員にも言いました。組合長はその方に対して「森林組合を辞めても森林組合の仕事をしてください」というお願いをしたかと。そういうことを組合長である以上はやはりやるべきではないかというようなことを言ったこともございますけれども、やはりそういうことを踏まえて役場も対応してもらいたい。しかしその方は最近森林組合の一人親方に戻ってきたというような森林組合のほうから報告を聞きましたので「それはよかったな」というふうに私は言いましたけれども。もう今は間伐をしたい伐採をしたいと思ってもなかなか森林組合は来ない。もうお金がいるけれども木は切れない。そういうふうな今状況です。これがますます人手不足の中に深刻な問題になってくると。先般6月議会にも言いましたように今森林組合は地籍で黒字を出しておりますので、もうそれは木が出てこないなら森林組合は非常に厳しい経営になってくる。これは目の前に見えております。ですからしっかりそこ辺りは担い手育成については町もしっかり応援してやはり応援した以上は小国町で頑張ってもらおうというふうにやってもらいたいと思います。町長よろしくお願ひします。

町長（渡邊誠次君） 確かにそういったお話もあるかもしれませんがなかなか職業の選択の

自由というのがありますので、その部分では町のほうから働きかけをするというのはなかなか難しいのかなど。ただ単純に私も思いますが山林所有者の方たちが自分たちで全員木が切れればそういう問題も起きないのでしょうかけれども、それがなかなか難しい現状があるといったところでやっぱり森林組合また一人親方組合の皆さんに頼んで切っていただくという現状がありますので、その部分では皆さんにも応援していただけるようなそんな仕組みができればなというふうに思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） やはり機械を自分で持っている方に頼めば確かに能率が上がります。ですからその能率の上がる人たちを見てやっぱり一人親方の方が2人か3人で組んで機械を導入してやっっていけば能率も上がっていきます。1人でやる仕事は機械を持っていない。道を造るにも雇わないといけないというような状況ですからもうなるだけ補助金を出す以上は一人親方の方々にも125万円ぐらい出してもユンボの25ぐらいを買えば恐らくグラップル付けて1千200万円近く今なるかと思っておりますのでやはり125万円ぐらいではどうにもならない。運搬車を買うのでも今300万円ぐらいするのではないですかね。ですからしっかりそこ辺りはもう林業小国町の産業ですのでしっかり役場のほうも考えて、ないお金をどこからか捻出しながら頑張ってもらいたいと思います。

4番（児玉智博君） 新規林業担い手育成支援事業補助金ですが2年から4年目の雇用経費に対する補助金ということで説明を承りました。大体雇用経費の何割を補助するものなんですか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） お答えします。

入社されて2年目の職員に対して40%これは給与と保険料でございます。3年目の保育林産の職員に対して30%、4年目の保育林産班の職員に対して20%の支援をしております。

以上です。

4番（児玉智博君） 今委員長の質疑を聞いていたらこれである程度自立できるようになったら独立される方もいるというふうに言われていましたので、これはもう今雇用されている人たちが5年目以降に全員になってしまえばもうなくなるものなのか。それともまだ将来的に新たに保育林班で採用されれば引き続き出される恒久的な事業なのか御説明願います。

産業課課長補佐（長谷部公博君） お答えします。

その職員が2年目、3年目、4年目になれば4年目で最後になります。毎年と言いますか保育林産班に新規に入っていたいただいた職員がいらっしゃるならば来年度の予算は全然あれなんですけれども基本的には新規保育林産班職員に対しては2年目、3年目、4年目までは支援をするという内容になっております。恒久的にこの事業は継続していくかどうかというのはまたいろいろ中身の精査も必要ですけれども、特定の職員に対しては2年目、3年目、4年目までです。

以上です。

4番（児玉智博君） 実際人手不足というのはもう本当日本社会にもあれだし結局この森林組合に限らず大型のトラックドライバーなんかもう高齢化が問題になってもう本当に日本の物流がどうなるかという話にもなっているし、小国で言えば昨日の委員会では非常にタクシーの運転手ももう70代が中心になっていると。介護も昨日福祉課の答弁ではやっぱり高齢者もまだ元気ならそういう介護が必要な高齢者の担い手になってもらって人手不足を何とかというようなことを言われていたのです。もちろんその山主が自分でみんな山を切れればというのももちろんそれはそうなんですけど、実際田んぼなどを持っている人も結局自分で田植えから稲刈りもできなくなったら人に頼んで農業の担い手の人をお願いしているような状況なのです。そういう中でも森林組合に対して林業に対してこの特別なそういう補助事業をやる理由が何なのか教えてください。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 先ほどお話も出ましたけれども林業についての担い手の問題は全国何の担い手、雇用者も不足しているというのは当然わかっております。ただ一人親方を例えば森林組合の保育林産班。林業というのは特に危険。最近では死亡事故もございましたしやはりすぐ近くに危険が迫っているという事業でもあります。そういった中でやはり生産量というのはなかなか出せない中でやはり技術の習得だったりとかまずは身の安全、技術の習得、生産量向上につながるためにはやはり複数年現場での作業というのが必要になります。なかなかそれを自分で独自で独学というのはなかなか難しい。その生産量がおぼつかない中に森林組合に入っていた中で技術の習得だったりとか生産量を出していただいて森林組合の生産量ももちろん上がりますし、将来例えば小国町内で一人親方に就かれるということであればなおさら小国町の林業の生産量向上にもつながりますのでそういった側面からも町として雇用者の確保を少しでもやりたいというところで支援をやってきております。

以上です。

4番（児玉智博君） 理屈はわかりました。

ではもう一つちょっと確認したいのですが経済面ではどうなのかというところで小国町の林業生産額とそれから農業生産額がそれぞれどうなっているのか教えてください。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 林業生産額につきましては、これ県の統計の数字を使わせていただいております。今年出されました県の統計でございますが令和3年度の実績ということで2億2千500万円。これが小国町の林業生産額となっております。ちなみに言いますと令和2年度が2億4千100万円が林業の生産額となっております。

以上です。

農業委員会係長（坂田尚昭君） 農業産出額についてお答えいたします。こちら国のほうが出している統計の数字になります。令和3年度までしか数字が出ておりませんので令和3年度の数字ですが小国町の農業産出額が22億5千万円というかたちになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） その林業の生産額2億2千500万円というふうに言われましたが、そのうちの森林組合での販売実績はどうなっていますか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 申し訳ありません。数字をもう一度精査させていただいてまた後でお答えさせていただいてよろしいですか。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら105ページ、106ページ。

4番（児玉智博君） それでは小国材使用建築物支援事業補助金についてお尋ねいたします。この小国材の使用建築物ということで現地に建てられた家の木材が間違いなく小国に植えられていたスギ、ヒノキで、それが使われているというこの証明はどういうふうにされているのでしょうか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） この事業の小国材の証明といいますか一応定義が小国町森林組合及び小国町内の製材所で加工された木材を小国材という位置づけにさせていただいておりますので、例えばどこの地区の原木が出てきたかどうかとかそういったところまでの証明はとってはおりませんが一応定義については先ほど言いました小国町内の製材所等から加工されて木材住宅建築に使われたものを小国材というふうにさせていただいております。

4番（児玉智博君） もしかしたら日田とか熊本からの市場から仕入れた木材が小国では加工されたけれどもそれを小国材として使われてそれに対して町が補助金を出しているという可能性。だから全く小国の山で切られたものではない可能性もあるということですね。

産業課課長補佐（長谷部公博君） お答えします。

先ほど言いました何度も話になりますけれども町内の製材所等で製材加工されたものを小国材ということで定義させていただいております。特に例えば町内の製材所で使われているのが小国ウッディ協同組合だったりとかほかに幾つかの製材所がございます。その製材所等から原木からの出荷証明は現在とっていないという状況ではございますので、産地がどこなのかというところまでは確認はとっておりません。

4番（児玉智博君） そうであればこれ林業費ではなくて商工費で出すべきではないですか。

産業課長（穴井 徹君） 完全にトレーサビリティができておりませんので100%小国杉であるという証明はなかなか難しいかと思いますが、町内の製材業の方の仕入れの状況を見ますと90%以上が小国町森林組合経由で原木購入したりしておりますので、そういったことで小国杉ということで定義をさせていただいております。

以上です。

4番（児玉智博君） それはやっぱりではその10%が使われていない。一般住宅用のだったらそれはそんなに探さなくてもあるのかもしれないですけど10%はやっぱりよそから仕入れているのであればその家1棟が丸々よその山で出された木材になる可能性だってあるわけなのです。だからやっぱり小国材使用建築物小国材と聞けば「小国の山で切り出されたものなのかな」という

ふうに思うと思うのです。その説明までちゃんと聞かないとですね。それでもう林業費でそういう補助金を出すのであればやっぱりそこまでの出荷証明ですよ。どの山。だから本当「小国町のどの山で切り出されたものがあなたの家には使われています」というふうに町か森林組合がちゃんと証明できる仕組みを作るべきだと思います。それを作る気がないのであれば製材業支援ということでこれ商工費で出すべきだと思いますけどどうしますか。

委員長（高村祝次君） 今の児玉議員の質問の中でちょっと私が補足ではないけれども。当初この補助金を作られた経緯がございます。当初はまだ小国の工務店も元気で小国の町内の大工さんが町内あるいは県外でもやっておりましたけれども、現在はもうほとんどが工務店の方も町内で家を扱う方も減ってきたというふうな状況で恐らくこれ当初はそういう森林組合だけではなくてやっぱり大工さんたちも小国材を使うためにという意味合いで作った経緯がございます。もう4、5年になるかと思いますが森林組合はこの事業を受けても一銭もならないというようなことでここに書いてあるように阿蘇小国杉の家推進協議会に移したのではないかなというふうに思います。阿蘇小国杉の家推進協議会のほうはやっぱり大阪のほうでテナントを組んでやっておりましたので大阪にも森林組合も何か小国材を使った小さいマッチ箱のような家をビルの中に造って小国杉の家を推進していますというようなことをやっておりましたけれども、それも借地料が要るものですからそれもやめて時代の背景でやっぱりこの事業については今後考えていかないと。やはり児玉委員が言われたように果たして小国材を使って出しているのかそこら辺の検証をしていくというのはそれは莫大な経費が掛かって人手が掛かってそれは大変なことであるというように私は思います。ですからもう長年もう10年近く恐らく出していると思います。当時は製材所も小国は多かったから製材所も工務店と手を組んでやればよかったのです。もう大型化されて小さい製材所がなくなったというようなことでやはりこの事業については改めるべきではないかなというふうに思います。これを続けるなら今児玉委員が言ったようにちゃんと調査したら小国材を100%買ってありますと言うならともかくですけども、恐らく小国の材料だけでは間に合わないから市内のほうから持ってきたりよそから持ってきたりして工事を動かしていると思いますから、そこ辺りはしっかり役場のほうでもうはっきりできるならいいですけど恐らく私はできないと思いますので町長の考えをお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） 課長から聞いてください。

産業課長（穴井 徹君） 製材所で森林組合がSGEC認証を持っております。製材所も一番大きいところはSGEC認証を持っておりますのでどこの分がどこから入ったまではトレーサビリティができます。その後どこに積んであった分を製材してどういうふうになったかというまでの細分の追跡は難しいと思います。ですからあとはもう先ほど言いましたがちょっとアバウトに90%以上と言ってしまうんですけど10%がよそから仕入れているのではなくてほぼほぼが小国森林組合から購入しているということで。そういう追跡の仕方になるかと思いますが。あと先ほど

委員長が言われましたように当初は事務手続を森林組合のほうが行っていただいております。途中でいろんな経緯があって阿蘇小国杉の家推進協議会のほうが事務局を担っていただいております。金額のほうも年数進んで検証して毎年検証しながら金額の設定はしております。あとは利用者というか施主の方とかは「よかった」という意見等もいただいておりますので、そこら辺も含めて協議していきたいと思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） この阿蘇小国杉の家推進協議会は町も出資を幾らかしているのではないかと。森林組合はもちろんしております。私も出資をしていました。でも私はもう放棄しました。利益も出ない協議会に。確か10万ぐらいしていたのはもう私は放棄しました。役員もしておりましたけれども。恐らく町のほうも総会するときには来ていたので幾らか出資。森林組合かな。もう私も4、5年やめてなりますので。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 町のほうは出資というわけではなくて大阪の展示場を造っているかと思いますがそこでの建築費用辺りに小国杉の材料費として100万円辺りを補助金で協議会のほうに交付させていただいたという経緯はあります。

委員長（高村祝次君） 恐らく大阪のほうももう住宅が建ってしまっているでしょう。あの当時大阪でイベントなどをして小国材を使った建物を見学もしましたけれども、もう恐らくあそこ住宅が建ってもう何社も入っていましたので。ケイ・ジェイ・ワークスと言っていたかな。もう別な分譲を開発しているといいが。もう恐らくそのケイ・ジェイ・ワークスがどうなっているかわかりませんが。

産業課長（穴井 徹君） ケイ・ジェイ・ワークスのほうですが実際の大きい分譲のほうは終わっておりますが、計画よりかなりちょっと少なくなっておりますが年間数棟の小国杉を利用した住宅の建築実績は今も上がっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようですので107ページ、108ページ。

4番（児玉智博君） 小国町資格取得支援事業補助金ということで5件の補助実績があるということとありますけれども、その資格の内容がどうなっているか教えてください。

商工観光係長（新家龍太郎君） 説明の前に本年4月から商工観光係長を拝命しました新家と申します。引き続きよろしく願いいたします。それでは座って御説明をさせていただきます。

資格の内容ですけれども主に取得されている内容ですと介護職員初任者研修での研修員だったりとか建設業経理事務4級、フォークリフト運転技能講習、ガス溶接技能講習等々ございますが全て申し上げたほうがよろしいですか。お一人で何件か取得をされる中で補助上限額に見合うかたちまで補助をさせていただきますので、今回申請するお一人の方でも4種の試験を受けようと

思っているというところで資格申請で上げられる場合もございます。

4番（児玉智博君） 全部お願いします。

商工観光係長（新家龍太郎君） 車両系建設機械運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、足場の組立等作業特別教習、フルハーネス型墜落制止用器具設置講習、こういったものがござい
ます。

以上です。

4番（児玉智博君） 交付先が各申請者というふうになっておりますけれども、それは実際にその資格を取る個人の方になるのか。それとも雇い主になるのか教えてください。

商工観光係長（新家龍太郎君） はい、お答えいたします。

こちらの交付要綱によりますが町内に1年以上在住して独立して事業を営む個人と町内において1年以上独立して事業を営む法人というかたちがございます。令和4年度におきましては法人要は会社のほうが申請を出されておりますので会社の件数として5件というかたちになっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませぬか。

4番（児玉智博君） 鍋ヶ滝公園監視業務委託料について伺いますが、この鍋ヶ滝公園に監視カメラを設置する理由は何でしょうか。

商工観光係長（新家龍太郎君） お答えいたします。

現在設置しているカメラの位置といたしましては河川付近まず滝のところを映すものが一つ。そして駐車場を映すものが一つと受付辺り直売所の前を映すようなかたちで三つ設置をさせていただいております。こちらについてはまず安全管理の面です。河川上で事故等が起きないか。受付がございまして受付でもこちら映像が見れるようになっております。職員のほうにつきましてもそちらの映像を携帯で電子端末から閲覧できるかたちになっておりますので安全面というところを考えたの設置になっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） それでは、ここで暫時休憩いたします。次の会議を1時から再開いたします。

（午後0時00分）

委員長（高村祝次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

委員長（高村祝次君） 107ページ、108ページ、質問ございませぬか。

農政係長（竹崎祐貴君） 午前中に児玉議員のほうから御質問がありました、認定農業者の平均年齢につきましては59歳となっておりますので回答させていただきます。

農業委員会係長（坂田尚昭君） 午前中御質問のありました多面的機能支払いの水路と農道の延長について回答させていただきます。水路のほうが121.2キロ、農道のほうが87.4キロとなっております。

以上です。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 林業の生産額のお話でございます。素材の生産額につきまして5億2千600万円ほどでございました。

4番（児玉智博君） 今の答弁に重ねて聞きますが、まず水路と農道はそれぞれ何路線ずつあるのかというのと今林業生産額5億2千600万円ということでしたがそのうち森林組合は幾らになっているのでしょうか。

農業委員会係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

路線数についてはこちらのほうで持っている手持ちの資料のほうにはございません。ちょっとお時間いただければ回答できるのですが今すぐ今日の中でというのは時間がちょっと足りないかなというふうに回答させていただきます。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 先ほどの生産額につきましては全額が森林組合でございました。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら109ページ、110ページ。

4番（児玉智博君） 小国町観光協会補助金はこちらの調書によるとASOおぐに観光協会が行う観光PR活動等の観光振興事業に対する補助金ということになっております。それではこの観光振興事業はこの2千277万2千円分全額この町の補助金で行っているのでしょうか。また振興事業の内容を教えてください。

商工観光係長（新家龍太郎君） お答えいたします。

小国町観光協会補助金におきましては、全て一般財源で行っております。また事業内容につきましては、ASOおぐに観光協会独自で行う事業として一番大きかったものは花火大会になります。またその他今現在ですと杖立観光協会が支部になっておりまして、わいた温泉組合もASOおぐに観光協会の支部となっております。そちらのほうへの補助というかたちでASOおぐに観光協会から流れている状態になっています。

以上です。

4番（児玉智博君） 花火大会ということでありましたが要するに何かクラウドファンディングをしたらかなんとか言っているけれども結局税金を投入しなければその花火大会もできないということなんですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） この花火大会が行われる一番最初のスタートでは夏祭りに関しまして小国町商工会が実施するものに兼ね合わせてというかたちで町以外の補助というかたちも受けておりましたが、それを持続的に活用して反響も大きかったですのでこれをどうにか続けると

いうお話の中では今の現状で落ちついているというかたちになっています。

以上です。

4番（児玉智博君） それで観光PR活動等というふうになっていますけれどもなかなかその花火大会が観光に結びついているのかというところではちょっと私はよくわかりません。ですので花火大会がどういうかたちで観光PRになっているのか説明いただきたいのと。あとは支部への補助金ということでASOおぐに観光協会からさらに杖立等についているということでありませけれども、それぞれその支部に対する補助金はこの2千200万円のうち幾らずつ交付されているかわかりますか。

商工観光係長（新家龍太郎君） まず1点目花火大会においてですけれども観光振興という部分も兼ねていますが、一つ夏祭りと兼ねておりますので多くはもちろん児玉委員がおっしゃるとおり地域の町民の方に対するところが大きい部分も確かにございます。ただこちらをPRすることで夏祭りというのがお盆の時期でもございますので他地域から戻られた方ですとか観光に出向かれている方そういった方も一堂に会する場という認識のもとで花火大会のほうも行っている状態になっています。

2点目の御質問についてですが杖立温泉観光協会のほうには総額で1千万円ほどがいらっしゃいます。その大きな用途としましては杖立こいのぼり祭りが一番支出の多いものとなっております。わいた温泉組合のほうへは150万円。こちらについては主に人件費となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 1千万円で大体半分はこいのぼり祭りで残り1千万円ほどが観光協会に残るという計算になると思いますけれども、その大きい部分が花火大会というふうに言われましたが花火以外での観光PR活動というのはどういったものが行われているのですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） お答えいたします。

令和4年度におきましてはパンフレット制作。こちらのパンフレット。PRというものになりますがこちらについては涌蓋山を通した観光をプロデュースしていくというところを主に焦点を当ててウェブマガジンというものを活用したPR活動を行っております。またその他別の事業にはなるのですがパンフレットを作成したものがございますのでそういったものの増刷。そういったかたちで活用をされております。

以上です。

4番（児玉智博君） では続けて聞きます。地域おこし企業人負担金ということですが、これは令和4年度はJTBか何かから来ている人ですよ。最後の3年目になるのですが大体このJTBから招いてどういった活動をされて町に対しどういった貢献をされたかを教えてください。

商工観光係長（新家龍太郎君） はい、お答えいたします。

JTBから派遣いただきました地域おこし企業人についてですけれども、やはり観光業にそもそもタッチされた方が事務局長として今観光協会のほうにも勤務していただいておりますけど職員を束ねる中また事業を推進する中でどのような方向転換、要は観光動向等を見つめながらどういう視点でかつ運用していったほうがいいのかということをお教授いただきながら運用をさせていただいております。その中で本年度がラストのイヤーになりますけれども来年以降どのようなかたちかまた延長するのか。そもそも延長ができるのかそういったところについては今後の協議になるかと思っています。

以上です。

4番（児玉智博君） せっかくJTBから来ていただいて何か小国町に来るような旅行パッケージを持ってきてもらったとかそういう具体的にこれはというような成果はまだないのですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 特段これが大きな事業だったという成果が残る大きなものはこの3年間ではなかったのですけれども、町が施策する事業でありますとかこの補助金の中で活用される事業の中ではそういった御意見またJTBが所有する情報そういったところも共有させていただきながらお話を進めてまいりましたので、それぞれ要はJTBの中でも全国的に見解を持っていらっしゃいますし小国町独自で小国町に合ったというところを含めますとなかなかその事業を立ち上げるやっっていくというのは難しい部分があるのかなというふうにも感じます。そういったところから今現状として動く事業ですとかこれからこういうかたちでやっっていくということに御見解をいただくという部分では十分町にとっても効果があったのではないかと考えています。

以上です。

4番（児玉智博君） 続けて日本「持続可能な観光」地域協議会負担金ということで400万円です。協議会に対する負担金で400万円という結構高いなと思うのですが、これはなぜこれだけ高額な負担金が必要になるのですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） はい、お答えいたします。

そもそもこのGSTC全国的に8市町村が加わった協議会がございます。この協議会の中で全国が集まってワークショップ又は研修会そういったところを全国の協議会が集計して実施をしております。またそのほかで講師派遣またこの事業の中ですですが鍋ヶ滝がザ グリーン デスティネーションズ ストーリー アワードというところでトップ100選に選ばれてとある部門で3位という結果も残しましたが、こういった申請手続そういったところも協議会が実際は行っているようなかたちになります。そういった事務手続ですとか協議会の人件費そういったところを含めたときに各市町村にこれだけの負担をというお話が協議会のほうから上がっています。

以上です。

4番（児玉智博君） ではこの400万円というのは、残り7市町村も同じ400万円負担しているのですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） はい、しています。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。110ページございませんか。

次、111ページから112ページ。

4番（児玉智博君） まず委託料の映像制作業務委託料というのは、今シアタールームで上映されている20分ぐらいの映像を作った委託料になるのですか。

柴三郎PJT係長（北里沙耶花君） はい、お答えいたします。

はい。今シアタールームで流している20分の映像になります。

以上です。

4番（児玉智博君） そうであればあの映像は冒頭で2024年に1千円札に選ばれる北里柴三郎はというセリフから始まります。というともう来年の今頃は使えなくなると思うのです。もう選ばれもう1千円札の北里柴三郎という言い方になってしまうと思うので。新たにこれ作り直すのにまた500万円ぐらい掛けるのですか。

柴三郎PJT係長（北里沙耶花君） はい、お答えします。

現在流しているのは確かに2024年に発行される北里柴三郎の肖像画というところで紹介をされていますが、2024年以降も肖像画に選ばれていることは変わりませんのでしばらくは継続して流す予定です。その後また新しい映像という話もし検討があれば変えるということに検討するかと思います。

以上です。

4番（児玉智博君） 逆に言えば同じ映像をもう1種類しかないと思います。1種類しかないのであればなかなかリピート客が来るのだろうかというような気がします。ある程度何年間ごとに例えば紙幣は20年ごとに入れ替わっていますけれど、この映像もある程度最初作った段階でいつまで流すとか計画的にやっていくべきではないかと思うのですが、そういう計画は持たないのですか。

情報課長（中島高宏君） シアタールームのDVD映像の20分の件ですけれども計画ではまだ最低でも5年以上は使うということで考えておりますし、その後はまた検討するようなかたちになると思います。リピーターにつきましては一度20分見てもまた見ていただくような内容になっていると思いますので、リピーターもまたこれと同じビデオ見ても構わないというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） そもそもこの北里柴三郎記念館シアタールームというのは北里柴三郎博士の顕彰費ということで出ております。それで要はこのシアター以外の展示物を見ても博士の顕彰というよりも何か国立印刷局の技官の人の凹版印刷の技術とか透かし刷りとかそういう日本

の紙幣の技術力を誇示するような展示が多くて、柴三郎博士の顕彰というのには程遠いような内容になっていると思うのです。あんまりこの金の話ばかりだからちょっと私も見てうんざりするような感じがしたのですけど。それよりもやっぱり博士の生い立ちであるとか本当に博士の功績なんかを顕彰するものになったほうが見る人も「北里柴三郎の生誕地に来たな」というような気がすると思うのです。紙幣のことを知りたい人はそもそも小国に来るべきではなくて印刷局にも見学に行けばいい話ですから。そういうことで展示物の見直しというのはどれぐらいの間隔で行うのですか。

町長（渡邊誠次君） 展示物の見直しに関しましては英郎先生がおられますので英郎先生を中心に考えられるというところがございます。もちろん情報課のほうも入っていきながら話をさせていただきたいと思います。先ほど言いました国立印刷局の部分の展示が多いというのも今回はそのほうが7月まではいいであろうという判断もなされているというふうに思っておりますし、シアターホール以外の記念館でも展示物は相当ありますのでその部分では記念館全体で北里博士の顕彰を行っていただきたいというふうにも思っておりますので、その部分では一部分だけではなくて全部を皆さんに見ていただきたいという思いでございます。

以上です。

4番（児玉智博君） 北里英郎館長が全ての責任を持つというか責任を全部負わせるのですか。それはあんまりではないですか。

町長（渡邊誠次君） 責任を負わせるという言葉は私のほうからは発していないというふうに思います。英郎先生がおられるので英郎先生のお考えを中心にいろいろな考え方を合わせて、もちろん現場のスタッフも含めてお話をしたいというふうに思っておりますし情報課のほうもそれに参加するというふうに先ほどもお伝えしたはずで。

以上です。

4番（児玉智博君） 別に私町長を指名してもいないのに自ら手を挙げて「英郎先生がいらっしゃるので」、「英郎先生のお考えで」というのは、もうオープンしているのに英郎先生のお考えもよくわかっていないのですか。そういう打合せとか意思統一とかが全くできていないのですか。

町長（渡邊誠次君） 先ほどは見直しの話をされましたので随時見直しをされるのではないかとというふうにお伝えをしたばかりで、英郎先生のお考えも私のほうも十分聞いておりますし学びのやの里の方針も聞いております。また小国町も北里大学、学びの里とこれまでもやってきましたのでその方向でしっかりと話をしていながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 十分見直しの部分についてはお話をしていって進めていただければと思うのですが、やはり北里柴三郎は1千円札に選ばれたから偉大なわけではなくて別に1千円札に選ばれてなくても十分その人間社会とか人類に貢献した人であります。やはり顕彰というのであれば

1千円札に選ばれたことを顕彰するのではなくて、やっぱりそういう生誕地であるからそういう生い立ちの部分であるとかそういう研究とかそういった活動に対する実績がよくわかるものにしたほうがより多くの人が来ると思いますのでそういったものも踏まえて検討いただければと思います。

続いて鍋ヶ滝関連の予約システム発券手数料とか料金徴収等委託料とか出ておりますのでこの部分についてもちょっと聞いておきたいと思います。これ料金徴収等委託料というふうになってますけれども基本的にこの予約制になっておりますので、この場で料金を徴収する機会というのは少ないのではないかと思います。実際に料金を徴収した件数というのはわかりますか。

商工観光係長（新家龍太郎君） お答えいたします。

料金現金徴収、受付で行った件数ですが大人が7万6千144名です。子供で4千168名となっています。この中には免除要は身体障害をお持ちの方だったりそういった方々は入っておりません。

以上です。

4番（児玉智博君） 合わせて大体8万人ぐらいが現金だったということで全体の入園者が16万3千20人ということですので半分は予約せずにいらっしゃっているということだと思いますが、これは今年度もう大体その半分ぐらいは予約なしで来られているのですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 令和5年度におきましては今の状況について手元に資料がございませんが、同じような推移でいくのではないかと考えています。その理由として大型連休要は交通渋滞や施設内の混雑そういったオーバーツーリズムにならないように大型連休を完全予約制として運用させていただいております。それ以外の部分通常運用してもオーバーツーリズムにならない部分については窓口での現金精算や事前予約で入園するというかたち両方とらせていただいておりますのでこういった状態になっています。

以上です。

4番（児玉智博君） わかりました。

それであとはコールセンター業務委託料というのがありまして結局お客さんが問合せする先のコールセンターというふうになっております。実際このコールセンターの利用実績はどうなっているのか教えてください。

商工観光係長（新家龍太郎君） お答えいたします。

令和4年度におきましては着信が5千436本です。

以上です。

4番（児玉智博君） その5千件のうち大体どういった問合せ内容が多いのですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） お答えいたします。

主な内容といたしましては、「ゴールデンウィークの予約はいつから開始されるのか」とか、

「当日の予約は可能か」また「空き状況がどうか」、「予約時間に遅刻しそうですが入園可能か」、「代理予約のお願い」等もありますがコールセンターでの代理予約は行っておりませんというかたちで回答はさせております。「予約したいがネット環境がない」、「クレジットカードがない」とそういったお問合せもあっておりますが、一番最後の御連絡につきましてはA S Oおぐに観光協会のほうで当日の発券ができますのでそちらを御案内している状態です。

以上です。

4番（児玉智博君） これは非常に経費部分の予約システムの発券手数料はちょっと少しですけど料金徴収業務委託料とかコールセンター業務委託料ということで770万円、583万円、予約システム使用料が217万3千円と非常にこの経費部分が高額だと感じます。これ削減することはできないのでしょうか。例えば料金徴収委託とコールセンターをもう同じところに委託するなどして経費部分の削減という方法がないのかちょっと考えをお聞かせください。

商工観光係長（新家龍太郎君） お答えいたします。

今現状コールセンター業務につきましては令和4年度においてはJ T Bに業務委託をさせていただいておりましたが、令和5年度におきましてはA S Oおぐに観光協会に業務委託をお願いしております。またこの料金徴収につきましてもA S Oおぐに観光協会に業務委託をしておりますので、営業委託業者要は委託先については一本化をさせていただいております。ただ料金形態につきましましてはあくまでそれぞれに人件費が掛かるものになりますし、そこにプラスアルファで例えばコールセンターが同じ場所にあるわけではない要は料金徴収はあくまで鍋ヶ滝公園の受付場所です。コールセンターについては令和5年度でしたらA S Oおぐに観光協会の事務局ということで拠点がそれぞれ異なったりもします。ですのでそういったところで経費の削減という部分は今後お話を進めていく中で協議をしなくてはいけないと思いますが、どうしても費用が発生するという部分は致し方ないというふうに感じております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら113ページ、114ページ。土木総務費。ございませんか。

ないようでしたら115ページ、116ページ。

7番（松本明雄君） ここで土木関係に入ってきましたので道路関係を全般的にお聞きしたいと思います。今小国町の中では国道も結構舗装工事をやっていただいております。非常に悪かったところが直って非常に助かっております。町道の部分も舗装工事をやっていると思いますがどういう審査で区間を決めているのか。その辺の説明のほうをお願いします。

それともう一つは除雪の作業で結構金額が掛かっております。これはやはりスクールバス等が通っておりますのでその辺を重点的に早くやっていただいているのか。その辺もちょっと説明のほうをお願いします。

公共建設係長（秋吉康成君） お答えします。

昨年度令和4年度については北里倉本二俣線、明里線等を行っております。基準については路面性状調査を行いまして評価が悪かったところ又は観光地等を優先しながらこちらのほうで計画をしておりまして、今年度については明里線を全線、切原切通線等ほか2路線、全部で4路線を計画しております。

また除雪についての質問なんですけれども公共バス路線とスクールバス路線を優先して除雪をしています。また住民から通報があったところについては逐次業者にお伝えして公共バス、スクールバス路線が終わった後に回ってもらうようにしております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

4番（児玉智博君） 町道沿線立木安全対策事業補助金でございます。これは実際どこの町道の沿線を何本伐採したか教えてください。

公共建設係長（秋吉康成君） お答えします。

昨年度実績においては14件の10路線。上田、西里、下城地区を重点的に切っておりまして本数については約1千500本ほど切っております。

以上です。

4番（児玉智博君） これはあくまで木の持ち主の人からの申入れにより1千500本伐採されたのでしょうか。それとも町から危険であったりとか日当たりが悪い部分についてできれば切らせてほしいという交渉なんかはされていますか。

公共建設係長（秋吉康成君） 申請については基本的に申請者のほうから相談があつて、窓口は小国町森林組合さんになるのですけれどもそちらのほうを案内して切っていただけるように御案内をしております。

以上です。

4番（児玉智博君） やはり本当に台風なんかも強くなってきていけばそういう災害時の避難の支障になる場合もあると思うし、あるいは電線を切つてしまえば停電してしまいます。そういうのを考えればやはり危険なところは町が積極的に申し出て切ってもらうようにするべきではないかなというふうに思うわけです。窓口が森林組合というふうに言われましたけど住宅なんかの総務課が所管している隣地危険木ですね。それは窓口は森林組合ではなくて総務課に来てもらってもいいと。何も森林組合に伐採を頼まなくても例えばその一人親方の方をお願いしていただいてもいいということで、どちらかと言えばそっちのほうの知り合いの知り合いで木を切れる人に気軽に頼めば木の持ち主さんも頼みやすいだろうからそれは総務課のほうに合わせていいのではないかと思います。窓口を森林組合に限る必要はないと思いますが改善いただけないでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） この沿線木においては森林環境譲与税を使っておりまして今おっしゃる

とおり町道敷以外の部分で個人の所有がある部分を切っております。通告のほうは本人からの申出がほとんど多いのですが先ほどのお話を振り返りますと一応スクールバス沿線とかちょっとミラーが当たるとかいろんなところがあればこちらから積極的にお願いすることもあります。そういう譲与税を使っているということもありましてこれが森林法の森林法第5条森林ということで林班図御存じかと思いますが林班図に載っている部分しか対象になりませんものですから、極力うちのほうも単費を使わなくてそういう森林法に載っているものの森林を伐採していきたいというところがあってそういうところで森林組合のほうがそういう図面等をしっかり持っていますのでそういうかたちで森林組合を窓口にしております。どこを切ってくれというかたちはうちのほうからも申請しております。それから委員長とこの前立ち会ったとおりファームロードいろんなところがもうかなり町道敷にも鳥とかいろんなものが運んできて法面が森林状態になっております。そこは森林ではないのでこの森林環境譲与税は使えませんがそういうかたちでそちらのほうも今後また検討していく課題にはなっていくかなと思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 町道沿線立木についてやっぱり30万円が限度額ですよ。山主にすれば赤字になる可能性があるわけです。なかなか話が進まないということで2、3年前弓田から二俣の間を山主に相談してもう田原組から値段を交渉してその代わり木材の売上げは田原組にして、山主も協力してくれてスムーズに杉山を伐採することができました。やはり町の今の制度自体をもう町がそういう場所はその補助金を使うと後は職員はできないというようなことで山主のほうはもう結局土地を持っているだけな感じなるわけですから、もう少しスムーズにできるように森林組合に言っても「補助金が足りない」と。町に言っても「森林組合に」と。もう何かキャッチボールのし合いっこになってしまってなかなか何箇所かありますけれども進みません。ですからもう少し制度自体を考えてもらいたい。もうその横に二俣に寄ったほうに弓田共有のクヌギ山がありますけれどもそこも一緒に切るということでそれはもう田原組の方も出てやろうということでしたけれどもちょうど雪でクレーン車とかが使われないということでやめました。現在はもうそこは風が吹くと枝が落ちでくるといようなところになっております。もうちょっと制度自体を考えて計画的に要望があったらそれを次の年度でも計画を立ててやるようにしてもらいたいというふうに思います。いかがでしょう。

建設課長（小野昌伸君） おっしゃられることは十分わかります。うちの町道延長が300キロほどあってほとんどがおっしゃるとおり委員長も御存じのとおり危ないところがたくさんございます。もう本当喫緊の状態でいろいろと国県のほうにも何かこういうかたちの沿線木についていろんな補助がないかということもずっと問合せ町長のほうも動いていただいておりますが、なかなかいろんな長寿命化とか維持関係で予算が付くことが難しいので本当に予算も掛かります。でも今さっきおっしゃったように伐採の代金を調整しながらしっかりと地元の負担金に個人の負

担を少しでも軽くするようにそういうシステムができればと思っていますが、なかなか今のところちょっとそういう動きが難しいですがおっしゃられる意味は十分わかりますのでちょっと内部で揉ませていただいて検討していきたいと思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、117ページから118ページ。

4番（児玉智博君） 河川費は当初予算額が200万円で支出済額が197万円。中身を見てみると熊本県管理河川の清掃業務委託金というふうになっております。町管理河川の準用河川、普通河川は町はお金を掛けずに管理をしているということですか。

建設課長（小野昌伸君） 今上がっている予算はこれ県管理河川を地元の方12団体が草刈りをしたときの補助でございます。

4番（児玉智博君） それはもう書いてあるとおりですからそれはわかっているのです。ではなくてこの河川費に出てこないのであれば普通河川、準用河川を管理するための予算というのは別にあるということですか。ないから要は町に管理責任はあるのだけれどもお金を掛けずに管理する方法があるのかということを知っています。

建設課長（小野昌伸君） 町の準用。そうですね。この県の管理河川から枝葉で分かれた部分が準用河川になっていくのですが、そこに関しては災害時及びそういうときぐらいしか管理というかあとはちょっと倒木等があればうちのほうで管理するというかたちになっていまして、河川の清掃に関してはそういう予算組みはありません。

4番（児玉智博君） ということはもう事実上何も管理していないという状況だということですね。災害があれば災害復旧でやっている。実際その西里とかでそういうのを見ましたからやっているのだけど災害を防ぐためにやっぱり管理しなければならないと思うのです。もしかしたらそのボランティア等で川の中にヨシが生えていたりするのを善意で無償でボランティアでやってくれている人がいるのかもしれないですけど、それは全ての準用河川がそういうふうにはなっていないと思うのです。やはりその辺をしっかりと管理していくためには予算もしっかりと作って管理していくべきではないかと思うのですがどうですか。本村川について町管理河川ですが地元からの要望があってちょっと上流部分での災害復旧工事に合わせて河道掘削をしますという話がありましたけど、でもやっぱりこの災害が起きてなくても災害を防ぐためにしっかりとそういう管理をしていく必要があるのではないかと思います。そのほかの河川についてお考えをお聞かせください。

建設課長（小野昌伸君） はい。おっしゃられるとおりに災害を防ぐ意味で河川の浚渫とか必要になってくると思いますが、うちの職員で現場に行くときとかいろんな地元からの問合せで「非常に埋設量が多い」とかこの前もおっしゃられたとおりに「非常に掘削をしてほしい」というお願いがあったところはその都度考えていきたいと思いますが。確かにおっしゃるとおり県みたいに清掃活

動も必要かと思いますがなかなかこれは団体地元にも下ろしていかなければいけない案件でもありますので、しっかりとまたその辺も併せて今後考えていきたいとは思っております。清掃の件ではですね。掘削に関してはもう前から議論しているとおいろいろな補助の浚渫事業等々もありますので必要であればその補助事業をとってやっていきたいと思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

4番（児玉智博君） 老朽化住宅解体撤去工事ですが、大体どこの住宅を何棟解体されたのでしょうか。

公共建設係長（秋吉康成君） 令和4年度につきましては今年度に繰越しをしております、帯田団地1棟6戸を解体しております。今年度につきましては同じく帯田団地のほうが空いておりますので、1棟5戸を計画しながらやっていこうと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） これは財源は何を利用されているのですか。

公共建設係長（秋吉康成君） お答えします。

社会資本整備総合交付金の通常枠ということで補助率は45%になります。

以上です。

4番（児玉智博君） 帯田団地というのは火事がありましてやはり空き家になっているところを放置することは非常に危険なことだというのがもう証明されたのかなと思うのですが、現在空き家となっていてその後も入居者も入れないという住宅だった建物は今何戸あるのですか。

公共建設係長（秋吉康成君） お答えします。

帯田以外には桜ヶ丘のほうに6戸程度ありましてあとは1棟2戸の長屋タイプとかで片方が空いていたりというのがあったりしてまだそのところについては壊せないような状況になりますので随時というか計画して解体は実施していきたいと思えます。

以上です。

4番（児玉智博君） 雲雀ヶ丘の最後に残っていた1棟はもう崩れましたか。あそこもあったと思うのですが。

公共建設係長（秋吉康成君） お答えします。

入居者のほうがまだ退去をされておらず入居者のほうとは何回かやりとりはしているのですが、中身の荷物が全部片付いておりませんのでまだなかなか退去に至っておらず解体のほうにはまだ実施できておりません。

以上です。

4番（児玉智博君） あそこはもう荷物が入っていると云ってもかなり背の高い草に覆われて中に入るのも多分大変な状況になっていると思うのです。やっぱり入居者の人は「荷物は大事だから

勝手に触るな」とかいうことを言われているのですか。

建設課長（小野昌伸君） 雲雀ヶ丘においては1か月前ぐらいにある程度入居者とお話できましたのでもうある程度解体の準備を進めたいと思っております。

4番（児玉智博君） それで桜ヶ丘にも6戸あってその雲雀ヶ丘も話が進めば崩せる状況になると思うのですが、やっぱりある程度そういう計画性を持っていかないと。その6戸のままずっと何年も推移することはないと思うのです。もうまた空き家というのは増えていくわけだから。なるべく早め早めに崩せるように自主財源も使うことを含めて対応していただきたいと思います。

7番（松本明雄君） 児玉議員のほうから話も出ましたのでもうやめようかなと思っていましてけれど。帯田住宅の件なのですけどあそこはブロックで造ってありますけれどやっぱりもうシロアリが出てきています。この前住宅の階層を見たら柏田住宅は10戸ほど空いているところがあると聞きましたので、できればもうそっちのほうに皆さん入ってもらう。所得制限いろいろあるとは思いますが入っていただいて早めに壊していただきたいと思います。よろしくお願いします。

建設課長（小野昌伸君） 御指示ありがとうございます。帯田に関してはもう皆さん御存じのとおりブロック等で1棟に4部屋あります。火事のところも4部屋中1人しか住んでいない状況です。その隣も4部屋中1人しか住んでない状況。ほかに4棟残っています。帯田。やっぱり柏田となるとちょっと料金が上がりますので個人様その2名とは今交渉しながら4棟のほうは結構入っていますので。そちらにも二つ部屋が空いていますのでこちらのほうにどうぞお移りをいただけないでしょうか。そしたらこの2棟が解体できますので。先ほども議員さんが指摘がありましたとおりそういうかたちで一つ一つ集約しながら空いたところは崩していきたいと思っています。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ここで暫時休憩をいたします。2時5分から再開をいたします。

（午後1時53分）

委員長（高村祝次君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

（午後2時04分）

委員長（高村祝次君） ページ145ページから146ページ。災害復旧費。ありませんか。

4番（児玉智博君） この災害復旧工事で一旦完了したところでまた同じようなところで災害が発生したという話が幾つか聞こえてきておりますが、実際町はそういった事例を把握されているでしょうか。

農林土木係長（大藏將充君） お答えします。

令和2年災、令和3年災で工事が完了した箇所でもまた今年の梅雨前線豪雨で被災した箇所があります。竣工して1年以上経っている箇所についてはまた今年度災害復旧事業に申請する予定です。実際3月に竣工してまたちょっと土羽が崩れたりしたところもあります。そういったところ

はちょっと今年の9月の補正予算で修繕費として若干計上させていただいています。

以上です。

4番（児玉智博君） そういったところはそもその工法とかに問題がなかったのですか。

農林土木係長（大藏將充君） まず令和2年の災害ですけれどもどうしても農地、畑等で土羽の法長が長いところとかがありまして、畑につきましては補助がなかなかつきにくいというところでもどうしてもその補助内で納めるために土羽と土留め策等による復旧をせざるを得なかった箇所があります。そういったところが若干やっぱり崩れてはおります。

以上です。

4番（児玉智博君） やはりそれは崩れたところの農家とか崩れ込んだところの土地の持ち主からしてみればかなりそれはつらいと思うのです。それでまた修繕なりあるいはまた再び災害復旧工事でやったとしてもまたそういう原因をそれぞれ検証しなければ同じことの繰り返しになるのではないかと思います。そういうことを防ぐためにどうされるでしょうか。

農林土木係長（大藏將充君） 今年度につきましては、まず雨が降っているときに現場のほうを確認させていただきました。畑の表面からの水がどれくらいきているだったり法面の中段から湧水があるかないか等を現場のほう確認して再度被災がないような復旧方法を検討したいと思っています。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、147ページから148ページ。

4番（児玉智博君） 林道災害復旧工事について聞きます。室原の林道ですが今定例会に提出された補正予算でも決算で出てきている部分と同じ路線がまた災害に遭って再度災害復旧工事を行うというふうになっております。そこでちょっと確認なのですが今回のこの決算に出てきている路線が幾つあって又その路線の災害前の利用実績というのはわかりますか。

農林土木係長（大藏將充君） お答えします。

決算の中で出てきている路線につきましてはこれは室原線になります。室原線の利用実績といえますか被災前にどれだけ木材の搬出があったというのは把握はできておりません。

以上です。

4番（児玉智博君） やはり林道という結構やっぱり山の中にありますから普通の町道なんかよりも災害というのは多いのではないかなと私もちょっと経験的に感じているところなのですが、やはりそうやって取りあえず災害に遭って国からの補助もあるから災害が起きればまた復旧工事を行っていくというふうになるのですけれどもやはり全く何年も利用されてなくてその後利用するような山主さんの予定もないところをまた公費を使って復旧しても結局維持管理にもお金が掛かっていくということで予算をどんどんどんどんと投じるだけで全く誰も恩恵を受けないという

ような状況のところは結構あるのではないかと思います。やはりこの復旧するにしてももうやっぱり災害が起きたら復旧工事という機械的にやるのではなくやっぱりそこを今後どのように利用するかということも含めて復旧するかどうかの検討が必要ではないかと思いますがどうでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） 補正予算のときもそのような意見が出ました。ある程度小災害といいましょうか林道に係る限度額60万円以上ですかねのところに関しては結構拾い上げればたくさん今おっしゃるとおりあるのですが、費用対効果等々も含めてなるべく法面が崩壊したぐらいなら崩土除去で行うというかたちで多額の投資をしないで済むように土砂のけ等で対応しております。今回の室原に関してはもうすごく山腹が崩壊しておりましてもちろん治山工事も入っておりますが道路自体がなくなっておりまして、もう向こうに渡れないというところでやっぱり道路機能を回復するためには必要ということでちょっと高額になります。上げさせていただいた。今度は先ほど係長も言ったとおり再度被害を行わないようにしっかりと新しい工法で対応していきたいと思っています。

以上です。

4番（児玉智博君） でもやはりそれは再度災害が起きないようにというふうに言われるけどもう今ぐらい本当ゲリラ豪雨でここ数日も町内でもゲリラ豪雨が発生していますけど、やっぱり雨の降り方というのが変わってきていますのでこういう工法をすればもう災害が起きないなんていうのではないと思います。その上でやはりこの林道が過去にどれだけ利用をされて今後どれぐらいの利用が見込めるかというようなそれこそ費用対効果を検証していかないとこれは国ももう国民一人当たり1千万の借金があるわけです。それは将来的に国民が負担することになるし町もそんなに財政は僕は自治体の中でも決していいほうとは言えないと思います。そういう中でやっぱりもうこれは本当に検証が必要ですけど私はこの可能性もあるのではないかと思います。こうやって災害のたびに復旧していった維持費も掛けていくよりも本当に山を切り出すときに山主さんに補助金でも出したほうが率としては効率がいいのではないかとそれはちょっと思うのです。やはりそういう検証せめて災害復旧する前には実際どれだけ利用されていて、今後どれぐらいの利用見込みがあるのかという検証ぐらいしたらどうかと思うのですがいかがでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） そうですね。先ほどもおっしゃったとおり農地災害にしても林道災害にしてもやはり農地の災害にしても実際田んぼという地番があったとしてもなかなか管理していないところはもう農災の査定にも出せない時代になっております。これはおっしゃるとおり全国でもうこれだけ激甚な災害が起きればそれも災害で国の予算もなくなるぐらいあるので、その辺はしっかりと検証しながら利用実績もなかなか査定するときも査定官から聞かれますのでその辺もしっかりと山主さんに「今後どうしましょうか」とか一声かけながら災害査定に持っていくというのにも必要かと思っています。今後考えていきます。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、148ページはありませんか。

それでは、歳出のほうが終わりましたので歳入に入っていきたいと思います。

15ページから16ページ。森林環境譲与税。ございませんか。

ないようでしたら、17ページ、18ページの農林水産業費分担金。目の分担金ありませんか。

4番（児玉智博君） 農地災害復旧費分担金についてなんですが、これは農地が災害を受けた人が災害復旧工事をしたときに支払う分だと思います。これ令和4年度に支払われた分がこの額になるのでしょうか。中には令和3年度あるいは2年度に支払ったけど実際に工事が行われたのは令和4年度というような方がいらっしゃるかどうか教えてください。

農林土木係長（大藏將充君） 分担金につきましては令和2年災、令和3年災におきまして令和4年度に工事が完了しましてその工事の精算金といいますか追加で徴収することになった分と令和4年災ですね令和4年、令和5年の年明けに工事を発注した分の概算の負担金が含まれております。

以上です。

4番（児玉智博君） 追加で負担金が発生するようなことがやっぱりあるのでしょうか。何件ぐらいそういうところがありますか。

農林土木係長（大藏將充君） 令和2年及び令和3年災の追加でいただいた方につきましては、追加で23名からいただいております。逆に還付になった方もいらっしゃいます。還付になった方は歳出のほうで支払いをしております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、19ページから20ページの目の3農林水産使用料ございませんか。それと光ファイバー使用料も。

8番（熊谷和昭君） 光ファイバーの使用料の滞納分とありますけれど、何年ぐらいつと滞納されていて支払意思があるのですか。

情報係長（波多野 優君） はい、お答えいたします。

光ファイバーの滞納が一番古いもので平成23年度から発生しているものがあります。分納契約を結んでいる方等がおられますので支払う意思は確認できているのですが、支払いが滞っていたりというようなケースで残っているものになります。

以上です。

8番（熊谷和昭君） わかりました。ただ額も少額と言ったらあれなんですけど、もうこのネット時代使用料をずっと同じ金額ずつ取り続けて町民から取ってしていくよりもある程度情報を皆さ

んに使っていただくほうが先決だと思うのですが、料金自体を下げるとか何か対策がないですか。

情報係長（波多野 優君） 今テレビ放送等で光ファイバーを使っておりまして、その機器の更新等を令和元年から5か年計画で進めている状況です。小国町の加入率でいくと大体94%以上の方が光ファイバー加入されている状況で、ある意味インフラというふうには化しているところもあります。物価高騰等もありますので機器類の金額が上がっているというところで維持管理費のほうが非常に上がってきているところもありますので、現状としては光ファイバー単体で見れば赤字で運営しているような状況でもありますので使用料を下げるということは今現状ではちょっと考えにくいと思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

4番（児玉智博君） 農産物等加工試作施設使用料が3万9千200円ございますけれども、随分安いというかそんなに利用されていないということでしょうか。料金体系がどうなっているのか御説明をお願いします。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えします。

農産物等加工試作施設手づくりの館です。こちらの料金が1時間当たり400円、1日当たりの使用料が3千円となっております。令和4年度の実績としましては、12団体合計で155名が延べ人数として使用しているような状況になっております。

以上です。

4番（児玉智博君） という与实际1日で言うと3万9千円ということですから1日3千円なら13日間しか利用されていないということですか。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えいたします。

1日丸々使ってない日もございますので例えば2時間だけの使用というような日もございます。一応日数としましてはトータルで1年間で36日使用しているような状況です。

以上です。

4番（児玉智博君） にしても36日ですか。ということはもう1年間で12分の1ぐらいしか利用がされていないということで、それでも今後もこの施設は維持していくということでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） この農産物等加工試作施設、通称手づくりの館ですね昭和62年にオープンしまして施設自体もかなり老朽化してきております。今営業許可をとられている団体等もありますのでその辺りともお話ししながらいずれは悠工房等もありますのでどこかで施設を統一統合できたらというふうなかたちでちょっと検討しております。

以上です。

4番（児玉智博君） なるべく早くもう結論を出して1年間でもうほとんどが休んでいるというこ

とであればその存在意義自体がどうなのかというふうな気もするし、逆にもうちょっと活発に利用されていてそんな1年のほとんどが使われていないというような状況を解消するような方法を考える予定はないのですか。

産業課長（穴井 徹君） 今利用されている団体が営業許可をまだ更新まで期間がありますのでそこは一ヶ所一営業許可ということでその部分までは必ず継続はしたいと思っております。施設等も以前はいろんなかたちで加工試作等が行われておりましたが今ちょっとなかなかそういった方も少なくなってきましたし、機械等も古くなって利用がしづらい面も確かにあるかもしれません。先ほども申しましたが将来的には統合若しくはちょっと別でもうちょっと経費の掛からないかたちで考えていきたいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） やはりそこで許可を取る人がいるからほかの人が使えなくなるということですね。ではその悠工房に例えば統合したとして同じくそういう悠工房がもうそこで誰か許可を取ってしまったらその人たち以外が使えない。試作施設だからなるべく多くの人が試作して本当特産品になるようなものを考え知恵をそこで出してもらったほうが小国町全体のためにはなるはずなんだけれども、それがやっぱりできないのがそういうところでもう許可を取らせてしまうからということだと思うのですが、今そこで許可を取っている人がいるのであればそれを取り消させるわけにはいかないだろうからその期間はそれでいくとしてもその後は同じようなことを認めるのか。それとも少しでもたくさんの方が利用できるような方向を考えているのかお聞かせください。

産業課長（穴井 徹君） 営業許可のほうは隔離された部屋で営業許可のほうを取得しております。ですから別の部屋もありますのでいろんなかたちで使用しようと思えばほかの部屋であればほかの方も利用できるようになっております。そこら辺も併せて今営業許可を取られている方との今後どうするかという意味もあると思いますのでそこらも含めて検討はしていきたいと思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

4番（児玉智博君） 結局隔離された部分でもう許可を取ってしまったらほかの人がそのスペースは使えないわけですね。使えますか。その許可を得ている人がいないときには別の人が使えるのですか。

産業課長（穴井 徹君） 今営業許可を取られている方以外に新規で新しく許可を取るということでは現状もうできません。試作等は今営業許可を取られているところでもできるようになっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

議長（熊谷博行君） 全ての委員会で質問しましたのでさせていただきます。20ページの岳の湯倉庫使用料。以前は18万円だったとかいう記憶がありますがもう要するに細川知事のとときにスキー場を造るというところでここで試験的に雪を作った倉庫の跡だと私は記憶しております。自分で造った道ですので記憶間違いないと思います。もう何十年と使っていただいているだろうと思いますが売却したらいかがですか。

産業課長（穴井 徹君） この使用料につきましては建物の使用料になっております。土地は町のものではなくて借りている状態になっております。ですからなかなか売却というのは土地と建物が両方町のものであればそういったもうずっと貸して使用する状態であれば売却も可能かと思いますが、今の状況では地権者が別にいらっしゃいますのでなかなか難しい面もあります。

以上です。

議長（熊谷博行君） ならば土地を購入して借りているところにそのまま売れば良いと思うのですが。要するに16万円が地主さんに16万円払っているというカタチなのか。そういうところが今日初めて聞きましたので教えてください。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えします。

現在土地の使用料として16万円を地権者の方にお支払いしているのと合わせて建物の使用料を今現在JAさんのほうにお貸ししていますので16万円町のほうにいただいているというような状況になっています。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、21ページ、22ページの商工手数料、土木手数料。

4番（児玉智博君） 鍋ヶ滝公園の入園料について伺います。16万3千20人が来ているということですが実際予約の枠とか1枠に何人いるかとかいうのをまず御説明願えますか。

商工観光係長（新家龍太郎君） お答えいたします。

今11枠全部でございまして1枠170名で運用を行っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 11の枠があって170人がその中に入るということです。今後鍋ヶ滝のバイパスの計画なんかも進んでいるようではありますが、この11枠170人というのは今後計画としては現在を維持するのか。それとも枠やその枠内の人数を増やすとか。こういった考えになられているか教えてください。

商工観光係長（新家龍太郎君） お答えいたします。

今170名で運用している上限数につきましては今現状の駐車場の車両台数等も鑑みたところで設定をさせていただいております。鍋ヶ滝バイパスができることで駐車場も広くなること又今現状としてキャパオーバー要はキャパがどれぐらいのところまでで推移しているのか等々も含め

たところで今現状でもう少し増やせるのかどうかというところも今検討しているところです。なお今後バイパスができた後にこの上限数について増やすかどうかについてはもちろん考えていきたいと思っています。

以上です。

4番（児玉智博君） 台数がこの11枠170人でいっぱいということがあるのですかね。私自身第3駐車場に車が止まっているのは見たことはあるのですが、それは営業で車に乗って来た人が昼休みとか休憩時間に車を止めて昼寝をしたりとかそういう何かちょっとお客さん以外の人が何か利用しているのは見たことがあるのですが、観光客がそこに車を止めているのを見たことがなくて「やはりよく散歩なんかでそこを第3駐車場まで登って行って折り返して帰っていくんですよ」という住民の方も「ほとんど使っていない」ということを言われているのですが、第3駐車場まで車がいっぱいになることというのは予約制になって以後何回ぐらいありましたか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 第3駐車場まで全てを含めたところで満杯になったという日数については把握できておりません。ただ大型バス、バイク、普通乗用車等々ございます中で大型連休につきましてはその大型連休の期間中数回満杯になるという状態満杯に近い状態9割以上というかたちというのは見受けられています。

以上です。

4番（児玉智博君） 結局この予約制を続けていくというのであればやっぱりこの11枠170人というのがやっぱり例えばこの11枠自体を夏季やっぱり日長が長い6月から8月ぐらいまでは13枠にするとか。冬場であれば逆に11枠でいいのかあるいは10枠とかに減らすとか。やっぱりそういう期間とかに応じて変えていかないと効率よくやっぱりこの入園料収入を上げていくことにつながらないと思うのですが、私としてはもうバイパスを造るならもうこんな予約制はやめたほうがいいというのは私の個人的な考えですけど、ただ予約制を続けるのであればもうちょっと何か効率のいいやり方なんかを考えたほうがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 児玉議員おっしゃられるとおり今の現状予約システムを入れてどれだけの人数が入ってというところで全て総体的に令和3年から運用始まっていますけれどもどういう状況で要はそもそも予約システムを導入したのがオーバーツーリズムの解消というところで要は交通渋滞だけではなくて鍋ヶ滝公園内の混雑というものも含まれております。ですのでその枠数プラス枠を増やすという部分については1点人件費要は雇いますのでその1日の業務時間が延びるとその分途中交代とか必要になったりするでしょうしということも鑑みたところで検討しなければならないかなとは思っています。また予約枠数を170からそれを増やすということに関しましては、駐車場と公園内のキャパ数そういったところを含めたところで上に上げるのであれば検討していかなければならないかなというふうに考えておりますので全体的に予約シ

システムの今の現状を含めたところで今後検討していきたいと思っています。

以上です。

4番（児玉智博君） バイパスと併せて今の農業集落排水の処理施設の前を埋立ててまたそこに結構広めの駐車場を整備するという話もあるのですが、実際この16万3千20人来たところでやっぱりその枠数とか1枠に170人というものがどうなのかというのを考える部分でやっぱり問題になってくるのが駐車場の台数ということになってくるというふうなことを思われていると感じたのですが、そうであるならやはり大体16万3千20人が何台の車両で来たのかという調査をきちんと把握していないといけないのではないかなと思うのです。ただ単に170人がどうかというのを考えてもですね。実際の交通量調査というか駐車場に入った車の台数の調査なんかはされないのですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） お答えいたします。

予約システムを導入する際に鍋ヶ滝の公園の受付においてモニタリング調査を実施しております。その中で交通台数につきましては大体おおよそ2名が1台に乗車しているという状態の調査結果が出ておりますのでそちらをもとに駐車場のキャパまた何名来られてどれぐらいが上限になるのかという推移を見て今の現状のものが出来上がっております。

以上です。

4番（児玉智博君） モニタリング調査は何日間行ったモニタリング調査ですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） すみません、そのモニタリング結果につきましては手元に資料がございませんので今お答えはできません。

4番（児玉智博君） それは統計学的に優位な結果が出るだけの調査が行われたかどうかの答えもいただけないということで。だからやはりそういう1日だけとかではなくてやっぱりある程度の期間を設けて実際にだってバイクで来たら2人乗りしている車よりも1人1台ずつ来ている人のほうがほとんどでしょう。やっぱりきちんとした交通量調査というか実際に言えば公園の前に立ってカウンターで人を雇ってしたほうがいいのですが、やっぱり台数を調査できるようにしていく必要があるというふうに思います。例えば予約システムに「車は何台で来ますか」とかいうのをちょっと打ち込んだらそれがずっと毎日毎日データとして残るようにしていくとかしないとやっぱり効率のいいやり方というのはできないかと思うのですが、ちょっとそういった検討はいただけないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） もちろん予約システムとバイパス工事とバイパス工事はまだちょっと時間が掛かりますけれども、予約システムに関しましてはやっぱり一番は地元の渋滞緩和といったところは中心ですのでそれを解消するために入れさせていただいたといったところが大きいです。切符を切られる人から直接聞きましたけど1日1千500人ぐらい見えられても駐車場が予約システムでは回っていくというような状況でもありますし、1千500人でもまだまだちょっと余裕

がありますというお話もいただいておりますし1日マックスで1千500人ぐらいということでございますので、その部分では1千500人で単純に半分で割りますと750台ということでございますからそのぐらいの数はまずははけこなすであろうという考え方が一部あります。ただこれから先ほど言われたように駐車場。この駐車料金をどうするのかも含めてまたいろいろと考えていけないといけない部分もあります。商店の部分もあります。また一般質問で言われる方もいらっしゃると思いますそのときにもお答えさせていただきたいというふうに思いますけれども、見直しか考え方その当時の時代にあつてそのときの交通事情を含めたところでしっかりと考えていけないといけないというふうに思っておりますので、担当それから現場のASOおぐに観光協会も含めてしっかりと考えさせていただきたいと思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、23ページ、24ページ。災害復旧費国庫負担金まで。ございませんか。

ないようでしたら、25ページ、26ページの商工費国庫補助金。ございませんか。

ないようですので、29ページ、30ページの農林水産業費県補助金、土木費県補助金。ございませんか。30ページまで。危険住宅移転費補助金まで。

ないようでしたら、31ページ、32ページの商工費委託金、土木費委託金、7番目に県補助金もありますけれども32ページの県管理河川清掃業務委託金までございませんか。

それでは、33ページ、34ページ。農林水産業費寄附金、林業振興費寄附金50万円があります。そこもです。上のJクレジット売却収入があります。一箇所。ございませんか。

ないようでしたら、37ページ、38ページ。38ページの農業者年金業務委託金から下が柏田第1期浄化槽負担金、IRU利用収入ございませんか。

ないようでしたら、39ページから40ページ。光ファイバー引込工事費収入、森林総合整備事業補助金、イベント参加料、県北横断道路推進期成会精算返納金、県負担金返還金ございませんか。40ページまで終わりました。

歳入歳出それぞれ終わりましたけれども、質疑漏れはございませんか。

4番（児玉智博君） すみません、最後にちょっと確認させていただきたいのが小国杉を使った家具購入費です。予算は500万円でしたがそれよりも少し安い金額に収まっているなというふうに104ページです491万3千700円ということで。この空港にどのように展示されているか担当の方は確認はされていますか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） お答えさせていただきます。

家具のほうについてはもう御覧になられた議員さんもいらっしゃるかと思いますけれども、熊本空港を出発するために保安検査場の中に入りますと広い待合スペースがありますけれども、その一角をお借りしまして家具を展示させていただいております。家具の展示が3月の23日がリ

ニューアルオープンということでそれ以前の3月14日又は3月22日に直接納品とそこでの納品検査、確認をさせていただいて設置のレイアウトとかも空港株式会社様とこちら側と制作者側で協議しながら配置のほうを決めさせていただいております。

以上です。

4番（児玉智博君） あのやり方で問題ないというふうに思われますか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 3者町が入りまして制作者側それと空港側で話したレイアウトでこういう見せ方をしようということでした。日頃の例えば管理、見せ方辺りについては柔軟に対応する必要もございますし又管理の話になりますけれどももし支障が例えば破損したとかそういったことが起きれば随時連絡をいただいてこちらで点検をさせていただくというような一応取り交わしをさせていただいております。

以上です。

4番（児玉智博君） その見せ方。どういう見せ方のつもりでああいうふうなことをしているのかわからないですけど。私も先月初めて飛行機に乗る機会があったので見たんですけど、どこに飾ってあるかなというふうにちょっとどんなものが並んでいるか見てみようと思ったので探したのでわかったんですけども、その家具が高いか安いかはもうこの際個人の感想ですから言いませんけど「小国杉を使った家具ですよ」と言ってからQRコードがあってそれぞれの制作者の名前とそのQRコードがある看板が保安検査場を抜けてちょうど搭乗口に向かって行く通路の左手のほうに家具が並んでいるんですけど、そこでちょっとお客さんがくつろぐために空港が備品として置いているものなのかどうなのかそれを見ただけではわからないわけです。そのQRコードの看板も向こうのほうを向いていますのでトイレがあるほうに行ってから戻って来ないとそれが小国杉を使った小国の作家さんが作った家具ですよという情報はわかりにくいのです。やっぱり500万円も出して購入してどういうことを期待して買ったのかわからないですけど、やっぱりあれではちょっとPRとして弱いのではないかなと思うのもうちょっと「これは小国杉を使った家具です」と目に付くような壁に書くなり何なりしないと私よりも多い回数空港で飛行機に乗られた方も「どこにあるのか」というふうに言われている方もいらっしゃるのでは何か考えたほうがいいのではないですか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 児玉議員がおっしゃられるようにもっとよりわかりやすく目立つようにということだろうと思いますので、実は9月の後半にまたちょっとお客様がいない時間帯に空港のほうに出向いて今の状況を一度制作者側と確認しようという話になってそれは空港株式会社ともそういう話ができますので、そういったところを踏まえてより目立つようなにできたらというところで一度ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかに質疑漏れはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) 質疑漏れがなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番(児玉智博君) 私は、認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

まず小国材使用建築物支援事業補助金として小国材を使った住宅を建てる施主に対し小国材購入費の一部を助成するというものがございます。しかし小国材の定義を聞いてみますと必ずしも小国町の町内の山で育てられたスギやヒノキなどに限る必要はなくて、小国町外の山から切り出されたスギも町内の製材所で製材すればそれが小国材だという答弁でありました。しかし小国材を始めとする小国材と言え小国町内の山で育った木であるというイメージを持つのは当たり前の町民の感情だと思います。やはりそういった意味で厳密に小国材というものの定義ができないのであればこういった補助を恒久的に続ける必要はないと思います。520万円でありますけれどもほかの方法で小国町の林業振興を図っていくというアプローチの仕方を検討したほうがよいのではないかと思います。

また今回北里柴三郎記念館シアタールームがオープンしました。そのための整備関係の決算も出てきております。建った以上はできる限りにおいて町民からしっかりと愛されまた町外からも訪れた人たちが北里柴三郎博士の業績等をしっかりと学ぶ場になっていただきたいというふうに感じておりますしそういった努力をしていただきたいと思いますが、しかしそもそも私はこの建築に反対し予算にも反対した以上この決算についても認定に同意することはできません。

以上のようなことから、本委員会に付託された決算部分についても認定すべきではないということをお願いして討論を終わります。

委員長(高村祝次君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、令和4年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(高村祝次君) 挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定すべきとされました。

委員長(高村祝次君) ここで暫時休憩をいたします。次の会議を3時10分から再開いたします。

(午後3時01分)

委員長（高村祝次君） 休憩前に続き会議を開きます。

（午後 3 時 0 9 分）

委員長（高村祝次君） 認定第 5 号、認定第 6 号、認定第 7 号については、一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いいたします。なお、6 日の本会議で各所管に属する特別会計の決算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いいたします。併せて資料があれば配付をお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） おっしゃるとおり追加資料はありません。追加の説明もありませんので御審議方よろしくをお願いいたします。

委員長（高村祝次君） これより、認定第 5 号、認定第 6 号、認定第 7 号について質疑に入ります。なお、特別会計は歳入歳出、一括して質疑を行います。

4 番（児玉智博君） 各簡易水道と町の上水道。これの水質調査というのはどういった場所で年に何回行っておりますか。

上下水道係長（宇都宮愛子君） すみません、詳しい資料を持ち合わせてないのですが記憶している範囲では箇所数は 13 か所程度で年に 10 回行っていると記憶しております。詳しい資料はまた後でお持ちしたいと思います。

4 番（児玉智博君） その 13 か所というのはどういった場所になりますか。

上下水道係長（宇都宮愛子君） お答えします。

町内各地域もともと上水道地区であったところと旧簡水地区それぞれの箇所で水源地及び配水地などの水を採取して検査しております。

4 番（児玉智博君） 小国町の場合は余りそういった工場とかがないのであまりそういう汚染という心配は少ないのかもしれませんが、最近話題になっている有機フッ素化合物 P F A S です。そういったものも小国町の検査ではもしあれば検出できるようになっておりますか。

上下水道係長（宇都宮愛子君） お答えします。

現在小国町が委託している検査先の検査項目には含まれておりませんので検討するとなれば次年度以降からになりますけれども、検査項目を追加すると委託料が上がるということを聞いていますのでその辺り予算も含めて検討中でございます。

4 番（児玉智博君） やはり 10 回やるうちの 1 回ぐらいはやっぱりそういう検査をするのがいいのではないかなというふうに思うのです。やはりその工場とかがなくてもやっぱりそういう水源地の近くとかでそういうふうな不法投棄とかがあればそういった悪い含まれていれば飲用不適となるようなものでありますので是非それをやっていく方向で検討いただければと思います。

続けて聞きたいと思います。かなりこれまでも農業集落排水ではそういう一般会計からの持ち出し等が話題になってきたかと思えます。また水道事業についても今後使用料はこのまま据え置

くのか。それとも町民の負担をさらにちょっと求めていかなければならないような状況になっているのかお答えください。

建設課長（小野昌伸君） 上水道の件に関してはまた一般質問で同僚議員のほうから質問があるときにもしっかりと答えていきたいと思いますが、基本的には令和4年度決算というかたちで赤字というかたちがでてきていますので過去5年の推移を経過してみると初めてでございます。それはいろんな委託、漏水工事いろんなことが要因かと思っておりますのでしっかりとその辺も頭に入れながら、やっぱり運営が非常にシミュレーションでも令和4年から人口減少に伴って落ちていくということがずばりの中されたということでもありますので、しっかりとその辺はまた皆様に御相談をしながら料金改定も視野に入れながら検討していきたいと思っています。

それから農業集落排水のほうはもう令和3年から始まった長寿命化更新事業にもう始まってから20数年経っております。非常にやっぱり機械類とか塩素ガスとかいろんなことの発生によりまして耐用年数がもう15年を超えていますので機器類、ポンプの取替えもう迫られております。一時期話したとおり「このまま運営をしていくとどうなるのだろう」ということもまた今シミュレーションもしていますし企業会計に移っていきますので、一つ言えることは非常に補助事業でやったものですからもうこれを取りやめて全てのところを単独の浄化槽というかたちでその浄化槽の費用をうちが見たとしても将来的にはもうそこで切り離しができます。しかし現在入っている道路に埋設している管とかそういう施設等々の撤去等々、補助金の返還もちろんありますし、そういうのを考えればなかなか新しいいろんな考えもありますけれどもなかなか今の現状を維持していくしか方法がないかなと思っていますので加入率も非常に高うございます。もう80%は超えていますので田原においては100%というかたちになってあとはもう加入を促していったら、こちらのほうも将来的には料金のほうも考えていかなければいけない時期にくるのではないかなと思っておりますのでもうすぐシミュレーションも出来上がりますのでまた勉強会でも開いて皆さんと協議していきたいと思っています。

以上です。

4番（児玉智博君） それでは一つちょっと確認なのですが農業集落排水は田原、西里の岳の湯とかあと黒淵に導入されているわけですが、答えられれば結構なのですがけれども大体町民課のほうに聞くべきことですが、やっぱり農業集落排水の地域とそれ以外の地域の河川の水質などでやっぱりそこを顕著に何か違いなんていうのはあるのですか。わからない。ではいいです。終わります。

委員長（高村祝次君） 簡易水道特別会計歳入歳出決算について質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） では次に、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） 今建設課長のほうから説明ありましたが僕も議員になってからもう再三年間8千万円ぐらいずっと入れております。今田原辺りのほうは自然の勾配で流れていくので非常に何も問題ありませんけれどやはり勾配をとってポンプアップやらするところは今後少しは考えていかないとずーっと払い続けてまたポンプも買い続けなければいけない。これは負の財産としてずっと残っていきますのでいろんなことはありますけどシミュレーションのほうを待ってまた御相談したいと思いますので、また一般質問でもしますのでよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（高村祝次君） 農業集落排水のポンプアップするというのは田原が一番先に農業集落排水の事業をやりましたが、その経験を生かして再三「ポンプアップはやめたほうがいい」と役場にも言いましたけれどもやっぱりポンプアップに特に西里辺りはやったわけです。「もう個別に件数が少ない2、3軒のところは合併浄化槽にしたほうがいい」ということを再三言いました。でも事業にかからないとかいろんなことで言われたことをやらなかったから今になった。もう最初からわかっていたことですよ。もう台風がきて停電になればもう低いところに汚水が出てくるとかいうことは最初から田原で経験していたから役場の執行部に言ったけれどもなかなかそれが通らなかったということです。事実はそのことです。ですからやはり今からの職員も議員さんたちが言うことは真摯に受け止めてやっぱりやってもらいたい。そうしないと次の世代に負の遺産を継ぐような感じになりますのでどうか考えてしっかりやってもらいたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） 御助言ありがとうございます。しっかりと考えて今からの事業も推進していきたいと思います。ありがとうございます。

委員長（高村祝次君） それでは質疑がないようでしたら、水道事業会計利益の処分及び決算についての質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 最後に、特別会計の質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、認定第5号、令和4年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

続いて、認定第6号、令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

認定第7号、令和4年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、討論ござい

ませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては執行部は最後にお立ちいただきたいと思ます。

委員長(高村祝次君) 認定第5号 令和4年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(高村祝次君) 全員挙手であります。

よって、認定第5号は認定すべきとされました。

認定第6号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(高村祝次君) 全員挙手であります。

よって、認定第6号は認定すべきとされました。

認定第7号 令和4年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(高村祝次君) 全員挙手であります。

よって、認定第7号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

常任委員会に付託されました決算認定は全部終了いたしました。

よって、本日の令和5年度第1回産業常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) 異議なしと認めます。

以上で、令和5年第1回産業常任委員会を閉会いたします。

本日はどうもお疲れさまでした。

(午後3時25分)

小国町議会会議録
令和5年第3回定例会

令和5年9月発行

発行人 小国町議会議長 熊谷博行
編集人 小国町議会事務局長 橋本弘二
作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119